

# 平成 26 年第 4 回定例会会議録

平成26年 第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期18日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
12月 2日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・決算特別委員長報告・質疑・討論・採決 議案上程・提案理由説明
12月 3日	水	休 会	議案調査
12月 4日	木	休 会	議案調査
12月 5日	金	休 会	議案調査
12月 6日	土	休 会	（市の休日）
12月 7日	日	休 会	（市の休日）
12月 8日	月	休 会	議案調査
12月 9日	火	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
12月10日	水	本 会 議	一般質問
12月11日	木	本 会 議	一般質問
12月12日	金	本 会 議	一般質問
12月13日	土	休 会	（市の休日）
12月14日	日	休 会	（市の休日）
12月15日	月	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
12月16日	火	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
12月17日	水	休 会	議事整理
12月18日	木	休 会	議事整理
12月19日	金	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

## 平成 26 年 第 4 回菊池市議会定例会会議録（目次）

<b>12月2日（火曜日） 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第1号	47
2. 本日の会議に付した事件	49
3. 出席議員氏名	51
4. 欠席議員氏名	51
5. 説明のため出席した者の職氏名	51
6. 事務局職員出席者	52
7. 開 会	53
8. 開 議	53
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	53
10. 日程第2 会期の決定	53
11. 日程第3 各常任委員会行政視察報告	54
12. 日程第4 決算特別委員会の報告・質疑・討論・採決	60
休 憩	72
開 議	72
13. 日程第5 議案第117号から議案第146号まで一括上程・説明	72
14. 日程第6 議案第147号 上程・説明・質疑・討論・採決	84
15. 日程第7 請願第6号及び請願第7号一括上程	85
17. 日程通告 散会	86
<b>12月3日（水曜日） 休 会</b> <b>12月4日（木曜日） 休 会</b> <b>12月5日（金曜日） 休 会</b> <b>12月6日（土曜日） 休 会</b> <b>12月7日（日曜日） 休 会</b> <b>12月8日（月曜日） 休 会</b>	
<b>12月9日（火曜日） 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第2号	89
2. 本日の会議に付した事件	89
3. 出席議員氏名	89
4. 欠席議員氏名	90

5. 説明のため出席した者の職氏名	90
6. 事務局職員出席者	90
7. 開 議	91
8. 日程第1 質疑	91
9. 日程第2 委員会付託	93
10. 日程第3 一般質問	95
(1) 城 典臣君質問	95
「防災について」	95
○総務部長 馬場一也君答弁	96
城 典臣君質問	97
○市長 江頭 実君答弁	98
(2) 城 典臣君質問	98
「食の安全について」	98
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	99
○教育部長 松岡千利君答弁	99
○経済部長 松野浩一君答弁	100
城 典臣君質問	100
○市長 江頭 実君答弁	101
(3) 城 典臣君質問	102
「林業振興について」	102
○総務部長 馬場一也君答弁	103
○経済部長 松野浩一君答弁	104
城 典臣君質問	104
○市長 江頭 実君答弁	105
(4) 城 典臣君質問	106
「産廃問題について」	106
○市長 江頭 実君答弁	107
休憩	108
開 議	108
(1) 水上隆光君質問	109
「荒れる里山とバイオマスについて」	109
○経済部長 松野浩一君答弁	109
水上隆光君質問	110
○経済部長 松野浩一君答弁	110

○市民環境部長 倉原良則君答弁	111
水上隆光君質問	112
○市長 江頭 実君答弁	112
(2) 水上隆光君質問	113
「不妊治療について」	113
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	114
水上隆光君質問	114
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	115
水上隆光君質問	116
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	116
水上隆光君質問	116
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	116
水上隆光君質問	117
○市長 江頭 実君答弁	118
(3) 水上隆光君質問	118
「市内の高校について」	118
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	119
水上隆光君質問	120
○教育長 原田和幸君答弁	120
水上隆光君質問	121
○市長 江頭 実君答弁	121
昼食休憩	122
開 議	122
(1) 荒木崇之君質問	123
「市の公有財産について」	123
○総務部長 馬場一也君答弁	123
荒木崇之君質問	124
○総務部長 馬場一也君答弁	125
荒木崇之君質問	126
○総務部長 馬場一也君答弁	127
荒木崇之君質問	127
○総務部長 馬場一也君答弁	127
荒木崇之君質問	128
○総務部長 馬場一也君答弁	129

(2) 荒木崇之君質問	129
「市議会議員に対する徴税業務について」	129
○市長 江頭 実君答弁	130
荒木崇之君質問	130
○市長 江頭 実君答弁	131
荒木崇之君質問	131
○市長 江頭 実君答弁	131
荒木崇之君質問	132
○市民環境部長 倉原良則君答弁	132
荒木崇之君質問	133
○市長 江頭 実君答弁	133
荒木崇之君質問	135
○市長 江頭 実君答弁	135
休 憩	136
開 議	136
(1) 平 直樹君質問	136
「民営化について」	136
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	137
平 直樹君質問	138
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	139
平 直樹君質問	140
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	141
平 直樹君質問	141
○市長 江頭 実君答弁	142
(2) 平 直樹君質問	142
「入札制度について」	142
○総務部長 馬場一也君答弁	143
平 直樹君質問	145
○総務部長 馬場一也君答弁	145
平 直樹君質問	146
○総務部長 馬場一也君答弁	146
平 直樹君質問	146
○総務部長 馬場一也君答弁	146
平 直樹君質問	147

○総務部長 馬場一也君答弁	148
(3) 平 直樹君質問	148
「子どもの下校について」	148
○教育部長 松岡千利君答弁	149
平 直樹君質問	150
○教育部長 松岡千利君答弁	150
平 直樹君質問	150
○市長 江頭 実君答弁	152
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	152
11. 日程通告 散会	153

## 12月10日(水曜日) 本会議

頁

1. 議事日程第3号	157
2. 本日の会議に付した事件	157
3. 出席議員氏名	157
4. 欠席議員氏名	157
5. 説明のため出席した者の職氏名	158
6. 事務局職員出席者	158
7. 開 議	159
8. 日程第1 一般質問	159
(1) 泉田栄一郎君質問	159
「医療費支払いについて」	159
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	160
(2) 泉田栄一郎君質問	161
「防災について」	161
○総務部長 馬場一也君答弁	162
泉田栄一郎君質問	163
○総務部長 馬場一也君答弁	164
泉田栄一郎君質問	165
○総務部長 馬場一也君答弁	165
泉田栄一郎君質問	165
○市長 江頭 実君答弁	166
休 憩	167
開 議	167

(1) 出口一生君質問	167
「少子化対策を推進するためには」	167
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	168
○経済部長 松野浩一君答弁	169
(2) 出口一生君質問	169
「不登校のまま義務教育が終わった子どもたちの就労について」	169
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	170
○教育部長 松岡千利君答弁	171
(3) 出口一生君質問	171
「高齢者福祉施策について」	171
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	172
(4) 出口一生君質問	173
「地域福祉について」	173
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	175
○総務部長 馬場一也君答弁	176
(5) 出口一生君質問	177
「高齢者が元気に暮らせるまちをつくるには」	177
○経済部長 松野浩一君答弁	177
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	178
(6) 出口一生君質問	178
「市長のリーダーシップについて」	178
○市長 江頭 実君答弁	180
昼食休憩	182
開 議	182
(1) 猿渡美智子さん質問	182
「つまごめ荘の職員不足について」	182
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	183
猿渡美智子さん質問	184
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	186
猿渡美智子さん質問	187
○市長 江頭 実君答弁	187
(2) 猿渡美智子さん質問	188
「小中学校における集団フッ化物洗口について」	188
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	190



○教育部長 松岡千利君答弁	190
猿渡美智子さん質問	191
○教育部長 松岡千利君答弁	192
猿渡美智子さん質問	193
○教育長 原田和幸君答弁	194
(3) 猿渡美智子さん質問	195
「小中学校における補助教員・特別教育支援員の配置について」	195
○教育長 原田和幸君答弁	196
休憩	197
開議	197
(1) 東 奈津子さん質問	197
「オスプレイの低空飛行訓練について」	197
○総務部長 馬場一也君答弁	199
○市長 江頭 実君答弁	199
東 奈津子さん質問	199
○総務部長 馬場一也君答弁	202
東 奈津子さん質問	202
○市長 江頭 実君答弁	202
(2) 東 奈津子さん質問	203
「学校施設のアスベスト問題について」	203
○教育部長 松岡千利君答弁	204
東 奈津子さん質問	204
○教育部長 松岡千利君答弁	205
東 奈津子さん質問	206
○教育長 原田和幸君答弁	206
東 奈津子さん質問	207
○教育長 原田和幸君答弁	207
東 奈津子さん質問	207
○教育長 原田和幸君答弁	208
東 奈津子さん質問	208
○市長 江頭 実君答弁	208
9. 日程通告 散会	209

1. 議事日程第4号	213
2. 本日の会議に付した事件	213
3. 出席議員氏名	213
4. 欠席議員氏名	213
5. 説明のため出席した者の職氏名	214
6. 事務局職員出席者	214
7. 開 議	215
8. 日程第1 一般質問	215
(1) 坂本道博君質問	215
「稼げる農業について」	215
○経済部長 松野浩一君答弁	217
坂本道博君質問	218
○経済部長 松野浩一君答弁	219
○市長 江頭 実君答弁	219
坂本道博君質問	220
○市長 江頭 実君答弁	220
(2) 坂本道博君質問	221
「地域づくりと子育て支援について」	221
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	222
坂本道博君質問	223
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	225
○市長 江頭 実君答弁	225
休 憩	226
開 議	226
(1) 木下雄二君質問	226
「道路整備について」	226
○建設部長 中原宏隆君答弁	227
(2) 木下雄二君質問	228
「花房坂の外灯の整備について」	228
○経済部長 松野浩一君答弁	229
(3) 木下雄二君質問	229
「小川基金の奨学金への活用について」	229
○教育長 原田和幸君答弁	230
木下雄二君質問	230

○市長 江頭 実君答弁	231
(4) 木下雄二君質問	231
「十八外城の整備について」	231
○教育部長 松岡千利君答弁	231
木下雄二君質問	232
○市長 江頭 実君答弁	233
(5) 木下雄二君質問	234
「ポケットパーク足湯の再検討について」	234
○建設部長 中原宏隆君答弁	235
木下雄二君質問	235
○市長 江頭 実君答弁	236
(6) 木下雄二君質問	237
「竜門ダムに感謝する日について」	237
○市長 江頭 実君答弁	238
(7) 木下雄二君質問	239
「環境問題について」	239
○経済部長 松野浩一君答弁	239
○市民環境部長 倉原良則君答弁	240
木下雄二君質問	240
○市長 江頭 実君答弁	241
昼食休憩	241
開 議	241
(1) 松岡 讓君質問	241
「下水道事業について」	241
○建設部長 中原宏隆君答弁	242
松岡 讓君質問	243
○建設部長 中原宏隆君答弁	243
松岡 讓君質問	243
○建設部長 中原宏隆君答弁	244
○市長 江頭 実君答弁	244
松岡 讓君質問	245
○建設部長 中原宏隆君答弁	245
松岡 讓君質問	246
休 憩	246

開 議	246
○建設部長 中原宏隆君答弁	246
松岡 讓君質問	246
休 憩	247
開 議	247
○総務部長 馬場一也君答弁	247
松岡 讓君質問	247
○建設部長 中原宏隆君答弁	250
松岡 讓君質問	250
○建設部長 中原宏隆君答弁	251
休 憩	251
開 議	251
(1) 柘原賢一君質問	252
「大型商業施設出店報道について」	252
○経済部長 松野浩一君答弁	253
○建設部長 中原宏隆君答弁	254
柘原賢一君質問	254
○建設部長 中原宏隆君答弁	254
柘原賢一君質問	254
○教育部長 松岡千利君答弁	255
柘原賢一君質問	255
○教育部長 松岡千利君答弁	255
柘原賢一君質問	255
○経済部長 松野浩一君答弁	255
柘原賢一君質問	256
○市長 江頭 実君答弁	256
(2) 柘原賢一君質問	257
「図書館建設について」	257
○教育部長 松岡千利君答弁	259
柘原賢一君質問	260
○教育部長 松岡千利君答弁	260
柘原賢一君質問	261
○教育部長 松岡千利君答弁	261
柘原賢一君質問	261

○市長 江頭 実君答弁	261
9. 日程通告 散会	262

<b>12月12日(金曜日) 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第5号	265
2. 本日の会議に付した事件	265
3. 出席議員氏名	265
4. 欠席議員氏名	266
5. 説明のため出席した者の職氏名	266
6. 事務局職員出席者	266
7. 開 議	267
8. 日程第1 一般質問	267
(1) 樋口正博君質問	267
「菊池市の空き家・廃屋について」	267
○建設部長 中原宏隆君答弁	268
樋口正博君質問	269
○建設部長 中原宏隆君答弁	269
樋口正博君質問	270
○市長 江頭 実君答弁	270
(2) 樋口正博君質問	271
「菊池市中小企業振興基本条例について」	271
○経済部長 松野浩一君答弁	271
樋口正博君質問	272
○経済部長 松野浩一君答弁	273
○総務部長 馬場一也君答弁	273
樋口正博君質問	274
○市長 江頭 実君答弁	274
(3) 樋口正博君質問	275
「菊池市のまつりについて」	275
○経済部長 松野浩一君答弁	275
樋口正博君質問	276
○市長 江頭 実君答弁	277
休 憩	279
開 議	279

(1) 岡崎俊裕君質問	279
「市民広場の整備と周辺整備について」	279
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	280
岡崎俊裕君質問	281
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	282
岡崎俊裕君質問	283
○市長 江頭 実君答弁	284
(2) 岡崎俊裕君質問	285
「市政を担う職員の研修等について」	285
○総務部長 馬場一也君答弁	287
昼食休憩	288
開 議	288
市長 江頭 実君発言の申し出	289
(1) 大賀慶一君質問	290
「住宅の耐震化について」	290
○建設部長 中原宏隆君答弁	291
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	291
大賀慶一君質問	292
○建設部長 中原宏隆君答弁	292
大賀慶一君質問	292
○建設部長 中原宏隆君答弁	292
大賀慶一君質問	293
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	293
(2) 大賀慶一君質問	293
「教育の施策について」	293
○教育長 原田和幸君答弁	294
大賀慶一君質問	296
○教育長 原田和幸君答弁	297
(3) 大賀慶一君質問	298
「来年度予算編成について」	298
○総務部長 馬場一也君答弁	299
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	300
大賀慶一君質問	301
○市長 江頭 実君答弁	301

(4) 大賀慶一君質問	302
「旭志地区の公園整備について」	302
○建設部長 中原宏隆君答弁	303
大賀慶一君質問	303
○建設部長 中原宏隆君答弁	304
市長 江頭 実君発言の申し出	304
9. 日程第2 議案第148号 上程・説明・質疑・委員会付託	306
10. 日程第3 報告第21号 上程・報告・質疑	307
11. 日程通告 散会	309

12月13日(土曜日)	休 会
12月14日(日曜日)	休 会
12月15日(月曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
12月16日(火曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
12月17日(水曜日)	休 会
12月18日(木曜日)	休 会

12月19日(金曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第6号		313
2. 本日の会議に付した事件		313
3. 出席議員氏名		313
4. 欠席議員氏名		314
5. 説明のため出席した者の職氏名		314
6. 事務局職員出席者		314
7. 開 議		315
8. 日程第1 各常任委員長報告		315
・総務文教常任委員長報告		315
・福祉厚生常任委員長報告		318
・経済建設常任委員長報告		324
委員長報告に対する質疑		328
休 憩		330
開 議		330
討 論		330
(1) 樋口正博君討論		330

(2) 平 直樹君討論	331
(3) 東 奈津子さん討論	333
(4) 猿渡美智子さん討論	333
(5) 樋口正博君討論	334
(6) 山瀬義也君討論	335
採 決	336
討 論	336
(1) 水上隆光君討論	337
(2) 松岡 讓君討論	338
(3) 坂本道博君討論	338
(4) 東 奈津子さん討論	338
採 決	339
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	339
休 憩	340
開 議	340
10. 追加議事日程（第6号の追加1）	340
日程第1 決議案第2号上程・説明・質疑・討論・採決	340
休 憩	345
開 議	345
特別委員会委員の選任について	345
休 憩	345
開 議	345
特別委員会正副委員長の互選について	346
11. 閉 会	346



第 1 号

1 2 月 2 日

# 平成26年第4回菊池市議会定例会

## 議事日程 第1号

平成26年12月2日（火曜日）午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 各常任委員会行政視察報告
- 第4 決算特別委員会の報告  
質疑・討論・採決
- 第5 議案第117号 菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例の制定について  
議案第118号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第119号 菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について  
議案第120号 菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第121号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第122号 菊池市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第123号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第124号 菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第125号 菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第126号 菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第127号 菊池市甲森北集会場条例を廃止する条例の制定について  
議案第128号 菊池市歴史民俗資料館条例を廃止する条例の制定について  
議案第129号 平成26年度菊池市一般会計補正予算（第8号）  
議案第130号 平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第

- 2号)
- 議案第131号 平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 議案第132号 平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4  
号)
- 議案第133号 平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3  
号)
- 議案第134号 平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4  
号)
- 議案第135号 平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補  
正予算(第4号)
- 議案第136号 平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 議案第137号 平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第  
4号)
- 議案第138号 平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算  
(第3号)
- 議案第139号 平成26年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第140号 財産の無償譲渡について
- 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について(きくちふるさと水源  
交流館)
- 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について(菊池市小原ほたる交  
流館)
- 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について(菊池市立泗水図書館)
- 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について(菊池市市民会館)
- 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について(菊池市総合体育館)
- 議案第146号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明

- 第6 議案第147号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 請願第6号 協力雇用主・入札参加資格審査にて優遇制度導入を求める請願書  
について
- 請願第7号 「乳房撮影専門X線装置の購入、設置に対する菊池市の助成」に  
関する請願



**本日の会議に付した事件**

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 各常任委員会行政視察報告

日程第4 決算特別委員会の報告

質疑・討論・採決

日程第5 議案第117号 菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例の制定について

議案第118号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第119号 菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

議案第120号 菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第121号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第122号 菊池市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第123号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第124号 菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第125号 菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第126号 菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第127号 菊池市甲森北集会場条例を廃止する条例の制定について

議案第128号 菊池市歴史民俗資料館条例を廃止する条例の制定について

議案第129号 平成26年度菊池市一般会計補正予算（第8号）

議案第130号 平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)

- 議案第131号 平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第132号 平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第133号 平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)
- 議案第134号 平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第135号 平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第136号 平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第137号 平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第138号 平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)
- 議案第139号 平成26年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第140号 財産の無償譲渡について
- 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について(きくちふるさと水源交流館)
- 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について(菊池市小原ほたる交流館)
- 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について(菊池市立泗水図書館)
- 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について(菊池市市民会館)
- 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について(菊池市総合体育館)
- 議案第146号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明

- 日程第6 議案第147号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第7 請願第6号 協力雇用主・入札参加資格審査にて優遇制度導入を求める請

願書について

請願第7号 「乳房撮影専門X線装置の購入、設置に対する菊池市の助成」に関する請願

まで一括上程

---

出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市	長	江頭	実	君	
副	市	長	木村	利昭	君
政策企画部長兼					
市長公室長		小川	秀臣	君	
総務部長		馬場	一也	君	

市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	中原宏隆君
七城総合支所長	大山堅四郎君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田譲二君
財政課長	中村喜範君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊藤道俊君
教育長	原田和幸君
教育部長	松岡千利君
農業委員会事務局長	原和徳君
水道局長	藤本辰広君
監査事務局長	宮村公男君



事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	徳永裕治君
議会係長	松原憲一君
議会係	遠山彩美さん

午後 1 時 3 0 分 開会



○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。  
(全員起立)

こんにちは。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は 20 名です。定足数に達していますので、ただいまから平成 26 年第 4 回菊池市議会定例会を開会します。



○議長（森 清孝君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

11 月 11 日、宇土市において第 256 回熊本県市議会議長会が開催され、副議長と出席いたしました。九州市議会議長会提出議案等について審議いたしました。

次に、監査委員から平成 26 年 10 月分までの一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますのでご報告申し上げます。なお、詳細については、事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。



午後 1 時 3 1 分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森 清孝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 88 条の規定により、柘原賢一君及び工藤圭一郎君を指名します。



#### 日程第 2 会期の決定

○議長（森 清孝君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る 10 月 24 日の議会運営委員会におきまして、本日から 12 月 19 日までの 18 日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 12 月 19 日までの 18 日間と決定しました。





### 日程第3 各常任委員会行政視察報告

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、各常任委員会の行政視察報告の件を議題とします。

各常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、工藤圭一郎君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（工藤圭一郎君） 皆さん、こんにちは。総務文教常任委員会の視察研修についてご報告申し上げます。

今回の研修は、宮城県東松島市の東日本大震災における被害状況と現状について、角田市では定住促進策、角田・いらっしやいプラン推進事業について、次に栗原市では学府くりはらの取り組みについて、11月5日から7日までの2泊3日で研修を行いました。

初めに、東松島市では、執行部より東松島市の被害状況と復興まちづくりについて説明を受けました。その後、菊池市より復興関連のため派遣職員として建設課道路公園整備班で勤務している古市技術主任より、復興交付金事業で計画されている道路整備及び集団移転促進事業について説明を受けました。まだまだ復興は進んでいないものの、防災集団移転、災害公営住宅の建設により人口が戻りつつあるが、道路整備については、亡くなっておられる方や遠くへ移転されている方が多く、用地買収に何回も足を運ばなくてはならず、かなりの時間を要するというものであります。市が土地を多少高く買い上げることで住宅の再建ができ、人口の流出に歯どめがかかった。道路復旧工事や新設の道路については平成32年度ぐらいまで続くだろうということでありました。

全国から派遣職員、任期つき職員、再任用職員を含めて現在129名が復興業務に当たっておられる。まだまだ関連事業が続くので継続的な職員派遣をお願いしたいということでありました。大変な大震災で気が遠くなるような被害に見舞われましたが、民間やボランティアの力でここまで再建ができた。職員や市民が団結しないと復興事業も進まない。住民が安心した生活の再建が課題であると感じました。

次に、角田市の定住促進策、角田・いらっしやいプランの推進事業ですが、事業の目的は、少子高齢化や地域内雇用の減少、利便性の高い地域への転出による人口減少に歯どめをかけるため、平成17年6月に策定されたものであります。大震災後は土地及び建物を求める被災者が多い現状から、被災者応援金を設けた制度設計と、子育て支援から18歳未満のいる世帯に焦点を当てた制度である。事業推進後も人口減少には歯どめがかかってない状況である。5年以内に転出された場合は補助金を返還していただくということでありました。今後の展開として、現在は新築

及び中古住宅の取得、購入のみが対象であるが、リフォームへの補助が必要ということでありました。

どこの市町村も人口減少については悩んでおられる。角田市では平成17年からいち早く独自の取り組みをされているが、9年で1,500名が転入されているが、それ以上に転出されている方がおられる。交付金も9年で2億500万円以上になり、それだけの費用対効果があったかが疑問として残りました。市民に理解が得られる事業展開が求められるのではないかと感じました。

次に、栗原市研修では学府くりはらの取り組みについて研修を行いました。研修内容としては、学力向上のための緊急プロジェクト、学校ICT環境推進事業、青空大使派遣事業、教育研究センター設置事業についてであります。

学力向上のための緊急プロジェクトは、具体的な事業内容としては市内統一学力テスト、宮城教育大学との連携推進事業、学び支援コーディネーター等配置事業や家庭学習推進事業などが行われています。

学校ICT環境推進事業については、平成25年度より栗原市内全小中学校に3カ年でタブレット・パソコン等の環境整備をしようというものであります。モデル校における検証では、成果として、挙手して発表する方法よりも意見が出しやすいと感じるようで、生徒から多くのアイデアが出されるようになった。課題としては、教職員によって活用力の差があり、研修を重ねる必要があるということでありました。

教育研究センター設置事業については、学力の向上や不登校対策、いじめ問題、安全安心な学校づくりなどの解決のために教育研究センターが設置されている。学力向上のためいろんな事業を展開されているが、数年ではなかなか成果が目に見えないようであるが、続けて行うことが大事であると考えている。

ICT環境推進事業は全国的な傾向にある。どう活用し、児童生徒の確かな学力の向上につなげるかではないか。若いうちに国際感覚、経験を積むことが大切である。大いに実施してほしいものである。

教育研究センター事業については、廃校をうまく活用されている。教育委員会と議会が一丸となって栗原市の教育に取り組む姿勢が伝わってきました。

以上、総務文教常任委員会の視察研修報告とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 次に、福祉厚生常任委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） こんにちは。

閉会中の福祉厚生常任委員会の視察研修についてご報告を申し上げます。

去る11月4日から11月6日までの2泊3日の日程で、委員7名、事務局1名、

執行部1名、計9名により、滋賀県守山市、奈良県大和高田市及び大阪市内で視察研修を行いましたので、その内容について申し上げます。

初めに、滋賀県守山市は琵琶湖の南東部、湖南平野の中央部に位置し、南は草津市、東は野洲市に接しており、大津湖南広域市町村圏5市の中で大津市、草津市と並んで中心的都市であります。総面積が55.73平方キロメートルを有し、最高地で106.1メートル、最低地で83.7メートルの平たんな田園都市であります。平成26年4月1日現在の人口は8万228人、世帯数が2万9,597世帯となっています。平成25年度と比較しますと685人の人口増であります。JR守山駅を中心に宅地造成が進み、高層住宅等が建設されており、若い世代を中心とした京阪神のベッドタウン化が進んでいるところであります。

研修内容は、守山市が進める「すこやかまちづくり行動プラン」についてであります。本事業の策定に至るその経緯につきましては、一つには住民実態調査の結果や総合診断事業の実施により、課題として、1点目には生活習慣病、特に糖尿病予防が最重要課題であること。2点目に外来調剤の頻回受診の問題。3点目に元気高齢者の介護予防と要介護者の健康管理。4点目に障がい者の健康増進。以上の4点が課題として浮かび上がったとのことであります。

一方、国民健康保険税の連続した引き上げや介護保険料が県内で一番高額であったことから、介護や医療制度の安定運営の必要性が出てきたとのことであります。平成32年には高齢化率が21.1%となり、現行の高齢化率が19.58%であることから、支援対象の拡大等により、市民、自治体の負担がますます大きくなることが予想されました。

以上のようなさまざまな課題等を踏まえて、平成22年12月に住みやすき日本一が実感できるまち守山を目指して「すこやかまちづくり行動プラン」が策定をされています。計画期間は平成23年から平成27年で、中間評価を平成25年に実施しています。すこやかまちづくり行動プランに基づく事業は、健康づくり、生きがいづくり、在宅ケアに関する108の事業があり、全庁的に取り組まれています。行動プランを啓発するための事業としては、すこやかまちづくりフォーラム、市民啓発連続講座、健康川柳募集事業があり、本年は174点出品があったとのことです。このように啓発にもしっかりと取り組まれています。

平成24年度からの新規事業として「すこやかチャレンジ事業」と「いきがい活動ポイント事業」があり、この二つがプランのメイン事業となっています。

1点目のすこやかチャレンジ事業については、健康的な生活習慣の定着化を支援するためのポイント報償制度事業で、たまったポイントを商品券等に交換できます。効果を上げるために、健康診査やがん検診の受診や健康イベントの参加にもポイン

ト加算ができるように工夫したとのことでありました。参加者の反応は、運動習慣の定着につながったという声や、食習慣の改善になったという声が多く聞かれたようです。

2点目にいきがい活動ポイント事業については、65歳以上が対象で、高齢者の皆さんがボランティア活動を通じ要介護状態になることを予防するための事業であり、社会福祉協議会に委託をされています。こちらもポイント報償制度となっており、ポイントは自己申告制で、商品券等と交換できるとのことでした。

これからも健康づくりに関心を持つ人、それを実践する人をふやして、健診受診率の向上や地域の活性化につなげ、中長期的には介護医療費の削減や健康寿命の延伸につなげていきたいとのことでありました。

市内には県立病院、市立病院、県立高校、私立高校があるとのことで、教育機関、医療機関等の環境が充実していると感じたところでもあります。本市でも他市から学ぶことはたくさんあり、よいところを取り入れながら、市民の笑顔と健康づくりをしていくべきだと感じました。

次に、奈良県大和高田市は、奈良県の西北、奈良盆地のほぼ南西部にあり、市内は小さい丘を除いて全てが平たんな地形で、中心部が商店街、東西部が工業地帯、郊外では住宅建設が進められ新しい住宅街ができています。面積は16.49平方キロメートルで、平成26年度4月1日現在の人口は6万8,524人、世帯数は2万9,430世帯の住宅都市です。

研修項目は「認定こども園事業」についてであります。大和高田市では認定こども園を2園運営されていますが、平成20年4月に開園された土庫こども園について説明を受けました。施設の所管は大和高田市福祉部保育課であります。認定こども園の類型は幼保連携型であり、認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園として機能を果たすタイプとなっております。定員が220人、実数が142人でありました。短時間利用児は幼稚園部分で定数90人に対して実数が33人、長時間利用児は保育所部分で定数130人に対して実数が109人。開園時間は午前7時30分から午後7時までとなっています。職員は正規10人、臨職18人、計28人であります。教育・保育の目標は「心がおどる かんじる つながる」として運営をされています。保育時間につきましては、短時間児（幼稚園児）は月曜から金曜までが8時30分から午後2時まで、休日は土曜、日曜、祝日と春休み、夏休み、冬休みの期間があります。長時間児（保育所児）は、平常保育が8時30分から16時30分まで、長時間保育が7時30分から18時、延長保育が7時30分から19時であります。土曜日は、平常保育が8時30分から12時、長時間延長保育が7時30分から16時との説明を受けた

ところであります。

認定こども園ができてよかった点として、幼稚園と保育所の先生の人事交流が可能となり、教育、保育の経験とシステムが共有することができ、先生のスキルアップが図れること。保護者の就労状況や家庭の事情の変化等による園児の幼保間の移動がスムーズに行え、園児への精神的負担がないこと。幼保の保護者のネットワークが自然にでき、協力し合えること。改善点として、行政組織上の課題は、保育課と学校教育課の両方が関係するため窓口の一本化が必要であること。説明等をしていただきました担当者が最後に言われたこととして、幼稚園機能と保育所機能を統合した認定こども園に、初めに子どもたちがなれ、次に先生たちがなれ、最後に親がなれたとのことでした。

今回の研修では、今後、本市において認定こども園に取り組む場合に参考となることをたくさん教示していただきました。

最後に、大阪府立環境科学センターの研修では、PM2.5、ダイオキシン、アスベスト関係について、担当官の説明をいただきました。大阪府として一般環境測定局が府内に105カ所設置してあるとのことでした。平成25年度、PM2.5光化学スモッグ注意報を大阪府で7回発令しているとのことでした。アスベスト処理については平成40年ごろが建築物等の解体によるピークを迎えるそうです。大阪府生活環境の保全に関する条例で、基準としては敷地境界基準、大気1リットル中10本以内と規定しているとの説明がありました。

今回、最後の研修日程まで大変実のある研修ができたことを申し上げて、福祉厚生常任委員長の研修報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 改めましてこんにちは。経済建設常任委員会の視察研修についてご報告申し上げます。

当委員会の本年度の視察研修を10月27日から10月29日の2泊3日で行い、北海道石狩市では6次産業化の取り組みについて、北海道鹿追町ではバイオガスプラントについて視察研修してまいりました。参加者は委員6名全員と、事務局1名、執行部2名の計9名でございました。

まず、27日の石狩市でございますが、北海道の西海岸に位置し、人口は5万9,685人、平野部から中山間部にかけて豊かな自然条件のもと、さまざまな農畜産物が生産されています。主な産物としては水稲、小麦、バレイショ、てん菜、ニンジン、大根などがございます。6次産業化への取り組みとしましては、6次産業化推進事業検討会が実施主体となって推進しており、1次、2次、3次産業者が連携

して行う新商品開発に対して補助金を用意し、地元食材を有効利用した商品開発を支援しているということでございます。

この検討委員会は市内の加工事業者、農協、商工会議所、大学の食物栄養学科、6次産業化プランナー等がメンバーとなって構成されており、平成25年度事業においては6事業に対して1件当たり20万円から30万円程度の補助を行っているということでした。

そのほかにも石狩イコロの会というものがあり、60人程度が会員となって石狩市内の異業種間の交流を行い、石狩産の食材をテーマとしてお互いに情報交換しながら、新しい地域ブランドを開発しておられます。この会には農業者、加工業者からタクシー会社の方まで参加して、年に4回の交流会や大規模イベントを年に1回開催するなど精力的に活動しておられます。そこでの情報交換から実際に新商品開発につながる事例も出てきているということでございます。事業成果の例としましては、製粉会社、水産会社、生産者が共同して石狩鮭そばを開発しており、そのほかにも規格外となった素材を生かしてニンジンドレッシング、野菜ソフトクリーム、かぼちゃようかん等の商品を開発するなど着実に成果を上げておられました。

次に、28日の鹿追町でございますが、北海道の中央部に位置し、人口は5,537人、農業と観光を基幹産業とする純農村地帯であります。酪農を主とする畜産と、小麦、てん菜、バレイショ、豆類、キャベツ、アスパラガス等の生産が盛んに行われています。

バイオガスプラントの建設に至った理由としましては、近年観光農園や体験型農業等が盛んになり、交流人口が増加してきたため、家畜ふん尿や堆肥散布による悪臭への苦情が増加してきたことが挙げられます。悪臭に対する解決手段として、また、生ごみや農業集落排水、汚泥等を有効活用するため、バイオマスタウン構想を策定し、新たにバイオガスプラント、堆肥化プラントを整備し、既存の施設とあわせて鹿追町環境保全センターとして、平成19年10月から稼働されています。1日の処理量は、乳牛ふん尿で1,870頭分であり、家畜ふん尿の処理施設としては国内最大級の規模であります。

バイオガスプラントは廃棄物処理、エネルギー製造、CO<sub>2</sub>削減、有機肥料製造の四つの機能をあわせ持ち、エネルギー供給の安定性にすぐれているということでございます。この施設により、地域のバイオマス資源を有効に活用し、生産された消化液や堆肥を農地に還元するなど地域循環型農業の実現を図るとともに、バイオガスによる電力熱エネルギーを有効活用しておられます。例としては、熱エネルギーを利用したハウスで、熱帯果樹であるマンゴーの栽培や、チョウザメの飼育等を行っているということでございます。

これらの研修を通して、今後の菊池市の産業振興における活路開拓、また畜産における諸問題の解決に向け、大いに参考とすることができました。

以上、経済建設常任委員会の視察研修の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

○

#### 日程第4 決算特別委員会の報告・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第4、決算特別委員会委員長より、議案第87号から議案第97号までの11議案について審査結果の報告がっておりますので、これを議題とします。

決算特別委員会の審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、木下雄二君。

[登壇]

○決算特別委員会委員長（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。決算特別委員会の審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。

9月定例会で当委員会に付託されました議案は、議案第87号、平成25年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第97号、平成25年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件でございました。9月24日には委員の皆さんと決算の意義と考え方や、審査において配慮すべき点などを確認いたしました。あわせて執行部の説明の要領についても統一したものになるように協議を行ったところであります。審査は9月29日から4日間の予定で、執行部の説明を求めながら慎重に進めてまいりました。

それでは、まず各会計ごとに出されました主な質疑や意見等を報告いたします。

歳入について報告しますと、一般会計から特別会計までについて、それぞれ収入未済額一覧表にまとめ提出されました。数字の報告はいたしません。市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等、多くの費目で滞納金が発生しており、不納欠損処分滞納処理状況についてそれぞれ担当から報告がありました。執行部もそれぞれの部署で催促、督促から電話による相談、自宅訪問、夜間相談の開設、法的な滞納処理など懸命に取り組まれておられ、平成24年度と比較して収納率は若干向上しているようであります。委員から適切な収納について、市税を初め国民健康保険税、公立保育園の保育料、市営住宅の使用料や住宅新築資金貸付金、奨学資金貸付、また水道及び下水道使用料等で多額の滞納がある。執行部におかれましては、税負担の公平公正の観点からさらなる努力を求める意見が強く出されました。

次に歳出の主なものについて報告をいたします。

議案第87号、平成25年度菊池市一般会計決算の中で、議会費、政務活動費の

情報公開について委員より意見があり、熊本県内の市で常時公開しているところもあるので、今後は議員みずから公開を検討していくべきであるとのことでありました。

ワイフ物語経費については、直接関係のない観光PR用USBの作成等の事業費を計上してあり、不適切な予算要求であるとの指摘がありました。執行部としても事業の見直しの必要性があると考えているとの答弁がありました。

情報化推進費について、委員より現在のシステム委託については無駄があるのではないかと。今後は電算システムの統一化等の更新が必要であるとの意見がありました。執行部より、今後のシステム更新については平成28年度を予定しており、最新の検討課題としてシステムの統合の必要性も検討していくとのことでありました。

防犯灯設置事業については、委員より一般財源での設置であり、他市の場合は補助を受けて設置しているとの質疑があり、執行部としても他市との比較、特に補助金については国、県の活用方法を取り入れていきたいとの答弁がありました。

自主防災組織設立促進補助金については、予算の流用に対する質疑があり、なぜ補正で対応できなかったのか、繰り返しの流用では予算の意味がないとの指摘がありました。委員会としても流用については慎重にやっていただくように要望をいたしました。

文化施設費867万7,796円については、委員より、これまでも決算委員会の中で執行部に対して厳しい指摘がなされ、今後誰が見ても疑義が出ないように努力したいとの答弁があったということであるが、今回も改善が見られないとの意見がありました。執行部より、弁護士とも改めて相談し、そして地権者の方にも相談に行き交際してまいりたい。それで進めて、平成27年度改定できればと思って努力しているとの答弁がありました。委員会としても、改めて誰が見ても疑義がない契約に改善されるよう指摘をいたしました。

ふるさと納税について、委員より、市職員のうち市外通勤者が、平成20年度が80名、平成25年度が103名いるとのことだが、通勤手当、市県民税、固定資産税等の観点からしても、強制はできないと思うが、市民感情的にも税金を納めるなら少しでも菊池市のためになりたいという思いを職員の方に持っていただきたいとの意見がありました。執行部より、可能なところにおいて対処していきたいとの答弁がありました。

地籍調査について、近隣の自治体に比べて旧菊池市の分がおくれている現状に対して、もっとスピード感を持ってやっていただきたいとの意見がありました。

商品券発行支援事業委託料の成果に対する質疑については、執行部より、地域の活性化に結びついており、特に住宅のリフォーム等においてはめぐるん券で交付し



ており、住宅の場合は最高20万円、店舗の場合は30万円ということで、地元業者の利用もふえている状況であるとの答弁がありました。

月見殿、月華亭の債権の回収についての質疑があり、執行部としても現在倒産により、また債権者の変更等によって回収できていないとの答弁がありました。執行部としても、今後税務課、下水道課、商工観光課、各部署連携して債権の回収に向けた取り組みをしていきたいとの報告がありました。委員会としても、この問題については相手に対して常時、催告、財産調査等を行っていかれるよう指摘をいたしました。

市民広場再整備事業676万4,000円について、委員より、概要とか成果とあるが、将来に向けてどのような決意でやっているのかとの質疑に、執行部より、市民の皆様を中心とした協議会が設立され、いろんな整備案について検討をいただいています。市の事業予算にも限界があるので、この事業の進め方については再検討をしていますとのことでありました。

都市整備課関係の足湯について、委員より、年間の維持管理費約250万円は費用対効果の観点からも、また市内全域の事業の補助金等の比較の対象になっており、平等性の観点からも再検討の必要があるのではないかという指摘に対して、執行部より、足湯についてはつくった後、非常に不評だということは承知している。現在、管理費の節約等を考えており、費用対効果が上がるように努力をしていきたいとの答弁がありました。また委員より、今後は足湯等の公園を含め、総合評価方式を積極的に導入していただきたいとの意見がありました。

議案第88号、平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、国保税の徴収率が悪いのは、やはり所得の低い方が多いのではないかという質疑に対して、菊池市の場合は近隣の市に比べて農業関係の方が主になっているので、どうしても収入が少ない部分があるので厳しいと思われるとの答弁がありました。また滞納の方たちに対しては短期保険証というものを発行して受診していただいているとの報告もありました。

議案第89号、平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、特に質疑はありませんでした。

議案第90号、平成25年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より現在、介護保険の事業として地域密着型の施設整備が平成25年度に選定され、平成26年度に建て込みということになっている。おこなっているとのことだが、補助金返納等の問題が発生するのではという質疑に対して、執行部より、熊本県の交付要綱において実績報告書を提出するようになっているので、市としても県と協議をしながら、事業がおこなわれるような状況の場合は適切な指導を行

ってまいりたいとの答弁がありました。

議案第91号、平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定については、未整備についての質疑があり、執行部より、現在の普及率は81.4%となっている。七城地区が入っていないので、全国的あるいは県に比べても菊池市は少ないとの答弁がありました。

議案第92号、平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第93号、平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については特に質疑はありませんでした。

議案第94号、平成25年度菊池市地域生活排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、現在の単独浄化槽から合併浄化槽に切りかえていただくための対策についての質疑に対して、広報等で広く市民に理解を求めていきたいとの報告がありました。

議案第95号、平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については特に質疑はありませんでした。

議案第96号、平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定については、空調機保守点検委託料47万1,450円についての質疑があり、点検をしても結局故障のときには修繕を行っている。高額な保守点検料を払う必要があるのか。また、点検をしている業者が修繕を受注しているという報告もあり、執行部に対して行政改革の観点からも改善されるよう指摘をいたしました。

議案第97号、平成25年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員より、民間委託したことによる変化に対して、平成20年度から委託しているが、土曜日は12時まで、通常は7時まで業務を行っているので、収納率も向上しており、委託してよかったのではないかと感じているとの答弁がありました。

議案第87号の中で市税の延滞金の取り扱いについては、委員より、延滞金については一部不適切な事務処理があったと一般質問の答弁で言われている。執行部はシステム的な問題であって事務的には処理は間違っていないと言われているが、今でも法令を遵守して徴税業務を行っているという姿勢は変わらないかとの質疑に、執行部から、法令に基づく徴税業務は世帯の状況によって本税、また延滞金の徴収業務を行っている。業務については当然法令に基づいた徴税業務という形で行っている。ただ、業務の事務的な手続の処理は一部不適切な部分があったと確認できているとの答弁がありました。また、委員より、徴収業務についても適正に行っていないかと思うという意見がありました。

今回は改めて平成20年度から施行された菊池市中小企業振興基本条例の市の取

り組みについて審議をいたしました。各委員より、中小企業振興基本条例は、市内の中小企業の振興を図り、活力ある地域社会の実現のために施行された条例であるので、地場産業育成としての結果が出るように、特に下請等については地元で受注できるように取り組んでほしいとの意見がありました。また今後の庁舎建設についても、地域の活性化につながったと言われるような対応をお願いしたいとの要望がありました。

当委員会に付託されました11案件のうち、議案第87号、平成25年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては反対討論がありましたので申し述べます。部落解放同盟への不適切な補助金の支出を続けることは、部落差別を逆に固定化するものであるとする反対討論がありました。

次に、特別養護老人ホーム、幼稚園の民営化関連の支出である行政改革推進費について、自治体の任務放棄につながる支出であるとの反対討論がありました。

また、生活保護関連予算について、年金の削減、国の生活保護基準の引き下げ等、暮らしを直撃する政治が強行されたもとの、本決算の内容もこうした国の悪政の影響、問題点が含まれるものとなっているとの反対討論がありました。

文化施設費の土地建物賃借料について、昨年の決算特別委員会での指摘を受け、契約書の見直し及び地権者との相談を十分に行っていくと答弁をしたにもかかわらず、1年間改善に向けての動きも道筋も見えないとの反対討論がありました。

国際交流費の中のワイフ物語経費について、観光PR用のUSB200本が年度末に作成されていて、予算執行率を上げるため、本来の趣旨と違った目的外支出であるとの反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第88号、平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、本市の国民健康保険税は市民の負担能力は限界に来ていると考える。据え置きではなく引き下げに踏み切るべきであるという反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

議案第89号、平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、本制度が75歳以上の高齢者が少ない年金から保険料を天引きされ、年齢で差別する問題のある制度である。制度そのものに反対する立場から不認定とする反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

議案第90号、平成25年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当初の理念とは裏腹に、見直しが行われるたびに保険料が上がり、サービスはどんどん制限されている。実施主体である菊池市がさらなる市民負担の軽減

の処置を講じ、必要なサービスを受けられるよう独自の努力を行うべきである。それらの理由から不認定とする反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

討論のなかった議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号につきましては、全員異議なく認定すべきものと決しました。議案第97号についても討論もなく原案のとおり認定、可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） 以上で決算特別委員長の報告を終わります。

ただいまの決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。ございませんか。

岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 1点だけご質疑を申し上げます。

議案第87号中の市税への延滞金の取り扱いについてということで、後ろから2枚目のところですけれども、一番下の欄に、委員より、徴税業務について適正に行われていないと思うという意見がありましたとあります。これはどういう情報根拠をもってこういうことを委員がおっしゃったのがちょっとわかりませんもんですから、こちら辺のところを詳しく言っていただければと思います。

○議長（森 清孝君） 決算特別委員長、木下雄二君。

[登壇]

○決算特別委員会委員長（木下雄二君） 岡崎議員の質疑にお答えしたいと思います。

この徴税延滞金の取り扱いについての委員会としてのいろんな質疑があったわけでごさいますけれども、その中で委員の中から、そういう先ほど言われましたように徴収業務についても適正に行っていなかったと思うという意見の発言がございました。そういうことで委員長報告にはその意見として取り上げたわけでごさいます。以上です。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） ただいま委員長のほうからそういうことで委員会の中であったということでごさいました。委員の中から徴税業務について適正に行われていないと思うという意見があったということは、この委員さんというのは何らかの根拠となる情報を得ていたというようなことになりはしないかというふうに私は思うわ

けでございますので、その点についてはどう思われますか。

○議長（森 清孝君） 決算特別委員長、木下雄二君。

[登壇]

○決算特別委員会委員長（木下雄二君） 岡崎議員の再質疑にお答えしたいと思います。

あえて今回の場合は委員よりということで、委員会として取りまとめて報告をしたわけではなく、委員よりそういうふうにして思うという意見があったということで報告をしておりますので、そのように理解をしていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 委員長がおっしゃいまして、いろいろ考えると、委員がこういう発言をするということは、どこからか情報が出ているだろうと私は思うわけです。委員さんのこういう発言はどこにはね返るかという、職員にはね返ってくるわけです。こういう発言が出てくると、職員が疑われるような状況になるわけですから、このことについてはしっかりこの場でしていただいて、職員が疑われるような状況にならんように。委員さんが個人的な思いだけで言われるということは、非常に記録として残りますので、そういう点を今から先のことに気がけていただければというふうに私は思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 答弁が要りますか。

[「いや、要りません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はありますか。

山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 木下特別委員会委員長のほうに質疑いたしますが、平成以降、20年度から施行されておる中小企業振興基本条例、これについて議員各位からも審議されて、下請については極力地場産業育成のためにこうやっていくべきだという話があるようですが、その中で、審査の結果の中で、親請けから下請け、どれぐらいの率で菊池市の業者に渡っているか、協議されましたか。また、特に落札率が本市は高いわけでございますから、そのあたりを含めて協議されたかどうかを聞きたいと思います。

○議長（森 清孝君） 決算特別委員長、木下雄二君。

[登壇]

○決算特別委員会委員長（木下雄二君） 山瀬議員の質疑にお答えしたいと思います。

今、中小企業振興基本条例についてのお尋ねでございますが、落札率とかそうい

うのについても全部資料をいただいて、執行部としての意見は、ちゃんとそれに基づいてやっているという報告でございました。それと、落札率の高どまりについても、委員のほうから他市と比べてそういうのが高いんじゃないかという意見もちゃんとございました。この報告の中でも申し上げておりますように、基本的に下請け等がどうしても地元のほうに結果が出ていないというのが現実だという委員からの強い意見もございまして、それに対しては、今後は執行部としても努力をしていきたいという報告はいただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 木下議員のほうに、特別委員長のほうにまあ1回やりませけれども、今、各議員のほうから、また執行部のほうからも調査したということでありました。それで、入札はやはり地元が親請けが多いというように受けとめるわけですが、下請について、以前、決算特別委員会を含めてのお答えの中では7割以上が菊池外だということでしたかな、そのあたりは変わっておりますか。よければそのパーセントを出していただきたい。協議されておればですね。

○議長（森 清孝君） 決算特別委員長、木下雄二君。

[登壇]

○決算特別委員会委員長（木下雄二君） 山瀬議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

数値的なものについては、今ちょっと即座に出ませんもんですから申しわけないんですが、いずれにしても下請等については、委員からもちゃんとその指摘的なものも出ました。事例も挙げてですね。ですから、福祉関係についても県外に発注している部分があるということの指摘もしまして、今後はそういうことにも気をつけて、地元の地場産業に結びつくようにしっかり努めていただきたいという意見を集約したところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 今、委員長のほうからありましたように、私の所属する委員会も総務文教でございますから、あとはこの議会中の協議会か何かのときにまた質疑をやっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで質疑を終わります。

これから、議案第87号から議案第97号までの11案件について討論を行います。討論はありませんか。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

議案87号、88号、89号、90号について反対討論を行います。

まず議案87号、平成25年度菊池市一般会計歳入歳出についてです。

反対の主な理由の一つは、部落解放同盟への直接的な補助金を含めた関連予算についてです。国の法律もなくなる中で特定の団体に不適切な額の補助金の支出を続けるというのは部落差別を逆に固定化するものであり、不適切であると考えます。

理由の二つ目は、養護老人ホーム、幼稚園の民営化関連の支出である行政改革推進費についてです。これは自治体の任務放棄につながる支出であり、認められません。

理由の三つ目は生活保護関連予算についてです。平成25年度は年金の削減や国の生活保護基準の引き下げなど、国民の暮らしを直撃する政治でした。残念ながら本決算の内容もこうした国の悪政の影響、問題点が含まれたものとなっており、認めることができません。

以上をもって87号の反対討論としたいと思います。

次に88号、平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてです。菊池市の国保税は市民の負担能力は限界に来ています。据え置きでなく引き下げに踏み切るときだと思えます。大もとは国庫負担が引き下げられたことが原因ですが、実施主体はあくまでも市町村です。自治体の本来の仕事に立ち返るならば、引き下げに踏み切るべきだと思えます。委員会での私の質疑の答弁にもありましたように、ほかの自治体と比べても市民所得は菊池市は低い状況です。市民の暮らしの状況を踏まえ、今後の速やかな対応を求め、反対討論とします。

次に89号、平成25年度菊池市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。75歳以上の高齢者が少ない年金から保険料を天引きされ、給付の増額が保険料のアップにつながる。高齢者を年齢で差別する問題のある制度だと思えます。その制度そのものに反対する立場から反対討論とします。

次に、議案第90号、平成25年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてです。現在の介護保険制度はスタート当初の理念とは裏腹に、見直しが行わ

れるたびに保険料は上がり、サービスはどんどん切り下げられています。大もとには国の責任がありますが、実施主体である菊池市がさらなる市民の負担軽減の措置を講じ、必要なサービスを十分受けられるよう独自の努力を行うべきであると考え、反対の討論とします。

以上、四つの議案について反対の討論を終わります。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号に対する反対討論がありましたので、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号に対する賛成者の発言を許します。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） こんにちは。東議員の討論の中に部落解放同盟への不適切な補助金という発言があったことに対して意見を申し述べたいと思います。

同和対策審議会の答申以来、いろいろ法は変わってきましたが、変わってきた法の中でも、また現在の菊池市の条例においても、部落差別をなくしていくことが行政と市民の責務であるという理念は何ら変わりはないというふうに考えております。この間、当事者である運動体の方々や市民や教育や行政の努力によって部落差別の解消に一定の成果があったと思っております。しかしながら差別の現実はいまだ根強いものがあり、土地差別があったり、戸籍の不正取得があったり、インターネット上での誹謗中傷があったりするという実態があります。

先日、私も部落解放研究集会に参加してまいりましたが、その中では戸籍の不正取得によってそれを売買することで多額の利益を得ている業者がいることや、それにどのように対抗していけばよいのかというような議論がなされておりました。そういう差別の現実がある限り、当事者である運動体の方々がその差別の現実に対峙していく力をつけるために、また周りの方々への啓発を図っていくための研修をしていかなければならないということは、とても大切なことだと思います。

そういった研修の場を保障していく意味から、市が運動体に対して補助金を出すということは決して不適切であるとは考えません。むしろ、そのことでさらなる差別の解消に向かっていかなければならないと思っております。よって、その部分に対しては東議員の討論に反対をしたい、決算の認定をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 議案第87号から議案第90号について、ほかに討論はありませんか。

荒木崇之君。



[登壇]

○8番（荒木崇之君） 議案第87号、平成25年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論をいたします。

理由としましては、先ほど木下委員長が述べられましたが、1点目、主要施策の成果の14ページです。中段のワイフ物語経費ですが、観光PR用USB200本を作成し配付したとのことですが、平成25年3月の総務文教委員会での当初予算の審議においてはそのような計画など示されておらず、さらにUSBを作成した時期が年度末である本年3月13日とは、まさに予算執行率を上げるための支出、もしくは補助金の残額を使ってしまうための、本来の趣旨とは違った目的外支出と判断します。また、きくちワイフ物語推進協議会補助金交付要綱を見ますと、国際交流事業を行うに当たって、執行部にとって都合がよい予算の隠れみと思われる要綱です。実際に本推進協議会の事務局を国際交流係が持っております。補助金を出す側と受ける側が同一というのは好ましくありません。要綱の改正もあわせて指摘し、反対討論といたします。

2点目は、決算書266ページです。文化会館の土地賃借料867万7,796円については、昨年9月の一般質問及び決算特別委員会において土地賃借契約の不透明さを指摘され、その不透明さにより過去10年間に固定資産税分に過払いがあると新聞報道でもされました。執行部は昨年の決算特別委員会の指摘を受け、契約書の見直し及び地権者との相談を早急に行っていくとの答弁をしたにもかかわらず、1年間改善に向けての動きも道筋も見えません。今ごろ不動産鑑定を行っているというのはまさに遅きに失していると言っても過言ではありません。昨年の決算特別委員会では全員一致で不透明な土地賃借契約の解消については強く指摘しています。議員各位におかれましては、決算特別委員会の存在意義を示すためにも、一度不認定にして、執行部に危機感を持って問題解決に当たることを突きつける必要があると考えます。

以上の理由により反対討論といたしますので、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。以上、反対討論といたします。

○議長（森 清孝君） 議案第87号から議案第90号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第87号から議案第90号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。ただいま討論がありました議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号及び議案第97号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、そして議案第96号、以上の6案件については決算特別委員長の報告は原案のとおり認定であります。決算委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、以上6案件については決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第97号について、原案のとおり可決認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号については決算特別委員長の報告のとおり可決認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号については起立によって採決します。

お諮りします。議案第87号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第87号は認定することに決定しました。

次にお諮りします。議案第88号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第88号は認定することに決定しました。

次にお諮りします。議案第89号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第89号は認定することに決定しました。

次にお諮りします。議案第90号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第90号は認定することに決定しました。

ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午後2時41分

開議 午後2時49分  
○

○議長(森 清孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第117号から議案第146号まで一括上程・説明

○議長(森 清孝君) 次に、日程第5、議案第117号から議案第146号までの30案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長(江頭 実君) それでは、改めまして皆様、こんにちは。本日、12月14日執行の衆議院議員総選挙は公示されたところでございますが、議員各位におかれましては平成26年第4回菊池市議会定例会を招集しましたところ、本会議にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。本定例会の会期につきましては先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月19日までの18日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由をご説明いたします前に、先月24日に七城地域を会場として開催しました総合防災訓練について触れさせていただきます。

震度6強の地震が発生し、建物倒壊や火災による甚大な被害が発生したという想定のもとに、住民の避難、消防団による被災情報の収集や安否確認、炊き出し訓練、災害ボランティアセンターの開設運営などを七城地域の住民の皆さんを初め各関係機関が一体となって、約250人が参加し、訓練を行いました。議長並びに総務文教常任委員長を初め、議員の皆様にもご参加いただきまして本当にありがとうございました。この場をかりて御礼申し上げます。

折しも長野県北部で発生した大地震直後の訓練でありましたので、ご参加いただいた皆さんも一層真剣に取り組んでいただきまして、大変意義のある訓練となりました。いつ起こるかかわからない災害への備え、防災への意識づけのためにも、今後とも計画的に実施してまいりたいというふうに考えております。

それでは、ただいま上程されました議案第117号から議案第146号について、ご説明を申し上げます。

議案第117号、菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例の制定につきましては、市民広場の整備に関し、市民検討委員会を設置するため制定するものでございます。

議案第118号、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の規定により設備及び運営に関する基準について、条例で定めるものでございます。

議案第119号、菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について及び議案第120号、菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、介護保険法の一部改正等に伴い、それぞれの基準を条例で定めるものでございます。

議案第121号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会の設置に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第122号、菊池市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市職員等の九州管内における宿泊を伴わない旅行に係る日当の取り扱いについて、条例の一部を改正するものでございます。

議案第123号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する法律の施行による出産育児一時金の取り扱いについて、条例の一部を改正するものでございます。

議案第124号、菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、各排水処理施設事業の使用料の格差緩和を図るため、関係条例の整備を行うものでございます。

議案第125号、菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴う保育料減免制度の変更及び旭志幼稚園の閉園に伴い条例の一部を改正するものでございます。

議案第126号、菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水迫体育館の一般利用を中止するに当たり条例の一部を改正するものでございます。

議案第127号、菊池市甲森北集会場条例を廃止する条例の制定につきましては、集会場を甲森北区へ無償譲渡するに当たり条例を廃止するものでございます。

議案第128号、菊池市歴史民俗資料館条例を廃止する条例の制定につきましては

は、老朽化による資料館の解体に伴い条例を廃止するものでございます。

次に、議案第129号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第8号）でございます。歳出の主なものとしたしましては、庁舎整備に伴う各課の移転費用等1,577万1,000円、障がい児通所給付費等支援事業及び自立支援給付事業などの扶助費の増3,879万8,000円、保育所運営費負担金2,033万3,000円、環境整備積立金8,427万9,000円、6次産業化ネットワーク活動整備交付金3,179万円など、総額2億9,159万3,000円を追加するものでございます。

議案第130号から議案第139号につきましては、各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。

次に、議案第140号、財産の無償譲渡につきましては、甲森北集会場を甲森北区へ無償譲渡するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第141号から議案第145号につきましては、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第146号、字の区域の変更につきましては、南田島・佐野地区土地改良事業に伴う字の区域の変更について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましてはこの後、総務部長が説明をいたしますので、議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） こんにちは。それでは、議案第117号から議案第146号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第117号、菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例の制定についてでございます。提案理由は、地方自治法の規定により執行機関の附属機関として設置する委員会について、条例で定めるものでございます。

あけて2ページが制定する条例案でございます。内容は、菊池市ふるさと創生市民広場の整備に関し、市民の意見及び提案を反映させるため、菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会を設置するものでございます。第2条から所掌事務、組織及び任期等を定めております。なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上が議案第117号の説明でございます。

次に3ページをお願いいたします。

議案第118号、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。提案理由は、児童福祉法の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、条例で定めるものでございます。

あけて4ページから9ページが制定する条例案でございます。内容は、第1条で趣旨、第2条から基準の目的等、第4条から事業者の責務及び事業の一般原則等、第9条から事業所の設備の基準、職員の配置、その他運営に関する基準等を定めております。なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第118号の説明とさせていただきます。

次に11ページをお願いします。

議案第119号、菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、条例で定めるものでございます。

あけて12ページから25ページが制定する条例案でございます。内容は目次にありますとおり、総則、人員に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、基準該当介護予防支援に関する基準を定めております。なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上が、議案第119号の説明でございます。

次に27ページをお願いいたします。

議案第120号、菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。提案理由は、先ほどの議案と同様に、第3次一括法の施行による介護保険法の一部改正等に伴い、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準について、条例で定めるものでございます。

あけて28ページ、29ページが制定する条例案でございます。第1条で趣旨、第2条から定義、基本方針、職員数の基準を定めております。なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第120号の説明とさせていただきます。

次に31ページをお願いいたします。

議案第121号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会を設置することから条例の一部を改正するものでございます。

あけて32ページが改正する条例案でございます。

ここで新旧対照表の1ページをお願いいたします。左側が現行、右側が改正案でございます。改正点は下線部分でございます。別表、その他の特別職の部、菊池市庁舎等整備市民検討委員会委員の次に記載のとおり加えるものでございます。なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第121号の説明とさせていただきます。

再び議案書の33ページをお願いいたします。

議案第122号、菊池市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、職員等の宿泊を伴わない九州管内の旅行について、日当を支給しないこととするよう条例の一部を改正するものでございます。

あけて34ページが改正する条例案でございます。なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第122号の説明とさせていただきます。

35ページをお願いいたします。

議案第123号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、健康保険法施行令の一部を改正する法律の施行等のため条例の一部を改正するものでございます。

あけて36ページが改正する条例案でございます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。改正点は下線部分の記載のとおり出産育児一時金と加算額について、改正するものでございます。なお、この条例は平成27年1月1日から施行することとしております。

以上、議案第123号の説明とさせていただきます。

再び議案書の37ページをお願いいたします。

議案第124号、菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、各排水処理施設事業等で使用料の算定が異なり、また供用地区ごとに料金が異なるなどの格差緩和を図るため、関係条例の整備を行うものでございます。

あけて38ページから39ページが改正する条例案でございます。

ここで新旧対照表の4ページをお願いいたします。4ページ上段が第1条、菊池市地域生活排水処理施設条例の一部改正、下段が第2条、菊池市浄化槽市町村整備

推進条例の一部改正でございます。改正点は下線部分で記載のとおり料金等の改正でございます。以下、5ページから7ページが第3条、菊池市下水道条例の一部改正、8ページから9ページが第4条、菊池市農業集落排水処理施設条例の一部改正でございます。改正点は同じく下線部分記載のとおり料金の改正でございます。なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第124号の説明とさせていただきます。

それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

議案第125号、菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、子ども・子育て支援法の施行に伴う保育料減免制度の変更及び旭志幼稚園の閉園に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけて42ページが改正する条例案でございます。

新旧対照表の10ページをお願いいたします。改正点は下線部分で記載のとおり、第9条を「市長は前3条の規定にかかわらず、保育料及び入園金を減免することができる。」に改め、別表第1及び別表第2につきまして、菊池市立旭志幼稚園の項を削除するものでございます。なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第125号の説明とさせていただきます。

再び議案書の43ページをお願いいたします。

議案第126号、菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、水迫体育館の一般利用を中止するため、条例の一部を改正するものでございます。

あけて44ページが改正する条例案でございます。

新旧対照表の11ページをお願いいたします。記載のとおり、別表第1の菊池市立水迫体育館の項を削除するものでございます。

以上、議案第126号の説明とさせていただきます。

議案書の45ページをお願いいたします。

議案第127号、菊池市甲森北集会場条例を廃止する条例の制定についてでございます。提案理由は、甲森北集会場を甲森北区へ譲渡するため、本条例を廃止するものでございます。

あけて46ページが廃止する条例案でございます。

以上、議案第127号の説明とさせていただきます。

次に47ページでございます。

議案第128号、菊池市歴史民俗資料館条例を廃止する条例の制定についてでございます。提案理由は、泗水歴史民俗資料館の老朽化により解体を行うため条例を



廃止するものでございます。

あけて48ページが廃止する条例案でございます。

以上、議案第128号の説明とさせていただきます。

次に49ページをお願いいたします。

議案第129号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第8号）でございます。あけて50ページをお願いいたします。今回の補正は予算の総額に2億9,159万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ255億6,947万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳出の事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

68ページをお願いいたします。2枠目、款2総務費、目5庁舎等整備費の補正1,577万1,000円は、庁舎整備に伴います各課の移転に伴う仮設工事や移転費用でございます。

70ページをお願いいたします。

最下段枠のうち、款3民生費、目3障がい者福祉費、節20扶助費3,879万8,000円の主なものは、説明欄にございますとおり、介護給付費（児童）1,240万円で、障がい児通所給付費等支援事業の児童発達支援放課後デイサービス等における利用者増に伴うものでございます。歳入としましては、国庫負担金620万円及び県負担金310万円を補正しております。また、介護給付費2,040万円につきましては自立支援給付事業の就労移行支援、就労継続支援における利用者の増によるもので、歳入としましては、国庫負担金1,020万円及び県負担金510万円を補正しております。

72ページをお願いいたします。

1枠目、節23償還金利子及び割引料のうち国庫支出金返納金2,020万3,000円及び県支出金返納金1,100万2,000円は、平成25年度障害者自立支援給付費等の確定に伴います返納金でございます。

3枠目、目1児童福祉総務費、節20扶助費の359万1,000円の補正は、子ども医療費の増額分でございます。

74ページをお願いいたします。

1枠目、節19負担金補助及び交付金の2,166万4,000円は、入所園児の増加に伴う保育所運営負担金及び保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の増額でございます。歳入としまして、運営費負担金に係るものが国庫負担金499万8,000円、県負担金249万9,000円、保育料366万9,000円、保育士処遇改善に係るもので国庫補助金99万8,000円、県補助金16万6,000円を補

正しております。

3 枠目、款 4 衛生費、目 5 環境対策費、節 2 5 積立金の 8,427 万 9,000 円は、一般廃棄物の搬入量の増に伴う環境保全協力金及び環境整備基金充当事業の一般財源相当部分を環境整備基金へ積み立てるものでございます。

最下段枠、目 3 塵芥処理施設費、節 1 1 需用費 9 9 6 万 8,000 円は、エコ・ヴィレッジ旭に係る電気料で、電力単価上昇に伴う補正でございます。

7 6 ページをお願いいたします。

2 枠目、款 5 農林水産業費、目 3 農業振興費、節 1 9 負担金補助及び交付金のうち主なものは、6 次産業化ネットワーク活動整備交付金 3,179 万円でございます。6 次産業化ネットワーク構築のため必要な加工施設、機械等の整備に対して支援が行われるもので、今回焼き肉レストラン及び精肉加工直売施設整備に対して交付されるものです。総事業費の 2 分の 1 が県支出金として交付され、市の負担はございません。

次に 8 0 ページをお願いいたします。

最下段枠、款 9 教育費、目 1 幼稚園費、節 7 賃金から、次のページの 1 枠目、節 1 9 負担金補助及び交付金までは、旭志幼稚園閉園記念事業等経費及び対象人員の増に伴う幼稚園就園奨励費補助金の補正でございます。

以上、支出の主なものとあわせまして歳入についてご説明をいたしました。

次に 5 3 ページにお戻りいただきたいと思えます。

中ほど、第 2 表、繰越明許費でございます。年度内の事業完了が見込めない安心こども基金特別対策事業及び妻越泗水線道路改良事業を計上しております。

5 4 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正でございます。施設の指定管理に係るもの及び来年度 4 月より業務を行う必要があるもので、事前に入札等の事務を進めるために債務負担行為として設定するものでございます。期間並びに限度額は記載のとおりでございます。

5 8 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正でございますが、合併特例債を減額補正するもので、補正後の限度額を 2 6 億 6 0 万円とするものでございます。

以上、議案第 1 2 9 号の説明とさせていただきます。

次に特別会計にかかわる補正予算でございます。

9 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 3 0 号、平成 2 6 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。あけて 9 2 ページをお願いします。今回の補正は 1 億 1,36

8万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,213万円とするものでございます。

100ページをお願いいたします。

内容は、平成26年度の医療費の伸びにより補正するもので、主なものは2枠目、款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費2,503万4,000円の補正でございます。

4枠目、款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金は、国の支援金確定に伴う4,171万円の減額でございます。

あけて102ページをお願いいたします。

2枠目、款11諸支出金、目3償還金につきましては、平成25年度国民健康保険特定健康診査保健指導国庫負担金等の精算に伴う償還金1億1,973万6,000円でございます。

94ページに戻っていただきたいと思えます。

第2表、債務負担行為の設定でございます。来年度4月より業務を行う必要があるもので、事前に入札等の事務を進めるために、債務負担行為として設定するものでございます。期間及び限度額は記載のとおりでございます。

なお、そのほかの特別会計等の債務負担行為につきましても、同様の理由により設定しておりますので、個々の説明は省略させていただきたいと思えます。

以上が議案第130号の説明とさせていただきます。

107ページをお願いいたします。

議案第131号、平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。あけて108ページをお願いいたします。今回の補正は148万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,723万4,000円とするものでございます。

114ページをお願いいたします。

内容は平成25年度決算に基づく剰余金等を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、議案第131号の説明とさせていただきます。

次に117ページをお願いいたします。

議案第132号、平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。あけて118ページをお願いします。今回の補正は9,899万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ53億8,095万4,000円とするものです。

126ページをお願いします。

主なものは、最上段の枠、介護保険制度改正に伴うシステム改修費459万円でございます。歳入としましては国庫補助金154万円を補正しております。また4枠目から順に前年度繰越金など介護給付費準備基金へ積み立てるもの3,571万6,000円や、前年度精算に伴う介護給付費等の国への返納金4,559万8,000円並びに一般会計繰り出し金1,161万7,000円の補正でございます。

以上、議案第132号の説明とさせていただきます。

131ページをお願いいたします。

議案第133号、平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）でございます。132ページをお願いします。今回の補正は305万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,210万1,000円とするものでございます。

138ページをお願いいたします。

下段、歳出の主なものといたしましては、配水管の老朽化に伴う修繕料の補正でございます。

以上で、議案第133号の説明とさせていただきます。

143ページをお願いいたします。

議案第134号、平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。144ページをお願いします。今回の補正は524万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,935万円とするものでございます。

150ページをお願いします。

歳出の主なものといたしましては、電力単価上昇に伴う電気料の補正でございます。

以上で、議案第134号の説明とさせていただきます。

次に155ページをお願いいたします。

議案第135号、平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。あけて156ページをお願いします。今回の補正は949万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,252万9,000円とするものでございます。

162ページをお願いいたします。

下段、歳出の主なものは、新規接続の増による公共ます設置、住宅の新築による本管工事費496万9,000円及び電力単価上昇に伴う電気料の補正でございます。

以上で、議案第135号の説明とさせていただきます。

次に167ページをお願いいたします。

議案第136号、平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）でございます。168ページをお願いします。今回の補正は49万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,234万2,000円とするものでございます。

174ページをお願いします。

歳出の主なものは、市町村整備事業により設置した浄化槽の使用休止による最終清掃が必要となったことに伴う補正でございます。

以上で、議案第136号の説明とさせていただきます。

次に、177ページをお願いいたします。

議案第137号、平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございます。178ページをお願いいたします。今回の補正は217万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,912万9,000円とするものでございます。

184ページをお願いいたします。

下段、歳出の主なものは電力単価上昇に伴う電気料の補正でございます。

以上で、議案第137号の説明とさせていただきます。

次に189ページをお願いいたします。

議案第138号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）でございます。あけて190ページをお願いします。今回の補正は283万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,112万9,000円とするものでございます。

196ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、嘱託介護士不足分を臨時職員で補うため予算を組み替えるものでございます。

以上で、議案第138号の説明とさせていただきます。

続きまして201ページをお願いいたします。

議案第139号、平成26年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。あけて202ページをお願いします。今回の補正は、収益的支出、水道事業費用におきまして1,124万8,000円を減額し、総額を4億2,621万9,000円とするものでございます。人事異動に伴います職員人件費の減額が主なものでございます。

以上、議案第139号の説明とさせていただきます。

次に207ページをお願いします。

議案第140号、財産の無償譲渡についてでございます。次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。譲渡する財産は、木造瓦ぶき平屋建て168.62平米の菊池市甲森北集会所でございます。譲渡の相手方は甲森北区でございます。譲渡の時期は平成27年4月1日としております。提案理由といたしましては、当該財産は地元甲森北区から土地を借り受けて昭和63年度工業再配置促進費補助事業により設置した施設であり、以来、甲森北区の運営及び維持管理により利用されてきております。平成26年度をもって甲森北区との土地使用貸借契約が満了するとともに、補助事業により取得しました財産の処分の制限期間を経過していることから、甲森北区の自主的な活動をさらに支援するため、財産を無償譲渡するものでございます。

以上、議案第140号の説明とさせていただきます。

次に、209ページの議案第141号から217ページ、議案第145号の5議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。提案理由は、地方自治法の規定により公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、209ページ、議案第141号につきましては、施設の名称がきくちふるさと水源交流館、指定管理者に指定しようとする団体がNPO法人きりり水源村、指定の期間が平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

次に、211ページ、議案第142号につきましては、施設の名称が菊池市小原ほたる交流館、指定しようとする団体が小原区、指定の期間が平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間でございます。

次に213ページ、議案第143号につきましては、施設の名称が菊池市立泗水図書館、指定しようとする団体が特定非営利活動法人本と人とのネット・泗水、指定期間が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間でございます。

次に215ページ、議案第144号につきましては、施設の名称が菊池市市民会館、指定しようとする団体が九州総合サービス株式会社、指定の期間が平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

次に217ページ、議案第145号につきましては、施設の名称が菊池市総合体育館、指定しようとする団体が株式会社東京ドームスポーツ、指定の期間が平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

以上、議案第141号から議案第145号までの説明とさせていただきます。

219ページをお願いいたします。

議案第146号、字の区域の変更についてでございます。提案理由は地方自治法

の規定により市の区域内の字の区域を変更することについて議会の議決をお願いするものでございます。あけて220ページから223ページが字の区域の変更をお願いします南田島・佐野地区土地改良事業、佐野工区の字界変更調書及び変更位置図でございます。

以上、議案第117号から議案第146号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） ただいま説明しました平成26年度一般会計補正予算（第8号）の説明の中、議案第129号でございますけれども、73ページ、国庫支出金、一番上段の説明欄でございますけれども、説明欄の国庫支出金返納金を誤って2,020万3,000円とお読みしましたけれども、正解は2,200万3,000円でございます。訂正しておわびいたします。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

○

#### 日程第6 議案第147号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第6、議案第147号を議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま上程されました議案第147号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の225ページをお願いいたします。

現在、本市の区域におきましては、14人の委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。その中で、泗水地域の三浦京子委員が、来年3月31日をもって3年間の任期満了となります。今回その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、泗水町吉富の児玉清美さんを新たに委員として推薦

いたしたくご提案申し上げるものでございます。

経歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。これまでの経歴を通じて人権問題に関してのご理解と認識が豊富な方であります。今後積極的に人権擁護活動に取り組んでいただけるものと確信し、推薦するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第147号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第147号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第147号は適任とすることに決定しました。

---

#### 日程第7 請願第6号及び請願第7号一括上程

○議長（森 清孝君） 次に、日程第7、請願第6号及び請願第7号を一括議題とします。

請願第6号及び請願第7号が、今定例会までに提出されました請願であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせをします。会議を来る9日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、



その要旨を具体的に記載し、明日 3 日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

---

○

散会 午後 3 時 4 3 分

第 2 号

1 2 月 9 日

# 平成26年第4回菊池市議会定例会

## 議事日程 第2号

平成26年12月9日（火曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 委員会付託
- 日程第3 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君

19番 山瀬 義也 君  
20番 境 和則 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市長公室長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅 四 郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 讓 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 質疑

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

ここで申し合わせ事項について申し上げます。質疑は一括質疑として3回までとなっています。質疑は、提出議案に対して疑義を質すものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので質疑を許します。

平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） おはようございます。議席番号1番の平直樹です。それでは、質疑をさせていただきます。

まず1点目、議案第127号、菊池市甲森北集会場条例を廃止する条例の制定について、それに伴い発生する税金等はないのか。もしあるのならば、それは誰が負担するのか。

2点目に、議案第144号、公の施設の指定管理者の指定について、菊池市市民会館。応募は何件あったのか。その中に菊池市内の会社や団体はなかったのか。そして決め手は何か。

3点目に、議案145号、公の施設の指定管理者の指定について、菊池市総合体育館。応募は何件あったのか。本市在住・拠点の団体や会社等はなかったのか。そして決め手は何かを質疑いたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 皆さん、おはようございます。それでは、平議員の議案第127号、菊池市甲森北集会場条例を廃止する条例の制定についての質疑にお答えいたします。

これまで、当集会場は区の会議や総会をはじめまして、子ども会の会議などに利

用されていることから、公民館的な役割を担っており、今後も引き続き同様の利用を実施されることとなっております。固定資産税の取り扱いにつきましては、菊池市税条例第71条第1項第2号の公益のために直接専用する固定資産に該当いたしますので、当集会場は減免措置を実施する予定でございます。また、不動産取得税につきましては県税でございますので、熊本県北広域本部課税課に確認いたしましたところ、公民館などにつきましては熊本県税条例第25条、知事は公益上その他の事由により課税を不相当と認めた場合においては課税しないことができるというのに該当し、一般的に課税免除になるということでございます。ただし、現段階では課税免除の手続がなされていないために、課税免除に該当するかどうかは、申請がなされた際に書類を精査の上に判断するというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。

議案第144号、菊池市市民会館の指定管理者の指定及び議案第145号、菊池市総合体育館の指定管理者の指定につきましては、公募により指定管理候補者の選定を行っております。

1点目の議案第144号、菊池市市民会館につきましては、応募団体は3団体ありました。その中に市内からの応募団体が1団体ありました。

2点目の議案第145号、菊池市総合体育館につきましては、応募団体が4団体ありました。その中に本市在住・拠点の応募団体はありませんでした。

選定の決め手は、いずれの議案につきましても、条例に規定する選定基準に照らして審査した結果、議案記載の団体の総合点が一番優位であったことから、今回指定管理候補者として選定しております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 第144号についての、145号もそうですかね。その総合点に照らし合わせて決められたということですが、それは公表していただけますか。どこが何点だったからというようなことは提示していただけますか。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） これまで指定管理者の選定結果につきましては、決定した業者、受けられる団体についての点数のみを公表しているところでございます。

○議長（森 清孝君） 終わりますか。

これで質疑を終わります。

日程第 2 委員会付託

○議長（森 清孝君） 次に、日程第 2、委員会付託を行います。

議案第 1 1 7 号から議案第 1 4 6 号まで、及び請願第 6 号、請願第 7 号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますよう、お願いします。

平成 2 6 年 第 4 回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第 1 1 7 号	菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例の制定について
	議案第 1 2 1 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 2 2 号	菊池市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 2 5 号	菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 2 6 号	菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 2 8 号	菊池市歴史民俗資料館条例を廃止する条例の制定について
	議案第 1 2 9 号	平成 2 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 8 号）
	議案第 1 4 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（きくちふるさと水源交流館）
	議案第 1 4 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市立泗水図書館）
	議案第 1 4 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市市民会館）
議案第 1 4 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市総合体育館）	

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	請願第 6号	協力雇用主・入札参加資格審査にて優遇制度導入を求める請願書について
福祉厚生 常任委員会	議案第118号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第119号	菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
	議案第120号	菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第123号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第129号	平成26年度菊池市一般会計補正予算（第8号）
	議案第130号	平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第131号	平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第132号	平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第138号	平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
	請願第 7号	「乳房撮影専門X線装置の購入、設置に対する菊池市の助成」に関する請願
経済建設 常任委員会	議案第124号	菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第127号	菊池市甲森北集会場条例を廃止する条例の制定について
	議案第129号	平成26年度菊池市一般会計補正予算（第8号）
	議案第133号	平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）



付託委員会	議案番号	件名
経済建設 常任委員会	議案第134号	平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)
	議案第135号	平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別 会計補正予算(第4号)
	議案第136号	平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補 正予算(第2号)
	議案第137号	平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予 算(第4号)
	議案第139号	平成26年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第140号	財産の無償譲渡について
	議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市小原ほ たる交流館)
	議案第146号	字の区域の変更について



### 日程第3 一般質問

○議長(森 清孝君) 次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答となっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、城典臣君。

[登壇]

○11番(城 典臣君) おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

去る11月25日、夜、長野県北部地震が発生いたしました。白馬村などで住宅崩壊が相次ぎ、多数のけが人が出ました。奇跡的に死者は出なかった。これは不幸中の幸いでした。改めて防災に対する備えの大切さを感じた次第でございました。心からお見舞い申し上げます。

それから11月21日に衆議院が解散いたしました。皆さんも最後の追い込みでお忙しいのではないのでしょうか。私も終盤戦の追い込みで大変忙しくしております。したがって、今回の一般質問は余り調べる時間がございませんでした。突っ込んだ質問とはなりません、回答のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速質問に入りたいと思います。今回は防災について。食の安全について。林業振興について。産廃問題について。以上4点について質問いたします。

まず、防災についてお聞きいたします。先ほども述べましたが、長野県北部で発生いたしました震度6弱の地震で、住宅の崩壊が相次ぎ、けがをされた方が多数おられました。亡くなられた方はおられず、発生現場の映像を見れば奇跡的な感じがいたしました。聞くところによりますと、災害が起きた白馬村には事前にしっかりと防災マニュアル、ハザードマップができており、地域の皆さんが救出に対しても連帯がスムーズに運んだと聞いております。事前の備えの大切さを痛感させられた災害でございました。まずは被災された方々の支援と一日も早い復興が望まれるところであります。

ことしも日本全土で土砂災害、台風災害、地震災害、火山の噴火などなど自然災害に見舞われ、多くのとうとい人命が奪われた年でございました。そこで、災害に強いまちづくりのために質問したいと思います。

今回、熊本県が策定しました防災タイムラインについてお聞きしたいと思います。防災タイムラインとは、台風など事前に災害を予測される災害に備えて、行政や各企業、消防署、消防団、住民がとるべき対応を時系列でまとめ、熊本県全体で同じ行動マニュアルをつくり、台風など事前に予測される災害を防ごうとする防災行動計画のことです。

そこで、1点目に、熊本県が来年5月に開催予定の県防災会議に向けて熊本版タイムラインを策定する方針のようでございます。市は承知されているのか、お聞きいたします。

2点目に、この防災タイムラインの策定は防災、減災を実現する上で有効な手段と考えますが、市はどのように捉えておられますか、お聞きしたいと思います。

3点目に、事人命にかかわることでございますので、台風など予測される災害のシーズンが到来する前に、今からでも市独自の防災タイムラインを策定しておき、5月の県防災会議に備えておく考えはあるのか。

以上3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） タイムラインについてのご質問でございます。今、城議員がおっしゃいましたとおり、タイムラインとは、台風のように事前に被害の予測が可能な災害に対しまして、関係機関が共通の時間軸に沿ってどのような行動を行うのか、あらかじめ定めて、災害時にそれを実行していくものでございます。

まず、お尋ねの1点目でございますけれども、熊本県のタイムライン策定の動向

についてですが、県では防災、減災を実現する上で有効な手段であるという考えから、来年度の防災会議での報告へ向け、策定作業が進められているということで承知をしております。

次に、2点目、3点目の本市のタイムラインに関する考え、対応についてですが、被害の発生を前提として、あらかじめ、いつ、誰が、何をするということを定めて実行に備えるということは、防災、減災を実現する上で特に有効な手段の一つであると考えています。この考えから、ことし九州に上陸しました台風8号、11号、19号の際、本市でも大きな被害が想定されたことから、上陸予想の1日前に早目に避難所を開設し、予防的に自主避難を呼びかけ、万全の備えをとりました。今後熊本県で策定されます熊本県版タイムラインの内容と整合を図りながら、本市でも関係機関と検討協議を進め、菊池市地域防災計画を補完するものとして、菊池市版タイムラインの検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 今、部長が言われましたように菊池版のタイムラインを策定していきたいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

このタイムラインは2011年、米国のニュージャージー州を襲ったハリケーンの防災対応に課題を残したことから、その事前検証において、改善策の一つとしてハリケーン用の事前防災行動計画としてタイムラインを開発、導入されたとお聞きしております。その最初の発動が2012年10月に発生いたしました大型ハリケーン、そこからだったそうであります。防災タイムラインが災害の抑制に大変有効だったと言われております。

現在、関係機関は個別に対応マニュアルを作成している。日本はそういう状況でございます。非常に迅速な対応がとりづらひという、この行動計画がないのでそういうことになっておりますけれども、防災に関する組織と連帯の促進やそれぞれの役割の再認識につながり、事前に予測される災害から一人でも救う、また一人の犠牲者も出さないという行動計画が必ず必要だと思ひます。

私も運送会社をやっております、きょうは動かすか、動かさないか、物すごく判断に悩みます。きょうは動かさないと決めたら来なかったということもございました。しかし、事前作成しておれば、荷主さんにも皆同じ考えを共通されておれば、きょうは台風が来るから来ないんだとかいうことで、こっちも安心するといひますか、何で持ってこないんだとやかましく言われることもないだろうという思ひがします。事私も、やはり動かすことで人命にかかわりますので、その判断がとても難しく、いつも悩んで息子ともよくけんかをしたりもしますけれども、そういう

ことも一つでも解決するのじゃないかなという思いがしております。

先月、11月24日、七城総合支所周辺で行われました総合防災訓練に参加いたしました。多くの市民の皆様の参加をいただきながら行われましたけれども。これは私が感じたのは、訓練は定期的に行い、防災に対する心構えを一人一人が持つことが大切だなという思いがいたしました。

本題に戻りますが、蒲島知事は、タイムラインは防災、減災を実現する上で有効な手段の一つだとして、熊本版タイムラインを策定し、来年5月の県の防災会議で提案されると聞いております。そこで、市の安心安全を守るトップとして市長はどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆様、おはようございます。ただいまの城議員からのタイムラインの策定に関する市の対応方針についてというご質問でございます。

先ほど部長のほうから申し上げましたとおり、防災タイムラインにつきましては、とりわけ台風のように時々刻々推移が追えて、ある程度、事前に被害の予測が可能な災害に対しては、この防災、減災を実現する上で特に有効な手段の一つであるというふうに私も考えております。ですので、今後、菊池市の地域防災計画を補完するものとして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） それでは、よろしく願いいたしておきます。

次に行きます。

食の安全について質問いたします。9月の議会で遺伝子組み換えの作物について質問をいたしました。その折、次は食品についてお聞きしたいと言っておりましたので、お聞きしたいと思います。

先日、グリーンコープ生協くまもとの皆さんと、遺伝子組み換え菜種の定期的な監視、調査の実施と、遺伝子組み換え作物栽培の規制を含む食の安全安心条例の制定について、要望書として500名を超える皆さんの署名も市長宛てに提出いたしました。私も同行いたしました。市長にかわって経済部長が受け取っていただきました。市長も目を通されたことと思います。それだけ心配し、関心を持っておられる方が多くおられるということでございます。食に関してはしっかりとリーダーシップをとっていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは本題に入ります。

遺伝子組み換え食品について、3問お聞きいたします。

まず、市は遺伝子組み換えでできた食品はどのような食べ物に使われているか把握しておられますでしょうか。

2点目、学校給食の食材はどのような方法で調達して、その安全性はどのようにして調べておられるのか。

3点目、インターネットショップで地産地消の農産物を販売されておられますが、菊池基準がどのような基準で審査されているのかが私はわかりません。そこでお聞きしたいのですが、菊池基準に遺伝子組み換えの審査はされているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。食の安全にということでございます。

遺伝子組み換え食品は安全性が確認されたものだけが製造、輸入、販売される仕組みとなっており、安全性が確認された遺伝子組み換え農産物とその加工食品については、食品衛生法及びJAS法に基づく表示制度により平成13年4月から表示が義務づけられているところでございます。表示義務の対象となるのは、大豆、トウモロコシ、ジャガイモ、菜種、綿、アルファルファ、てん菜及びパパイヤの8種類の農産物と、これらを原材料とした加工食品33食品群です。JAS法では、高オレイン酸含有大豆及びこれを原材料とした加工食品についても表示が義務づけられているところでございます。現在、国において遺伝子組み換え食品等の安全性を確保するために、遺伝子組み換え食品等を輸入、販売する際には、必ず内閣府の食品安全委員会の安全性審査を受ける必要がございます。

本市といたしましては、現在のところ、国の安全性が確認できた遺伝子組み換え食品だけが流通していると考えられるため、流通の把握までは行っておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。私のほうからは学校給食の食材の調達方法並びに安全性はどのように確認しているかということだったと思いますので、その2点についてお答えをさせていただきます。

現在、学校給食に使用しております食材につきましては、市内の事業者等で構成いたします給食物資納入組合を初め、熊本県学校給食会等から納入をいたしております。これらの取引業者は、共同調理場におきましては、学校長、保護者代表者で

構成いたします学校給食運営委員会に諮って決定をしておるところでございます。

主な物資の調達状況についてご説明します。

まず精米につきましては、JA熊本経済連を通じまして、学校給食会が買入れ、各学校共同調理場から米の受注を受けました後、精米し、公正な第三者検定機関であります日本穀物検定協会の検定を受けたものを納入しております。

パンにつきましては、菊池市七城町にございます熊本県パン協同組合の工場で作ったものを使用しております。このパン工場では、熊本県学校給食会が学校給食用パン品質審査会及び工場の立入調査、衛生管理指導を行っているところがございます。

牛乳は、熊本県酪連から熊本県産100%の牛乳を納入しております。熊本県酪連では、味や風味を調べる官能検査、乳質を調べる理化学的検査、乳脂肪分等を調べる成分検査、細菌検査、抗生物質の検査、白血球など体細胞数を調べる体細胞の検査が行われています。

議員ご質問の遺伝子組み換え食品につきましては、現在、国内では流通をいたしておりません。加工食品につきましては、学校給食会などで遺伝子組み換えではない食物を指定しまして、農薬検査、放射性ヨウ素等の検査や細菌検査等を行った後、納入をされております。

以上のことから、学校給食の食材の安全性は確保できているものと考えているところです。以上でございます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 城議員の、菊池基準につきまして審査はしているのかというところでございます。

菊池基準につきましては、化学肥料と化学農薬を減らし、環境に配慮いたしました農業への取り組みの基準といたしまして要綱を制定しているところでございます。インターネットショップにおきましては、この菊池基準をクリアした商品を中心といたしまして販売をいたしているところでございます。国内における遺伝子組み換え作物の栽培は研究機関でのみ行われていることから、本市での遺伝子組み換え作物は栽培されておりませんので、菊池基準における独自の審査は行っていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） ありがとうございます。学校給食には流通していないので

安心だということでございますので、安心いたしました。それと、菊池基準では遺伝子組み換えは審査はしていないということでありますけれども、私もこの辺はちょっとよくわかりませんが、いろいろ県、国の指針が出れば、そのとき、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

ここに遺伝子組み換え食品を避けるためのチェックシートというのがございます。これにはいろんな食品、何に使われているのかというのが書かれております。大人の食べ物、子どもの食べ物編ということでここにございます。これを見ますと、子どもが口にする食品、大人が口にする食品、いろんなものに使われております。という可能性があるということで書かれております。疑わしいものとして相当な種類が書かれております。私も皆さんにも子どもさん、お孫さんがおられると思ひます。将来ある子どもたちのことを考えると不安になります。

昨日、「世界が食べられなくなる日」という映画の上映がございました。それを見に行つてまいりました。ラットを使った実験映像を通して、遺伝子組み換え食品の危険性を伝えるものでございました。多くの皆さんが視聴されておりました。その映画を見れば将来が不安になり、大丈夫かという思ひがいたしました。目には見えないものでございますし、また、すぐにどうこうということではございません。長年蓄積されれば症状が出るかもしれない話でございます。それで厄介な問題ではないかなという思ひがしております。

映像の中に、3年ぐらいすればいろんながんなどが出てきたラットを見せておりました。雌は乳がんとかになっておりました。雄は肝臓がんとかいうのになっておりました。物すごく大きくなつていた。痛みは感じないということで言われておりましたけれども、ああいう映像を見れば、長年蓄積すればああいうことになるのかなと。だから、今はわかりませんが、本当に怖い話だなという思ひがしたところでございました。

そこで、食の安全は市長が先頭に立つて確立するものと考えます。そこで、市長はどのように思われるか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 食の安全についてというお尋ねでございます。特にお尋ねになつておられました遺伝子組み換え食品の安全確保の問題を含め、食の安全ということにつきましては、これはもう市民のみならず国民全体の根源的な問題でございますので、国の責任において、しっかりその安全が確保されるという仕組みになつていられるわけでございます。

厚生労働省は、この科学的なデータをもとにした安全性審査をパスした場合のみ、

その遺伝子組み換え農作物や、これを原料に用いた食品等を製造、輸入、販売することができるというふうにしております。食の安全に関しては重要な問題であるとの認識に立ちまして、今後も国や関係機関と連携を密に図りながら情報の収集提供に努めてまいりたいと思います。

いずれにしましても、議員ご指摘のように消費者の食の安全への関心とニーズというのは大変高まっております。特に当市では農業が基幹産業でありますことから、こうした社会的なニーズの高まりに着目しまして、菊池基準というものを定めて、減農薬等による、より安心安全な農作物を生産していくと、こうした安全面に着目した他地域との差別化と、それから高付加価値化の戦略に取り組んでいるということをございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 市長が先頭に立ってやっていただくよう、よろしくお願ひします。今、とりあえずは、自分たちの命は、食品の裏の表示をチェックしながら、自衛しながら生活しなければならないという思いがしております。

次に行きます。

林業振興について、まずお聞きしたいと思います。本年9月議会でも質問させていただきましたが、今回も林業振興についてお聞きしたいと思います。今回は3点について質問したいと思います。

まず1点目、市の組織体系を見直し、林業を専門に扱う林務課を設置する考えはないか、お聞きしたいと思います。市有林だけでも1,500ヘクタール以上、有しております。民有林と合わせれば物すごい数の森林が菊池市にはございます。市有林の管理だけでなく、民有林の管理や助言、森林の整備に対して市が積極的にかかわり、災害にも強い山づくりに先頭に立って携わっていただきたいと思います。また大切な資源ですから、次の世代に残すためにも林務課をつくり、しっかりとした林業の将来像を描く指針をつくっていただき、職員が入れかわられても受け継がれていけるよう、しておくべきと考えます。指針の立て方について、いろいろ難しい面があるとすれば、先月、部長にも会っていただきました林業の専門家の方たちもおられますので、その人たちから助言をいただきながら作成すればどうかなという思いがします。

2点目に、新庁舎の内装に地産地消で地元の木材を使う考えはないか、お聞きします。先日、山鹿市役所の議場を視察した折、内装を見てみると、新建材での建築でございました。きれいですが、私は、木のぬくもりや香りが漂う木材を使って内



装を考えたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、閉校した迫水小学校跡地を利用して農林業従事者の育成施設をつくる考えはないか、お聞きします。

このような施設を全国的に見れば幾つかございます。西日本に限って見れば、京都に林業学校がございます。林業に従事されている方を見れば、全国的にも高齢化が進んでいるように思います。今の林業は機械化が進み、前のようにきつくはございません。私は女性にでもできる仕事と思っております。林業従事者だけでなく、農業の新規就労者育成もあわせてすれば、どこにもない施設ができると考えます。将来の林業を担う人材を幅広く確保し、活性化につなげてほしいと考えます。

県の林務課の方とお話しした折、この話をしましたら、それはいい考えですねと話されておりました。県を巻き込み、県主導でこのような施設ができないか、それを働きかけていただけないかと思えます。地元の活性化、市の活性化につながると考えますが、いかがでしょうか。

以上3点についてお答えをお願いします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 私のほうから、1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の林務課を設置する考えはないかというところでございますけど、本市の林野は全体の面積の約55%を占めており、水源の涵養など、多面にわたる機能を有し、大切な資源であると考えております。林業の振興、林産物の振興など、事務事業につきましては農林整備課農林工務係で掌握をしております。林道整備、地域林業の振興、森林整備計画など、事務事業に専属の職員を配置してございます。県関係機関との連携も円滑に実施されるなど、現体制で機能していると考えており、現状におきましては組織の見直しは考えていないところでございます。

次に、2点目の新庁舎の内装に木材を使う考えはというところでございますけれども、新庁舎内装に地産地消で地元の木材等を使うお考えはないかというご質問でございますけれども、現在、庁舎等整備基本構想・基本計画に基づく基本設計を終えまして、詳細な実施設計に取りかかっているところでございます。木材等の使用につきましては、実施設計の中で詳細に建築仕上げ材の検討を行うこととしており、現時点で木材の使用箇所や使用量等につきましては確定はしておりません。市としましては、今後、木材の使用量や事業費の比較等を行い、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、木材の快適な執務空間の整備についてでございますけれども、建築に使い

ます新建材は、建築基準法において衛生上の支障がないよう国の認定等基準に適合するものとしなければならないと規定されております。また、建築後には屋内の化学物質濃度の測定を行い、基準以下であることの確認も行います。どのような材料を使うかは実施設計において検討を進め、快適で健康的な屋内空間を確保できるよう計画を進めてまいります。

木材の効果についてはさまざまな情報から十分に理解していると考えているところであります。特に建築構造に左右されない建築仕上げ材としての活用については、耐久性や事業費等に考慮しながら検討を進めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは私のほうからは、閉校した学校を利用して農林業の従事者の育成施設をつくる考えはないかということでございます。

議員が述べられましたように、京都府には府立の林業大学校がございます。これは2年制で、毎年20名程度の生徒が入学、卒業しているところでございます。また、就職先といたしましては、森林組合や林業関係の機関へ就職されているとお聞きしているところでございます。

また、県内の高等学校におきましては、阿蘇、人吉など5校に林業科があるようでございます。現在、菊池市におきましては林業従事者の育成施設はございませんが、県と連携をしながら、林業従事者や林業後継者育成のための研修会等を定期的に行っているところでございます。

また、各種研修会の中でも機械等のオペレーターなど、女性の担い手のリーダー育成及び技能講習を目的とした研修等も実施されております。最近では議員がおっしゃいましたように、女性の林業就業も少しずつではございますが増加の傾向にあるとお聞きしているところでございます。

本市の閉校した学校を利用した育成施設の設置についてでございますが、県のほうへもお伺いいたしましたところ、林業関係従事に係る養成施設のニーズの高まりがなければ、県といたしましても設置については難しいとお考えでございました。

市といたしましては、引き続き、県及び関係機関のご協力を仰ぎながら、育成に係る研修会、講習会を充実してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 2点目と3点目について質問したいと思います。

さっきの木材の内装についてでございますけども、もう実施設計が迫っておりますので言わせていただきました。ここで黙っておくと、そのままいってしまいますので、言わせていただきました。

ここで、木の家の重要性と木育に関してのデータがございます。木育とは、木材のよさや、その利用の意義を学ぶことでございます。その中で、木の家と新建材の家で、それぞれが人の体と脳に与える効果と感じる気分について示す実験結果がございます。それによると、脳波を調べた結果、木の家のほうが疲れがとれる。作業をした後の回復力が早い。睡眠も深くなり、活発になるなどの効果があったそうです。しかし、このような結果が出ているにもかかわらず、気分的には新建材のほうがよかったと答える人が多かったそうです。体と脳は木のほうがいいと喜んでいるのに、体験した人の答えは新建材を選んでしまっているのが現状のようです。そこで、本来よいものはよいと感じることができるよう、先ほど申しました木育が重要であると書いてあります。

ですから、私がこの話をしても検討するで終わるでしょう。新建材で内装を結局は使ってしまうのではないかと思って危惧しております。市長、どうか、木材を使うことの大切さを市長も木育されまして、職員の皆さんの健康、また役所へ来られる市民の皆さんの健康を考えて内装を検討していただきたいと思いますが、市長がどのようにお考えかをお聞きしたいと思えます。

3点目の質問についてお聞きします。6月議会で3Dスキャナについて質問しました。この研修もできると思えますね、そういう施設があれば。また、今は林業に職を求める女性もおられます。林業女子と呼ばれております。そのように志を持った女性の育成もできると考えます。そのほか、先ほども言います、子どものときから木育をし、木の大切さ、森林が持つ自然の大切さを教える拠点にもなると考えます。

2点あわせて、市長がどのように考えられるか、お聞きしたいと思えます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） まず第1点目、これは新庁舎の内装等における木材の利用についてということでございますね。

今、議員がおっしゃったような木材の効果というのは、幾つかの大学でも研究もなされているようでございます。天然材の家のほうが脳が回復しやすいとかいったふうな研究報告も多少承知するところではございます。また、体験的にいいんでしょうか、感覚的には、そういった環境下で気持ちよく感じるというのは、私自身も時折よく感じることでございます。

この庁舎等整備に関しましては、そうした空間をつくるということで、住民へのこの気持ちのよい空間を提供するという住民サービスの部分もございましょうし、利便性という問題もあるかと思えます。また、その一方で、全体の事業費ですとか、それから耐久性、こういった問題をバランスよく総合的に考慮していく必要があるだろうなというふうに考えているところでございます。

現時点では、まだ詳細は決まっておられませんけれども、そういう中で、特に癒しを感じるような空間づくりですとか、それから林業のまちを象徴できるような部分的なところは、例えば玄関ホールなど、アピールできるようなところに可能な限り木材の利用を検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、林業女子であるとか、木育といった教育に関する事柄でございませぬけれども、特に農業従事者の育成施設という意味では、今現在、そうしたふうな具体的なニーズがどれだけ高まっているか、掌握はちょっとしておりませぬけれども、一つにはそれに左右されるころはあろうかと思えます。

ただ、木育といったふうな自然との触れ合い、木の果たす私どもの生活への役割、意義といったものは、これは自然の中で触れ合う、あるいは遊ぶ、学習する、こういった機会をふやしていくことは意義のあることではないかと思えますので、教育部門とも、よくそこのところは相談してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） この議場の中も木材風な新建材でしてございまして、これが本当に木材だったら、物すごく癒されて、香りもよかったんじゃないかなと、私は考えておる次第でございませぬ。少しでも多く使っていただくよう検討していただきたいと思えます。また、迫水小学校の跡地のこともしっかり考えていただきたいと思えます。

それでは次に行きます。産廃問題についてお聞きします。

本年11月16日、産業廃棄物の最終処分が終了いたしました。大変喜ばしいこととあります。市長を初め、環境課の皆さんに水迫を代表して感謝申し上げますところでございませぬ。

去る11月26日、水迫地区におきまして住民説明会が行われました。説明会の折、住民の皆さんの声としてさまざまな意見が出されました。その中で特に浸透水の問題、巨大地震が発生した場合、被害が出ればどうするのかとか、何十年もたって害が出た場合はどうするのか。最終処分が終了した後のことを心配されているように思えます。こういう問題は、結局、水迫地区だけの問題ではございませぬ。ま

た、産廃は終了しても一般廃棄物の搬入は続いてまいります。知らない人は、まだ産廃が搬入されていると勘違いされて心配される方もおられますでしょう。

そこで、市は市民の皆さんに説明する責任があると考えますので、今述べましたような理由から、あえて一般質問の場で答えていただこうと取り上げさせていただきました。

そのほかにもさまざまな意見が出ておりました。それを踏まえて、いかがお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 九州産廃にかかわる産廃の問題につきまして、長年にわたり、地元の皆様を初め、市民全体に大変大きな心配事であったろうというふうに思います。おかげさまで、この間、少しずつではございますけれども、着実に今までの宿題、課題を整理してきているところでございます。

この九州産廃株式会社の施設である最終処分場の終了につきましては、これまで九州産廃と締結しました環境保全協定書であるとか、あるいは覚書であるとか、あるいは基本合意書であるとか、複数の種類にわたっておりまして大変複雑であったことから、合意しておりましたこの閉鎖にかかわる諸事項について1回整理して確認をしようということで、県、それから市、九州産廃の3者で協議を行ってきたところでございます。

まず、事前に担当者による事務レベル協議を行いまして、最終処分場に関する終了の定義、容量残余の定義、終了の確認作業、残余量がある場合の搬入の取り扱い等々の確認事項を取りまとめてまいりました。また、内容に疑義が生じた場合は2人の弁護士へも意見を伺ってきたところでございます。

その結果、本年11月14日に3者の代表者によります環境保全協議会におきまして、最終処分場の終了に関する確認書というものを取り交わしました。さらにその確認書に基づきまして、去る11月17日に九州産廃の処分場及び事務所におきまして、最終処分場の終了に伴う確認作業を熊本県と一緒に行ったところでございます。

ただし、協定書の中では残余の整理期間というのを定めておりまして、最終処分につきましては、この残務の整理のために平成27年の3月31日まで業務を行うことができるというふうになっております。したがって、来年の3月31日で会社による中間処理を伴わない産業廃棄物の直接埋め立てというものは全て終了するということとなります。

また、同じく協定書の中で、最終処分場の終了時に容量の残余がある場合は、九

州産廃の中間処理に伴い排出される廃棄物のほか、市が特に必要であると認めた一般廃棄物、それから特に災害等が起きたときの廃棄物、こういったものを協議の上、埋め立てることができるというふうになっております。

この実際の残余量でございますけれども、11月17日の終了確認時点で、管理型最終処分場の残余量というものが約22万7,000立米ありましたので、九州産廃の中間処理に伴い排出される廃棄物であるとか、市が特に必要と認めた一般廃棄物の埋め立て処分というものは、今後も空き容量がある限りは続くこととなります。当然、現在の最終処分場のこの許可容量が満杯になれば、そこでいよいよ菊池市内での最終処分は終了するということになってまいります。

今後につきましては、平成27年3月31日までの残務整理後の最終処分の終了に伴う確認作業や、4年間の短縮、営業廃止の補償金の支払い等に関する事務処理の詳細につきましては協議を継続して行ってまいります。また、最終処分場から出る浸出水の処理の協議等もしっかり引き続き行ってまいりたいと思います。

最終処分場が将来満杯になり施設が終了しましたら、廃棄物処理法により九州産廃から県に対して終了の届け出を提出しなければなりません。また、埋め立て処分が終了した最終処分場は、生活環境保全上の支障が生じないように、県が一定の要件に合致していること、いわゆる無害化と呼んでおりますが、それを確認するまで九州産廃の責任において維持管理を続けていくということになります。

今後も安心安全をキーワードに、県、市、九州産廃の3者で地域の安全保全のために協議を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） ありがとうございます。ある程度、皆さんにも理解できたのではないかなという思いはします。とにかく最後まで市はしっかり見守っていただきたいという思いがします。

この問題で、いろいろ地域でもかんかんがくがくありまして、きつい言葉をいろいろ述べられたことがあると思いますけれども、あくまで地域のことを思うがゆえの言葉でありましたのでお許しをいただきながら、きょうの一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時59分

開議 午前11時06分

○**議長（森 清孝君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

[登壇]

○**4番（水上隆光君）** おはようございます。

議席番号4番の水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよう、いろんな質問をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、通告に従ひまして、荒れる里山とバイオマスについて、不妊治療について、市内の高校について。この三つを質問していきたいと思ひます。

まず、1番目の質問といたしまして、荒れる里山とバイオマスについて質問します。今日の里山と30年前の里山を見比べてみますと、完全に竹山となった山がふえているというのは見渡せば一目瞭然であります。30年前は、秋といえば紅葉を楽しむ。錦秋の山々とか、山が燃えるとかいう言葉で里山を表現していたところがございます。里山には、ケヤキ、もみじ、ハゼ、クヌギ、カシ、ムクなどが彩ってくれたものでございます。我が国の3分の2が森林と言われてひます。この森林に目を向けていくことが、環境、特に新鮮な空気というものを考えた場合、重要であると思ひます。

9月の柘原議員の質問において、市有林の面積は1,300ヘクタールであると聞いてひますけれども、その市有林の樹種の内訳はどのようになっているのか。また、市有林から収入というものがあれば、年間どのくらいの額が出てひいるのか。また、荒れてひいると思われる、特に竹などで荒れてひいる面積はどれくらいになるのか。まず、そこのところを1回目の質問といたします。

○**議長（森 清孝君）** 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○**経済部長（松野浩一君）** それでは、3点にお答えいたしたいと思ひます。

本市の市有林面積につきましては約1,300ヘクタールを有してひおり、樹木の種類ごとの内訳といたしましては、杉が約596ヘクタール、ヒノキ約336ヘクタール、松が約6ヘクタールなど、針葉樹が1,180ヘクタールで全体の90.8%を占めてひいるところがございます。続きまして、クヌギなどの広葉樹でございますが、これが約117ヘクタール、全体の9%。残りの0.2%が竹林約0.13ヘクタール、立木なしが2.7ヘクタールで形成されてひいるところがございます。

次に、市有林からの収入でございますが、間伐材等の売り払い収入がございます。財産収入といたしまして一般会計への財源となつてひいるところがございます。直近

の3年について状況をご報告いたします。まず24年度につきましては812万円、平成25年度につきましては1,415万円、さらに本年度が約1,700万円の収入を予定しているところでございます。

3番目の竹が生えて荒れている面積はどれくらいかということでございますが、市有林の中では竹林は0.13ヘクタールでございますが、そのほか、広葉樹等の財源としていない樹木類約117ヘクタールにつきましては自然のままの状態となっているのが現状でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

林業関係者の人に話を聞きました。山で働く人々は、山の手入れをして、杉、ヒノキを育て、クヌギでシイタケを立てて販売するという仕事をやっておられます。しかし、現状は杉、ヒノキが立米1万円前後というところですか。1立米は直径50センチ掛ける4メートルという大きさになります。高かったところは3万5,000円から4万円していたと言っておられました。今は盛んにTPPが話題になるが、林業においては安い外材がどんどん入ってきてしまったと言っておられました。山の現状といたしましては、木材を売っても値段が安過ぎる。シイタケはシイタケで歴史の中でも現在が一番の安値がずっと続いていると言っておられました。また、山の仕事で山に重機を入れようとして、その山に作業道をつくるのにも、その地籍調査がなされていないので、作業道が非常に作りにくいと言っておられました。

そこで質問でございますけれども、里山林業再生等地域活性化対策はどのようなになっているのか。

また、作業道あたりをつくりやすくするためにも、地籍調査の進捗、このあたりもどうなっているのか。

また、太陽光発電の申請が九州で7万7,000件ということで、九電は3月までストップという判断をしています。そういう中で、小水力、バイオマス発電は夜間でもオーケーだということで、九電も前向きであると聞いています。サトウキビ、トウモロコシ、木材、竹、廃材、稲などを使ったエタノールバイオマスエネルギーの現状というものに対するお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうからは、現在の地籍の進捗状況と里山再生につきましての市の活性化等の対策の取り組みにお答えいたします。



まず、地籍調査でございますが、平成25年度末におきます地籍調査の進捗は、菊池市全体で61%が完了しております。そのうち旧菊池市につきましては36%の完了となっているところでございます。

次に、里山の再生の市の取り組みといたしましては、森林の多面的機能を有している水源涵養、温暖化防止、飲料水等、また里山の癒しを与える景観等さまざまな面での効果、恩恵をもたらしている重要性を認識し、国県及び市の補助事業でございますが、森林整備地域活動支援交付金事業といたしまして、森林の適切な整備を図り、林業の実施に必要な地域活動の支援といたしまして、平成24年度に森林経営計画作成促進のための1,097万円、作業路網の改良活動に対しまして376万円、施業集約化の促進に37万円の交付を行っております。また、25年度につきましては、同じく全体でございますが1,195万円、本年度も引き続き林業経営計画促進のために1,460万円の交付を予定しているところでございます。また、シイタケ、竹林等の林産物の生産性の向上を図るために、特用林産物施設化推進事業によりまして、シイタケ乾燥機、運搬機や竹林の炭窯や液貯蔵庫タンク等の導入に対しまして補助を行っているところでございます。平成24年度の事業費といたしまして401万円、平成25年度は173万円、本年度は545万円の補助を行う予定でございます。里山も含めました森林管理の重要性を再認識し、今後とも地域活性化につながるよう事業を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） おはようございます。

それでは、私のほうからバイオマス関係のエタノールバイオマスということについてお答えいたします。

まず、エタノールバイオマスとは、一般的にサトウキビやトウモロコシ等の糖質、あるいはデンプン質等の作物を粉砕、発酵、蒸留し、エタノールを精製することといたしてございます。近年では間伐材や廃材等の木質系バイオマスからエタノールを製造する技術も進められているところです。このように製造されたバイオエタノールは、通常のカソリン等を使った場合に比べ、その分だけ二酸化炭素の排出削減につながるというふうに言われております。

現在日本では、このバイオエタノールに本格的に取り組んでいる地域、また実証的な試験で取り組まれている地域が幾つかございます。

本格的な取り組みといたしましては、沖縄県において環境省の受託事業として沖縄県及び各市町村、県内企業者及び消費者団体等で協議会を結成し、県産のサトウ

キビ等からつくられるバイオエタノールをレギュラーガソリンに混合した、環境に優しいエコガソリンの利用体制を確立する事業が進められております。このエコガソリンは通常のガソリン車に利用可能で、また従来のレギュラーガソリンと比べても燃費、価格とも変わらないところから、今年10月時点では沖縄県内にエコガソリンを取り扱う給油所が59店舗あるということですので、一定の成果が出ているのではないかとこのように考えております。

また、実証段階の事業としましては、新潟県において農林水産省の受託事業として、新潟県、県内市町村及びJAグループとが協議会を結成しまして、米の玄米を原料としたバイオエタノールの製造がされ、エタノール混合ガソリンの販売までを一貫して行う実証事業が進められております。

このように国内でも幾つかの実証が認められております。また、本市における再生可能エネルギーにつきましては、再生可能エネルギー推進協議会の設置をいたしまして、本市における小水力発電、バイオマス発電等の活用について協議を行っているところです。現在市内における賦存量調査の委託をしておりますので、3月時点までにはその賦存量調査の結果を得まして、その結果に基づいて協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

エタノールバイオマスを手がけようとしている企業は多いと聞いています。それは電力業界が小水力やエタノールバイオマスに軸足を置き始めたためと思われます。

あるコンサルと話をする機会がありました。そのコンサルの人は、燃料となるトウモロコシ、サトウキビなどはタイなどの東南アジアから取り寄せ、必要量の95%をそのタイのほうから取り寄せて、残りの5%を地域の木材、竹、廃材、稲などを利用するやり方もあるんですよという話をされていました。5%ずつでも、今荒れた里山が手入れされ、少しずつでも昔の自然の雑木林、そういうのに返っていきなればいいことじゃないかと思っています。

エタノールバイオマスの企業誘致という考えはないか。この辺も市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） エタノールバイオマス企業の誘致ということのご質問でございます。誘致とおっしゃっているのは、恐らく今の当市が持っています工業団地への

誘致のことをおっしゃっているかと思います。今、工業団地で大きくあいているところは田島工業団地がございすけども、ここの開発行為は県のほうから、目下工場、倉庫、事務所で許可を得ておりまして、今のご提案のございましたエタノールバイオマス関連企業ということについては、ちょっと確認をしましたところ、現在ではその工場となるか、あるいは発電施設と分類されるかというあたりはまだ整理がついていないようございまして、場合によっては、この開発行為に対する追加申請も必要になるということも考えられるようございす。

こうしたこともございすので、今、市の方針としてこの確立したものはございせんが、もし進出計画を持たれる企業があるのであれば、雇用の確保であるとか、地域経済への波及効果といった点から、十分に聞き取りを行って、事業計画を精査して、必要があれば追加申請を考えるとといったふうに今後の方針を決めていくことになろうかと思ひます。

現段階ではそうしたふうな具体的な事業計画が今ございせんので、工業団地の進出に対する方針というのは、この県との関係もございすので、今すぐはお答えはできかねるところございす。ただし、非常に検討に値することと思ひますので、これからも基礎的な勉強を続けたいと思ひますと同時に、アンテナ広く、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございす。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。特に若者の雇用というものを考えた場合、積極的に考えを持っていていただきたいと思ひます。

また、里山におきましては、植える、育てる、使う、植えるというサイクルが山のためには一番いいというのはわかっていることございすけれども、そういうことで里山再生、地域の活性化に連動することを強く望み、次の質問に入りたいと思ひます。

次に不妊治療について質問をしたいと思ひます。私は選挙公約で、若者の定住促進ということを訴えてきました。若者と話しているときに、菊池はいいところですねなどという言葉は私自身、聞くと、非常にうれしくなるわけございす。うれしくなるのは私だけではないと思ひます。そういう昨今、女性の晩婚化という状況の中で、菊池市としては定住化対策としてどのような施策を行っているのかというものを質問しますけれども、限定して質問したほうがいいと思ひますので、定住化対策として、結婚と出産、この二つに対する施策を質問します。

それと、先ほど申しました、どうしても高齢化となっておりますので、高齢出産

あたりの現状がわかれば教えていただきたいと思います。

それから、結婚はしたけれどということで、不妊治療という問題が出てきます。不妊治療は保険がきかないということでありますけれども、この不妊治療に対する対策があれば教えていただきたいと。まず、そこのところを質問いたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 不妊治療についてということでお答えをいたします。

1点目につきましては、若者の定住化のためにさまざまな対策が考えられておりますが、本市では人口減少の抑制及び定住化促進を目的として、市の魅力を再発見してもらい、地域振興を図るために、婚活イベントといたしまして独身者の交流事業を平成24年度より実施しているところでございます。これまでに独身者交流会を5回開催いたしまして、交流会の参加総数は男性80名、女性63名の計143名となっております。また、これまでの参加者同士での結婚等の報告を受けているケースもございます。

次に、本市の出産対策といたしましては、妊娠中の妊婦健診費用につきましては最高14回分の助成を行っております。また、第3子以降の出産に対しましては、すくすく子宝祝金として10万円を支給しており、平成25年度には計110人の方に支給をしております。また、生後一、二カ月の赤ちゃんに対しまして、保健師が訪問し、お子さんの産後の状況や赤ちゃんの発育、育児などについての相談にも応じているところでございます。

次に、子どもの健康の保持と子育て支援を図るために、中学校3年生までを対象とした子ども医療の助成費等を行っているところでございます。

2点目につきましては、晩婚化が進みまして、幸せな結婚をされても不妊に悩み、検査や治療を受けているご夫婦がおられるということは知っております。高齢出産についてでございますが、現在ではちょっと把握をしております。申しわけございません。本市におきましては不妊治療のための支援制度というのはございませんが、県の体外受精と顕微授精の治療費等を助成いたします特定不妊治療費の助成制度がありますので、そちらのほうの周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

去る10月の8日、9日に、私たち新人議員3名でありますけれども、静岡県の長泉町役場に研修に行ってきました。この静岡県の長泉町というのを少し紹介させ

ていただきますと、三島市の隣にありまして、面積が26平方キロメートル、人口が4万2,400人ほどの町でございます。高齢化率が20.0%、これは静岡で一番低いということでもございました。財政のほうは、経常収支比率が70.9%、財政力指数が1.23、1.23というのは全国で16位ということでもございました。全国的にも奇跡の自治体というふうで紹介されているそうです。

この長泉町をうらやましいと思っても始まりませんので。しかし、いろいろ勉強する材料はありました。長泉町は、子ども医療は中学3年まで無料、合計特殊出生率は1.99人、全国が1.41人となっているそうです。ここで、ちなみに菊池はどれくらいかということも教えていただきたいと思います。

先ほどの不妊治療は保険がきかないということでもございます。治療費も高いということも伺っていますけれども、大体の値段は幾らぐらいなのか、情報としてあれば教えていただきたいと思います。ちなみに長泉町では、平成25年、1件の治療に対し15万円の補助金を出しています。平成25年で138件に対し1,553万円を支給しています。そして、20名の赤ちゃんが生まれていました。菊池市でもやるべきじゃないかと思えますけれども、まず、先ほど言いました菊池市の合計特殊出生率と不妊治療の治療費、それと、この近辺の熊本県あたりのほかの市町村の対応、この辺をお聞きしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 合計特殊出生率につきましてですが、平成24年度、菊池市では1.62人となっております。

続きまして、補助制度でございますが、県の補助制度についてちょっと説明をさせていただきます。県の特定不妊治療助成制度につきましては、通算して5年を超えない範囲で、1回の治療につきまして15万円までの助成ということで、年間2回、通算10回までとなっております。現在は年齢に制限は設けてありませんが、28年度以降は対象年齢を43歳未満に制限され、26、27年度は移行期間とされております。また、菊池保健所内の平成25年度中の申請者数は209件で、そのうち菊池市は38件申請をされております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 失礼いたしました。県下の他市町村の状況についてでございます。10市町村のほうで独自の補助制度がございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 市町村名などはわかりますか。お願いします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 熊本市、宇土市、八代市、五木村、多良木町、山江村、水上村、南阿蘇村、南小国町、小国町、以上でございます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 人口増加、若者定住あたりにてこ入れするところはしなければ、なかなかいいほうには回転しないんじゃないかと思います。

そこで、地方創生というものが今、国と地方がこれほど直結した話をするときはないと思いますので、ふるさと創生に絡めて話をさせていただきます。

ふるさと創生で出生率改善へ若い世代支援という緊急提言がなされています。緊急提言では、出生率を上げるため、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する施策を充実させると明記してあります。地域活性化に向け、地方が自由に使える交付金というものが新聞紙上をにぎわせておりますけれども、この地方創生における地方が自由に使える交付金あたりの中身、状況、この辺をわかれば教えていただき、できればこういうお金で、子どもは国の宝と申します。不妊治療の補助あたりに充てるということをやってほしいと思います。この地方が自由に使える交付金あたりの説明があればお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 皆様、おはようございます。まち・ひと・しごとの創生関係について答弁させていただきます。

まち・ひと・しごと地方創生に伴う交付金に対する国の動きということでございますけれども、ご承知のとおり先月21日に地方創生の理念等を定めた、まち・ひと・しごと創生法案と地域活性化に取り組む地方団体を国が一体的に支援する地方再生法の一部を改正する法律案の地方創生関連2法案が国会において可決、成立いたしました。今後政府では人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の危機意識の共有を図るとともに、50年後に1億人程度の人口維持を目指す長期ビジョンと、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年間を示す総合戦略の取りまとめに全力を尽くすとのことで、現在策定中とのことでございます。

よって、本交付金につきまして、まだ国から具体的な情報等が示されておりませんので、今後の動向を注視しながら情報収集に努めてまいりたいというふうを考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） わかりました。

この地方創生ということの話の中で、独自の事業をやっているところとか、非常に目立ったことをやっているところにはちょっとお金をやりますよみたいな話がよく出てくるんですけども、そして、全国どこでも同じ枠にはめるような手法はとりませんなどという国が言っている部分があるんですけども。若い世代の就労、結婚、子育てへの希望という観点から考えますと、じゃあ、非常に独自なことをやったという地域が、そこでも子どもが減っていったら何もならないと思います。先ほども申しましたけれども、やっぱり子どもというのは国の宝でございます。そういう面で、この結婚、子どもを産むというこの問題に関しては、独自な事業をやっているからお金をやるということじゃなくて、全国津々浦々、結婚して子どもが産まれてくださいよというような政策をとってほしいということを常に思っているところでございます。

ネットの文章でございますけれども、高齢でやっとな子どもができたお母さんの話が紹介されています。高齢でなかなか子どもができず、不妊治療中は何度も何度も泣きました。高齢で授かるまでの道のりは長かったけれども、現在、我が子と泣いたり笑ったりのかげがえのない毎日が過ごせていることが幸せですという文章が出ておりました。

少子化は結婚と出産が中心課題だと思います。結婚しなければ、その不妊治療あたりの問題もないわけですから、まず結婚、婚活ということを先ほど言われましたけれども、婚活も、菊池市がやっているフットパスをしながら婚活をやるとか、そういうふうな感じで、婚活の場をどんどんふやしていただきたいと思います。

この結婚、子ども何ちゅうのは、子どもができるというのは、やはり市長、首長ですね。菊池郡市の首長あたりで連名でこれは全国どこでも同じ問題ですよ。そんな独自の事業をやってどうのこうのじゃないですよ、みたいな感じのせっぱ詰まった願いとして、菊池郡市の首長あたりで連名で、県なり国なりに申し出をしてほしいと思いますけれども、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 就労、婚活、出産に至る、若い人を呼び込む施策ということに関して、近隣との連携というふうな意味でのご質問でございました。今おっしゃった、この切り口というのは、大変私どもも重要視しておる項目でございまして、国のほうから、まち・ひと・しごと地方創生に伴う交付金の今作業が行っているところだと思います。私どもは大変期待して注視しておるところでございます。

今おっしゃったような連名で訴えていくということも一方で必要だと思いますし、今後、国の政策としては、やる気のあるところ、知恵を出すところ、そういったところに、より多く配分していこうという考えもどうもあるようでございますので、地域との連携もやる一方で、むしろ自分たちが具体的な計画等をなるべく早く取りまとめていかなきゃいかんというふうに思っているところでございます。

今、ご指摘の点は、近隣の首長さんとも1回相談をしてみたいというふうに思いますが、まず、足元、私たちのほうの具体的なプランもあわせて詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。住民生活の現場に耳を傾け、必要なこと、できることをタイムリーに進めていくということが大事だと思い、次の質問に移ります。

市内の高校についてでございます。質問します。我が菊池市には、私立高校の菊池女子高校と県立高校の二つ、三つの高校があります。10年前、平成18年と平成26年度の地元高校への市内の中学校の進学者を調査したのがあります。10年前も現在も菊池市内からこの3校に35%ほどの生徒が通っておられます。それは35%というのは平成18年も平成26年も変わりません。ただ、菊池女子高校は1%が3%に、菊池農業高校は8%が14%に、菊池高校は逆に26%が18%に減っているという状況でございます。

そういう中で、私たちは、先月、11月22日、菊池女子高の50周年式典というものがありまして、それに参加させていただきました。剣道部の活躍を初めとして、きりっとした空気の中で素晴らしい50周年の式典が行われました。素晴らしい式典でございました。

そして、菊池農高に関しましては、私の近所の・・・が菊池農高に行くと非常にいい就職あたりができるんですよなどという話をよくしておられます。そういう面からも、先ほどのパーセンテージが上がっているんじゃないかなと思いますけれども、菊池農高に関してはそういうふうな声をよく聞きます。



次に、菊池高校でございますけれども、先般、10月24日、菊池高校の文化祭を同僚議員4名で見に行きました。その文化祭の応援というか、そういう応援のための菊池市が文書を出しておりました。その文書というのは、菊池市では、学校と地域が連携した地域づくり活動、域学連携に取り組んでいます。中でも菊池市は地元の高校生たちとの連携に着目してきました。この文化祭の本シンポジウムを契機に、高校生と地域が連携する可能性について皆さんと一緒に考えることができたかなと思いますという、バックアップの姿勢を示された文書をこの文化祭に菊池市として出しておられました。

この中で、域学連携シンポジウム。すみません、先ほど・・・と申しましたけれども、保護者の間違いでございます。訂正させていただきます。そういうシンポジウム、その中で域学連携シンポジウム、高校生がまちをつくるというシンポジウムが開かれました。生徒代表3名、菊池交流映画祭代表の中原さんと、熊本大学の田中尚人先生というメンバーでした。田中先生は生徒に、このまちの未来を高校生はどのように思っているのかというような質問をされていました。田中先生は、御所通りという歴史のある、雰囲気のある通りと、將軍木や国の登録有形文化財である松倉邸、高木医院があるというこの環境のよさは高校としても素晴らしいと言っておられました。

まず、ここで市として、菊池高校のよさというものをどのように考えているのか。また、それを伸ばすためにどうすればいいと考えておられるのか、質問いたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、菊池高校のよさ、それから伸ばす取り組みについてということについて回答させていただきます。

菊池高校では、城山公園の清掃活動を初めとするボランティア活動への参加や軽トラ朝市での菊高ショップの出店などを行われていますけれども、このように住民との連携、そして地域貢献する取り組みが高校のよさであると考えております。本市では、高校、大学、地域住民やNPOなどと行政が協働で、地域の課題解決や地域活性化に取り組む事業としまして、先ほど議員がおっしゃいました域学連携事業に取り組んでいるところでございます。地域にとりまして、大学の専門的知識や高校、大学生の創造力や行動力を地域活性化に生かすことができ、高校や大学にとっては、学生の社会への適応力を高める効果と社会規範を学ぶ機会となり、双方にとって有益な事業と考えておるところでございます。

この事業には菊池市内の菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校が参加しておりますけれども、他の地域の域学連携事業と本市の違いにつきましては、他の事業が

大学との連携を重視する中で、本市の特徴としましては、高校の事業への参画にあり、地元高校の魅力や存在を大切にしているところでございます。

高校が主体となった取り組みとしまして、菊池高校生が企画しました菊池世界一プロジェクトでの世界一長い流しそうめんでは、多くのボランティアの方々の参加をいただきながら、高校生が地域との連携のもと、見事記録を達成し、市民へ大きな感動を与えたところでございます。

また、先ほど議員が言われました菊池高校の文化祭では、「高校生がマチをつクル」と題しまして、高校生と地域が連携する可能性について“活学”連携シンポジウムを開催したところでございます。

このような取り組みでは、高校生の意欲に加え、彼らの熱意に応えた地域の人々がおられるなど、高校は地域の元気の源になっており、地域の活性化に大きく貢献しているものと考えております。高校生の域学連携事業への参加は、大学生の取り組む姿に刺激を受けることができ、市民の参加を促す効果がありますので、地元高校がその潜在力を発揮できる場として事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。まず、やはりきっかけを探すと、探していかなければならないと思います。菊池高校に行きたいわけをつくり、比較したら菊池高校のほうがいいなというような有利なものをつくると。進学率の伸びというのやはりかなり物を言ってくるのかなとも思います。地元の高校に行くという意識を持ってもらうことと、ふるさとというものを強く意識してもらうということが大事なんじゃないかなと思います。

小学校の高学年、中学校の道徳あたりの時間を年に1回かりて、教育長、教育部長がふるさとのよさの意識づけという話をその時間でやっていただきたい。また、保護者の皆さんの会合あたりがあったら、やはりそこでもふるさとのよさの意識づけという話をしていただきたいと。何とか小中学校に行っていきたいと思うんですけども、この辺をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 皆さん、こんにちは。今、お話がありましたけれども、ふるさとのよさを意識づけるための話をしに学校に行ってもらいたいということですが、今の段階では、教育委員会で月1回、校長会を開いておりますので、その校長会の

折に菊池のよさ、文武両道・廉恥礼節の菊池の教育理念を踏まえて、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つような子どもたちを各学校でつくってくださいというようなお願いをずっとやっているところです。私自身としては、今までは学校に出かけて話をするとかというようなことはやっておりませんでした。そういうことができるのかどうかということあたりを、ちょっと校長たちにも相談してみないとわかりませんので、もしそれが可能であるならば、私が出かけて行って話をする分につきましてはやぶさかではございません。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） わざわざ、きょうはふるさとのよさの意識づけの話をしに来られるそうですよという環境をつくっていただきたいと思います。それと、やはりこういう部分も深く掘り下げて考え、愚直に率直にそういうことをやっていかないと、なかなかきっかけにはならないと。菊池市のためにもそのほうがいいという信念を持っておりますので、こういう質問を今させていただいておりますけれども。

進学ということに関しましては、親の意識と子どもの意識が合致することが一番いいことというか、それでも決まるわけでございますけれども、そこは誰もがわかっていると思いますけれども、9月議会で樋口議員の質問で、菊池高校1年生153人のうち80人が菊池市内の出身であるという報告があっています。菊池市内の中学校3年生が450人ほどだと思いますけれども、この450人が高校を卒業後、進学、就職と進路はいろいろありますが、なるだけ将来、菊池に戻ってきてほしいなという思いがあります。

ちょっと、これもネット情報でございますけれども、福井県のほうで、ある町で中学校を出て、高校を卒業し、進学、就職、そしてふるさとへの道筋というものを調べておられます。そこでは、高校後7割が出て、4年後4割が戻ってきているというような調査結果も出ているところでございます。

そこで、高校、進学、就職、そしてふるさとへの道筋ということを考えますと、市、ハローワーク、企業、学校関係者というこのメンバーで、菊池市次世代定住促進協議会というようなものをつくってはどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今のご質問は、市内の高校教育をどう考えるかという問題からさらに発展して、こういった人たちを、次世代ですね。この菊池市でどういうふう

に確保していくかというふうな趣旨のご質問であらうかと思えます。

国においては、人口減少克服、地方創生ということの推進に向けて、まち・ひと・しごと創生本部が設置されております。実は本市においても、こうした少子高齢化の進展に的確に対応して、人口減少に歯どめをかけたいと。そして地域で住みよい環境を確保して、将来にわたってこの活力ある社会を維持していくために、きくちまち・ひと・しごと創生総合戦略本部というものを設置しているところでございます。

議員の、今ご提案のありましたような、高校生などの若者を本市への定住を促すような、市とハローワーク、あるいは企業、学校関係者で組織する、そのような一つの協議会のようなものというのは横断的な取り組みとなるわけでございますので、大変いいアイデアではないかと思えます。ちょうど今、これから進めております地方創生の推進に関係もございまして、今後、今申し上げました、きくちまち・ひと・しごと創生総合戦略本部会議の中で、どういったふうなやり方がいいのか、組織化の必要性も含めて議論してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。就職においては、私の子どもも4年から6年ほど前、超氷河期という時期に仕事を探しておりましたので、つくづくその難しさというのは感じております。

最後に、菊池高校の文化祭に行き、クラスも生徒数も私たちのころの半数ほどということで、若干そういう心配もしておりましたが、文化祭をやっている生徒たちは、私たちが青春時代を謳歌したように、思いっきり青春時代を闊歩している様子でした。何かその姿を見て多少心が和らいだような気にもなりました。誰もが心の奥底に抱いているふるさとというものは輝いているわけでございます。どうか、そういう菊池市になってほしいと思います。

最後に、切に菊池在籍の高校の発展を願って、ここで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森 清孝君） ここで昼食のため、休憩します。午後の会議は午後1時10分から始めます。

○  
休憩 午後零時05分

開議 午後1時05分  
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、荒木崇之です。

前回9月の一般質問では、私の一般質問のときだけ支所への配信が途切れしました。きょうはちゃんと映っているでしょうか。きょう切れたときには、また後日改めて一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

去る11月18日の熊日新聞に、県内16市町村交付税1割から3割削減、交付税上乘せ措置の終了で財政の引き締め一層と掲載され、菊池市においては使用料や補助金、負担金を見直すとのこととあります。今議会の議案にも泗水と七城地区の下水道料金の引き上げが提案されています。それにも増して私が一番懸念するのは扶助費の増加です。県内で一番高いと言われる国民健康保険税も一般会計からの繰り入れでしのいでいますし、介護保険料も支出増が続いていますので、近い将来、基金が底を突き、負担増になると予想します。値上げ、値上げの連続に、市民はどこから捻出すればよいのでしょうか。このままでは菊池市の今後の財政は先細り、破綻の一途をたどると警鐘を鳴らし、この質問をいたします。

私は1年半前の菊池市長選挙と市議会議員補欠選挙のまっただ中に、あるショッキングな記事を目にしました。それは週刊ダイヤモンドが発表した余剰箱物ワーストランキングです。俗にいう箱物とは、市が所有する公共施設で、庁舎や学校、文化会館などが該当します。この記事には、菊池市が全国箱物ワースト6位にランキングされ、余剰箱物削減目標は何と80.2%という驚くべき内容でした。この記事は「箱物が地方をつぶす。あなたのまちの時限爆弾」と題し、むやみやたらにつくった公共施設が老朽化し、維持管理費で自治体が破綻寸前に追い込まれるとの内容でした。休館や廃止をしても維持管理費がかかり、撤去するのにも財政難で撤去もできないという北海道の夕張市を例に挙げ、今後箱物の更新時期のピークにより財政難に陥る自治体がふえるとのこととです。私の記憶では、江頭市長は市長選の公開討論会で、菊池市がワースト6位にランキングされていることは認識しているとの発言をされていたのを覚えています。

そこでお尋ねします。現在、菊池市に条例で定めてある箱物は何件あり、どれだけの維持費がかかっているのか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

本市の公共施設ですが、平成26年10月1日現在で、財産台帳では315件の施設がございます。維持管理費につきましては、これまでデータとして取りまとめてきておりませんでした。条例に基づき設置されている施設で維持管理費のかかっている175施設について、以下の報告をさせていただきます。今説明しましたとおり、データとして取りまとめておりませんでしたので、急遽調査を行いました。本日まで調査した現段階における概算となりますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、市の直営に係る施設でございますけれども、131施設ございまして、維持管理に係る管理人等の費用、委託料、修繕料、光熱水費等々、総額が約15億8,000万円程度となっております。次に指定管理に係る施設が44施設ありまして、指定管理委託料等約2億8,000万円程度となっております。合計で約18億円程度の維持費となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今回の総務部長の答弁で、市の箱物、条例で定めてあるのは全体で315件あり、その維持費は約18億7,200万円であると答弁されました。今の答弁で言われましたとおり、私が一般質問しないと、市が持っている箱物がどれだけあって、幾ら維持費がかかっているのか把握できていなかったと。件数や維持費を言われましたが、これはつけ焼き刃の調査と思いますので、この数字自体が怪しいと私は思います。もっと件数が多い、もっと維持費も高いと思います。

なぜかといいますと、今回の調査は25年度単年度のみの調査です。過去3年くらいを調査しますと、燃料費、電気代、修繕等、その差はいろいろと毎年変わってくると思われまます。それから、財政課からいただいた市の財産に関する調書から拾い上げた数は、建物、土地と合わせると合計538件に上ります。大変な公有財産を市は所有しております。

聞いておられる議員の皆さん、傍聴者の皆さん、おかしいと思いませんか。家庭に例えるなら、家や自動車、バイクなどを所有している台数は大体把握しているが、所有に当たっての税金や保険代が幾らかかっているのかわからないと言っているのと同じです。1個人ならまだしも、地方自治体が所有している公有財産の把握ができていないというのは大変な問題と私は思います。

私は職員時代、行財政改革で毎年予算を各課5%減らしなさいと財政課から言われていたのを覚えています。しかし、その財政課が箱物の維持費の把握ができていないというのは、ほかの課に示しがつかないのではないのでしょうか。コピーの裏紙

を使いましょうや、昼休みに電気を消しましょうどころの話ではありません。

昨年12月議会の一般質問において、私は、小中学校の整備について、台帳をつくり、計画的にやっているのかの質問をしたところ、教育長から、台帳は作成していませんので、今後整備計画一覧表をつくって教育委員会にお示ししたいとの答弁を受けました。また、昨年の決算特別委員会においても、市の土地に自動販売機が設置してあるが、管理が一元化されていないし、設置台帳もないので、台帳を整備するように提言しました。これについては、合志市、山鹿市はもう既に一元化され、設置台帳もつくってあります。

そこでお尋ねしますが、なぜ合併して既に10年が経過しようとしているのに公有財産の把握ができていないのか。今後、箱物のデータベース化等は考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 今後の取り組みというのと、10年間でなぜというところでございますけれども、合併して新市建設計画等によりまして、地域公平に、いわゆるどこの地域も発展させるというところで、いわゆる整備のほうに重点を置いたところで市政運営がなされていたと、私は思っております。

今後の取り組みについてでございますけれども、本年度総務省通達によりまして、公共施設等の全体の状況把握、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するための公共施設等総合管理計画の策定指針が出されたところでございます。総務省が出したということによると、それは全国的な問題ということかもしれません。

市としましてはこれを受けまして、平成26年の10月に公有財産管理システムの見直しを実施し、総務省指針に基づき、1月から各課現況調査及びヒアリングを進めてまいります。予定としましては、平成27年度、計画策定事業に着手し、平成28年度までの2カ年において現状把握と課題整理を行い、施設の更新や統廃合、長寿命化などの方針と収集整理するデータに基づき、幾つかのモデル事業を策定したいと考えております。

次に、データベース化計画等によりましてデータの利活用でございますけれども、地図上など面的に公共施設群を把握し、市民の皆様のご意見もいただきながら適切な方針、統廃合、長寿命化に努めてまいりたいと考えております。また、平成28年度に総合行政システムの更新を予定しておりますので、その中でデータベース化による一元管理化についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今のご答弁では、10年間は整備のほうに重きを置いて、そういう施設の把握というのは余りなされていなかったということなのですが。まず施設の把握をしないと、むやみやたらに整備をしていっても、全く計画性がないんじゃないか、行き当たりばったりなんじゃないかと私は思うんですね。ここの施設とここの施設があるから、ここをつなぐ道路をつくれば人の流れが変わるとか、この設備は要らないからこの施設と統合しようとか、そういうのが先じゃないかと私は思います。

今のご答弁で、総務省が出した、総務省から今調査があります、公共施設等総合管理計画の策定というのがありますが、これは総務省がただ単に公有財産の把握をしたいということを出しております。総務省が地方自治体の箱物の現状を把握するための調査でしかありません。その後、総務省が箱物をどうかしなさいとか、指導や削減計画を示したものではありません。

そこで、箱物維持費削減に取り組んでいる自治体、もう一步踏み込んで、箱物対策をしている自治体がないか調べましたところ、何とお隣の合志市が既に取り組んでおられました。ちなみに合志市は箱物件数が90件、維持費が4億7,300万円とのことです。維持費は菊池市の約4分の1です。合志市の余剰箱物ランキングは全国310位で、削減目標40%です。

そこで、先月の11月25日に合志市に研修に行きました。合志市では、ことし9月議会に箱物の維持費と費用対効果を調べるため700万円の予算を計上し、民間会社にデータベースの策定を委託しました。来年3月にはデータベース化が終わるとのことです。そこからはまさに私が望んでいるような政策でした。民間から出された調査結果をもとに、各部長を中心とした検討委員会において、各箱物に対して維持、複合化、廃止、売却といった7項目に分け、公的不動産のマネジメントに係る職員研修を行い、このマネジメントというのが非常に難しいんですが、簡単に言いますと、職員に、自治体は最大の資産家であるとか、資産、施設を持つことが住民サービスではないと。持っている資産はフルに活用して、税外収入をふやす道を考えようなど、そういうような職員の意識改革を促す研修であります。そして、全職員の意識統一のもと、各地元説明会を開催し、無駄な箱物削減への理解と財政健全化に取り組んでいくという事業内容であります。ちなみに、この事業は国土交通省からの100%の補助金をもらい、行っていますので、合志市自身の持ち出しはないとのことです。

そこでお尋ねします。この事業はつい先月ぐらいまで国土交通省から2次募集が



あっておりました。合志市の担当職員の方も、応募すれば、菊池市も採用されるはずと言われていましたが、このような事業があることを財政課は知っておられたのか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） ただいまの議員のご指摘の件は、国土交通省が策定しましたまちづくりのためのPRE有効活用ガイドラインを活用した調査のことで認識をしておりました。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） この認識をされていたとのことなんですが、知っていたのに応募しなかったのなら問題ですし、知らなかったなら、なおさら問題です。

今回、合志市の職員のお話を聞いていると、はるかに菊池市の職員より危機感を持って箱物対策に取り組んでおられます。この事業を熊本県内では合志市が唯一取り入れており、合志市職員のアンテナの高さに感心したところです。

さらに言うなら、菊池市に箱物の維持費と数を出してくださいと頼んだのは11月25日でした。しかし、数字が上がってきたのはきのうの12月8日でした。一方、合志市は12月5日の菊池市からの報告を受け、同じ条件で件数と維持費を聞いたところ、議員、ちょっとお待ちくださいと言って、1時間後に報告していただきました。

私は、合志市は人口もふえ、自主財源も多く、箱物の数と維持費が菊池市の3分の1で、職員も菊池市より少ない合志市が危機感を持ってやっているのに、人口も減り、自主財源も30%しかなく、交付金に頼り、全国箱物ワースト6位の菊池市がなぜ維持管理費に取り組まないのか、理解できません。ダイエットに例えるなら、江頭市長のように筋肉隆々で体脂肪1桁の人がストイックにジムに通っているのに、私のようなメタボがまだまだ大丈夫と、食事制限もせず、体重をふやし続けているのと同じです。このままでは、菊池市は近い将来、箱物の維持費という体重に押しつぶされてしまいます。

そこでお尋ねしますが、菊池市も合志市にならい、箱物削減に向けた調査及び政策をされるお考えはありますか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 先ほども最初の答弁で述べましたけれども、先ほど答弁しました国土交通省のPRE有効活用ガイドラインによります調査については、この

P R Eとは公的不動産のことですが、このガイドラインの概要としましては、第1ステップでまちづくりの方向性の整理、第2ステップにP R E情報の整理、一元化、第3ステップでP R Eに関する基本的な考え方の整理、第4ステップにP R Eの具体的なあり方の検討、第5ステップで個別事業内容の検討を示されています。

本市としましては、まず、現状把握と課題整理が議員ご指摘のように必要と考えておりますので、第1ステップに当たります立地適正化計画と、第2ステップに当たります公共施設等総合管理計画について、27年度から策定に着手したいと考えております。

したがって、都市再興のためのP R E活用検討委託調査につきましては、都市計画マスタープランや立地適正化計画及び公共施設等相互管理計画と整合性を図り、進めなければなりませんので、計画の中身がある程度整理できた時点で、今おっしゃいました国土交通省の調査委託内容につきましても、申請するかどうか、その活用について検討して使用していきたい。できれば活用していきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今、ご答弁で、箱物削減に向けての政策に取り組んでいくというのを聞いて安心しました。しかし、第1次行財政改革、行政改革大綱ですね。第1次、第2次、これにも施設の効率化というのはいくらでもありますけれども、結局はつくただけで、後は机になおし込んでいるのと一緒なんです。きちっと3次では具体的にうたい込んでいただいて、そしてやっていただきたいと思います。

でも、私は残念でなりません。先ほど言いましたが、各小学校の整備についても、自動販売機の管理についても、台帳の整備をするように毎回何かあったときは提言してきたにもかかわらず、これから箱物削減については取り組むとのこと。一つ一つ提言しなければ気づかないという姿勢に、体制に不安を感じます。

菊池市には一刻の猶予もありません。なぜなら、来年から段階的に交付税の削減が始まります。平成32年には最高で19億5,000万円もの歳入が減収すると執行部は予想されております。民間で収入が減ると、最初にすることは、給与カットと人員整理です。職員の方も、箱物削減待ったなし、やらなかったら自分たちの給与が削減されるくらいの危機感で取り組んでいてもらいたいと思います。安易に市民に負担増を求めるのではなく、まずやらないといけないのは、無駄遣いをやめ、徹底したコスト管理と行財政改革をやって、市民の皆さんの税金がきちんと使われる状況にしてから負担をお願いするというのが正しい順序です。200件を超える市が所有する土地についても、使用しない土地はそのまま持っていれば固定資産

税は入りませんが、売却すれば固定資産税が入ります。市が所有する土地の売却も今後取り組むべきと私は提言します。

また、箱物削減をする一方で、新たにつくるなら同じことです。ないより、あったほうがまし程度の箱物については、建設後、非常にリスクが高いものになります。必要性の議論も不十分なままに、降ってわいたようにつくったポケットパーク足湯がまさによい例でしょう。箱物は、建ててしまえば見ばえはよく、市民からは喜ばれますし、住民サービスの向上につながります。しかし、一度建ててしまうと、建設費の返済や運営費、修繕費など多額の費用が生じ、それにより市の財政を圧迫し、結果、住民サービスの後退につながる可能性もあります。今後の箱物の計画は、既存の施設で賄えないか、本当に住民ニーズが高いのか、さまざまな選択肢について細かく検証する必要があります。収入と支出のバランスのとれた予算編成こそが最大の住民サービスであると私は考えます。

1年後の12月議会の一般質問において、箱物対策の進捗状況を質問することを予告しまして、次の質問に移ります。

何かいただけるのですか。では、お願いします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） すみません、最初に答弁した中で、新市建設計画に基づいて整備のほうを重点的にと、ちょっと語弊があったらいけませんので、新市建設計画の中で、当然財政計画も策定した中で均衡ある発展というところで取り組んできた。それと合併以来、行財政改革大綱を策定しまして、一方では、当然市民サービスの向上を見据えて、節減、あるいは効率的な事務の改善等に取り組んだ上での整備を行ってきたという趣旨でございますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今、総務部長が言われましたけれども、どちらにしろ、箱物の管理ができていなかったのは事実でありますので、管理をしながら整備もやっていくというのが一番正しいやり方じゃないかなと思います。先ほども言いましたように、来年の12月議会に必ずこの進捗状況は聞きます。どこまで進んだのか、やっていないなら、さらに辛らつな言葉で責めます。

以上のことをお約束しまして、次の質問に移ります。

次の質問は、市議会議員に対する徴税業務について質問いたします。平たく言えば、市議会議員の税金滞納についてであります。私は、市議会議員の税金滞納疑惑

について、議会のたびに質問しました。時には全員協議会において、荒木議員の質問は不愉快だ。何の確証をもって滞納と言っているのかなど同僚議員から浴びせられました。市議会議員の税金滞納を追求すること1年と5カ月、疑惑は真実へと変わりました。9月24日に森清孝議長より、全員の議員が納税証明書を自主的に提出した結果、2名の議員が過去に市税を滞納していたと報告されました。このことは9月25日の熊日新聞でも報道されました。1年と5カ月、たくさんの市民の方に励ましと勇気と知恵をいただきました。本当にありがとうございました。

この報道を受けて、10月21日から24日まで行われた議会報告会では、市民の方から次のような意見が各会場で出されました。議員の税金滞納など言語道断、もっと襟を正して、私たちの血税を無駄にしないでほしい。百姓は米がとれる今の時期にしかお金が入らないのに、毎月税金から報酬をもらっている議員が滞納するなんて信じられない。滞納していた議員はこの場をかりて市民に謝罪をしたらどうかなど、どれも厳しい意見ばかりでした。

そこで、江頭市長にお尋ねいたします。市議会議員の税金滞納が発覚しましたが、市議会議員の税金滞納はいけないことだと思いますか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） お答えいたします。

議会のほうの調査によりまして、2名の議員の方が過去に滞納があったという結果が出ましたわけですが、大変そのこと自体は、私としては残念で遺憾なことだというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 市長も残念で遺憾なことだと言われていました。それ以上に市民の方は憤っていらっしゃるのではないのでしょうか。

さて、話を平成24年12月6日まで戻します。平成24年第4回定例会において、工藤圭一郎議員が市議会議員の税金滞納疑惑について一般質問したところ、福村前市長は、24年5月末現在において市議会議員の滞納はなかった。過去までさかのぼって調べる必要はない。現況がないのならいいじゃないかと答弁されています。しかし、現実として、事実として、市議会議員の滞納はありました。ということは、福村前市長は、この神聖な議場の場においてその答弁をしたことになるのではないのでしょうか。さらに過去までさかのぼって調べる必要はない。現状がないのならいいじゃないかと。その答弁は、市議会議員の市税滞納の事実を知りながら

問題になることを恐れ、隠ぺいしたいとの思いから、このようなご答弁をされたのではないかという、いわば確信犯ではないかと私は思います。

そこで、江頭市長にお尋ねしますが、福村前市長が議員の滞納はなかったとする答弁、ここでは福村談話としましょう。この福村談話を撤回しますか、しませんか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 平成24年12月の、これは福村談話と、今、表現をなさいましたが、議会における答弁でございますね。その内容については議事録において承知しておりますけれども。これを撤回するかどうかというのは、これは福村さんがおっしゃった発言内容で、議事録に載っていることでございますから、私のほうで云々することではないと思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） では、今のご答弁では、私が言ったことではないと。前市長が言ったことだから、私が撤回する云々は言えないということではありますが。では、この市議会議員の滞納がなかったという福村市長のお答えが、江頭市長は正しかったと思われませんか。それとも、これは誤った答弁だというふうに思われませんか、お聞きをいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） これは平成24年12月ということでございますね。なるべく正確にということで、今、議事録が手元でございますが。福村さんの発言についてどう思うかということでございますが、福村さんのご発言自体は、これは原文のままですと、「5月の末現在におきます議員のそれぞれの皆さん方の滞納があったかなかったかということについては、なかったというふうに私のほうは述べさせていただきました」。これは6月のことを踏まえておっしゃっていると思います。

ということをおっしゃっていますので、当時の状況において、どういう理由でどうのご判断でこの発言をなされたかということについては、私はちょっとわかりかねますので、正しいかということについては、その時点での福村さんの責任と判断においてなされたものというほかはないというふうに思っております。どうぞご理解のほどをお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） あくまでも福村市長が言ったことなので、ご理解くださいということですが。あったという事実は、もう納税証明書を出されているので間違いはないんですよ。じゃあ、なかったとする証拠を出してくださいと言っても、その証拠は出せないと思います。証拠が示さないのに答弁が正しかったとするのは論理的に破綻していると思いますので、これ以上、前の市長のお話をしても先には進まないで、再質問、別の質問をいたします。

次に倉原部長にお尋ねします。倉原部長を含め、野口前総務部長は、市議会議員に対する徴税業務について、常に法令を遵守し適正に行ってきたとの答弁の一点張りでした。しかし、市議会議員の納税証明書の提出では、過年度分、要は年度を越えての繰越滞納が発覚しました。本来、市議会議員の繰越滞納はあるはずがありません。なぜなら、市議会議員は毎月33万9,000円と期末手当を合わせると、あした入りますね、年額400万円を超す報酬を市民の皆さんの税金からいただいているからです。過年度分滞納、年度を越えての繰越滞納こそが、市が徴税業務を怠っていた証拠です。また、延滞金の徴収についても、決算特別委員会及び福祉厚生委員会において、執行部は口約束で延滞金の徴収をしていなかったことを認められました。

そこでお尋ねしますが、これまで徴税業務については法令を遵守し、適正に行ってきたとの答弁を改めますか、改めませんか。倉原部長にお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、荒木議員のご質問にお答えします。

市税の徴税業務につきましては、地方税法等の関係法令に基づき適正に行わなければならないということはもちろん、税務担当者につきましても関係法令等により滞納整理を行い、新たな滞納が発生しないように現年度から納付を優先するということをしながら、あわせまして延滞金が加算されないように本税納付を優先的にお願いするなどの処理を行ってきたところでございます。このことから、9月議会の一般質問でも、私としましては関係法令を遵守して行ってきたと答弁してきたところでございます。

しかしながら、今、議員からおっしゃられましたように、議会の決算特別委員会や、閉会中の福祉厚生常任委員会の審議の中で延滞金の取り扱いについての指摘を受けました。それを受けまして、税務課で調査した結果、本税に付随する延滞金の事務手続及びその管理において、一部問題点があるということが判明をいたしました。その内容としましては、市が定めた市税等に係る延滞金免税の取り扱い要綱に

基づく手続において、延滞金に係る減免申請書を書面で提出させていなかったこと。あるいは、延滞金に係る管理システムに不備があったこと。また、納税相談時における納税誓約書等が不徹底だったことなどがございまして、適正に処理ができていなかったということが判明いたしました。まことに申しわけございませんでした。

今後につきましては、さきの福祉厚生常任委員会で提言させていただきました改善計画に従いまして、より一層市民の皆様の負託に応えるよう、徴税業務を執行してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 部長の答弁で、過ちを素直に認め謝罪するのは勇気が要ることです。しかし、決して恥じることはありません。ですから、私はこれ以上、部長は責めません。

最後に、今まで約2年もの間、さんざん市議会議員の滞納については市民の間で疑惑として言われ続けてきました。それなのに、なぜ、滞納議員は疑惑が浮上してから2年間も黙っているのでしょうか。もう追求から逃げられないとの理由で納税証明書を提出したのであれば、まさに朝日新聞と同じ、遅きに失しているといえませんか。怒りに満ちた市民感情を抑えるためには、まず自身が名乗り出て、市民に謝罪し、支援者の方と出处進退を決められるべきではないかと思えます。

私が尊敬する政治家の座右の銘に「闇を語り、光を示す」という言葉があります。闇を語る。諸問題やタブーとされる案件をわかりやすく発信する。これが闇を語るであります。しかし、これだけで終わっては批判するだけの終末論者でしかありません。誰にでもできます。ゆえに後段があります。光を示す。問題はある。しかし、このやり方でどうにかしますと、政策をもって、一筋でいい、光を示す。これが政治家のあり方です。

私は、市議会議員の税金滞納という、いわばタブーを追求し、闇を突き止めました。執行部はその闇をのぞこうとすらしめない。光を当てようとしめない。私は、この市議会議員の税金滞納という闇に一筋の光を示すプランがあります。執行部の協力なくしてはできません。執行部が闇からこれからも目をそむけるのであれば、その闇の奥の奥まで追求していきます。次の3月議会では一筋の光を示すことができることを市民の皆さんにお約束して、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご説明の中で、ちょっと1点だけ、ご理解をお願い

したいと思うことがございますので、ご説明させていただきます。

執行部のほうが今まで、その闇という表現をなさいましたけれども、のぞこうともしない、あるいはそこから目をそむけていたというご指摘がございましたが、恐らく、これは私なりの推測でございますけれども、今まで開示を請求なされてきた中で、私ども、それは残念ながらできないんですよということを捉えておっしゃっている部分もあるかと思えます。

実はこの徴税業務に関連する事項に関しましては、税情報そのものでございますので、法令に基づいた守秘義務が課せられているところでございます。しかし、これまでは執行部側でそういった守秘義務上、これは言えないんですという話と、特に荒木議員さんのほうからは、いや、それは政治判断をしてでも言うべきじゃないかというところの見解が分かれていたわけでございますけれども。

これに関しましては、地裁の1回目の判決の後に控訴がなされまして、去る11月19日の福岡高裁の控訴審判決が出たところでございます。この際、共有確認をさせていただきたいと思う次第でございます。

判決内容を原文どおり読みますと、これは全部ではなくて一部を抽出して読ませていただきますが、市会議員とはいえ個人である市民の市税に関する滞納状況が直接的に表示され、これは資料のことでございます、その内容は個人である市民の経済的秘蔵にわたるもので、高度な秘匿性が求められるものであることは明らかである。中略いたします。よって本件情報は地方税法22条により開示が禁止される法令秘蔵に当たる。秘というのは秘蔵の秘でございます。開示が禁止される法令秘蔵に当たる。また上記のとおりとするならば、本件情報は実質的にもそれを秘蔵として保護するに値するものと言えるから、同時に地方公務員法34条1項により開示が禁止される法令秘蔵にも当たるというべきであると述べられておりまして、開示を禁止するという司法の判決がはっきり出まして、このような税情報についての守秘義務の重要性が改めて明確になったところでございます。

これまで私ども行政のほうでは、そういったことから、残念ながら開示ができないということでご説明してきたところでございますけれども、今回、二審の判決をもって、そのことが改めて法律的な観点から確認、裏書きをされたということでございます。

それとは別に、そもそも疑惑を向けられたのは、これは議員さんの話であるわけですが、議員さんのほうからご自身の情報をご自分で開示する分には一切問題がないわけでございますから、それが一番の解決方法ではなかろうかということと私としては具申、申し上げてきたわけでございますけれども、今般、議会の方によりまして、議会みずからがそういった作業を経て公表なされたということで、あ



るべき解決方法で本件が決着したのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上、補足でご説明申し上げます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今、市長は、高裁の判決が棄却だったから、今までの執行部の判断が正しかったということと言われましたが、もう、滞納があったか、なかったとか、そういう次元じゃないんですよ。もうあったという事実があるわけですよ。本来、市会議員が滞納できるはずがないんですよ、私の議論でいうと。ちゃんと取れるじゃないですか。毎月入っているわけだから。そこが、私は闇だと言っているんです。出す、出さないの問題は既に終わっているんです。もう出たんですよ、滞納があったという事実が。

だから、私はその、なぜ市会議員が滞納ができるのかということを経営部に投げかけてきたつもりです。ちゃんと徴税業務をやっていなかったんじゃないか。そしたら、ぼろぼろぼろ延滞金を取っていなかったとか、口約束でやっていたとか、出てきたじゃないですか。それをこちらからはがす前に、なぜ内部調査をして闇をのぞかないかと、私は言っているんです。だから、執行部の協力ができないと言っているんです。

ぜひとも、今後、議会としてもさらにもう一步踏み込んだ委員会なり答弁を出さないと、市民の皆さんは納得しないと思います。そのときには執行部もちゃんと誠意を持って議会の委員会なり調査には協力をしていただきたいと、こう思います。それが私は市民への一筋の光だと思っています。

以上をお約束しまして、私の一般質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今のご指摘のございました事務取り扱いでございますけれども、この機会に徹底的に調査しましたところ、大変、やはり反省すべき点が多々ございました。ですから、私どものほうとしては、これをもう徹底的に改めていきたいと思っております、既にこの12月8日に税務課徴税係のところ、2名増員をいたしまして、過去の、特に延滞金のところの取り扱いが非常に不明確でございましたので、ここの事案を全て過去の分を調査するというところを着手したところでございます。案件が多いものですから、時間はかかることかというふうに思っております。

それから、議員の皆様は税金の徴収の仕方ですね。これも私どもだけではなく、

議員の皆様のご理解、ご了解を得ませんとできませんので、あわせてこれを機会に議会の中でもご検討いただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 一般質問らしくなってきました、やっとなかなか終わらないんですけども。先ほど言われました税務課の職員を2名ふやすと。非常に早い対応をされたことはいいんですが、職員の中には何で税務課ばかり二人ふえたんだと。理由をわからないまま、税務課が増員されたじゃないかと言っている方もいらっしゃるんです。まずは、市民とか職員の方に、こういう問題がありました。だからこれを解決するために2名を増員させてくださいということをやるのが先じゃないかと私は思います。

先ほど言われました案件につきましては、これ以上言いますと、最終日の岡崎福祉厚生委員長の委員長報告が要らなくなるので、私はここまですますが。先ほど言われましたように、この問題、もう議会も待たなし。突きつけられておるわけでしょう、市民から。何とかやれと。じゃないとリコールをするぞと言われてような市民の方もいらっしゃると思います。それぐらい危機感を持ってやらないと、市民からの信頼は得られません。

以上のことをお願いしまして一般質問といたします。もう今度は本当に終わりでよろしいですか。終わります。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩をします。

○  
休憩 午後1時55分

開議 午後2時04分  
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番の平直樹です。政治理念は菊池市民がうれしいこと、政治目標は政治をもっと近くに、判断基準として子どもたちが大きくなったときにどうなのか。この3本柱で頑張っていこうというふうに思っております。私はここにいらっしゃる方はもちろん、行政、議会、そして菊池に住む市民全員が、菊池がよくなってほしいという思いを共通して持っているというふうに考えております。今、見聞きをしていただいている皆さん、一緒によかま

ちばつくっていきましょう。

前回9月議会の際には私だけが時間オーバーをしてしまいましたので、今回はそういうことがないように、執行部の皆さんも端的に答えていただくようによろしくをお願いいたします。

では、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

1点目です。民営化についてお尋ねいたします。これまで行ってきた民営化はどのようなものがありますか。

2点目、なぜ民営化されましたか。

3点目、その結果はどうでしょうか、お示してください。

よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、平議員の民営化についてのご質問にお答えいたします。

1点目のこれまでに行ってきた民営化についてですが、平成18年度から21年度までを計画とします第1次行政改革大綱の中で、民間委託等の推進を掲げ、公立保育園と養護老人ホームの民営化に向けた検討を進めてまいりました。その取り組みの中で、養護老人ホームについては平成21年12月にふじのわ荘、こすもす荘の2施設を民営化することが妥当であるとの答申が出され、保育園につきましては、平成22年2月に公立保育所のうち一部の保育所を民営化することが妥当であるとの答申を、市民の方々により組織されました民営化検討委員会によりいただきました。

結果といたしまして、平成22年度から26年度を計画期間とする第2次行革大綱の中で、公立保育園と養護老人ホームの民営化の推進を掲げ、平成23年9月1日に養護老人ホームふじのわ荘及びこすもす荘を民営化し、社会福祉法人に移譲しております。また、公立保育園につきましては平成24年4月1日に5園のうち第一幼楽園、第二幼楽園、砦保育園の3園を社会福祉法人に移譲しております。

2点目に、民営化した理由につきましては、保育園、養護老人ホームとも、民間活力の活用によるサービスの維持向上が期待できること。また公立の経費の削減と、その財源を他の施策に活用できること。また、建てかえが必要となった場合、民間のほうが助成や補助が有利なことなどが挙げられます。

保育園及び養護老人ホームの民営化は、サービスの向上と現状及び将来の課題を民間活力の活用によって解決するものであり、最小の経費で最大の効果を上げ、次世代に負担を残さないために計画的に取り組んだものでございます。

3点目の、その結果としての質問でございますけれども、養護老人ホームの民営化に伴う関係経費を民営化後の前後の2年間の平均収支額で比較しますと、1,980万円の減額となっております。また、民営化後に施設において実施されたアンケート調査の結果、多くの入所者の方が現状のサービス等に満足されており、民営化による民間活力の活用の成果が上がっているものと思われま

す。保育園につきましては、民営化した3園の保護者の皆様と行政との意見交換会を開催しましたが、民営化前に言われたような保育内容が悪くなるとか、給食の質が落ち、量が少なくなる、経済的な負担がふえるなどの不満の声は聞かれず、毎日楽しく登園しています、新たな保育所に満足していますという声が多数聞かれ、民営化による影響はなく、保育所運営においては民営化前と変わらないという結果となっているところでございます。

また、財政面の効果としましては、民営化以前の平成23年度と民営化後の平成24年度の決算額で比較しますと、一般財源所要額で約3,800万円、大部分が人件費でございますけれども、削減効果が得られたところでございます。

民営化のもう一つの理由としましては、施設を改修するに当たり、私立には国・県の補助を活用できるということで、旧第一、第二幼稚園につきましては老朽化が進んでいたため建てかえをお願いし、現在2園とも改築中でございますが、公立のまま建てかえた場合には、比較しますと、一般財源所要額で約2億円の削減効果があるものと考えております。

この結果から、公立保育所3園の民営化につきましては一定の効果があつたものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 今の答弁をいただきまして、民営化したところは成功したというふうに認識します。すばらしい成功事例だと思うんですね。何で民営化したのか。民間活力の導入、そして運営費、そして施設の老朽化の建てかえ。その建てかえに関しても、民営化をすれば県や国の有利な補助金を受けられますよという事情がありましたということですから、今の質問の答えで、そこでやっぱり思うんですよ。それだけ成功事例としてあるのであれば、残っている部分は全部民営化すればいいんじゃないのかなというふうに思うわけです。

ここで私なりに調べてきました。議長から許可をいただいておりますので、表示したいと思います。こちらです。こちらはふじのわ荘さんの取り組み、民営化されて民間活力の導入というところのご紹介をさせていただきたいと思

このふじのわ荘さんは、まず最初に民営化をされて自分たちの施設となったときに何をされたかというところ、トイレの改修をされたそうです。今まではこういった形で、車いすの方が使いやすいトイレがなかったというところをまず改修された。これがまず大きな1点だと思います。

あと1点、特徴的なところがこちらですね。地域防災まきと書いてあります。何かあったときに、炊き出しのときにこれを使ってくださいと。これが民間活力だと思うんですよ。行政にはない斬新な知恵を持っています。それを措置費の中で賄われている。すばらしいことだと思うんですよ。

養護老人ホームのことに言いましたので、もう一つの、こすもす荘さんのほうも教えていただきましたが。今、お示しいただいた金額で1,980万円の養護老人ホームの削減だというふうにおっしゃられておりましたが、私のほうで調べたら、ここの人件費の件なんですけれども、人件費のパーセンテージの割合が大分民間と公立では違うわけですね。それがどれくらい違うのかをお示ししていただきたいと思いますが、よろしいですか。お願いします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、施設の給与関係でございますけれども、人件費関係について答えさせていただきます。あくまでも民営化されていない施設としましては、これまで行政改革大綱の中で実施項目として具体的に取り組み、結果として民営化されていない施設について限らせてお答えさせていただきます。

施設としましては、幼稚園が2園、保育園が2園、特別養護老人ホームが1施設の合計5施設となります。

まず幼稚園2園の状況ですけれども、旭志幼稚園の平成25年度決算における歳出合計と人件費の割合については、歳出合計額が2,919万7,286円であり、そのうち臨時職員や嘱託職員も含めた人件費の割合は2,682万9,585円で、91.5%となっております。次に泗水幼稚園につきましては、歳出合計額が3,894万9,036円で、人件費の割合が3,592万5,316円となり、92.2%でございます。

続きまして、保育園2園の状況を説明させていただきます。菊之池保育園の歳出合計額は1億7,805万3,345円となり、人件費の割合は7,561万9,321円の42.5%となりますが、平成25年度の歳出合計には園舎の改修工事費が含まれておりますので、その合計を除けば9,337万5,760円となり、人件費の割合は81%となるところでございます。次に、花房保育園につきましては、歳

出合計6,484万4,279円となり、人件費の割合は5,318万5,405円の82%となります。

最後になりますけれども、特別養護老人ホームの平成25年度決算における歳出合計額は6億5,460万5,982円となり、人件費の割合は4億3,174万761円であり、66%となっております。

以上、公立保育園、市の関係の人件費の割合についてお答えさせていただきます。

すみません、今、答弁の中で、旭志幼稚園の臨時職員、嘱託員を含めた人件費の割合を91.5%とお答えしましたけれども、91.9%の誤りでございました。ご迷惑をおかけしました。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ご答弁ありがとうございます。91.9%、92%、81%、82%、66%というふうにお答えをいただきました。

私が調べに行ったところは、ふじのわ荘とこすもす荘さんにいろいろ教えていただきましたが、民間では人件費が55%から60%が限界だというふうに言われているそうです。

保育園、幼稚園のことはとりあえず置いておいて、とりあえず、そのつまごめ荘さんは66%と、ほかのところに比べたら結構頑張っているというふうには思いますが、歳入歳出における人件費の割合の出し方が民間と公的な機関では基本的に全く違うというのが印象的にあります。それは、民間は幾らお金が入るからという中でパーセンテージを出します。私が執行部のほうに聞いたときには、歳出のほうからパーセンテージを出しますというふうにお聞きしました。全体の中で払っている割合と、もらう金額の中で、ここですね。何でか知らないんですけど差が出てきます。

私が調べて教えていただいた額は、単純に言うと、こすもす荘さんでいうと、平成19年は収入が措置費とショートステイ利用料、公衆電話料、雑入、寄附金等、これが全部の収入です。これが9,853万3,000円。その中で人件費の割合が8,087万8,000円。収入から見たら82%なんです。ただ、支出からいくと64%と、全然数字が違うんですね。ここはいろいろまた別の議論を呼ぶところがあると思うんですけど。

何を言いたいかといいますと、公的な部分でやっていたら、足りなかったら一般財源から繰り入れをしてやっていかないかん。その大きな理由が、人件費が結構割を食っているからだ。これは民間だったらまず考えられないですね。足りないから、お金を銀行に借りたらいいじゃないかというふうに思われる方もいらっしゃると思

いますけど、銀行はそんなに甘くお金は貸してくれません。

一番不安に思われていた利用者の方の声、私もこれもちよっと調べてきたので紹介させていただきます。

ふじのわ荘さんに移譲前からいらっしゃる方、二人、聞いてきました。Tさん、男性の方。職員さんとしゃべりやすくなった。大事にしてくれる。悪いところはない。Iさん、女性。移譲時には不安はもともとなかった。食事がおいしくなった。職員さんが優しい。

こすもす荘さんにいらっしゃるKさん、女性。ずっと前から変わらずにいい。ちょっとした所用であれば外に出るときは車で連れていってくれる。これは以前はだめだと言われていた。お風呂が週に2回だったのが3回になってうれしい。Tさん、男性。以前より今の職員さんのほうが優しくしっかりしている。今のほうが何でも自由にできる。以前は厳しかったので、現在のほうがいい。こちらも二人とも同様に満足をされております。

これは利用者の方々の声の一部ですので、全てではないというふうには認識しております。ただ、予算面においても一番注視しなきゃいけなかった利用者さんの声にしても、民間に移譲してよかったという声が上がっているということは、今ある公立の施設をどんどん民営化していけばいいと、私はそう考えます。

そこで、もう一つお尋ねします。現在残っている公立の正職さんの数を教えていただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 市内の公立保育園、2園についてでございます。正職につきましては、菊之池保育園が7名、嘱託職員12名。花房保育園は正職4名、嘱託職員7名でございます。つまごめ荘につきましては現在手持ちがございませんので、後ほどまた連絡をしたいと思ひます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 調べていただいたときにご提示していただければありがたいと思ひます。

今わかっている段階で、正職の方が7名と4名なので、11名ですか。私は何が言いたいかというと、民間に任せられるところはぜひ民間に任せていただいたほうが、お金もかからない、質も上がる、利用者も不満に思ふことがない。しかも、そこについていらしゃった職員さんを、人手が足りないところに回せるんじゃないですかというふうに思ふからです。

先ほど荒木議員の質問の中でありました。私も福祉厚生常任委員会にいますのでその中でやりとりを一緒にさせていただきましたけれども、税務課が人が足りないとか、例えばことしの秋、特に菊池市はさまざまなイベントを行っていらっしゃると思います。素晴らしいことだと思うのです。でも、私は見えていて、商工観光課の方々が本当に大変そうだなというふうに思いました。足りない部分があるのであれば、民間にお任せをして、その人員を足りないところに充てたらいいじゃないですか。それが結局何になるかといったら、市民の幸せにつながると思うんですね。

今お示ししていただいた民営化の結果は、私は最高の結果だと思っています。ですから、今後、まだ残っている公立のものについて民営化を進めていく考えは、市長、ありますか、お示してください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 民営化についての方向感というご質問でございますけれども、特に民間活力の活用ということでは、私ども、行革の中にそういった視点を織り込んでおまして、特に特別養護老人ホーム民営化の検討ということが私どもの課題認識としても残っております。公と民との役割分担という視点から、一方でサービスの提供を受ける側にさまざまなご迷惑等が起きないということを前提に、高齢化社会における、特に特別養護老人ホームのこの安定的かつ永続的に発展、運営してもらわなきゃ困るものですから、そこにおいては民営化の検討を引き続き行っていくという課題認識でおります。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ぜひ、民間に任せられるところはどんどん民営化して、しかも質が高くなるわけですから、反対する理由はないというふうには思いますので、推進していただけるように思いまして、次の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問は、入札制度についてお尋ねします。

まず1点目、現在執行部側では市内業者を守る、そして育てるといった考えはありますか。もしあるのならば、それは何ですか。

二つ目、過去5年間の工事入札実績の件数と額、そして市内外の割合と年平均の落札率、土木、建築、その他の三つに分けて示していただきたいと思います。

三つ目に、分離発注についてお尋ねいたします。建築におけると思いますが、本体工事とは切り離して発注している部門は、現在、電気工事と管工事と2部門あると思いますが、それはなぜですか、お示してください。



○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、入札制度についてお答えをいたします。

まず1点目の、市内業者を守る、育てることについては、菊池市では平成23年3月に菊池市中小企業振興基本条例を制定しております。以降、この条例に基づいて指名競争入札を実施し、受注機会の増大に努めており、このことは市内事業者の経営基盤の安定、強化につながっているものと思っております。また、市の発注工事を請け負い、実績を積んでいただくことで、受注業者の人材の育成に寄与しているものと考えております。

それは何ゆえかということですが、条例の目的の中にありますように、菊池市で営業されている中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展等々を促進することが、及び中小企業の振興を図り、地元雇用につながる活力ある地域社会の実現を図るためであります。

2点目の過去5年間の工事实績につきましては、土木工事、建築工事、その他工事ごとに平成21年度から申し上げます。

まず、平成21年度、土木工事件数110件、請負金額約11億5,555万円、年平均落札率96.35%となっております。建築工事18件、請負金額約2億9,674万円、年平均落札率97.66%。その他工事171件、請負金額約17億2,945万円、年平均落札率96.16%でございます。

平成22年度でございます。土木工事件数80件、請負金額約10億5,347万円、年平均落札率97%。建築工事23件、金額約4億5,019万円、年平均落札率97.63%。その他工事139件、請負金額約14億2,384万円、年平均落札率94.24%でございます。

平成23年度は、土木工事件数73件、請負金額約10億8,247万円、年平均落札率97.67%。建築工事25件、請負金額約3億6,346万円、年平均落札率97.90%。その他工事122件、請負金額約17億1,368万円、年平均落札率95.93%でございます。

平成24年度、土木工事件数111件、請負金額約17億5,373万円、年平均落札率98.54%。建築工事30件、請負金額約9億7,605万円、年平均落札率98.54%。その他工事129件、請負金額約15億723万円、年平均落札率95.07%でございます。

平成25年度、土木工事件数53件、請負金額約13億4,085万円、年平均落札率98.55%。建築工事21件、請負金額約8億6,749万円、年平均落札率98.57%。その他工事109件、請負金額約29億9,598万円、年平均落

札率94.47%でございます。

次に、市内外業者の受注件数及び市内業者受注率を平成21年度から申し上げます。

土木工事件数110件、市内業者受注件数109件、市外業者受注件数1件、市内業者の受注率は99.09%でございます。建築工事18件、市外業者の受注はございませんので、市内受注率は100%でございます。その他工事171件、市内受注件数147件、市外受注件数24件、市内受注率は85.96%でございます。

平成22年度、土木工事件数80件、市外業者の受注はございませんので、市内業者受注率は100%でございます。建築工事23件、市外業者の受注はございませんので、市内受注率は100%でございます。その他工事139件、市内受注件数125件、市外受注件数14件、市内受注率は89.93%でございます。

次に平成23年度でございます。土木工事件数73件、市内業者受注件数72件、市外業者受注件数1件、市内業者受注率98.63%でございます。建築工事25件、市外業者の受注はございませんので、市内受注率は100%でございます。その他工事122件、市内受注件数108件、市外受注件数14件、市内受注率は88.52%でございます。

平成24年度でございます。土木工事件数111件、市外業者の受注はございませんので、市内業者受注率は100%でございます。建築工事30件、市外業者の受注はございませんので、市内受注率は100%でございます。その他工事129件、市内受注件数110件、市外受注件数19件、市内受注率は85.27%でございます。

最後に平成25年度でございますけれども、土木工事件数53件、市外業者の受注はございませんので、市内業者受注率100%でございます。建築工事21件、市外業者の受注はございませんので、市内受注率は100%です。その他工事109件、市内受注件数95件、市外受注件数14件、市内受注率87.16%でございます。

以上が2点目の答弁でございます。

3点目の分離発注につきましては、平成21年に建設省、現国土交通省でございますけれども、より中小建設業者等の経営改善のための措置について通達がっております。その中で、工事の性質、または種別、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮した上、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者等を活用して、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、コストの縮減の要請の範囲内で可能な限り分離分割を行い、工事種別が異なる場合にあっては可能な限り分離を

行うこととなっております。分離発注のメリットとしまして、分離される工事に関するコストや施工責任等が明確化することが挙げられます。このようなことを踏まえまして、現在、大規模な建物建設工事において、建築一式工事、電気工事、管工事に分離して入札を実施しているところであります。

この3業種が分離発注の対象となっている理由は、それぞれに有資格者が必要な工事であるからということで認識をしております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） すみません、先ほどの答弁で、菊池市中小企業振興基本条例の制定を私、23年と申し上げたようでございます。20年3月でございますので、訂正しておわびいたしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 答弁ありがとうございました。土木、建築、その他、三つに大きく分けていただいて、件数と、あとパーセンテージ、ありがとうございました。

これからの再質問は、地元業者を守るということを是とした視点から再質問をさせていただきたいというふうに思います。

私もやっぱり、なるべくなら地元業者の方にたくさんお仕事が行って、そして、それが結局は税金として市に返ってくる、そっちのほう望ましいというふうに思います。ここで、一つだけ確認をしておきたいので、議長の許しを得ていますので、もう一つパネルを出させていただきます。次は手書きなので、大変見にくいかもしれませんが、こういうものです。

市役所からいろんなお仕事元請けのほうに行きます。それから下請のほうにも行きます。これは皆さんが理解されていることだと思います。執行部が認識されている中小企業、守らなければいけないと思っていられるお店だとか会社、そういうのは元請をAとします。それから下、下請や材料購入店や、例えば孫請まで入れたとして、そこをBとします。行政は、守るべき中小企業はAですか。もしくはBまで含めた気持ちがあらわれますか、お示してください。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 今のご質問でございますけれども、条例の趣旨を考えますときには区別はないというふうに考えておりますけれども。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番(平 直樹君) ありがとうございます。その言葉を聞きたかったです。

では、今、全部の下請だろうが、材料購入店だろうが、地元の業者はちゃんと守るべき対象だと認識しているというふうにおっしゃられました。では、今まで九十何%、結構高い率で入札をされております。菊池市が振り出した仕事を請けられた市内の業者の方々、元請になられた方々から、これまで菊池市の業者をなるべく優遇してくれ、よそのところは余り入れんで、自分たちの業界を使ってくれというような申し入れだとか要望は上がってきたことがありますか、教えてください。

○議長(森 清孝君) 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長(馬場一也君) 現在のところ、要望はないということでございます。

○議長(森 清孝君) 平直樹君。

[登壇]

○1番(平 直樹君) 今の答弁ではないというふうにお答えいただきましたが、私は今まで長い歴史の中であってしかるべきだと思いますし。私が何を言いたいかといいますと、せっかく地元を守るためにと条例までつくってお出した仕事、そして地域の方に高い落札率で落札していただいた仕事も下請まで回っていないんじゃないだろうかというのが実感で思っております。

そこで、いろいろ教えていただきましたところ、下請報告書というのがありますね。下請報告書を出してください。そういう決まりがあるそうです。この下請報告書を受けられている行政側は、例えば97%の仕事を請けられたところが、下請業者が何%入っていらっしゃるか、何%程度お金がそっちの下請に行っているかというのを把握していらっしゃいますか。もし、把握していらっしゃったら、市内業者が何%程度なのか。概要でいいです、教えていただきたいと思えます。

○議長(森 清孝君) 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長(馬場一也君) ただいまの下請状況についてでございますけれども、先ほど説明しました件数をもとに、平成21年度から25年度まで申し上げたいと思えます。

平成21年度の下請工事件数は40件ございまして、うち市内下請業者が30社、市外下請業者が50社。件数と業者は1件で二つの業者が下請をされることがありますので、そこは突合できないということでございますけれども、市内業者下請受注率が37.5%。平成22年度におきましては下請工事件数39件、市内下請業者数40社、市外下請業者数74社、市内業者下請受注率が35.09%。2

3年度が下請工事件数45件、市内下請業者32社、市外下請業者67社、市内業者下請受注率32.32%。平成24年度、下請工事件数68件、市内下請業者44社、市外下請業者95社、市内業者下請受注率31.65%。平成25年度、下請工事件数28件、市内下請業者32社、市外下請業者62社、市内業者下請受注率34.04%となっております。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 答弁ありがとうございます。

九十何%で請けて、下請まで行っているのは37%とか35%だということですね。その40%、中身の40%は市外に出ちゃっているよというような、これが事実だと思います。これは行政のほうからはいかんともしがたい部分があるのかなというふうに思うんです。

先ほどから繰り返しますが、市内業者を守るためにこういう法律をつくって、そして、なるべく菊池市内にお金を回したいというふうに進めていっているにもかかわらず、下請や材料購入店まで仕事が行っていないというのが現状なのかなという答弁だと思います。

そんな中で、小規模事業者登録というようなものもされております。ちょっときょうは時間がありませんので、ここの実績は報告は受けませんが、努力されている部分もしっかりあります。でも、なぜ私が分離発注のことなども聞くかという、市内の下請店とか材料購入店は、元請けの方々が九十何%で仕事をとられているにもかかわらず、自分たちには30%程度しか来ていないというジレンマを抱えているんですよ。であるならば、一番最初に私が聞いた市内の中小企業とはどこですかというような認識で、Bまで全部含まれていますということであれば、もう一步踏み込んだ条例に変えるべきじゃないですか。下請だから回ってこないというのがシステム上、生まれるのであれば、そこまでうまくカバーできるように変えたいと思うんですよ。

例えば97%でとったのであれば、せめて10%を下限として87%は下請、材料店を菊池市内の業者から使ってくださいとか、ない業者もあると思いますので、そこら辺の数字は議論の余地があると思うんですが。そこまでやらないと、例えば元請けの仕事をされるときに、よそから入れないでくださいねというようなお話があって、菊池市内に話が来て、そこから市外に下請に出されていたら、下請は仕事やお金が回ってこないというのが現状で、今、結果だと思うんですね。

ですから、そうやってパーセンテージをつくる。もしくは分離発注をもっと細分化する。この両方を考えていただかないと、本当に市内の業者は下請店にな

り得ない業者がたくさん出てきていますんで、なるべく菊池の業者にちゃんと仕事とお金が回って、そして税金として菊池市にちゃんと入ってくるようなシステムをつくっていただきたいというふうに思いますが、分離発注を進めること、それとパーセンテージを決めて下請を使ってくださいというような条例改正の考えはあるか、お聞きします。お願いします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） まずもって、先ほどの答弁を訂正させていただきたいと思えます。中小企業から要望が上がっているかというところでございますけれども、建設部とか、議会を通じてとか、直接文書ではございませんけれども、口頭による要望等があるということでございますので、訂正させていただきたいと思えます。

それと、ただいまご質問がありました、下請受注率が低いからという対策、それと中小企業基本条例等の考え方といいますか、改正の考え方につきまして答弁をしたいと思えますけれども。本市では現在、落札業者に対しましては、地元の雇用及び市内での資材調達についてお願いをしているところでございますけれども、下請工事については行っていないというのが現状でございます。

下請工事は元請業者と下請業者のいわゆる長年の信頼関係とか、そういったもろもろの状況もあるかと思えますけれども、そういったことが考えられると思えますけれども、しかしながら、先ほど答弁しました率の低い状況がございますので、強制することは独禁法上、難しいところがございますけれども、本市には中小企業振興基本条例がございますので、業者説明会等で、下請工事につきましても市内業者への発注をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ぜひ、今までお願いをしてきた。だけど、結果的に結びついていないということは、もう一步踏み込んで、下請業者、たくさん菊池市にある業者を守るという観点から進めていってまいりたいと思えます。そうでなければ、この高い落札率がちょっと疑問がついちゃうかなというふうに思えますので、しっかりこれから市内にある会社等を守っていただけるようお願いしたいというふうに思いまして、次の質問に移りたいと思えます。

三つ目の質問は子どもの下校についてお聞きします。

まず、安全に子どもたちが下校するために一体どんなことをされていますか。そ

して2点目に、泗水、旭志地区では下校時に、今から子どもたちが帰りますよというような放送があります。合併して10年たちます。なぜ地域間で差があるんですか。お示してください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） まず、1点目の安全に子どもたちが下校するための取り組みについてお答えいたします。

登下校時の安全確認や自転車教室、それから交通安全協会の指導員の方を迎えた交通ルールなどの指導教室など、子どもたちを交通事故から守るためにさまざまな安全教育を実施しているところでございます。さらに各学校単独の活動だけではございませんで、幼稚園、保育園、それから小学校、中学校連携協議会組織での活動や、地域の皆様や保護者などによります朝の交通指導、そして下校時の見守り活動なども行っておるところでございます。

特に旭志中学校では、平成19年に熊本県の安全教育研究推進校の指定を受けまして、中学校を中心に幼稚園、保育園、それから小学校、中学校が連携をしました安全対策を実践し、安全マップの作成や交通安全教室の実施、ポスターや標語の作成、地域の方々によるPTA巡回パトロール、旭志地区交通安全推進協議会の設置などを行うことにより、安全教育の推進に多大な貢献をしたとして、平成23年に学校安全文部科学大臣賞を受賞し、平成25年に安全功労者内閣総理大臣表彰を受けたところでございます。

このような市内の小中学校の模範となるべく実例を手本としまして、全ての小中学校が子どもの命を守るため、安全教育・安全指導を組織的に実践しているところでございます。

2点目の下校時の放送につきましての取り組みにつきましては、まず泗水地区では合併直後に泗水地区において不審者が多発したということから、泗水地区の各種機関、団体等で組織され、事務局を泗水中学校においております泗水っ子すこやか育成会が平成18年3月に設立をされました。そこで地域の大人で下校するときの児童生徒を見守るために防災無線で呼びかけを実施することが決定をなされ、泗水小中学校の授業日の15時20分から地域での見守りと声かけをお願いしているところでございます。

また旭志地区では、旭志中学校区幼稚園、保育園、小学校、中学校連携推進協議会を母体に組織をいたしまして、事務局を生涯学習課に置いております地域教育支援旭志ネットワーク会議によりまして、泗水地区の取り組みを参考に平成26年6月から旭志地区独自の下校時の放送を開始しておるところでございます。詳細につ

きましては、平成26年6月から旭志地区限定の家族の日を毎月1日に変更されたことから、家族の日の周知にあわせて月末の平日5日間において、旭志小学校1年生の下校時刻の15時30分から地域での見守りと声かけをお願いしているものでございます。

七城地区におきましては、合併前には下校時の放送が実施をされておったということでございますが、現在、夕方放送されております菊池市青少年育成市民会議によります放送との重複を避けるために一本化されたということでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 答弁ありがとうございます。

では、ちょっと質問の角度を変えます。

3時半になりました。子どもたちが帰ります。泗水と旭志で流されている放送が今流されていない菊池地区と七城地区で流すという前提で考えたときに、技術面と予算面に問題はありますか。流すのに、いや、ちょっとシステムがないよとか、かけるのにお金がかかるよといった問題はありますか、お示してください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいまの防災無線を使うということになりますと、それぞれの今、総合支所のほうでやっているわけですが、この明けまして4月に市全体の防災無線が統一化されます。そこでは当然、放送の内容も含めまして一本化した形で取り組むことができるならばということで、今検討を進めておるところでございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 4月から一本化になるということで、地域間の差はなくなるよという答弁でありました。

ここでちょっと一つ、二つ紹介したい記事があります。2014年6月27日付のNEWSポストセブンの中に、子どもに対する性犯罪は声かけが入り口となる。平成18年版犯罪白書によると、13歳未満の子どもが被害者の性犯罪310件のうち、手口の半数以上が、加害者に対して最初に何らかの言葉をかけるだった。実際にことし1月、北海道札幌市で男が小学3年生の女兒に「警察官だけど、ちょっと来て」と声をかけた連れ去り事件が発生、昨年12月には東京都武蔵野市で男が小学1年生の女兒に「お父さんが事故に遭った。病院に行こう」と声をかける連れ



去り未遂事件があった。防犯研究を行う研究所の所長はこう話します。連れ去り犯は相手の年齢に応じ、たくみに声をかけます。標的が低年齢だったら警察という権威を使ったり、父親の事故という緊急時を装ったりします。「かわいい子猫が一緒にいるから、一緒にミルクをあげよう」と優しく誘うこともあります。小学校高学年だと、「かわいいね。読者モデルにならない」などと相手の功名心をくすぐる、いずれも振り込め詐欺と同様で、今すぐ応じないとだめと迫って子ども心を手玉にとる巧妙な手口です。

しかも、性犯罪者は見知らぬ人間の声かけにも応じそうな従順そうな子どもを選別します。ひとりきりでいる子、気弱そうな子、ぼんやりしている子など、どこかにすきがあり、誘いを断れなそうな女兒が狙われます。連れ去り事件は、夜道などの暗がり紛れて発生するイメージがあるが、実態は大きく異なる。警視庁の発表によると、2013年に都内で発生した13歳未満の年少者に対する性犯罪の時間帯は午後2時から午後4時台に集中、特に午後3時台が最も多かったと書いてあります。

そして、過日、熊本県警本部発表によりますと、12月4日、午後4時ごろ、熊本市北区龍田の路上において、下校中の小学生男児が見知らぬ男から「トイレしたくない」と声をかけられ、公園のトイレに連れ込まれようとする事案が発生しております。いずれも3時から4時の間です。

私も娘が3人います。もしも娘だったらと思うと、本当に涙が出ます。

いろんな理由はあると思うんですよ。ただ、今から子どもたちが帰りますと、放送をかけていただいて、それを地域に住んでいらっしゃる独居高齢者の方々とか、そういった方に区長さんを通して、今から子どもたちが帰ってくるから見守りをしてくださいというお願いをすれば成り立つと思うんですよ。先ほど水上議員も言われました。子どもは国の宝だそうです。私もそう思います。その子どもを狙う犯罪者は、いわば国賊です。そういった犯罪者に立ち向かうためには、地域が総力を挙げて守っていかないとと思うんですよ。そこに高齢者の方々に、もし出てきてもらう、これは任意でいいです、出てきていただければ、生存の確認にもつながると思うんですよ。お金なんてかからないんですよ。今すぐできるんですよ。

ぜひ4月まで待たなくとも、今すぐにでもやってほしいんですよ。特に今の時期は日が暮れて暗くなるのが早いです。男の子も女の子も親は心配して家で待っています。本当に今すぐ取り組んでいただきたいんですけども、市長、どがんですか。お金もかからん、技術的にもできる。今すぐ取り組んでいただけませんか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 子どもの下校時の見守りに高齢者の方にご協力いただくというアイデアでございます。子どものみならず、この独居老人の方々の見守り自体も地域における非常に重要な問題でございます。地域住民の皆様の協力と住民同士のつながりが不可欠であるというふうに考えております。これまでも民生委員児童委員や熊本県の見守り応援隊、それから菊池市高齢者地域見守りネットワーク等により見守り活動が行われているところでございます。

ご提案のありました、下校時にお年寄りに自宅の前に出てもらい安否確認を行うという点は、いわば一石二鳥の効果もあるのではないかとご提案かと思えます。検討する価値があると思えますが、反面、真夏、真冬等の気象状況であるとか、その近所の交通環境であるとか、いろいろと事情が異なる可能性もありますので、そのところはよく区長会ともまずは相談をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 高齢者の方にご協力をいただくのは、あくまでも任意で結構ですので、そういった方法も使えば併用できるんじゃないかというふうに思っております。

とにかく、3時半になってその放送を流すと、犯罪者の方がそれを聞きつけて犯罪を起こすきっかけになるというような意見もあると思えますが、計画的にされると思うので、それをきっかけに子どもばさらおうなんていうふうな方はいらっしやらないと私は思いますので、ぜひ前向きに、本当に検討していただいて、一日でも早く実施していただければというふうに思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 先ほどの特別養護老人ホーム、つまごめ荘の職員数でございますが、11月末現在、正職員が46名、嘱託職員48名、合計の96名となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 終わりますか。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。あすも引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。  
全員ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

---

散会 午後 3 時 0 4 分

第 3 号

1 2 月 1 0 日

# 平成26年第4回菊池市議会定例会

## 議事日程 第3号

平成26年12月10日（水曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市長公室長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅 四 郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

○議長（森 清孝君） 全員、ご起立をお願いします。  
（全員起立）

おはようございます。  
着席をお願いします。

○  
午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○  
日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第1、一般質問を行います。  
初めに、泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） 皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗でございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今月、ノーベル物理学賞を日本人3人が受賞されました。記念講演の中で印象に残ったことは、3人とも試行錯誤を繰り返し、たび重なる失敗を乗り越えた執念の結果であったということでありました。私たち議員も、常に市民のために、前向きに努力の人でありたい。そういう思った次第でございます。

それでは通告に従って、質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、子ども医療費助成金についてでございます。

本市の子ども医療助成事業の推移を確認したいと思います。子どもの疾病の早期治療を促し、健全な育成、子育て支援、少子化対策の一環として、医療費の助成がされております。公明党は結党以来、一貫して福祉を推進してまいりました。結党当初は、福祉なんか政治じゃないと批判されたこともありますが、今や、福祉を口にしない政党や自治体はありません。菊池市においても、公明党の先輩議員が、今まで質問を繰り返してきました。

そこで今回、医療費助成についての質問の議事録を調べてみますと、合併前はもとより、合併後は平成17年1回、平成18年が2回、平成19年、平成21年が2回、平成23年2回、平成25年2回と、通算10回を質問しておられ、子育て支援の牽引力となっていると思えました。

その結果、合併後の平成17年3月から、ゼロ歳から6歳まで一部負担金の全額助成、平成19年4月から、ゼロ歳から9歳までに拡大、平成21年4月から、ゼ

口歳から小学校6年生までに拡大、平成23年4月から現在まで、6歳から中学3年生までに拡大をしております。ただし、中学生は外来、月1,000円、入院が2,000円の個人負担があります。

菊池市は熊本県の中でも、子どもの医療費助成の先駆を走り、注目されております。泗水町富の原あたりは新築アパートがたくさんできて、この数年、急激にふえており、若い世代が入居しておられます。菊池市は、子ども医療費が充実していることから、菊池市外から転居してきたと数人から声を聞きました。この子ども医療費助成制度が、人口増につながっていると思っております。

今後、現行の中学生の一部負担を変え、義務教育まで完全無料化を実施する考えがあるか、質問を初めにさせていただきます。

次に、菊池市外で、医療を受けたときの償還払いについての質問でございます。

このことは、昨年9月にも質問をしました。乳幼児から菊池市外で医療を受けたら、一度個人負担で支払い、後日手続の上で償還されるというものですが、住民サービスの観点から、現物給付で、個人負担がないようにできないかということでございます。現物支給にした場合、予算と住民サービスの観点から、どのようなメリットとデメリットがあるか質問します。その上で、今後、現物支給にしていく考えがあるかお聞きしたいと思います。

以上の2点でございます。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。

子ども医療費助成制度は、子どもの疾病の早期治療を促し、健全育成を図ることで、安心して子育てができる菊池市を実現するために、大変重要な施策の一つでありますので、現在も実施しているところでございます。

このため、県下14市の中でも、いち早く取り組み、議会のご理解を得ながら、順次対象年齢を引き上げており、平成23年度からは、中学3年生までを対象としているところでございます。

まず、1点目の中学生の医療費完全無料化についてのご質問でございますが、平成26年第2回定例会におきまして、東議員の一般質問でもお答えいたしました。医療費については毎年増大をしております。厚生労働省が発表した、国の概算医療費の年度集計結果による直近5年の伸び率は、平均で約2.9%伸びておりまして、今後も同様の状況で推移すると予測されております。

一方、本市の財政状況は、交付税の減額が予定されているなど、厳しい財源不足が懸念されております。また、平成26年4月1日現在の県下14市の状況を見ま



しても、対象を中学3年生までとしている市は、本市を含めて3市でございます。

このような状況から、中学生の完全無料化につきましては、医療費の推移と他市の状況を注視しながら、しばらくは現行制度のままで実施してまいりたいと考えております。

次に、市外で受診したときの立てかえ払いをなくし、現物給付とする考えはあるかのご質問についてお答えいたします。

市外まで現物給付の適用範囲を広げますと、レセプト審査や支払い業務の膨大な事務が発生することから、さきに実施している市町村では、業務委託により対処しておるところでございます。この委託料を同規模の市町村の例から推察いたしますと、600万円から700万円の費用が新たに必要になると思われまます。

また、国民健康保険では、子ども医療費に限らず、現物給付を実施した場合には、医療機関に受診する患者がふえると解釈し、ふえた医療費については、国庫負担額が減額されます。

こうしたデメリットがある一方で、委託によりまして、レセプト診査等による医療費助成が行えることで、医療費の適正化が図られてきます。また、受給者の子ども医療費助成の申請手続が大幅に不要となりますので、市民の利便性が向上するなどメリットも多いことから、市外の現物給付につきましては、慎重に費用対効果を見きわめながら、今後、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 今、お答えがありました。まず、中学生までの医療費助成については、現行のままということでございます。確かに、財源は限りがあり、どこに軸足を置いて進んでいくかが大変重要なことであるということはわかっております。ただ、我が菊池市としましては、やはり県下でも先駆的にリードした市でありますし、そここのところを皆さん、ご理解をさせていただきながら進んでいただければ、菊池市にもっと転入してくる、転居して来られる方も多くいると思っております。

ぜひ、今後の課題として頑張りたいと思っております。山鹿市も、4月から高校まで無料化というふうに進んでいる。また、天草でも、先日、新聞を見ましたけれども、中学生無料化を実施するということでもあります。ぜひ頑張りたいと思っております。

また、償還払いについては、昨年9月に質問をしまして、現行のままというようなお答えをいただいておりますけれども、今回は住民サービスの上で、一歩前進し

たと、前向きに検討していただくということでもあります。ぜひ、早い時期に実施されることを願っております。これはもう要望でございますので、よろしく願います。

それでは、防災について質問をさせていただきます。

初めに、防災関連で、前回の9月議会で質問したことで、答弁がなかったところがありましたので、再度質問したいと思います。

今回のこの質問は、城議員の質問と少しかぶるところがありますけれども、質問のお答えをお願いしたいと思います。

本市の防災対策として、災害時の周辺地域との災害協定や行政、民間、その他企業との協力体制はどのようになっているのか。さらに、隣接する他県、他市との連携はどのようになっているのかという質問をしました。その答えがまだ来ていなかったので、今回、再度質問をさせていただきます。

そして、改めまして、今回の質問に入りますけれども、前回の9月議会で、防災士について少し触れました。今回の議会で質問することを予告しておきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、近年、日本各地で自然災害に見舞われ、甚大な被害をこうむっておられます。広島県の大規模土砂災害、御嶽山の噴火、そして、先月は阿蘇山も噴火をしまして、きょうもヨナが降って、真っ白になっていたということでもあります。非常に、農家の人たちも困っているところだと思います。地球温暖化の影響で、これまでにない規模の災害が起り得る可能性が高まり、指摘されております。

そういうことで、悲劇を繰り返さないためにも、自助、共助、公助の連帯強化が必要であります。自然災害には、地震、台風、河川の氾濫や津波、土砂、がけ崩れ等々がありますが、地域における自主防災も推進されておりますが、まだまだ不十分だと思っております。その中で、防災士が注目を集めているところであります。

初めに、本市の防災士に対する考えと取り組みを質問させていただきます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。

まず、1点目の本市におきます災害時相互応援協定について、ご説明をいたします。

現在、県内自治体及び国土交通省など47の行政団体ほか、県外の隣接しています日田市や、ボート場がございますので全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村の24自治体、その他17民間団体を合わせて88団体と協定を締結しております。

具体的な協定内容といたしましては、自治体間と、生活必需品、物資、医療、防疫、復旧活動時の人的支援などの応援対策、復旧対策にかかわる協定を締結しております。

また、菊池市建設業協会、熊本県産業廃棄物協会、NPO法人コメリ災害対策センターなどの民間団体等と、災害時の応急復旧、資材の調達等に関する協定を、また、郵便局や市内物産館施設、福祉施設の民間団体と、災害情報の共有、避難所の提供等に関する協定となっています。

これらの災害応援協定により、被害の拡大を防ぎ、迅速かつ円滑に応急対策、復興対策を遂行できる体制を整えているところでございます。

2点目の防災士に関するところでございます。防災士とはNPO法人日本防災士機構が認定します民間資格でございます。社会のさまざまな場で、減災と地域防災力の向上のための活動が期待され、十分な意識、知識、技能を有する者として認められた人のことを言っております。

資格取得には、当該機構が実施します研修講座の受講、取得試験の合格、消防署等が実施します救急救命講習の受講、この三つの条件が必要となります。二、三日の期間と受講料等で、6万円程度の経費が必要ということでございます。11月末現在で、全国で8万4,835人の防災士が、熊本県では891人、うち菊池市で14人が登録をされております。

現在、菊池市では、平常時の防災意識の啓発活動や災害発生時の自助・共助活動が地域で自主的に行動できるよう、自主防災組織の設立を推進しています。また、昨年度から熊本県と共催で実施している地域防災力向上研修会の中で、専門家の講演や図上訓練等を実施することで、地域防災力の向上を図っているところでございます。

今後は、自主防災組織の活動強化を図るため、防災士など、地域防災リーダーの育成も必要であると考えております。

防災士資格の、先ほど説明しましたNPO法人の機構が実施します研修講座、この修了者と認められます、熊本県が無料で実施しています地域防災リーダー養成研修「火の国ぼうさい塾」がありますが、当面は、この熊本県の施策を活用しながら、自主防災組織を中心に、市民の皆様に、この養成研修を積極的に受講していただくように周知してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） まず、最初に質問しました地域の地域間の交流ということで、民間団体がですね、非常にそういう体制を建設業協会とか、また、郵便局とか、そういう体制を整っているということの確認ができました。これは非常に重要なこ

とだと思っております。

それでは、改めまして、この防災士についてでございますけれども、全国で8万4,000人近く、そして、県では891人、菊池市では14人ということで、防災士が誕生されているということをお聞きしました。また、県下でも、その県のほうでも、「火の国ぼうさい塾」ということで、募集をされているということもお聞きしました。

そういう中で、今後、どういうふうな形でこの防災士を進めていくのかということが、誕生させていくのかというのが重要になってくると思います。私が、少し防災士について調べた内容ですけども、防災士は研修講座を受講し、資格試験に合格し、消防署などが実施する救急救命講座を受講して、防災士となります。これは2日間講座があるわけでございます。それで、その一つが、内容としまして、防災士の役割、地震の仕組みと被害、近年の自然災害に学ぶ、土砂災害と対策、避難所の開設と運営、ハザードマップと災害図上訓練、風水害と対策、災害と危機管理、耐震診断と補強、身近でできる防災対策などを学ぶということでございます。

この資格制度の趣旨は、自分の命は自分で守る、これが第一であり、家庭、地域、職場での事前の備えを行い、被害を軽減し、自分が助かってこそ、家族や地域の人々を助けることができるという考えであります。そこが大きなポイントだと伺っております。

熊本県の蒲島県知事は、九州を支える広域防災拠点を、熊本空港に構想を政府に働きかけております。また、大分県では、日本一防災力を目指し、防災士が5,000人を超えているということです。また、近隣の大津町では、防災リーダー育成を目的に、防災士を目指す人の講習や、受験費用を負担し、本年9月の試験に約50人が大津では合格して、防災士が誕生されたということをお伺いしております。

本市では助成金を出し、防災士を育成する考えがあるか質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 先ほどの答弁で説明しましたけれども、受講料等で6万円というところでございますけれども、試験費用は3,000円程度でございます。ですから、菊池市としましては、このほとんどが研修の受講料ということでございますので、そこが無料である熊本県、まずは熊本県が無料で実施します、この研修に参加していただいて、この資格をなるべく取っていただくような取り組みをやりたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） まず、金額が、受講料は3,000円ですけれども、受検費は3,000円ですけれども、受講料が4万9,000円ぐらいかかるということでございます。やはり、熊本県のほうの、そういう講習会を活用するということは、数がやはり、聞いたところでは、100人程度ということですので、熊本県下から受講する方というのは限りがあって、菊池市からどれだけの方が応募をされるかわかりませんが、やはりそれも非常に大事なことだとは思いますが、菊池市としてですね、やはりそういう前向きな考え、そしてまた、どういう方をそういう要請をしていくのか。例えば、職員の方も参加していくとか。または、地域の方々に呼びかけをして、こういうものがありますよと。やはり、なかなかまだまだ地域の人というのは、この防災士については認識がないと思います。

先日、菊池の中でも、泗水と七城は、地域防災力向上の研修会というものを、菊池市でやられたということを伺っております。その中で、区長さんの何人かに聞きましたら、非常に重要な内容であったと。そして、地域からそういう方々が、リーダーが出ていくことが、今後の防災力につながっていくんだということを、区長さんからお聞きしました。

そういうことで、できれば、要望があったら進めていくということではなくて、もっと地域の中に、そういう防災士についての指導、また、この災害、防災の内容の研修会を開きながら、周知徹底しながら、この防災士について紹介をしていくということが大事だと思いますけれども、その点について質問をします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 今、議員がおっしゃいましたとおり、引き続き、地域防災力向上研修会、あるいは、先日実施しました防災訓練等の実施を通じまして、防災士の重要性等を説明してまいりたいと思います。また、今、県の研修会が熊本市で行われておりますので、募集人員が多くなれば、ぜひ菊池市でもやっていただくように、県のほうには働きかけるなどして、便宜を図っていきたいと思っております。以上です。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） ぜひ、そういう取り組みで、大津はやはり今までこの防災士を受講するために、福岡に、久留米に行かなくちゃいけないということでして、その交通費だけでも1万円近くかかるわけですね。そういうことで、今回、大津町は大津で防災士の研修をしたということを伺っております。

そういうことで、今言われたように、菊池市でそういう防災士の中身、研修をやっていただいて、広く住民の方がそれに関心を持ってもらおうと。そして、できるだけ、県で活用できることは県も活用させていただいて、やっていくということが重要になってくると思います。

それと、もう一つつけ加えて言わせてもらおうと、防災士になってからが大事だと思います。その防災士になって、助成をもし受けたならば、やはりそのお金を最大限、受けた以上は、防災士について地域に還元をしていくということで、今後、防災士になった方々を中心にして、地域のネットワークを、今後、行政としっかりつくっていただいて、今後の防災につなげていただくということが重要ではないかと思っております。

そういう意味で、最後に、菊池市長、江頭市長に、防災士についてのお考えをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様おはようございます。

防災士に対する市の今後の取り組み方針ということでございます。ことしも大変たくさんの災害がございまして、広島、それから御嶽山のようなこともございました。また、長野で大きな地震もあつたりしましたけれども、特に長野のケースにおいては、住民の方のふだんからの備えというのは、大変役に立ったというケースであつたらうかと思えます。

いずれの地域も、まさか自分のところで、そういうことが起きるだろうというのは考えてもいなかったというふうな感想を後で聞いた次第でございます。やはり、何につけても、防災の重要性というのは、本当に痛感しておるところでございます。

防災につきましては、これ一つで何か解決するというものではないと思えますので、これまで進めております、地域ごとの自主防災組織を設置することは、当然進めていきますとともに、今おっしゃった人の部分、地域防災リーダーを養成するということも大変重要であるというふうに考えております。

今、部長から説明申し上げましたように、県の力も借りながら、県と共催の研修会、あるいは、防災訓練等を引き続き実施するとともに、県のやっております「火の国ぼうさい塾」といった仕組みは、極力最大限有効に活用していきたいと思えます。特に、大津のおやりになったことは、私ども承知しておりますので、特に人数を集めて、この菊池で開催するようなことも、ぜひ働きかけていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、これから非常に重要な問題というふうに捉えております。

以上でございます。

○15番（泉田栄一郎君） 以上で終わります。

○議長（森 清孝君） ここで15分間休憩いたします。

○  
休憩 午前10時28分

開議 午前10時43分  
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） 皆さん、おはようございます。出口一生でございます。

10月に菊池市議会報告会があり、多くの市民の皆様にご足を運んでいただき、ありがとうございました。そこで、いろいろなご意見を頂戴いたしました。

菊池市議会報告会アンケート結果より、合併してよかったと感じることがありません。もっと菊池に住んでよかったと思える菊池市づくりに頑張ってください。開かれた議会に期待しています。高齢化率が県下でナンバーワンの市になった。今日、市政の目が老人福祉には注がれていないと思う。癒しの里づくりは、町なかにつくることだけを考えるだけではなく、各集落の中でも、老人が集い、話し合える場をつくるよう、行政、議会が努力してほしい。田島工業団地問題、議会としての重要問題として取り組んでほしい。具体的に、いつまで、どのように計画を。情報を知りたい人が、みずから耳を傾けなければわからないという市政にびっくりしている。誰もが知る権利です。菊池市の将来を考え、執行部とともに、行財政改革に頑張ってください、期待していますと、貴重な市民の声を聞かせていただきました。

また、12月3日の熊日新聞に、合志市のことが書いてありました。内容は、12月2日開会した合志市議会で、市は、議員報酬を月額5万2,000円から6万5,000円引き上げる条例改正案を提案、荒木義行市長は、全員協議会でバッシングを受けるのは私だが、議会活性化に期待を込めると、胸のうちを明かした。その上で、市長は、引き上げることで、議員の政策立案能力や政治の透明性が一層問われると強調、政策提案時には、代替財源や法制の裏づけもしてほしいと注文もつけた。会派構成からすると、議案は可決される見通し。ただ、議員の中には、市長の思いはありがたいが、今のままじゃだめと言われているようだ、渋い顔もとありました。

改めて、私も議会活動を肝に銘じて、菊池市発展のために頑張っていかなければと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず初めに、少子高齢化対策を推進するためにはについて、2点お聞きします。

日本創生会議の人口減少問題検討分科会の報告から、2040年時点の全国市町村別人口が発表され、2040年に896の地方自治体で、子どもを産む中心的な世代である20歳から39歳の若年女性の数が半減し、最終的に、その地方自治体は消滅する可能性があるという報告がありました。

本市の20歳から39歳の女性の人口も、日本創生会議の報告から、減少すると推測されます。また、昨今は、晩婚化や非婚化が、少子化の大きな原因の一つでもあります。人口減少問題は、今後のまちづくりを考える上で、最重要課題と認識します。出生率は喫緊の課題であり、出生率アップには、子育て支援策を充実させる必要があります。

初めに、市としての人口減少問題を検討する組織の設置や、出生率アップの具体的な取り組みをお示してください。

次に、人口減少により、地域経済の縮小が避けられない中、本市経済にも大きな影響を与えます。地域経済を支える要素は、公共事業と地域産業、そして、年金であると言われております。地場産業が頑張っても、人口減少に地域経済の縮小は避けられないものにあります。

人口流出を防止するにも、地場産業の強化は必要不可欠であります。その対策をお示してください。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） それではお答えをいたします。

人口減少問題を検討する組織の設置につきましては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、地域で住みよい環境を確立し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的として「きくちまち・ひと・しごと創生総合戦略本部」を11月1日に設立したところでございます。

次に、出生率アップの具体的な取り組みといたしましては、妊娠中の妊婦健診費用に対しまして、最高14回の助成を行っております。また、第3子以降の出生に対しまして、すくすく子宝祝い金として10万円を支給し、平成25年度には、計110人の方に支給をしております。また、生後一、二カ月の赤ちゃんに対し、保健師が訪問し、お母さんの産後の状況や赤ちゃんの発育・育児などについての相談にも応じております。また、子どもの健康保持と子育て支援を図るために、中学3年生まで対象とした子ども医療費の助成等を行っているところでございます。

今後も子育て施策の充実に努めてまいりたいと考えております。



以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） おはようございます。それでは、私のほうから、地場産業の強化は不可欠である、その対策ということでございます。

現在、市のほうで進めております農林業及び商工業への政策の継続はもちろんのことでございますが、その中でも経済の活性化対策といたしましては、雇用の創出が重要な課題であると考えているところでございます。

そのためには、企業の誘致が大変重要であると考えており、既存の田島工業団地への企業の誘致活動を初め、熊本県と一体となりまして、県営菊池テクノパークへの積極的な誘致を最優先で行っているところでございます。

平成23年度から昨年度まで、企業誘致の件数と新規雇用者の数を申し上げますと、食品や精密機器関連企業を中心に、新設5社、医療品関係企業を中心に、増設13社となっており、新規雇用者数は約550名に上り、新規雇用の創出を初め、本市の経済活力の維持発展に貢献しているものと考えております。

今後も、企業誘致を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。少子化が社会におけるさまざまなシステムや、人々の価値観が深くかかわっており、この事態を克服するには、長期的な展望に立った不断の努力の積み重ねが不可欠で、極めて長い時間を要します。家庭や子育てに夢を持ち、かつ次世代の社会を担う子どもが、安心して産み育てることができる環境を整備し、豊かで安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、少子化に的確に対処する施策を進めていただきたいと思います。

また、先ほど答弁がありました企業誘致、食品関連5件、医療13件、新規雇用者550名と、本当に一生懸命頑張っていただいていると思います。地域の特性を踏まえて、菊池市の経済圏の活性化のために、地域主導の産業推進策をますます推進していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2つ目に、不登校のまま義務教育が終わった子どもたちの就労について、3点お聞きします。

市長は、平成25年度施政方針の中で、障がい者福祉につきましては、障がいのある方やその家族が、地域の中で安心して暮らしていくことができるよう、一人一人のニーズに応じた適切な障がい福祉サービスの提供を図ってまいりますとお示し

されております。

1 番に、本市での不登校、発達障がい者等困難を有する子ども、若者の現状や課題に対する認識をお示してください。

2 つ目に、不登校のまま義務教育が終わった子どもたちの生きる力としての基礎学力をどこでつけていくか、課題だと考えます。就労したくても基礎学力の不足、社会経験の不足などにより、就労に至らない現実もございます。

こういった経験を繰り返すことにより、自己肯定感が低下することも懸念いたします。就労、生活を含めた自立を視野に入れ、学び直すチャンス、いつでも学ぶことができる場が必要だと考えております。見解をお示してください。

3 番目に、16 歳以上の子どもを持つ親や、本人から就学、就労に関する相談が寄せられました。ニート、不登校、引きこもりがあった方の中には、就学、就労するための支援が必要です。どこに相談し、どのような支援体制があるのかをお示してください。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 不登校のまま義務教育が終わった子どもたちの就労についてということでございますが、1 点目の困難を有する子どもたちの現状と課題につきましては、本市の発達障がいの子どものうち、平成26年3月に義務教育を終了された障がい手帳を持っておられる子どもさんの数は16人で、内訳は身体障害者手帳4人、療育手帳11人、精神保健手帳1人となっております。

18歳未満の障がい者は、支援学校等の授業終了後、または休日に利用する放課後デイサービス事業等の通所による福祉サービスを利用されます。就労支援関係の障がい福祉につきましては、原則として18歳以上の障がい者が福祉サービスの対象となっております。

現在、市内の中学校より引き継ぎがありました、義務教育を終了後も継続して支援が必要な生徒につきましては、子育て支援課の家庭児童相談員や福祉課職員、障がい児相談支援専門員が必要に応じて相談を受けて、就学や就労、福祉サービスの支援を行っております。また、高校や保護者より相談があった場合にも、同様に対応しているところでございます。

今後も、教育委員会、子育て支援課、福祉課を初め、関係機関との連携を図り、支援に努めてまいりたいと考えております。

2 点目の不登校のまま義務教育が終わった子どもたちへの学び直す場については、ご本人及びその家族の方から、学び直しの希望の相談があった場合は、ご本人の意向を大切にしながら、通信制高校等の紹介等の支援を家庭児童相談員により行って

おります。また、厚生労働省委託事業によります地域若者サポートステーション事業が行われており、ハローワーク菊池におきまして、月2回、第1、第3水曜日に開催されます、きくち若者就職相談会において、進学、復学、資格取得についての学習相談が実施されております。

3点目の就労するための支援体制につきましては、経済的に困窮し、生活を維持することができなくなるおそれのある方に対しましては、平成25年度より福祉課にて取り組んでおります、生活困窮者自立支援モデル事業の中で、就労準備支援事業として相談支援事業を実施しておりますが、若い方で職業についていない方からの相談実績は、現在のところございません。

また、さきに述べました地域若者サポートステーション事業と連携した支援体制がありますので、相談のケースに応じた支援を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。

私のほうからは、小中学校の不登校の状況につきまして、お答えさせていただきます。

不登校の定義は、病気、あるいは経済的な理由以外での30日以上欠席のことを言っておりますけれども、10月31日現在での市内小中学校の不登校者数は、小学校が6名、中学校が27名、合計33名となっております。

不登校の原因としましては、学級内での人間関係のトラブル、あるいは授業についていけない、発達障がいの問題など多岐にわたりますけれども、家庭の教育力の低下も大きく影響しているのが実情であるというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

今、不登校で、小学校6名、中学校27名とお聞きしました。これは、私の友人の家庭のことなんですけれども、全く普通の子どもさんというか活発な子どもが突如不登校になりまして、今、話を聞けば、家庭の中が本当に暗いというか、本当に凍りついた家庭だという感じを、子どもさんたちが大きくなって、話を聞きました。

菊池において、小学生が6名、中学生27名で、少ないような感じはしますけれども、まだまだ先ほど言われましたように、家庭での教育ができないと思います。家庭でも一生懸命教育されて、その家庭は、子どもさんが不登校になりました。その

原因は、子どもさんがほかの弱い子どもさんたちを助けたりとか、グループで助けたりしたときに「いい格好するな」という形で、ほかの子どもさんたちからいじめられて、いじめをしたり、いじめられたりして、それが続きますと、不登校になったということをお聞きしております。

これからの社会も、本当に厳しい経済的な社会になってまいります。私も介護の経験がございまして、介護の職員時代は月給が15万円ぐらいの感じで、その当時は、私は子どもも独立しておりましたから生活はできましたけれども、今からの若い方たちが、今からの生活において本当に厳しい、ますます厳しい社会となってまいります。

年々ふえ続ける不登校です。不登校生徒の悩みやさまざまな問題を解決して、少しでも早く元気に就学、就労ができるように、さまざまな支援をますます図っていただきたいと思っております。

次に移ります。3番目に、高齢者福祉施策についてお聞きします。

経済の変化や社会情勢の変化、高齢化に伴う限界集落、限界町内によって、集落、町内の機能を失い、地縁、血縁などのつながりも急激に失われており、それらが長寿社会に与える影響は、本市においても大きく、ひとり暮らしの高齢者世帯がふえつつあります。

高齢者の孤独な暮らしは、精神や健康面での不安だけではなく、悪質な商法による被害等、事件や事故に巻き込まれる可能性も少なくありません。平成25年度の施政方針では、地域福祉計画の見直しを行い、各地域においてのサロン活動や見守り活動を推進し、地域住民による支え合いの輪を広げていきます。さらに、災害時要援護者システムについては、日常の見守り活動や災害時における要援護者の支援が図られるよう改善を行い、高齢者や障がいのある方などが、安全で安心して生活できる地域づくりを目指しますとお示しされております。

そこで、お尋ねいたします。現在、本市におけるひとり暮らしの高齢者の方のケアと現状認識をお示しください。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 高齢者福祉施策についてでございますが、本市における65歳以上の高齢者人口につきましては、平成25年度末には、1万4,738人、高齢化率が29.1%であり、年々増加しております。また、ひとり暮らしの高齢者数につきましては、平成17年度末には1,688人でしたが、平成25年度末には2,391人となり、約700名増加しております。

今後、高齢者人口の増加が続き、それに伴いまして、ひとり暮らし高齢者の数

も増加すると見込まれております。

ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支援する施策といたしましては、通所型のデイサービスであるふれあいサロン、急病や災害等を緊急の連絡用として、緊急通報装置の対応、配食サービス等の事業があります。

また、ひとり暮らし高齢者が、悪質商法などの被害に遭うなどのトラブルもふえておまして、相談窓口であります消費生活センターの周知を図るとともに、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳が損なわれることがないように、成年後見制度で支援してまいりたいと考えております。

今後引き続き、ひとり暮らし高齢者が社会的にも孤立することがないように、高齢者地域見守りネットワークや、見守りの仕組みを充実させてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

今お聞きしまして、平成25年度時には、ひとり暮らしの方が2,391人と、本当に700人の増加ということで驚いております。

今の高齢者の定義は65歳以上と言われておりますが、高齢者定義の70歳以上という定義もございます。私も57歳で、あと8年で年金がもらえる年になりました。私の年金は、今現在は65歳ですけども、これからの情勢によっては、私たち世代、50代は、70歳からの年金支給ということも考えられるということ、学者の方からお聞きしました。

ひとり暮らしの方も、本当に寂しい生活をされております。核家族化、高齢者の就労機会の減少、認知症の高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境が変化しております。私も、介護の現場を経験しております。介護施設においても、職員の入所者への虐待があるのも知っております。高齢者の方が言われております。「なんさま、ひとり暮らしを寂しか」と泣いて言われました。

高齢者や障がいのある方が、安全で安心して生活できる菊池をつくっていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

次に移ります。4番の地域福祉について、4点お聞きします。

1番に、高齢者やひとり暮らしの高齢者へのケアは、高齢者が居住する地縁組織との協働、連携が必要不可欠だと思います。また、高齢者福祉を初め、地域の福祉には、民生委員、児童委員の活動は極めて重要で、役割が大きいものがあります。しかし、民生委員、児童委員が高齢化し、地区によっては、なり手がいないところも

ございます。今後、深刻な事態も予測されます。

先月来、報道されている厚木市の男児白骨遺体事件がございます。報道記事によれば、アパートの1室で、平成18年の冬、父親が当時5歳の長男を置いて、ここを後にした。この部屋で、長男の遺体が見つかったのは、本来なら13歳になっているはずの5月30日であった。電気もとまった和室の薄い布団の上で、おむつをつけたまま白骨化していた。父親は、やせた経緯がわかってしまうのが怖くて、病院に連れて行くことができなかつたと家賃を払い続けて長男の死を隠した。

児童相談所や厚木市が育児放棄を察知する機会があった。3歳だった長男が、自宅近くの路上で一人で歩いているのを近隣住民が発見し、児童相談所が保護した。長男はTシャツに紙おむつ姿で裸足だったが、児童相談所は虐待ケースではなく迷子ケースとして処理をした。翌年の3歳半の乳幼児健診も受けず、小学校にも通っていなかったのに、児童相談所や市、教育委員会は、踏み込んだ調査や所在確認をせず、長男が閉じ込められたアパートのドアは閉ざされたままとなっていた。

長男を救うことはできたと思う。例えば、Tシャツとおむつ姿で保護されたときは、家に帰した後で家庭訪問をする方針だった。しかし、担当者は長男以外にも多数の事案を抱え、結局のところ、家庭訪問は行われなかつた。周辺の大人が異変を感じ取っていなながらも、誰も踏み込んだ対応をとらなかつた。児童相談所と教育委員会や小学校が連携すべきだったと悔やむが、県の第三者委員会は、報告書で情報共有の不足を断罪したとあります。

今このように、悲惨な事件はたくさん起こっております。本当に、地域福祉に欠かせない民生委員、児童委員のなり手不足と活動費などの環境整備などについての、現状と対策についての、認識をお示しください。

二つ目に、地区の会合やいろいろなところで高齢者の方とお会いしたときに、行政情報を、そぎゃんこつは知らなかつたと言われることがたくさんございます。ひとり暮らしの高齢者への行政情報を伝える手段として、現在どのような方法を講じられているのか、現状と認識をお示しください。

三つ目に、平成25年度施政方針において、生活困窮者の支援としましては、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、就学などで、社会的、経済的自立が可能になるように支援するため、生活困窮者自立促進モデル事業に取り組みますとお示しをされました。その後の状況をお示しください。

4番に、高齢者の方が「市役所、総合支所に用事で行くが、以前みたいに、顔見知った職員がいなく、行きづらい」と言われておりました。ましてや「市民相談にも行きたかばってん、なおさら行きづらか」と言われました。

現在、本市で行われている市民相談、無料法律相談を受けやすくする取り組みも

必要と考えます。見解をお示してください。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず、1点目の民生委員・児童委員の現状と対策につきましては、民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、地域住民との相談業務や福祉サービスの情報提供、証明事務、毎月の会議出席など、担当地区の中で福祉に関する行政機関と地域のパイプ役として活動されております。少子高齢化が進み、家庭環境や地域社会におけるつながりが薄れてきている中、住民同士が支え合い、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりが求められており、民生委員・児童委員の役割は重要なものであると深く認識しているところでございます。

また、高齢化が進みまして、3年という長い任期と多様な職務により、なり手が不足していることは十分認識しており、委員の推薦につきましても、地域の人材に精通されております区長の皆様にお願ひし、大変なご苦勞をおかけしているところでございます。

なり手不足の解消方法とともに、委員の推薦方法につきましては、区長会、菊池市民生委員児童委員協議会連合会との協議を初め、他自治体への情報収集を行いながら、よい方法となるよう努めてまいります。

活動費につきましては、補助金交付による活動経費補助を行っております。

今後も、毎月開催の定例会議に、担当職員が出席しての情報提供、熊本県及び事務局であります菊池市社会福祉協議会との連携を図りながら、活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

2点目のひとり暮らしの高齢者への情報提供の伝達方法につきましては、広報や回覧、防災無線、各種団体への周知、ホームページへの掲載等により周知しております。特定の個人への通知等は郵送しておりますので、ひとり暮らしの高齢者へ確実に伝えなければならない情報につきましても、郵送により実施しております。

行政情報の伝達はもとより、ひとり暮らし高齢者が社会的に孤立することがないように、地域における高齢者見守りネットワークや見守りの仕組みを充実させてまいりたいと考えております。

3点目の生活困窮者自立促進支援モデル事業の現状につきましては、説明させていただきます。平成25年10月より、菊池圏域2市2町におきまして、菊池市が事務局となりまして、市内の社会福祉法人との委託契約により、各市町に相談支援員1名を配置いたしまして、相談事業を実施しております。

本市では、平成25年度55件、平成26年10月末現在75件の相談を受けて

おり、その主な相談内容といたしましては、多重債務、税滞納等の経済的問題や、失業による就労問題、疾病による健康問題等であり、相談内容に応じまして、庁内関係部署や関係機関につなぐことにより、問題解決、就労の支援等を行っております。

本モデル事業の取り組みを十分に検証しまして、平成27年4月からは、相談支援員を増員することとあわせまして、消費生活センターを商工観光課から福祉課所管といたしまして、相談窓口の集約化を図り、多重債務問題等の相談体制を充実させて、生活困窮者の早期の自立を促進してまいりたいと考えております。

なお、平成25年度につきましては、就労に結びついたものが2件でございます。これは福祉作業所等がございます。また、平成26年10月現在では、14件の就労が決まっております。一般就労が9件、福祉就労が5件ということで、一定の効果が上がっているのではないかとこのように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 4点目の市民相談、無料法律相談につきまして、答弁をさせていただきます。

現在、月に2回、年間24回の市民向け無料法律相談を実施しております。菊池、七城、旭志、泗水の4会場を巡回する方式でございまして、1人当たり相談時間は約30分ということでございます。

受け付けは予約制でございまして、午前中6名の相談枠を設けて実施しているところでございます。希望の日時に予約がとれないなどの場合には、山鹿市を会場に毎週水曜日に行われております、熊本県弁護士会の法律相談センターの情報の提供を行っております。

法律相談については、年齢とかという問題ではなくて、自分としては余り知られたくないというご要望があるやに聞いております。この熊本県弁護士会の法律相談センターの相談でございますけれども、一般法律相談は有料ということでございますけれども、多重債務相談、相続相談などの内容によりましては、一部が無料ということになっている場合があります。

そのほか、法テラスなどの情報提供も行っておりますので、市が実施します市民向け無料法律相談以外を希望される市民の方がおいでになる場合には、ぜひ総務課のほうへお尋ねをいただければと思っております。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]



○5番（出口一生君） ありがとうございます。

ひとり暮らしの方への行政情報の伝達として、確実に郵送ということで、ありがたく思っております。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、活動は個人の生活に立ち入ることもある大変な仕事でございます。ボランティアとして活動するため、給与はなし、ただし、必要な交通費、通信費、研修参加費などの活動費相当分は支給でございます。任期は3年、再認もできるということでございます。2012年度、全国平均の給与支給額が7万8,234円、求められている活動に対して交付額が少ないなど、全国的に見ても、その妥当性が課題となっている現状でございます。

今、日本に1,700余りの市町村がございます。その中で、地域福祉は、菊池市は福祉の町だといえる福祉のまちづくりをお願いいたします。

次に移ります。5番の高齢者が元気に暮らせるまちをつくるにはについて、2点お聞きいたします。

1番に、高齢者雇用の現状について。少子高齢化が進行している中で、高齢労働力の活用と年金支給年齢の引き上げによる高齢者の収入確保の観点から、65歳まで働き続けられる労働市場の整備が必要になってまいります。定年と継続雇用制度義務の年齢は、年金支給開始年齢者の引き上げにあわせて段階的に引き上げられて、現在は65歳となっております。

本市における高年齢者雇用確保措置を実施済みとした企業の割合、希望者全員が65歳以上まで働ける企業が増加したのかどうか。平成25年度の60歳定年企業における定年到達者のうち、継続された状況をお示してください。

2番に、高齢者の就労について、就労意欲のある高齢者のための就労支援や、高齢者の知識や経験が活用できる働く場の情報提供が必要でございます。高齢者が再就職するため、セミナーや職業訓練について、市としての取り組み、また、シルバー人材センター等を十分に活用し、生きがいをづくりのための就業や、就業のための技能習得に対しての協力支援が必要と考えます。また、高齢者の就労の場を確保するため、民間企業への働きかけも必要と考えますが、市の見解をお示してください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、高齢者の雇用の現状について、お伝えいたします。

高年齢者の雇用につきましては、急速な高齢化や団塊世代の退職等も重なりまして、国や県におきまして、健康で意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指したさまざまな政策が実施されているところ

でございます。

議員お尋ねの企業における定年到達者の継続雇用状況につきましては、市単位の集計はございませんので、都道府県別の数値のほうでお示しさせていただきたいと思っております。

厚生労働省熊本労働局の平成26年10月末発表の高年齢者の雇用状況の集計結果は、次のとおりとなっておりますのでございます。調査対象は従業員数31名以上の熊本県内の企業で、雇用確保措置導入企業は96.4%、希望者全員が65歳まで働ける企業は71.6%、70歳以上まで働ける企業は16.4%で、いずれも前年比10%近くの伸び率を示しており、確実に実施済みの企業の割合が増加していると考えられるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 2点目のシルバー人材センター等を活用した高齢者の就業につきましては、就労の機会を確保し、社会参加や生きがいづくりを促進するため、法律に基づき熊本県より指定されたシルバー人材センターに対し、菊池市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき、運営に関する経費の一部として、平成25年度には1,190万円を補助しております。

なお、平成25年度のシルバー人材センターの会員数は376人で、事業実績は、契約件数2,931件、契約金額1億2,714万円となっております。

今後もシルバー人材センターの運営支援を行うことにより、生きがいや社会参加につなげるだけでなく、健康増進や経済的自立、仲間づくりという面でも大変大きな効果が期待できると思っておりますので、積極的な支援を行ってまいります。

また、熊本県が実施しております高齢者無料職業紹介所の相談窓口が、菊池地域振興局福祉課内に設置されております。この事業は、ハローワークと連携の上、高齢者の方々が長年培ってきた知識と経験を生かし、希望と能力に応じた仕事を紹介されております。本市といたしましても、この事業を積極的に周知し、高齢者の就労につなげたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

私も60代になったら、生きがいや健康増進づくり、仲間づくりとして、仕事をしていきたいと思っております。古い資料でございますが、高齢者の雇用の実態

として、総務省の調査では、平成23年時点で、60歳から64歳の雇用者は450万人、65歳以上の雇用者は308万人、定年到達者の雇用は、平成23年時点において、厚生労働省の調査では、過去1年間の定年到達者のうち、継続雇用された人の割合は73.6%でございます。

高齢者が健康で意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず安心して働き、安定した生活を続けることができる社会の実現、この菊池も、本当に高齢化率が高くなっております。社会の実現を目指して、ますます行政を前に進めていただきたいと思います。

6番の、最後に、市長のリーダーシップについて、3点お聞きします。

まず初めに、昨年行われました市長選挙時の菊池市長選挙ローカルマニフェスト型公開討論会での江頭市長のマニフェストについて、お聞きします。期限は4年間となっております。1番に、菊池寺子屋（仮称）の導入により、考える力と郷土愛を持った子どもを育成する仕組みを整備しますとあります。その後の状況はどうなっておりますか。

また、同じく2点目に、市内の高校への外部有名講師などの派遣、各高校の魅力アップと学力向上に貢献できる仕掛けを構築してまいりますとあります。その後の状況はどうなっておりますでしょうか。

また、3点目に、市長のリーダーシップには、的確なリーダーシップにより、市民が安心して、市政運営も付託できると感じる側面と、市役所において、何百人の市職員の意思統一を図り、事務事業を進める側面とがございます。特に、組織人としてのリーダーシップには、みずからの考えを示し、市職員の意見を取りまとめる能力が必要であり、このリーダーシップが、市役所組織内の信頼関係を築くと考えます。

先月、熊本県内の市長が、副市長の汚職により、市長職を辞任されました。市長のリーダーシップとして、人事政策は大きな意味を持ちます。その市はある意味、経験主義的な部内、課内、持ち上がり的人事施策となっていたのではないかと考えます。

また、経験主義的人事施策が横行すれば、縦割り行政の弊害を生む温床と考えております。また、私たち市議会議員も、市議会議員の規律についてはありますが、御承知のとおり、議員は議会の構成員であり、選挙によって住民から選ばれた、地方公共団体の住民を代表する地位にあります。その活動は、本会議などに出席し、議案の審議などを行うこと。市の事務に関し、調査、研究すること。住民意思を把握することなどがございます。

市長と市議会議員は、二元代表制と言われております。それぞれ異なった立場に

ございます。市議会議員は、行政のチェック機能を主に果たす役割を担う者として、選挙で選ばれております。選挙で選ばれた議員であれば、その言動が住民から尊敬と信頼を受けることは自然であり、そのような議員で構成されることによって、市議会に、信頼、尊敬、権威が醸成されると考えております。

菊池市議会報告会で、市民の方々が市議会議員の税金滞納問題については、議会に対する不信感を払拭することができず、気分がすっきりしない。議員の税金滞納は言語道断、もっと襟を正して、私たちの血税を無駄にしないでほしい。菊池のために頑張ってください。税金問題ははっきりさせてください。質が低いと思います。議員としての質の向上をお願いしますとの声があります。

昨年の市長選挙において、江頭市長は、江頭実の考える骨太のビジョン、菊池を変える。5番目に、市民と同じ目線から、開かれた効率的な市政の仕組みをつくります。情報公開の促進、行財政の改革とうたわれております。

また、冒頭で、お隣の市長さんの市議会に対する思いではないかと思われる、熊日新聞掲載の記事を読みました。お隣の市長さんは、バッシングを受けるのは私だが、議会活性化に期待を込めるとの胸の内を明かしておられます。

そこで、市長にお尋ねいたします。市長と市議会議員は二元代表制で、それぞれ異なった立場にございます。お隣の市長さんは、お隣の市長さんの行政運営の手法や考え方があると言われると思いますが、多くの市民の皆さんも、議会報告会等で言われております。今回の市議会議員の税金滞納について、どのような見識をお持ちでしょうか。お聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま3点のご質問をいただきました。菊池寺子屋と仮称した事柄の進捗状況、それから、市内高校の魅力アップについての今までの取り組み、それから、3点目は、議員の税滞納にかかわる私の考え方ということでございますね。

まず、1点目でございますけれども、菊池寺子屋ということで、私が申し上げましたのは、これは箱物の整備ということではなくて、人材育成のソフトの面を指しておりまして、人を育てていこうということでございます。

その手始めということで、私のほうが市内の各中学校に出向きまして、私の経験から、世界から見た日本、そして、日本から見た菊池市ということで、私自身の体験をもとに講話を行うことで、グローバルな人材の育成を図ろうと。それから、もう一つは、子どもたちにふるさとに対する誇りと郷土愛を植えつけようと。これは、非常に重要なことだと考えております。こうしたことを進めてきております。

具体的には、ことしの2月に、菊池北中学校、それから、菊池南中学校におきまして、それぞれ「世界・夢への挑戦」という演題で講話を行ったところでございますし、また、来年の1月ごろには、泗水中学校で実施することを、今考えております。

今後も、そうした形で輪番的に、市内の各中学校において、こうしたことを実施してまいりたいと考えております。

それから、市内高校の魅力アップという点でございます。特に、菊池高校、農業高校は、これは県の管轄でございますので、市の直接の所管でございませぬけども、市の役割としては、市内3校の魅力アップなどを地域と連携しながらサポートしていくということになると考えております。

本市におきましては、このサポートの仕掛けとして、高校、大学、地域住民、市が協働で取り組む、域学連携事業に取り組んでおりまして、特に、若者の視点からのヒントを取り入れて、地域の課題解決や菊池高校も含めた地域の活性化を推進していこうというものでございます。

さまざまな立場、かつ若い人も入ってきますので、いろんなこの触れ合い、あるいは意見を交換する場がふえていく中で、人間力の向上にもつながっていく事業であるというふうに思います。

ことしにつきましては、熊大の准教授をお招きして、また、学生たち、大学生にも入っていただいて、大学の合同公開ゼミなどを開催するというところで、大変刺激になったことと思います。

また、これらの波及効果としまして、菊池高校生が主体となった菊池世界一プロジェクト、世界一長いそうめん流しというものが生まれまして、大変予想外の成果で、高校の魅力アップにも十分につながったものというふうに考えております。

最後に、市議会議員のいわゆる税滞納の件についての私の見解ということでございますけども、私が公約の中で、本件は公開すべきであるということをお願いしてまいりましたが、実際に私が就任しました折には、この公開をめぐっての、情報公開をめぐっての裁判が起きておりましたので、その帰結を見守ってきたところでありましたが、一審におきまして、これは開示してはいけない情報であるという判決が出まして、その後、二審の判決が、去る11月19日に改めて出まして、昨日お話ししたとおり、これは高度な秘匿性が求められる部分があるので、地方税法上、地方公務員法上も開示が禁止される法令秘情報であるということが明らかになったところでございます。

しかしながら、じゃあ、手はないかということ言えば、やはり議員の方でございますので、市民の模範となるべきことが求められていることと私は思います。議

会全体にも及ぶことではなかろうかと思しますので、議会の皆様がみずから証明書を取得する形で立証されることは、何ら法的に問題ありませんし、むしろ議会にそれを求められているのではないかというふうに、私は感じていたところでございますし、そういうふうに具申を申し上げるところでございます。

今般、議会の皆様によりまして、そうした取り組みがなされて、市民のほうに、結果についてご報告なされたというのは、あるべき姿であって、大変、私としては大きな前進であったというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

最後に、この国の累積債務は、本年度末、2015年3月で1,140兆円を突破し、地方自治体の借金約270兆円を加算すると、国民は天文学的な借金を背負っております。

今、日本全国にいろいろな議員、議員としてふさわしくない議員がおり、国民、市民の議会、議員に対する怒りに似た声がございます。その中で、あえてお隣の市長さんは、みずからバッシングを受けても、立場が違って、議会活性化に期待をして、それにより市を発展させていく。それが、市民の幸せになると判断されました。

議会人として、すばらしい市長のリーダーシップでございます。お隣の市長さんも、江頭市長さんも、私も同じ高校の卒業者であります。同じ高校の卒業者として、誇りに思っております。これからは江頭市長においては、市長の考える。

○議長（森 清孝君） 質問時間の60分となりました。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は、1時から始めます。

○  
休憩 午前11時43分

開議 午後 零時56分  
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） こんにちは。猿渡です。通告に従って質問いたします。

まず、つまごめ荘の職員不足についてお尋ねをいたします。

特別養護老人ホームつまごめ荘では、嘱託職員に欠員が出て、募集しても応募がないという状態が長く続いておりました。9月議会で、その分の市職員給与の減額補正が出ましたので、議員の皆様も御存じのことと思います。私が10月に、つまごめ荘の介護職員さんにお話を聞いた時点では、欠員が4人でした。シフトで動く介護現場で、4人の欠員は大変なことだと思いました。

4月からの地域密着型の導入で、夜勤者を一人ふやして8人にせねばならず、それを少なくなった人数でやりくりをするので、夜勤の回数がふえる。日勤者が減る、仕事がふえる。いっぱいいっぱいの様子がひしひしと伝わりました。自分がいつまでもつかかわらないと話された言葉に、痛々しささえ感じました。そして、何よりも、その状況が入居者の方々へのサービス低下につながっている、介護事故がいつ起きてもおかしくないと心配されていましたし、12月からのインフルエンザの流行期に、職員やその家族に罹患者が出て休む人があれば、もうどうにもならないところまで来ているのだと、危機感を持っておられました。これは大変なことだと、私も動いてみたわけです。

11月になって、やむを得ず募集の形を変え、夜勤のある嘱託職員ではなく、夜勤なしで、カレンダーどおりの休日があるという臨時職員を募集されたところ、応募があり、その中から、嘱託で頑張っていると言われる方もあって、12月からは、臨時職員3人、嘱託職員2人の採用ができたとのことでした。

ひとまず、ほっとしたところではあります。しかし、臨時職員は嘱託職員と違い、先ほど言いましたように、夜勤なし、カレンダーどおり、土日祝日が休みという雇用条件での募集ですから、緊急の対策としては効果があったと思いますけれど、今後も欠員が出たときに、臨時職員で募集を続ければ、施設は回らなくなってしまいますから、問題の根本解決にはなっていないと思います。

そこで、2点お尋ねします。

1点目は、嘱託職員の募集をかけても応募がなかったことの原因を、市はどのように捉えておられるのですか。お聞かせください。

2点目は、この間の職員不足が、現場にどのような影響をもたらしていると捉えておられるのかをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） つまごめ荘の職員不足ということについて、お答えいたします。

介護施設における職員不足は、今や全国的な問題となっておりまして、どの施設でも人材の確保に苦慮しており、厳しい状況での施設運営となっております。議員

がおっしゃったように、つまごめ荘におきましても同様でございます、特に今年度は、募集してもなかなか応募がないという厳しい状況が続いております。

本市のつまごめ荘の嘱託職員の報酬額につきましては、他の施設と比較いたしますと決して安くない状況にはございます。応募がない理由といたしまして、夜勤等の不規則な勤務体制や、先ほど申しましたように、全国的な人材不足も要因の一つであると考えております。

人材不足になりますと、勤務体制が3交代制となっておりますので、夜勤の回数もふえ、職員の負担が増すということになります。さらに、このことは、介護サービスの低下にもつながりかねないという深刻な問題でございます。

今後は職員の健康状態に十分配慮しながら、人員確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 1点目に関して言います。

応募する側からすれば、雇用条件には、何らかのやっばり魅力が欲しい。臨時職員に応募があったというのは納得できることです。夜勤なしでカレンダーどおりの休みなんて、介護施設ではめったにないと思います。これなら応募はある。しかし、給与も日給で6,500円、時給に直すと、およそ800円で、熊本の現状から見ると決して悪くない。一方、嘱託職員は、夜勤込みで、給与は16万5,800円、一時金、昇給なし。1年ごとの契約で区切り、5年まで。これでは魅力がありません。特に、若い人が展望を持てるような条件とはとても言えないと思います。雇用条件の改善が不可欠ではないかと思えます。

職員不足が職場にもたらした影響については、職員の方々から、幾つか声が出ておりますので、それを紹介させていただきます。この資料は、お持ちの方もいらっしゃるんですが、議員の方にも聞いていただきたいと思っておりますので、読ませていただきます。抜粋して読みます。

まずは、入居者の方々にかかわってのことです。年休もしくは早退、休暇が出ると、ご入居者に入浴していただけない日がある。人員不足が継続する可能性がある状況のため、これまで、延期として対応していた入浴ができず、中止にしなければならない。入浴は、大きな楽しみの一つです。ご入居者との会話さえできない。できたとしても、一言二言で終わらないと手が回らない状態。また、ご入居者からも、「全然話さんけん、声の出らんごつなりよる」との声も出ている。ばたばたしている職員や、現在職員が少なく、忙しくしているのを見て、ご入居者が気を使われ、



遠慮されている。レクリエーションや寄り添い、話を聞く余裕すらなく、日常業務の食事、おむつ交換、排せつ介助に追われる毎日である。

そして、これが一番の問題だと思いますが、介護事故の増加。職員サイドで見ると、休日出勤の分の代休を返してもらう日にちの確保もできず、休むことができないため体調を崩す。1名年休が出た時点で、日常業務が円滑に進まない人員配置のため、体調不良でも出勤し、さらに病状が悪化する。体調不良でも、安心して休むことができない。子どもが小さい家庭では、子どもが体調不良の際も、置いて仕事に来なければならない。「人員不足もしばらくの間」と、皆、無理して仕事を行ってきたが、半年を過ぎてても一向に改善せず、嘱託さんも、家庭の事情、体調、病気等でやめられる方が続出し、悪化する一方である。職員の体調を崩す方が見られる。職員同士で、不安、不満を言うことがふえ、モチベーションが下がる。仕事と家庭生活の両立が難しくなっている。夜勤従事が20年を超す職員もふえつつあり、精神、身体的に不調を訴える職員がいる。福祉施設を取り巻く環境は年々厳しくなり、その緊張感の中、変則での勤務、人員不足の問題等を抱えるストレスは山積みしている。

私も、実際につまごめ荘に行ってみてきましたので、そのことを少しお話をします。

1日目、まず驚きました。一つのユニットに9人の入居者がおられますが、職員さんは一人。私が行ったときは、お昼前の時間で、おむつ交換やシーツ交換をしておられました。ホールに数人の入居者がおられましたが、そこを見守る人が一人もいない。作業の合間に気を配っておられるという感じでした。おまけに、途中で隣のユニットに、二人で介助しないと起こせない方がいますので、「ちょっと行ってきます」とか「食事をとりに行ってきます」と言って、急ぎ足で出て行かれます。私が勤務した介護施設では、利用者さんだけを残して、持ち場を離れることは厳禁でした。いつ事故が起きるかわからないからです。でも、人がいないから、そうせざるを得ないという状況がよくわかりました。

二日目、先ほど紹介した、「話さんけん声が出らんごつなつた」と言われた方の個室に行きました。来年100歳になると言われたので、「戦中戦後の厳しい時代を頑張ってこられたんですね」と話しかけると、もうずっと思い出話をしてくださいました。「こぎゃんになると、楽しみてちゃなかです」と言われましたが、せめて、毎日、職員さんと話をする楽しみが持てるといいなと思いました。食事になると、介助が必要な方が3人、経管栄養の方が3人、自分で食べる人が3人、それをふだんは一人で見られておられる。食事が済むと、休憩のため、それぞれ個室に戻られますが、ナースコールが鳴って、一人の方のトイレに介助に行かれる。その方がまだ終

わらないうちに、別の部屋のナースコールが鳴る。「すみません、ちょっと座っててください。すぐ戻ってきます」と言って、その場を離れられる。本当に駆け回っておられるという感じでした。

頑張っておられるけれども、入居者さんは危ないというのが実感です。入居者のご家族にもお話を聞きました。このようにお話をされました。つまごめ荘の職員さんには、とてもよくしてもらって感謝している。言葉遣い一つとっても、入居者を尊重されているのがわかる。けれども、面会に行っても、五、六年前までは、ユニットに二、三人、職員さんがおられて、入居している母親の様子とか、話を聞いていた。ところが、段々、職員さんが減って、とても忙しくされているのがわかるので、話をするのも遠慮するようになった。

面会のときは、いつも花を持って行っていただけ、枯れたら始末をしてもらうから、仕事を一つふやすようで、気が引けるようになった。母のように、寝たきりの人の個室にも、依然はよく声をかけてもらっていたけれど、今はその余裕もないようで、少し寂しい気がした。入居者のためにも、職員さんのためにも、人をふやしてほしい。介護は、施設の立派さとかじゃなくて人だからと、このように話をされました。

そこで、次の質問です。今回、臨時職員や嘱託職員の採用はあったものの、平成27年度末には、正職員3人が定年退職を迎えられることもあり、そうでなくても、離職者が多いのが介護施設ですから、職員の確保が緊急の課題であることに変わりはないと思います。今後、具体的に、職員の確保に、どのように取り組んでいかれるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） これまで、嘱託職員の任用に当たりましては、夜勤を前提とした募集のみを行っておりましたが、人員不足の状態を解決するために、議員、先ほどおっしゃられましたように、平日の日中業務に従事するものとして、新たに臨時職員を任用するなどの対策を講じた結果、現時点においては、人員不足が解消されております。

しかしながら、今後のことを想定いたしますと、絶対的に求める人材が不足しているという状況にありますので、任用希望者の望まれる多様な勤務形態に合致した募集を行うことや、早目の採用活動に取りかかりたいと思います。そのことによりまして、必要人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 今おっしゃいましたように、今までの形の募集、雇用条件にとらわれていては、とても展望は開かれていかないのではないかと思います。職員さんの中にも、いろいろなお考えをお持ちの方がおられますので、その意見も聞きながら、今後の取り組みをお願いしていきたいと思います。

最後に、市長にお尋ねいたします。10月に、つまごめ荘の職員さんにお会いしたとき、本当にせっぱ詰ったという気持ちが伝わってまいりました。市長に直接会って、現状を伝えたいというお気持ちを強くお持ちでしたので、その第一段階として、私が市長にお会いしようと面会を申し込みましたが、かないませんでした。何とか様子を伝えたいと、市長に手紙をお渡ししましたが、返答はありませんでした。

私は正直に申し上げて、職員の労働環境や入居者120人の方々の生活の質と安全、ひいては、福祉に対する市長の姿勢に疑問を持たざるを得ませんでした。市長は11月20日に行われた、総務課とつまごめ荘の介護職員さんとの話し合いの内容をきちんと聞いておられますでしょうか。聞いておられるのであれば、今後どのように取り組んでいこうと、お考えでしょうか。つまごめ荘に足を運ぶお気持ちがおありでしょうか。また、菊池市の福祉政策に、どのようなお気持ちで臨んでおられるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、猿渡議員から、ご質問のあった事項、つまごめ荘の職員不足の状況についての件でございますけども、まず、猿渡議員から、今、つまごめ荘の職員の不足の大きな問題があるということをお聞きして、早速お話を伺おうということで、面談のスケジュールを入れたところでございますね。その面談自体が、スケジュールがずれ込んだことで、当日かなわなかったということで、大変申しわけなく思っております。

また、手紙の内容につきましては、これはご返事とかいうよりも、まず、とにかく現場を見にいこうということで、早速、意見交換会のほうにつなげさせていただいたところでございます。私は、そちらのほうには、時間的に無理でございましたけども、職員のほうからすぐ、その後のミーティング内容のフィードバックがございまして、つまごめ荘の介護職員の方々との意見交換の内容については、詳細に部長より報告を受けております。

それから、私自身は各施設を回りながら、全員というわけにはいきませんが、既に幹部職員の方々とは、お一人お一人面談はさせていただいております。

それで、この職員が不足しておる状況でございますが、とりあえず、今、足元の

欠員の状態については、即座に対応策を講じたところでございます。ただ、全般的な状況としましては、全国的な人員不足ということもあり、今後も厳しい状況が続くだろうというふうに考えておりますし、また、今の状況が安定的ではないというふうにも認識しているところでございます。

今後につきましては、先ほどの部長の答弁にもありましたように、欠員の発生が予想される段階で、早目早目に採用手続等の対応に取りかかるということや、それから、ある程度、根っこのところと言いましょか、必要に応じて施設運営の実情に即した嘱託職員等の勤務体制であるとか、報酬体系の見直し等も一緒に図りながら、必要人員の確保を進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 今、市長は意見交換会につなげたというふうにおっしゃいましたが、現実には少し違っていたと私は認識しております。市長にお手紙を渡しても、何日たっても何ら返答がなかったもので、私が市長公室に、どうなっていますかと聞きにいったところ、その時点で、じゃあ、こういうことであれば、総務課を通してくださいという話になりました。その時点で、もう半月は、私はたっていたと認識しております。そこで初めて、総務課を通してくださいと言われましたので、すぐ総務課に行って、いろいろ話をする中で、総務課のほうから、じゃあ、市長に話をする前に、ひとまず我々が出向いて行って、話をしっかり受けとめるということはどうでしょうかという提案をいただいて、そのことで、また現場の方とお話をして、何かの前進になれば、何かしたいので、そのように手配をしてくださいという了解を得ましたので、その結果として、意見交換会につながっていったという経緯であったと、私は思っております。

しかしながら、回答の中で、今後は早目の対応をしていくとお約束していただきましたので、そのところをしっかりと、これからは考えていっていただきたいと思っております。

さっき、今月から5人の新しい採用があるって、ひとまず安心と言いましたが、現場の声は決してそうではなくって、5人新しい人が入って、すぐ実践力になるわけではありません。最低2カ月は、訓練の期間が要ります。そこに、また人員を充てなければなりません。12月からも、職員の大変さはちっとも変わりませんというようにお話をされておりました。平成27年度末の3人の定年退職に向けては、4月からの採用では間に合いませんので、先ほど言われた早目の対応ということ、ぜひともお願いしたいと思います。

市長も言われましたように、つまごめ荘の問題は、介護施設全体に、全体の課題につながっているものであります。介護職員の確保ができなければ、高齢者の福祉は大変なことになります。つまごめ荘が、菊池市の介護施設のモデルとなるような取り組みを期待したいところです。菊池女子高には、福祉科があります。城北高校にも、福祉科があります。そこを卒業した地元の子どもたちが、展望を持ってつまごめ荘に、菊池市各地の介護施設に就職を望むような、そんなふうな福祉政策に期待をしていきたいと思えます。

次の質問に移ります。次は、小中学校における集団フッ化物洗口のことについてです。フッ化物洗口、子どもの虫歯予防のために、フッ素が入った液でうがいすることですが、このことについてお尋ねをします。

フッ化物洗口につきましては、平成22年の本市議会の一般質問で、前職の怒留湯健蓉さんが取り上げておられます。フッ化物洗口のさまざまな問題性を指摘した上で、怒留湯さんは、このように問われました。議事録をそのまま読みます。

フッ素洗口の学校導入は、多くの危険性と多くの矛盾をはらんでおり、どう考えても行うべきではない。大津町のように、導入すべきではないという判断に立ちますが、教育長の明確なご方針、お考えをお聞かせください。

これに対する倉原前教育長の答弁です。抜粋して読みます。教育委員会といたしましては、各学校の口腔の健康づくりを進めるに当たって、フッ素洗口よりも、まずはブラッシング指導を徹底的に指導するということ。学校現場の受け入れ体制がまだ十分でないことから、今のところ、学校への導入は考えておりません。今後も引き続き、学校歯科医や養護教諭などによるブラッシング指導をまず充実し、家庭との連携を深めながら、子どもたちの健康づくりに努めてまいりたいと考えております。このように答弁されています。

そのお言葉どおり、菊池市では平成24年度から、小中学校保健推進事業で、3年計画のブラッシング指導に取り組みされてきました。今年度がその3年目になるわけですが、小中学校が一体となり、地域を挙げての取り組みは、県の学校保健大会などでも高い評価を受けていると聞いております。

そこで、質問の1点目は、これまで取り組んでこられたブラッシングの意義と、菊池市で取り組んでこられた成果についてお尋ねしたいと思います。

次に、11月17日の校長会において、市のほうから、来年度9月より市内小中学校において、フッ化物洗口を導入するとの方針が出されたと聞いております。3年計画のブラッシング指導の最終的な結果も見ず、学校の受け入れ体制が整ったというわけでもないのに、議会答弁を覆して、フッ化物洗口を導入しようとしているのはなぜなのか。その理由をお聞かせください。

以上、お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 私のほうからは、今まで取り組んできた内容について、ご説明をさせていただきます。

歯の健康は、一生おいしく食べて生活するために不可欠なもので、肺炎や心臓病など全身の健康に影響を与えられています。

本市の歯科保健対策といたしまして、幼児・学童期では虫歯予防、成人・高齢期では歯周病予防を重点としております。

虫歯予防の対策は、ブラッシング、食生活習慣の改善、フッ化物の利用、この三つをバランスよく組み合わせて行うことが最も効果的だと言われています。

ブラッシングにおきましては、虫歯予防だけではなくて、歯周病予防や正しい生活習慣を身につけるためにも重要なものがございます。

本市では、乳幼児健診や保育園、幼稚園、小中学校において、ブラッシングや食生活習慣の改善について指導をしております。

また、歯の質の強化を目的としたフッ化物の利用については、WHO、国、日本歯科医師会などの内外の専門機関、専門団体にて、フッ化物の利用の有効性、安全性が確認されていることから、合併時より、1歳6カ月、2歳児、2歳6カ月児、3歳児にフッ化物塗布を行っております。

また、市内23の保育園・幼稚園の年中、年長児に対して、フッ化物洗口を実施しております。保育園・幼稚園でのフッ化物洗口実施に当たりましては、事前の保護者説明会や実施についての同意書を取り、実施しておるところでございます。平成25年度の保育園・幼稚園におけるフッ化物洗口の実施率は98.9%となっております。

このような取り組みによりまして、乳幼児の虫歯の保有率、1人当たりの虫歯保有数ともに減少しております。

今後も、子どもたちの歯の健康を守るために、引き続きフッ化物の利用、ブラッシング、食生活習慣の改善の三つをバランスよく組み合わせて、虫歯予防に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 私のほうからは、ブラッシングの成果と、それから、今回、学校現場のほうにフッ化物洗口を導入する経緯と理由、これについてお答えさせて

いただきます。

教育委員会では、先ほど、議員からもご紹介はございましたけれども、菊池市学校歯科保健推進事業計画、これに基づきまして、平成24年度から本年度まで3年間に、児童生徒へのブラッシング指導、児童生徒、保護者、教職員等への講習会等を行ってきたところでございます。

市内小中学校における虫歯保有数は、12歳児で、平成23年度2.16本、平成24年度1.97本、平成25年度1.69本で、年々減少しておるところでございます。また虫歯の保有率、これにおきましても、平成23年度59.64%、平成24年度60.96%、平成25年度52.29%と減少傾向にあり、ブラッシングの効果が出てきているものと思われまます。

しかし、虫歯の一人平均本数、それから、虫歯を持っている児童生徒の数ともに、残念ながら、全国平均、熊本県平均よりも多いという状況でございます。

次に、フッ化物洗口を学校のほうに導入するという理由、経緯でございますけれども、平成22年の議会におきます一般質問でお答えしましたが、これも先ほどご紹介があったとおりでございます。それ以降、平成25年8月に、週1回法の顆粒薬が薬事法で追加承認もされまして、より使いやすくなり、また、負担も軽減され、安全面も高くなったということから、今回、導入に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） ブラッシングの効果は、確かに出ているということで、これまでの取り組みの成果であり、すばらしいと思います。養護教諭の方からいただいた資料を見ますと、菊池市の小学校における1人当たりの永久歯の虫歯本数は、今年度0.29本であります。これは、菊池市だけです。ブラッシングだけでも、ここまで下がっています。永久歯の虫歯は0.29本です。永久歯の虫歯保有者の割合は15%です。85%の児童は永久歯の虫歯はないのです。

中学校では、今年度1人当たりの永久歯の虫歯は1.91本、小学校に比べると多いですが、それでも、平成20年度の3.13本に比べると1本以上減っています。永久歯の虫歯保有者の率も、平成20年度は69.6%、ほぼ70%ですね。これが、今年度は53%にまで下がった。確かな歩みがあります。しかも、今年度が取り組みの3年目であり、平成27年度の初めに行われる健診結果が、もっとよくなっていることは十分に予想できます。

それなのに、専門家の間でも、賛否の分かれるフッ化物洗口を年間200万円の予算をかけて導入する必要がありますか。先ほど、12歳児の1人当たりの永久歯

の虫歯本数が出されましたが、これも1.48本になり、県の平均と比べて、大きな遜色のないところまで追いついてきています。

菊池市が薬物に頼らず、一生の生きる力となるブラッシングで成果を上げていることは、他の市町村に誇っていい教育的成果だと思います。これが、菊池方式だと、自慢してよいのではないかと思います。私は、フッ化物洗口の導入をせず、現在の事業を継続されていくことを強く望みます。

もう一つ、つけ加えます。今年度の菊池郡市、これは郡市です。菊池郡市学校保健統計調査の数字から、自分で計算をしてみました。幼稚園や保育園でフッ化物洗口をしてきて、1年生になってすぐの歯の検査で、1年生の乳歯、永久歯をあわせた虫歯の保有者率は52.5%であります。一方、フッ化物洗口をしていない6年生の乳歯、永久歯の虫歯保有者率は50.8%です。大きな違いはありません。むしろ、6年生のフッ化物の洗口をしていない6年生のほうが低い。この点からも、私はフッ化物洗口の必要はないと考えます。

重ねて質問します。フッ化物については、斑状歯を初め、骨フッ素症と言われる骨への影響、甲状腺への影響、脳への影響、発がん性など、さまざまな危険性を指摘する専門家の声があります。市は、フッ化物の危険性をどのように捉えておられますか。お聞かせください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 厚生労働省のガイドラインによりますと、フッ化物洗口は、うがいが適切に行われる限り、体が弱い人や障がいを持っている人が、特にフッ化物の影響を受けやすいということはないし、腎疾患の人にも虫歯予防として勧められる方法であるとされております。

また、アレルギーの原因となることもなく、骨折、神経系及び遺伝系の疾患との関連や、発がん性を高めるという主張に対しましては、疫学調査で否定をされておりますので、有害ではないと認識をしているところでございます。

フッ化物洗口液に含まれるフッ素の濃度は、一般の家庭で毎日使われております、フッ化物入りの歯磨き剤の濃度以下でございますので、歯磨き剤同様、心配はないと思われるところです。

実際、40年以上にわたって実施されている新潟県、あるいは、10年来ほとんど小学校で行われている佐賀県におきましても、1例の急性中毒症状は出ていないという結果も報告されております。

熊本県や県教育委員会、熊本県歯科医師会では、虫歯予防対策としまして、歯磨きや食生活習慣の改善などに加えて、フッ化物応用による歯質の強化に取り組み、



学校におけるフッ化物洗口を進めており、さらに、世界保健機構（WHO）や、厚生労働省など専門機関が一致して安全性や効果を認め、フッ化物を用いた虫歯予防を推奨している現状でありますので、安全性は保たれているものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 今、WHOの話が出ましたが、WHOは6歳以下の子どもに対するフッ化物の洗口や塗布は推奨しない、そう言っています。さらに、虫歯の保有本数が3本以下の子どもにも推奨はしないと言っております。それ以上のところでは効果がある。菊池市の実態から言って、3本とはもう全然関係のない数値であります。

さらに、厚生労働省の話も出ましたが、厚生労働省は、小中学校における集団でのフッ化物洗口を推奨するものではない。特に厚労省からしてほしいと言っているわけではない。そのように言っております。

ここに、フッ化物洗口に使われる薬品のパンフレットがあります。劇薬、そう書いてありますが、安全ですか。重要な基本的注意として、歯科医師の指導により使用することと書いてありますが、学校での集団実施でも安全ですか。どんな薬剤にも副作用はつきものだと思いますが、副作用の欄には、本剤は使用成績調査等の副作用の発現頻度が明確となる調査を実施していない。そう書いてありますが、安全ですか。さらに、洗口液の保存にはプラスチックを使用すること。ガラス容器はフッ化物によって腐食する。そう書いてありますけれど、怖くないですか。おまけに、臨床成績の欄には、0.2%フッ化ナトリウム溶液の週1回法、ややこしいですが、これが学校で実施するときの方法ですが、これでの臨床試験は実施されていないと書いてあります。パンフレットを読んだだけでも、疑問が幾つもあります。

また、うがい液のフッ素濃度は900ppmということですが、海への搬出基準は15ppmだそうで、洗口後のうがい液をどうするのか。環境への影響も心配です。また、飲用水で言えば、環境基準値は0.8ppmまでで、菊池市では、飲用水がこの基準の8割を超えた場合は、除去機の3分の1を補助するということになっています。片や、0.8ppmの飲用水を浄化するのに予算をかけ、片や900ppmのうがい液を集団で口に入れるというのは矛盾しませんか。フッ化物の安全性については、専門家の間でも大きく議論が分かれるところで、これ以上は申し上げませんが、安全と言い切れるものではなく、学校へ持ち込むことに賛成することはできません。

フッ化物の洗口について、別の視点から質問します。学校の多忙化の現状については、教育長も、去年まで現場におられたわけですから、十分認識されていると思います。フッ化物洗口が実施されることになれば、今でも大変な学校現場への負担がますます増すこととなります。市は、そのことについてはどう考えているのか、お聞かせください。

学校現場の多忙化が社会的な問題になっているのは、皆さん御存じのことと思います。今でも、いっぱいいっぱいのところへ、フッ化物洗口が入る。ときには、教員はトイレに行く暇もないくらいに、びっしり詰まった学校の日課の中で、いつしますか。誰が劇薬を保管しますか。誰がうがい液をつくりますか。子ども一人一人に決まった量を、誰がつぎ分けますか。40人近いクラスもあります。その後、誤飲のないように、30秒間正しくうがいをするように見守って、薄めたといっても、もとは劇薬ですから、慎重に片づけ、おまけに、うがいの後30分は、水は飲むな、うがいをするなど気を配らなければならない。それをするよりも、もっと違った意味で子どもたちと向き合いたいと、教師たちは考えているのではないのでしょうか。

学校教育課では、学校現場だけに負担がかからないようにすると言われましたが、それなら、行政は何をするおつもりなのかと聞きたいです。そして、最後にもしも不測の事故が起きた場合、実際、長崎では起きてしまったわけですが、そんな場合、責任の所在はどこにあるかをお聞きします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） こんにちは。猿渡議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、9月に実施ということで、そのために、今、準備をしているということでございます。その実施に当たりまして、そこまで段階を経ながら、理解を得ながら、専門家の、私たちも、その医学等についての専門ではございませんので、専門家の方々の指導助言を仰ぎながら、より安全な方法で実施をしていきたいというふうに考えております。

議員お尋ねの学校現場の負担増についてどう考えるかということですが、今も申しましたが、特定の人に負担が集中しないように、そこはもう十分配慮していきたいというふうに思いますし、市、教育委員会、学校、三者で、9月実施に向けていろんな部分、こういう場合はどうしようというのを詰めながら、そして、全く負担が出ないというわけじゃございませんが、一つの部署、一つの一人の人に負担がいかないような方法で、より安全にできる方法はないかということ、ずっと協議しながら決めていきたいというふうに思います。

事故が起こった場合の対応ということですが、全国の実施状況などを見ても、私

は事故は起きていないというふうに認識しておりました。万が一のために、事故対応マニュアル等を作成しまして、それにのっとって対応していきたいというふうに考えております。

責任の所在はどこにあるのかということですが、それは学校を所管しているのは教育委員会でございますので、その学校に責任を押しつけるということとはしたくないというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 学校に責任を押しつけることはしないとおっしゃっていた点については、評価をしたいと思います。ただ、事故の件ですけれども、後日、教育長のところへ、長崎の例をお届けしたいと思っております。

それから、私の知人には、3歳児健診のフッ化物の塗布のときに、吐き上げてしまった子どもを実際に自分の目で見たと。その子は、1歳半健診のときにも同じような症状を出していたから、やっぱり拒否反応が出る子どももいるのは間違いないという、それは、実際に体験した人の話であります。

フッ化物洗口については、2011年に、日本弁護士連合会が問題点を指摘して、中止を求める意見書を厚労大臣、文科大臣、環境大臣へ提出しています。同じく、2012年に、主婦連合会、日本消費者連盟も、厚労大臣へ中止を求める要請書を送っています。亡くなられましたが、水俣病を追求した原田正純医師は、この件に関しまして、危険が立証されたときには既に遅過ぎる。私たちは過去に学ぶべきだと指摘をされました。

このような警告が数ある中で、来年9月からのフッ化物洗口に踏み切れようとするのが、私には納得がいきません。ぜひとも再考をすべきだと申し上げて、次に進みます。

次にお尋ねしたいのは、小中学校における補助教員、特別教育支援員の配置についてです。菊池市では、市独自の予算で、市内小中学校に、補助教員、特別教育支援員の配置がされていますが、他市町村に比べても、とても充実しており、現場の教職員にも、保護者の方々にも、大変評価の高い施策であります。何よりも、子どもにとってありがたい施策であると思います。次世代を担う子どもたちの教育のために、特段の予算措置をしておられることに敬意を表します。

そこで、1点目の質問ですが、現在の補助教員、特別教育支援員の先生方の配置状況と、学校現場で果たされている役割、どのような教育的効果があるのかについてお尋ねします。

質問の2点目は、来年度の配置計画についてです。実は、来年度は、補助教員や特別教育支援員の先生方が減らされるらしいという話を聞いた現場の先生方から、心配の声が寄せられました。今の学校現場にとって、補助教員や特別教育支援員の先生方はなくてはならないものだ、減らされては困るというものばかりです。実際に削減ということになれば、現場はとても混乱するのではないかと危惧しますが、市は、来年度の配置をどのように考えておられるのかをお尋ねします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 現在の補助教員、それから特別支援教育支援員の配置状況についてお答えをします。

補助教員を31名、特別支援教育支援員を26名、計57名配置しております。

補助教員の役割は、特別支援学級、並びに通常学級に在籍する、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学習指導補助、介助、それから、学力向上対策の補助、生徒指導補助です。

特別支援教育支援員の役割は、特別支援学級、並びに通常学級に在籍する、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の介助と学習支援というふうになっております。

教育的効果としましては、特別の教育的支援を必要とする子どもたちに対しまして、担任だけでは対応できない、その子どもたちに寄り添ったきめ細やかな対応や支援、指導ができることが挙げられるというふうに思います。

例えば、担任の指導、指示が伝わっていないと思われるときに、そばにいて繰り返して伝えたり、個別指導をしたりできる。それから、児童生徒が、お子さんの状況によってですけれども、パニックを起こしたとき、あるいは、教室を飛び出していったときに対応ができる。それから、複数の目で子どもたちを見ることができまので、一人一人のよさや可能性を引き出すことができる。そういうところが、具体的な効果だというふうに思います。

これらがより効果を高めるためには、通常学級、あるいは、特別支援学級の担任と、それから、補助教員や特別支援教育支援員との人間関係を基盤とした連携が、とても重要になってくるかというふうに思います。

次に、次年度の配置計画についてということですが、特別支援学級の入級を判断する医師や保健師、特別支援教育に精通している人で構成される教育支援委員会の結果を踏まえまして、来年度の学級編成の状況や学校運営に関します特殊事情、あるいは特別支援教育に係る児童生徒の個別の諸事情等につきまして、各小中学校の校長にヒアリングを実施し、補助教員や特別支援教育支援員等の人員数の要求を聞いて、必要数の把握に今、努めているところでございます。

来年度につきましては、学校現場からは、年々特別の教育的支援を必要とする児童生徒が増加している傾向にありますので、増員を要求されているところですが、これらの人件費は1億円を超えるものであり、そのほとんどを市独自の一般財源で対応しているところであります。市としましても、非常に厳しい財政状況になることから、できれば、本年度と同程度の配置をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 具体的効果について、教育長からご答弁があったことについては、全くそのとおりだと。現場にいたものとして、つくづく共感いたしました。

来年度に向けてのことで、財政事情の厳しい中であっても、ことと同程度というお話でしたので、私もほっとしましたし、現場のほうでも、教職員も保護者も、安心ができるのではないかと思ったところです。

教育にはやっぱり人が必要です。ぜひとも、今のご答弁のように、現状を維持してもらいように要望いたしまして、終了したいと思います。何より菊池市は、教育と子どもを大切にしていけるのだということを、行政からもやっぱり示していただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○  
—————  
休憩 午後1時54分

開議 午後2時02分  
○  
—————

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

まず最初に、オスプレイの低空飛行訓練について質問いたします。

御承知のように、12月7日、山都町の陸上自衛隊、大矢野原演習場で、オスプレイを使用しての日米共同訓練が行われました。このオスプレイの問題で、私がまず指摘しておきたいのは、今回の訓練が、日本版海兵隊をつくる構想の中で位置づけられているということです。それを実際裏づけるのが、12月7日に行われた合同演習の内容です。新聞の報道によると、重要な目標物を攻撃する部隊を、空か

ら地上に展開する、ヘリボーン訓練を実施したとなっています。

そもそも、この聞きなれないヘリボーン訓練とは、ヘリコプターを用いて、敵地などへ部隊を派兵する戦術のことです。敵地に侵入、奇襲し、着陸したヘリコプターから展開した兵員が、目的地を制圧する戦術のことです。過去には、ベトナム戦争やアフガニスタン戦争において、特に使われており、まさに日本の防衛とは無関係の、敵地に侵略をする訓練そのものです。

国は来年度から、陸上自衛隊に順次導入予定のオスプレイを、佐賀空港に配備をする方針です。長崎県佐世保市の陸上自衛隊、相浦駐屯地に上陸作戦を任務とする、水陸機動連隊を新設するのに伴う措置で、日本版海兵隊を創設する動きの一貫です。

新防衛大綱、中期防衛力整備計画では、北熊本駐屯地に司令部を置く、陸上自衛隊第8師団は、島嶼部に対する攻撃を初めとする各種事態に即応し、実行的かつ機動的に対処し得る機動師団に改編をされます。

佐世保の水陸機動連隊と、水陸力両用車部隊、佐賀のオスプレイ部隊が一体となって、日本版海兵隊をつくる構想です。他国への殴り込み作戦を可能にし、日本を海外で戦争する国にする、集団的自衛権行使の動きを具体的に進める危険な構想と言わなければなりません。海外で戦争をする国づくりが強行されつつある中で、海外派兵型の部隊と装備を強化していくことは、他国との軍事的緊張を高め、軍事対軍事の悪循環を生むこととなります。このような悪循環の中に、熊本県、そして、菊池市を巻き込むことは、何としても避けなければならないと思います。

さて、御承知のように、オスプレイの低空飛行訓練のルートの一つ、イエロールートに、この菊池市が入っています。山鹿、菊池、阿蘇、宇城、八代、球磨というルートです。阿蘇山の山頂部分の飛行も写真で記録されており、山都町の大矢野原演習場上空でも、飛行が既に目撃されており、イエロールート下での米軍の飛行訓練が実際に行われていることが、はっきりと確認をされています。

このルートでの重大事故が懸念をされています。実際に、この菊池市では、事故が起きています。2007年6月8日、9月27日、菊池市で、米軍の騒音に驚いた牛3頭が負傷し、屠殺処分され、損害賠償金65万円が支払われています。突然、ジェット機の低空飛行と思われる、キーンという金属音の激しい騒音がして、その直後、牛の悲鳴が聞こえたので、牛舎に行くと、牛が骨折していた。骨折した牛は、殺すしかなく、補償してほしいという苦情が寄せられ、実際に65万円の補償金が支払われています。

そこで、お尋ねします。1点目に、オスプレイの危険性を市として、どのように認識をしていらっしゃるでしょうか。2点目には、住民の安全やさまざまな被害を考えるならば、市長として反対を表明するべきと考えますが、見解はいかがですか。

以上、お答えください。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 東議員のオスプレイに関するご質問ということでございますけれども、議員ご説明がありましたとおり、オスプレイに関して、さまざまな問題が懸念されているということは承知をしております。ただし、オスプレイの運用につきましては、国の専権事項でありますので、飛行の安全性や、いわゆる騒音、振動等対策等につきましても、国において十分に確認がされていると認識をしております。

なお、現在、菊池市に対しては、飛行ルートを含めまして、オスプレイに関する情報、連絡は入っておりません。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 私のほうから、オスプレイのこうした訓練についての見解ということで申し述べます。

今の部長答弁にありましたように、オスプレイによる飛行訓練自体は、防衛に関する事柄でありますので、国の専権事項であるわけです。オスプレイの安全性については、日本政府によって、他の航空機と比べ、特に危険と考える根拠がないとしまして、平成24年9月に日米合意に基づき、いわゆる安全宣言を行っておるところでございます。

しかしながら、一方で、過去、本市議会において、請願が採択されるなど、不安というのは完全に払拭されていないだろうなというふうには考えております。

飛行ルートとなる市町村や住民に対しては、国の責任において、この訓練の安全性、重要性などを丁寧に説明していただくよう、私どものほうから強く求めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 今、国の専権事項ということと、国が安全と言っているというふうな答弁がございましたけれども、私から言わせると、非常に、住民に直接責任を負う自治体としては、認識が甘い、危険性をつかんでいないと言わざるを得ないと思います。

この間のオスプレイの事故の状況等を、私のほうから少し説明をさせていただき

たいと思います。このオスプレイの事故については、御承知のように、新聞等で数々の報道がされてきました。それを受けて、事故が多いオスプレイの危険性への国民の警戒を回避するために、防衛省や米軍からは、さまざまな説明がされています。

一つは、事故は開発段階のものだという国からの説明です。しかし、結論から言えば、事故は開発段階だけではありません。量産段階に入って、多数起きています。オスプレイの過去の事故を振り返ってみます。2007年11月、アメリカ、ノースカロライナ州での飛行中に、エンジンが出火。2010年4月、アフガニスタンでの人員輸送中に墜落、4人が死亡、16人負傷。2012年4月、モロッコで訓練中に墜落、2人死亡、2人負傷。2012年6月、アメリカフロリダ州で訓練中、墜落、5人が負傷。昨年、2013年8月には、訓練中に着陸失敗、機体炎上。ことしの5月、後方のドアがあいて、兵士が落下など、死亡などの数々の事故を繰り返しています。空飛ぶ棺桶、未亡人製造機、こう呼ばれるほどです。

そして、重要なのは、先ほど申しましたように、開発中ではなく、量産体制に入ってから事故が多発しているということです。つい最近のことで言えば、ことし9月1日の米軍の発表によると、ペルシャ湾で、米海兵隊のオスプレイが強襲揚陸艦の甲板から発艦しようとした際、エンジン出力が一時低下し、発艦に失敗。機体から脱出した乗組員2人のうち1人が行方不明になっています。事故を起こしたオスプレイは、普天間基地配備24機と、さらに、今後、自衛隊が購入予定のものと同じ型です。

なぜ、これだけの事故を繰り返すのか。ここが大事です。これは、オスプレイの構造上の問題があります。プロペラの向きを変えるときに、機体が不安定になる。主翼の両端に二つのプロペラとエンジンがあり、電気系統が長く複雑で、故障をしやすい。飛行中にエンジンが停止した場合に、安全に着陸する自動回転、オートローテーション機能を持っていない。つまり、事故が起きたら、真っ逆さまに墜落をしてしまうなどの構造上の問題点が、専門家からも指摘をされています。

政府は、パイロットの技術が未熟、こう原因を追究していますが、これは違います。構造上の問題です。日本の航空法11条では、このオートローテーション機能を義務づけています。もちろん、日本の自衛隊機にも、このオートローテーション機能は義務づけられています。そのオートローテーション機能が、オスプレイにはそもそも備わっていないのです。本来であれば、日本の航空法に照らせば、オスプレイは日本の空を飛んではならない軍用機なのです。そういう認識をしっかりと持っていただきたい。こう思います。

そして、オスプレイの被害は、事故だけではありません。オスプレイの着陸時の



最大騒音値は、93デシベルで、地下鉄の車内のような騒音です。オスプレイが飛んでいる沖縄では、実際に、日常生活に今、大きな被害が起きています。低周波の問題もあります。普天間基地周辺では、心理的、物的影響の基準値を超えています。琉球大学の渡嘉敷准教授の調査で、オスプレイの飛行時に、防衛省の定める基準値を超える低周波が測定をされています。低周波はペースメーカーへの影響、パニック障害、長期記憶の低下、いらいらの増大など、数々の影響が指摘をされています。

私は、この低周波の問題で、菊池市で特に重大だと思えるのが、家畜へ与える影響です。オスプレイがたびたび飛来する沖縄県伊江島では、牛の死産、早産が問題になっています。県内はもちろん、国内でも有数の畜産地帯である、この菊池市で、低周波の問題は人ごとではないのでないでしょうか。

また、安全が確認をされればという話ではありましたが、実際に日米両政府は、オスプレイの配備に当たり、2012年9月19日、安全に関する日米合意を既に取り交わしています。内容は、可能な限り学校や病院を含む人口密集地を避ける。基地の外では、プロペラを上方に向けたヘリモードや、プロペラを傾けた転換モードでは飛行しない。夜10時以降の訓練飛行は、運用上、必要と考えられるものに制限し、必要最小限とする。こういう内容ですが、実際にこれらを乱暴に踏みこむ違反行為が、沖縄では常態化しているではありませんか。幾ら政府が安全と言って米軍と約束を交わしても、何ら担保をされていない。こういう状況があるのをご認識ください。

また、今度の訓練は、沖縄の負担軽減、こう言われてもいます。しかし、低空飛行訓練や空中給油訓練など、沖縄ではできない訓練を本土で実施しているのが実態です。そもそも沖縄では、オスプレイが12機から24機へ追加配備をされています。負担は増加しています。さらに、本土からオスプレイが飛来し、訓練を行い、実際、沖縄の負担軽減という理屈は、今成り立っていません。また、災害救助、救急搬送のためとも言われていますが、オスプレイは吹きおろし、下降気流が強く、救難活動には不向きです。そもそも、災害活動や救難活動にオスプレイを購入するより、減らされ続けた消防、防災予算をふやすべきです。狭い日本の災害救助に、オスプレイは不向きです。

次に、関連してお聞きしたいのが、自衛隊の低空飛行訓練地域と米軍の訓練についてです。日本共産党の井上哲士参議院議員に対して、昨年、防衛省は初めて自衛隊の飛行訓練地域で、米軍機の訓練の実態を明らかにしました。その中には、自衛隊は訓練しておらず、事実上、米軍機の訓練地域になっているところもありました。つまり、日本の上空に設定されている自衛隊の飛行訓練地域を、米軍が自由勝手に訓練をしているという事実が明らかになりました。

そこでお尋ねします。この菊池市に、米軍機の訓練の場となる自衛隊の飛行訓練ルートがあるのは、御存じでしょうか。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 詳細には存じておりませんが、鞍岳の周辺の半径何キロかというところぐらいでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 昨年10月31日付の自衛隊西部方面航空隊長から、九州各地の国交省、空港署長に宛てた文書があります。それによると、熊本県内で、自衛隊の低空飛行訓練に指定されているところが9カ所以上あり、その中に、今、討論にもありましたように、菊池市の鞍岳を中心として、半径4キロメートル以内が入っています。

航空法では、市街地で300メートル、市街地以外では150メートル以下の飛行は禁止されていますが、今述べた指定されている場所では、150メートル以下の飛行が許可をされています。

防衛省は、佐賀空港へのオスプレイ配備を要請しました。佐賀空港へのオスプレイ配備となれば、高遊原分屯地、大矢野原演習場、及び九州地方の陸上自衛隊の低空飛行訓練空域で、つまり、鞍岳を中心とする半径4キロメートル以内で、オスプレイの訓練が行われる可能性が考えられます。イエロールート以外でも、オスプレイの低空飛行訓練が行われる可能性はあるのです。

最後に、改めて市長にお聞きします。今述べましたように、これだけの危険性や被害が考えられるオスプレイの低空飛行訓練について、反対の意思を表明すべきだと考えますが、再度、見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） オスプレイの低空飛行訓練に関する見解をとということでございます。先ほども申し上げた部分もございしますが、このオスプレイの安全性、それから、防衛に関する事柄等々、国の専権事項でございますので、当然ながら、国の責任において確認をとられていることというふうに、私のほうでは理解しております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、ただいま現在、本市に対して、直接、具体的な情報をいただいているわけではございません。今回の山都町を中心とする訓練についても、関連の情報としては入手しているところでございますが、直

接の情報の提供といったものはございませんので、訓練の安全性、それから、重要性、それから、今おっしゃいました騒音等を含めまして、必要な情報については、丁寧に説明してくれるようにということを強く求めていきたいというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 国の専権事項ということを繰り返し答弁されていますけれども、2年前、市長も最初に答弁がありましたように、菊池市では、市長、そして、議会が反対の意思を示しております。ことは国の専権事項であれ、住民の安全や人命にかかわる問題です。国や県の判断を待つべきものではないというふうに、私は思います。そして、情報提供がないと、情報提供を求めていくというのはもちろんではありますけれども、待つだけではなく、今、私が述べましたような事例、危険性を、市としても主体的に収集していただきたい。そういうふうに思います。

安全保障や防衛に対する考えの違いはあるとしても、菊池市民の安全を考えるならば、その1点で、市長として反対の態度を表明すべきだということを最後に述べて、次の質問に移ります。

次に、学校施設のアスベスト問題について質問します。

ことし10月9日、泉南アスベスト訴訟で、最高裁は初めて、国の対策のおくれが被害を広めたことを認める判決を言い渡しました。私は、学校施設でアスベストを根絶させるためには、これは行政が責任を持って、さまざまな対策をとることが必要と思います。

学校でのアスベストをばく露させない、発生させないためには、二つのことが大切であると思います。

一つは、アスベストを認識し、管理すること。その認識というのは、飛散の危険性が著しく高い吹きつけなど、いわゆるレベル1。これはもちろんですが、張りつけられている、巻きつけられている断熱材のようなレベル2。そして、封じ込まれているから安全だと言われている建材なども、こうしたアスベストが学校のどこに使われているのかということ認識し、適切に管理するということ。

そして、大事だと思う二つ目は、計画的に、そうしたアスベストを除去して、学校施設のゼロ・アスベストを目指す。こういうことが必要だと思います。

そこでお聞きします。1点目に、2005年に行われた実態調査の結果と、その後のフォローアップ調査の状況はどうなっているのでしょうか。2点目に、計画的に学校施設のゼロ・アスベストを進める必要があると思いますが、どう考えていらっ

しゃるでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 1点目の実態調査の結果について、お答えさせていただきます。

文部科学省は、子どもたちなどの安全対策に万全を期するため、平成17年度から、学校施設等における吹きつけアスベスト等使用実態調査を実施しております。さらに、平成18年度以降、毎年フォローアップ調査を実施してきたところでございます。

この調査は、建設業労働災害防止協会によります石綿含有建材別作業における、先ほどご紹介がございましたレベル1、石綿含有吹きつけ材の使用に関する実態調査ということになります。

本市では、学校関係だけでなく、市所有の全ての建築物237カ所の施設を、平成17年8月から、当時の設計図による建材の使用状況、それから、当時施工した業者への確認をもとに目視、また、目視では確認できないものにつきましては、建材を直接採取して、詳細な分析調査を実施したところでございます。

結果、公立幼稚園も含めまして、小学校、中学校などの学校施設につきましては、アスベスト吹きつけ材の使用該当施設はありませんでしたので、実態調査及びフォローアップ調査ともに該当なしというところで、報告をしたところでございます。

2点目の学校施設のゼロ・アスベストについてでございますけれども、これにつきましては、今後、学校施設の長寿命化計画と大規模改修工事にあわせまして、除去することで対応を図りたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 今すぐ、全ての施設をゼロ・アスベストにということを、私は求めているわけではありません。大事なことは、ゼロ・アスベストを目指すと、レベル3までを目指すという方向性を持つことが必要だということです。

ここで一つ紹介をしたい事例があります。大阪府立金岡高校で、2年前の2012年10月から11月にかけて、発がん性が最も高い石綿、青石綿の飛散事故が起きています。大規模改修で、ひさしの天井板をはがしたところ、青石綿が吹きつけられていた。ところが、施工業者は、石綿飛散の定期検査で指摘されるまで、3週間にわたって、このことに気づかず、青石綿をむき出しの状態としてしまいました。

また、校舎内には、落下した青石綿の塊も複数発見されるなど、生徒や教職員のばく露を起してしまったという事故です。

先ほどの答弁で、現段階でレベル1、事前にお聞きした内容では、レベル2についても、ことしに100%の調査は済みで、該当なしということでしたけれども、全国では調査済みとされたにもかかわらず、見落としや分析ミスが毎年のように指摘をされているということです。

2005年には、先ほど申しました実態調査が行われ、全国では報告書によると、公立小中学校、幼稚園の100%、公立高校、大学も、二つの機関を除いて、調査が行われて済んでいます。

2008年には、新たに3種類のアスベストの分析が必要となり、再度調査が行われている。その時点で、全て調査済みとなっております。しかし、NPO東京労働安全衛生センターというところが報道したのを見ると、2008年以降、公立の小中学校、幼稚園の65の施設で見落とし、分析ミスがあったというふうに、報道がされています。

そこで、お尋ねします。こうした分析ミス、見落としへの対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいま、議員のほうからご紹介がございました、大阪府立高校の事故に関しましてでございますが、これは問題を受けまして、石綿障害予防規則というものが、本年の6月1日に改正をされまして、これまで吹きつけアスベストと、先ほど言いましたレベル1に加えまして、新たに石綿を含有する、張りつけられた保温材、それから、耐火被覆材、断熱材、いわゆるレベル2の建材が規制対象となったことから、それらの使用状況について、全体調査を実施することとしたところでございます。

ただし、石綿含有保温材等の全ての状況を把握するまでには、相当な期間が必要となることから、まずは、教室など、児童生徒、それから、教職員などが通常立ち入る場所を中心に、露出して設置されている保温材や耐火被覆材の劣化、損傷などの状況、先ほど、ご紹介がありました、ばく露等もそれでございますけれども、これらについての調査を、ことしの7月に先行して実施したところでございます。

結果につきましては、公立幼稚園、小学校、中学校の施設について、このレベル2も該当しなかったということになっております。

これ以外の専門の作業員が立ち入るような機械室とか、あるいは、床下ピット、天井内、壁内、壁の内側ですね、こういうものに隠れているものにつきましては、

今後予定しております全体調査にて対応するという事にいたしております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） もちろん、国の支持に従い、今年度、レベル2までの調査が行われて、100%済んだということは承知しているんですけども、私が今、問題にしているのは、調査が終わったところで見落としが起きていると。菊池市でも可能性はゼロとは言えないということを重視してほしいということです。

では、なぜ、見落としが起きるのかと、この分析が重要だと思います。アスベスト対策に携わった方からは、専門的な知識を行わない人が調査を行えば、見落としは起こり得るといふ指摘があります。もちろん、執行部の方に伺ったところ、菊池市では、解体などの工事のときに、建築士の方が図面でのチェックが行われているということで、今までにも、レベル3の発見もされているという報告は受けております。

しかし、それだけでは見落としが起こる可能性はゼロとは言えません。国は昨年、石綿調査の国家資格である建築物石綿含有建材調査制度をスタートさせています。市として、この制度を御存じでしょうか。また、国がこの制度が必要だとする理由についてお答えください。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） レベル3のその他の石綿含有建材の調査と除去をする考えについてですけども、アスベストが飛び散るなどの危険性はなく、発じん性も比較的低い状況にあり、児童生徒に与える影響はほとんどないと思われることや、国からの指導、要請がないことから、現在のところ、レベル3に関しましては考えておりません。

しかしながら、アスベスト建材が学校施設の中に存在しているというのも事実だと思いますので、校長や教頭、さらには事務の先生など、日常の管理の中での注意喚起をお願いして、事故等が発生しないようにしていきたいというふうに思います。

建築物石綿含有建材調査者につきましては、今のところ、配置というものは考えておりませんが、必要に応じて、外部の専門家を活用していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番(東 奈津子さん) 専門家の分野では、なぜ国がこの制度を必要とするということについての理由を、もしわかればお聞かせいただきたいと思うんですけども、この制度を設置させた理由、専門家育成を。

○議長(森 清孝君) 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長(原田和幸君) 今のお尋ねの件につきましては、まだ、こちらのほうで調査をしておりませんので、しっかり勉強させていただいて、後日お答えさせていただくならというふうに思います。

○議長(森 清孝君) 東奈津子さん。

[登壇]

○2番(東 奈津子さん) 私は、この間の学校アスベストに対する国会等の議論を聞いていますと、やはり全国的に問題になっている見落とし、これに対する対策として、国が昨年から、この国家資格である建築物石綿含有建材調査制度をスタートさせていると思います。やはり専門家になると、見るべき場所がわかる。虫眼鏡で見ても、石綿なのかどうかという見きわめが大体つくと聞いています。見落としを防ぐという点でも、専門家の育成が必要と。だからこそ、国としても、専門家の育成に取り組み始めたのだと思います。

しかし、この専門家の数は、全国でも200人程度で、熊本県ではまだ一人と聞いています。提案ですけども、ことしから、レベル2のアスベストの使用調査が始まりましたが、せつかくの調査で見落としが起きる可能性もあります。私は、学校施設などこそ、専門家による調査が、この国の制度を活用した調査が必要だと思っています。今すぐは無理というご答弁でしたけれども、数年かけてでも、学校のアスベスト使用実態については、国家資格を持つ専門家が、レベル1からレベル3までを調査して、記録する。こういう対策が求められていると思います。

繰り返しになりますが、やはり子どもたちの活動する環境には、アスベストの被害は絶対にあってはならない。こう思います。見落としは起こり得る。この認識で、ぜひ長期にかかっても、専門家が調査をしましたというように、学校一つ一つチェックしていくということを検討していただきたいと思います。

また、先ほどの答弁では、レベル3は調査の対象となっていないということでしたけれども、近年、エアコンの設置、あるいはインターネットの回線工事などが、学校でも行われていると思います。建材に穴をあけるときには、アスベスト建材であることを知らずに、労働者がばく露するという事故も全国では起きています。

やはり、どこにレベル3までを含めて、アスベストが使われているのか。これを

きちんと調査して、記録をして、破損をさせないような日常的な管理を、子どもたちに徹底をさせていただきたいと思います。

解体工事のあるときに、菊池市では、図面からきちんとチェックをするということ聞いていますけれども、地震や、子どもが遊んでいてボールなどを壁にぶつけて穴をあけてしまうという、不測の事態のばく露も十分考えられます。実際、阪神・淡路大震災などのときにも、建材が破損して、アスベストが飛散しているということが指摘されています。もちろん今後、国や県からの指示もあると思いますが、設置責任者として、市としても、独自にレベル3までの調査を広げていく方向を検討させていただきたいと思います。

次に、お伺いします。教育委員会や教職員の方に、アスベストに対する正しい知識を普及させていただきたい。このことを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） アスベストが人体に及ぼす影響等につきましては、健康教育の一環として、子どもたちにも、また、職員自身も十分認識する必要があるというふうに思いますので、健康教育の一貫として指導に当たるように、教育委員会としても働きかけていきたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 今後、働きかけていきたいというご答弁で、非常に心強く思っております。現在も、校長先生や管理職の先生方には、徹底をされているというお話を伺っております。

ただ、この問題は、健康に、人命に直結する問題です。管理職以外の先生方、そして、教育委員会の方々も、担当の方だけでなく、全員が正しい知識をアスベストに対して持っていただくことが大事だと思います。

そして、先ほど、答弁にもありましたように、子どもたちにも、どこにアスベストが使われているか。こういう注意喚起も、ぜひ行っていただきたい。このことを要望いたします。

最後に、市長にお伺いします。最初にも述べましたけれども、学校施設における計画的なゼロ・アスベストについての市長のお考えをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ゼロ・アスベストに向けた、私の考え方ということでございます。



アスベストを全廃していくということは、これはもう、とりわけ学校施設で、子どもを預かっている場所でございますから、また、公共施設も含めて、ゼロ・アスベストを目指していくということは重要なことだと思います。

学校に関しまして言えば、先ほど教育長が答弁しましたように、レベル1のアスベストの吹きつけ建材は、現在、存在してはいないと。それから、レベル2においても、学校現場では飛散等の危険性はなく、封じ込めた状態であるということで、児童生徒の安全性は確保されているというふうに理解しております。

今後は、学校施設を含めた市の公共施設において、外部の専門家も、必要に応じて積極的に活用しながら、適切な管理、安全対策を十分に行って、施設の改修、改築時、これは長寿命化計画、それから、大規模改修工事と、場合によっては、解体、撤去も入ってきますけども、その大きな節目で、きっちりと専門家を活用しながら、ゼロ・アスベストを進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） やはり、レベル3までになりますと、かなり時間も費用も要することだとは思いますが、やはり一遍には難しくても、ゼロ・アスベストにするという方向性を、やはり市としてきちんと持っていただきたいと。そこを出発点に、先ほど、私が提案をいたしました国の制度による専門家の配置なども、計画的に持っていただく。そして、何よりも、レベル1、レベル2については、見逃しもあり得るんだという認識で対応していただきたい。そのことを要望しまして、質問を終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。あすも引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○  
散会 午後2時46分

第 4 号

1 2 月 1 1 日

# 平成26年第4回菊池市議会定例会

## 議事日程 第4号

平成26年12月11日（木曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市長公室長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅 四 郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） おはようございます。議席番号3番、坂本道博です。

通告に従い、質問させていただきます。

私たち議会議員は、市民の皆様が心身ともに豊かで市民生活の基盤を安定させるお手伝いをするのが、4年間の任期の中で私たちに与えられた使命であると考えているところです。

さて、先月、市民劇の菊池一族物語「蘇れ菊池のころ」を拝見させていただきました。市長、副市長を初め、議長、副議長、前議長、商工会長など多くの市民も参加され、高倉健、菅原文太など昭和を代表する映画俳優並みの熱演でした。

当日は、あいにく雨でしたが、大ホールでの立ち見や入り口階段で鑑賞することができるほど、多くの市民が集まってごらんになっていました。近年まれに見る大盛会の事業であったと思います。担当部署の職員の方を初め、参加された市民の方々、本当にお疲れさまでした。今回の市民劇では、菊池市を築いてくれた祖先への感謝と市民の皆さんの心の豊かさなど感じましたが、何よりも強く感じたことは、菊池市民のパワーでした。菊池のころ、何とよい響きでしょうか。市民の心が一つになって、菊池市を盛り上げようとする連帯感こそが、今の菊池市では非常に重要なことであると感じました。私も、改めて市民の皆様のご意見ご要望を、議会を通じて訴えていく強い気持ちになりました。

さて、現在、国政選挙の真っ最中ですが、経済政策アベノミクス効果について、果たして私たちのふるさと菊池市において、その効果が見込まれているのでしょうか。私は、現段階では乏しいと感じております。菊池溪谷からの清流と肥沃な土地条件を有している菊池平野、中山間地、そして、寒暖差を生む盆地気候などの好条件を

有している菊池市の基幹産業は、と聞かれたら、大多数の市民は「農業」と答えるでしょう。私は、農業の活性化、農業の勢い、農家の活力がその他の産業にも好影響を及ぼすものと思っております。前回の議会では、ハウス施設に関する減免について質問させていただきましたが、残念ながら、商工業との公平性を損なうから減免措置の対応はできないとの答弁でした。

しかしながら、菊池の活力源となり、菊池の経済に好影響を与えるであろう農業に対して、何らかの対応や大胆な施策が必要ではないでしょうか。江頭市長就任後1年半の月日が流れましたが、農家からの反響はどうでしょうか。私の地元、七城地区では、七城米が、日本穀物検定協会の食味コンクールで最高評価の特Aを6年連続受賞しており、少しずつではありますが、七城米が認知され、ブランド化が進みつつあるという話題だけで、ここ数年、農家に対する支援はほとんどあっていないように感じます。合併前の七城地区は、市民や職員、農協が一体となり、さまざまな補助事業を行っていました。本会では、いまだに市民から期待を寄せられている事業について、市長に提案させていただきます。

メロン栽培や花卉栽培、その他の野菜栽培などの施設園芸が盛んな七城地区では、合併前に七城町やJA、メロンドームが事業主体となって、農業振興のためのハウスリース事業を展開していました。これは、国50%、県10%、町15%、計75%の助成があった補助事業ですが、残りの個人負担分25%については、当初は町などが負担しておりました。農家は、町などが負担した25%分を10年分割で返済していくといった事業でした。この事業に取り組んだ生産農家からは、「台風を気にせず栽培ができる」とか、「農業経営が安定した」など、今でも感謝の言葉が多く聞かれます。当時の七城町では、もうかる農業のための基盤づくりとした農業振興施策だったと思います。現状での菊池市の財政状況では厳しい面があると思いますが、効果が出ていない事業など見直せる事業については、大きく傷が広がらないうちに早急に見直しをして、大胆な農業振興施策が必要であると考えております。現在、ハウスリース事業と同じような国・県の事業の取り組みはあっているのでしょうか。後ほどお聞きしたいと思います。

さて、江頭市長の稼げる農業の最重要施策であるネットショップですが、商品の品ぞろえや品数の確保などが重要になってくると思います。消費者が買いたいときに買えるメリット、現地に足を運ばなくても買えるメリットなど、消費者にとってメリットは多いと感じています。

つい最近ですが、JAに出荷している農家から、助言と忠告を受けました。内容は、「私は、ちゃんと税金を払うとるけん、市がネットショップば始めたけど、各物産館の出荷者だけが菊池市民じゃなかですよ。JA出荷者も菊池市民だけん、取

り扱いばしてもらわんと困る」と言われました。私は、嫌みではなく、市民のネットショップに期待する声であったと解釈しました。

9月の議会では、「JAきくちとの調整不足」との答弁を受けましたが、その後調整ができたのでしょうか。また、2,000万円を超える予算の中で10月からネット販売を開始されていますが、11月末までの売り上げと当初売上目標からのくらの販売実績でしょうか。そして、ネットショップ普及推進のための今までの活動はどのように行われているのでしょうか、後ほどお聞きします。

さて、平成28年度に第18回米食味鑑定コンクール国際大会が、菊池市において開催されますが、今のところ、全国規模の大会は、本年開催された、さくらシンポジウム以来であると思います。市長初め、関係者の尽力あってのものだと感じました。本年は、青森県田舎館村で開催されたようですが、全国から4,300点を超えるお米の出品があったと聞きました。七城地区の加恵地区では、単独で米食味コンクールを開催するなど、好影響が見られています。また、菊池市ブランドづくり実行委員会主催で第2回菊池米食味コンクールが開催され、上位8軒の農家のお米や加恵集落からも全国大会へ出品するなど、農家の意識も高まっていると感じているところです。

私は、平成28年の大会が、菊池市の知名度アップと菊池米のブランド化に大きく影響するものと思います。4,000点を超えるお米の中から、わずか10点が最高賞の金賞となると聞いておりますが、参加することに意義がある大会とするのではなく、金賞を獲得し、菊池米を全国に轟かせることが菊池の農業の活性化になると思います。そのためには、米づくりに関する強化対策が必要になると思いますが、いかがでしょうか。

先ほどのハウスリース事業に関する取り組みとネットショップのJAきくちの連帯調整について1回目の質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、ハウス等の整備に関します国の補助事業はあるかということでございますが、国の補助事業といたしましては、強い農業づくり交付金がございます。要件といたしましては、一つに受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること、二つ目に成果目標の基準を満たしていること、三つ目が面積要件を満たしていること、それと最後でございますが、四つ目が総事業費が5,000万円以上であることでございます。補助率にいたしましては、2分の1の補助でございます。

次に、県の補助事業でございますが、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業がご

ざいます。要件といたしましては、一つに受益戸数が3戸以上であること、二つに受益者は認定農業者等の地域の担い手であること、三つ目が整備対象とする施設機械等は国庫事業の採択要件を満たさないことなどがございまして、補助率は3分の1でございます。補助事業を活用することで農業所得の向上が図られますので、事業実施希望者の皆様に対しまして周知徹底を図るとともに、積極的な活用を働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ネットショップへのJA菊池の参加についてでございますが、ネットショップへのJA菊池の加入につきましては、JAの理事会の承認を得まして9月下旬に正式に参加が決定しているところでございます。また、JA関連の商品につきましては、既に七城米とえこめ牛が取り扱いされております。これから旬を迎えます菊池特産の水田ごぼうなどの取り扱いに向けた検討をお願いしているところでございます。また、販売促進活動といたしましては、JAとともに、東京、大阪、福岡などの都市圏を中心に、ネットショップオープンチラシやポケットティッシュの配布など、ショップ開設の紹介と本市農産物のPRを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

さて、JA菊池は2020年の東京オリンピックに向けて、菊池産野菜を国内外にPRしようとオリンピックベジタブルプロジェクトを進めています。このプロジェクトは、オリンピック出場選手がいる選手村への供給実現を目指し、販路拡大によるブランド力の確立が狙いであるようです。年内には戦略プランを打ち出すそうですので、豊富な安全・安心な農産物が収穫できる菊池地域だからこそ可能な取り組みであると思います。JA菊池としては、関係団体にアプローチをかけて、菊池の農業の基盤づくりに役立てたいということです。本当に頼もしい限りです。

さて、江頭市長、農業活性化、稼げる農業の基盤づくりのために、ハウスリース事業などの大胆な農業振興施策について、今後進めていく必要があると思いませんか。また、ネットショップに関しては、売り上げが当初目標と比較して20%にも満たないとは思いませんでした。店舗営業なら、経営方針の見直しのため、一時閉店になったりするのですが、ネット販売ですので、そういうわけにはいかないと思います。多額の税金が投入されている事業です。今後の普及推進に力を注いでほしいと思いますが、12月以降の普及推進の取り組みについて聞かせてください。

以上、2回目の質問とします。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。



[登壇]

○**経済部長（松野浩一君）** ただいま議員がおっしゃいましたように、販売実績について申し上げますと、11月末までの販売実績につきましては、販売件数が55件、売り上げが39万6,711円となっているところでございます。顧客単価にいたしまして7,200円程度でございます。当初11月末までの売上目標金額につきましては300万円を設定しておりましたが、売上金額の目標の約13%であり、当初目標を下回っているところでございます。

ネット販売につきましては、当初の目標を達成できておりませんが、生産者の皆さんの期待にお応えするために、先月より販売促進の協議を毎週関係者で行っているところでございます。

また、本市の農産物の新たな流通手段としてのネットショップにつきましては、まず、消費者の皆さんに知ってもらうことが重要であると考えております。商品のラインナップにおきましても、当初菊池米の新米や牛肉、野菜を中心といたしました菊池まるごとセット、加工食品など36品程度でございましたが、秋の農産物の収穫によります取り扱い商品の増加により、130品までふえたところでございます。11月13日に開催いたしました第2回菊池米食味コンクールでの受賞米の取り扱い、商品の見せ方などにつきましても、運営主体と担当部署とが協議を重ねまして、工夫改善に取り組んでいるところでございます。

消費人口の減少など農産物の販売力が落ち込んでいる中での消費者の皆さんの期待と菊池市の活性化のために、ネットショップ菊池まるごと市場を開設しておりますので、今後もネット販売成功者などからのアドバイスや市長会東京事務所、県大阪事務所、県福岡事務所などを通じまして、県内外への積極的な売り込みを行ってまいりたいと考えておるところでございます。特に、今月からの年末商戦に向けまして、お歳暮ギフトなど品ぞろえをいたしまして、特産品等の売り上げアップに取り組んでいるところでございます。また、東京、福岡など都市圏へのPR活動や情報誌などのメディアの効果的な活用につきましても、継続して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○**議長（森 清孝君）** 市長、江頭実君。

[登壇]

○**市長（江頭 実君）** 皆さん、おはようございます。

ネットショップの現状にかかわるご質問でございました。今、部長からも説明しましたとおり、11月末までの現状という意味では、当初私どもが想定していたよりはかなり低いところを推移しているという現状でございます。店舗であれば、削

減閉鎖等も考えられるのではないかというご質問でございますが、まだこれは1カ月半たったところでございます。リアル店舗であっても1カ月半でそういうふうな結論ということは、これは通常あり得ないわけですし、やはり足元を常にフィードバックしながら、どういったことをやっていけばいいのかという、今はある意味では試行錯誤の段階というふうに私は理解しております。

まず、何よりも品ぞろえのほうも充実させなければいけませんし、そういう意味では足元でやっと品数がふえてきたところでございますけれども、そのためには、より一層このインターネットショップの意義をご理解いただいて、菊池基準に取り組んでいただける出店者の方々もどんどんふえていかなければいけないことでございますし、また、おいしい農産物ということで、質の向上というのはこれはもう永遠の課題でございますから、こうしたことにもぜひ農家の皆さんとも一緒に取り組んでいきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

稼げる農業のためには、農家からの意見も参考に進めていただきたいと思います。ネットショップの普及推進についても、より一層の取り組み強化をお願いします。今後の普及推進の成果と売上実績については、次回の議会で再度確認したいと思います。

さて、手数料が20%であるネットショップ菊池まるごと市場は、各物産館を通じて出荷されると聞いております。各物産館への手数料も必要になり、合わせて35%を超える手数料の支払いが必要になる農家もいると聞いています。市場手数料でさえ、こんな高額ではありません。本当に稼げる農業につながると言えますか。

また、江頭市長の公約としては、ネットショップ開設イコール稼げる農業でしたが、ネットショップの売り上げがこのまま停滞した場合には、市長はどのように考えますか。2,000万円を超える多額の税金が投入されており、責任はどうなるのでしょうか。

以上、3回目の質問とします。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ネットショップに関するご質問でございました。

まず第1点、通常の出店料15%に、さらに20%は高いのではないかというお話ですが、何か恐らく少し誤解もあると思いますが、ネットショップでは、要する

に質にこだわって、よりよいものを高付加価値にして売っていかうという戦略でございいますから、店頭にあるものを同じものを売っていても、それは余り意味がないし、消費者にはそれはアピールできないと思います。ですから、消費者が本当に健康によさそうだとか、おいしそうだと、そういったものを感じながら、それが購買につながっていくという仕組みが必要でありますから、そのためには宣伝も必要ですし、それから、宣伝の際のイメージというものが大変重要になってまいります。

ですから、菊池の場合はこの恵まれた水、特に菊池溪谷、このイメージを多用していかうということで、高付加価値につなげていかうというイメージ戦略が一つでございいます。それからもう一つは、菊池基準という、まだ他市にない基準をいち早くつくることで、健康・安心イメージを植えつけていかうと。これで高付加価値につなげていかうということでございいますから、100の商品を100のままで売って手数料がふえるというものではございしません。また、手数料20%というのは、これはネット市場全般的な手数料としては決して高額ではございしません。

それから、先ほども申し上げましたように、これは菊池の農業をこれから永続的に強くしていくという戦略の一環でございいますから、今1カ月半たったところでございいます。これはもう少し長い目で農家の方々と一緒になって育てていくべき戦略だというふうに私は考えておりますので、一喜一憂することはなく、しかし、現状はきちんと冷静に踏まえて、売り上げが足りないのであれば、次にどういう施策につなげていくか、そういったことを冷静に考えながら進めていくということが肝要であろうというふうに私は思うところであります。

以上です。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

稼げる農業の実現に向けて、さらに協議を重ねてもらい、市民生活の安定につなげてください。

次に、地域づくりと子育て支援に関して質問します。

平成17年3月に1市2町1村が合併し、ことしで10年目を迎えます。市の広報では、毎月のように人口は減っており、現在の菊池の人口は10月末において5万498人であり、年齢別人口は、14歳未満が6,633人で人口比率の13%、65歳以上が1万4,902名で人口比の30%となっており、このままでは平成28年度内には5万人を切ることも考えられます。10年前の合併後の人口はどのくらいだったのでしょうか、現在よりも数千人多かったのではないのでしょうか。

私は、菊池市発展のためにご尽力ご貢献いただいた高齢者の方々への手厚い福祉

政策は、当然必要だと思います。しかしながら、その高齢者の方々を支えていく就業世代や菊池市の将来を担う子どもたちへの支援について充実させることが重要であり、菊池市の活性化と明るい未来につながると思います。合併後の菊池のまちづくりとしては、第1次総合計画では、まちづくりの理念が「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」でした。第2次総合計画においても、継続することになっています。

現在、江頭市長による森の中のまちづくりや、前福村市長による足湯のポケットパークなど隈府周辺、いわゆる中心市街地のまちづくりについては進んでいるように感じていますが、以前の豊かな緑、田園文化が存在する中心地以外の菊池地区、七城地区、泗水地区、旭志地区における合併後10年間のまちづくりの取り組みはどのように進められてきたのでしょうか。また、12月の広報において、地域おこし協力隊員の紹介があります。2年前の平成24年度から、学校と地域が連帯した地域づくりである域学連携事業を大学、高校、地域づくり団体が手を取って、地域づくりプロジェクトを展開しているとありますが、どのような事業を行い、どのような効果があったのでしょうか。連帯された大学、高校、団体名とその取り組みはどのように進められてきたか。

以上、1回目の質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 皆様、おはようございます。

坂本議員からの10年間の人口の比較、それから地域への取り組み、域学連携事業のほうのお答えさせていただきます。

1点目の本市の人口の現状でございますが、平成17年4月1日時点と平成26年4月1日現在の9年間を比較しております。まず、人口では5万2,788人から5万572人となり、2,216人が減少しております。年齢別人口の推移ではゼロ歳から14歳までの年少人口は7,547人から6,658人となり、889人が減少しております。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は3万1,783人から2万9,176人となり、2,607人が減少しております。一方、65歳以上の高齢者人口は1万3,458人から1万4,738人となり、1,280人が増加しているところでございます。

2点目の中心地以外のまちづくりの取り組みについてですが、合併前に設置された菊池北部4市町村合併協議会において、新市の将来ビジョンや施策の方向性が示された新市建設計画が策定され、まちづくりを総合的、効果的に推進してまいりました。また、市の最上位計画である総合計画においても、新市建設計画を尊重して

策定されており、4市町村間の一体制の速やかな確立と住民福祉を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するため、事業を実施したところでございます。

3点目の域学連携事業では、大学と高校と地域住民やNPO等と行政が協働で地域の課題解決や地域づくりに取り組み、地域の活性化及び人材育成を推進しております。平成24年度においては、社会福祉協議会が中心となり、九州看護福祉大学と地元団体と連携して、地域づくり人材育成講座が実施され、新たな地域づくりグループが誕生しました。

さらに、昨年は全国で5カ所のモデル地区として採択を受けまして、市の事業として域学連携実践拠点形成モデル実証事業を行っております。この中では、フットパスを通じた人材育成に取り組む「地域づくり人育成コース」、古民家の再生に取り組む「文化資源活用コース」、それから町なかの拠点整備をする「菊池ラボ構築コース」、安心・安全な農畜産物の生産技術を学ぶ「農業資源活用コース」の4コースを設け、幅広い活動を展開いたしました。

本年度においては、地域おこし協力隊の協力のもとに、九州大学、熊本大学、熊本県立大学、東海大学、九州看護福祉大学、熊本学園大学、首都大学東京の7大学、それから地域づくり団体では、社会福祉協議会、菊池・人づくり愛塾、菊池寄合い衆、NPO法人菊池まちづくり千年の風、NPO法人21世紀環境研究会、NPO法人きらり水源村、菊池たてももの応援団、菊池養生詩塾、菊池の給食を考える会、市民団体うふふの10団体、また菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校の市内の3高校と連携し、事業に取り組んでいるところでございます。

事業内容につきましては、各団体からアイデアを持ち寄り、互いに協力できる点を出し合い、昨年からの継続しているものや菊池高校文化祭でのシンポジウムやステージ制作、きくち情報案内人講座の開催、泗水田島地区での活性化などに取り組んでおるところでございます。

本事業におきましては、すぐに効果があらわれるものが少ないですが、域学連携のポイントであるつながりの中で、地域力を高め、地域の課題解決などに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

地域活性化は、市民の参加なしには進まないと思います。また、まちづくりについては、農業、商業、観光の位置づけを明確にして進む必要があります。まずは市民からの意見、要望を大事にして、地域づくり協力隊員などの活動を上手に活用し

てほしいと思います。

さて、地域活性化のためには、就業世代いわゆる子育て世代の確保が必要になると思います。江頭市長、菊池市で生活したい、菊池市で農業をしたい、そのように考えてもらえるような施策が必要ではないでしょうか。1回目の質問でも話したように、高齢者世代を支える就業世代が定住して、将来を担う子どもたちを育てていくことが必要になると思います。

そこで、現在、菊池市には第3子以降に10万円を支給する、すくすく子宝祝い金の制度がありますが、支給について第2子からできないものでしょうか。再質問します。

また、医療費の中学生までの無料化については、昨日、泉田議員から質問がありましたので、今回は再度の質問は行いませんが、私を含め子育て世代の市民の意見として、あえて再提案させていただきます。

菊池市子ども医療助成に関する条例では、子どもとは、中学3年生までを示しています。また、助成の範囲の中で、中学1年生以上の助成に関しては、外来で1カ月1,000円分まで、入院で1カ月2,000円までの助成は行わないとありますが、中学生までは小学生と同じ義務教育であり、条例に関しても少々矛盾しているとは思いませんか。私たちは、教育を受けさせる義務があるのです。どうか中学生までの医療費無料化について再検討していただき、菊池市子育て世代の支援として、手厚い助成の検討を江頭市長お願いします。

さて、私は、農業者の代弁者として議員をさせていただいています。議員として活動していますが、一農家でもあります。私にも後継者ができました。就業して2年目ですが、現在では地元4Hクラブに加入して、同じ若手農家の人たちと活動を行っています。最近、息子は、4Hクラブ員との話について、よく話をしてくれます。若手農業者の意見要望の中で、現在、菊池市では、新規農業者就業支援金として交付金30万円を1回支給する制度がありますが、旧七城町時代の制度では、新規就農するときに初期投資にかなりの資金を必要とするために3年間30万円の交付があっていたので、非常に助かったとのこと。

江頭市長、農業は基幹産業ですよね。市長、新規農業就業支援金について年度別3年間継続の交付について考えてみてはどうでしょうか。再質問します。

例えば、最初の年度に50万円、2年目と3年目に20万円、計90万円の交付になります。七城町のときと総額は一緒です。平成24年度に菊池市青年就業給付金制度が確定され、県からの助成を受け、年間150万円、最長5年間継続で交付される制度ができていることは承知しておりますが、給付対象要件として、農地の所有や利用権が必要であったり、農産物の生産者名義で出荷したり、通帳も別管理

などさまざまな要件があります。若手農業者が独立して農業経営を行っていくためには、先ほどの要件を早いうちに理解することは必要なことであると、私も感じております。しかし、この制度は国の制度に基づくものであり、ほかの市町村でも確立されているものだと思います。どの自治体も同じ制度運営をしているということです。農業就業人口が減少していく中で、田園文化の象徴である農地を守っていく上でも、菊池市独自の手厚い支援を確立して、農業、子育て世代の受け入れも必要になると感じております。

以上、3点について2回目の質問とします。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。

私のほうから、まず、すくすく子宝祝い金についてお答えをしたいと思います。

平成25年度におきましては、110名の方に支給し、支給総額は1,100万円となっております。この祝い金を第2子から支給できないかということでございますが、平成25年度で第2子が161名出生しております。また、この子宝祝い金は、多くの子どもが出生されていることに伴います支給ということで、第3子以降の出生に対して給付していることを基本的に考えているため、現在、第2子からの支給は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 私のほうからは、坂本議員のご質問の中での新規就農に対する支援策ということでお答えをしたいと思います。

本市におきましては、先ほど若干ご説明がありましたが、農業後継者が新規に就農した場合は、市の単独事業として、新規農業就業奨励金というのを交付しております。平成24年度は21名、平成25年度は20名が該当しておりまして、1人当たり30万円を交付しているところでございます。本年度も恐らく同数程度で推移するものと予測しておりますが、議員ご提案の3年間継続して交付するということは、現状の財政面を考えますと、大変厳しいものがあると考えているところでございます。

一方で、近隣の特に農業とのかかわりが深い市町村と比較をしてみました。菊池郡市2市2町、それに山鹿市、阿蘇市という比較的近場のところのこうした新規就農祝い金等の状況でございますけれども、就農と同時に祝い金を出す制度は、合志市と菊池市のみでございまして、合志市さんでは20万円35歳未満と、菊池市の

ほうでは30万円40歳未満ということでございます。山鹿市と阿蘇市では、機械施設等を購入する場合に限って、上限を定めて支援する仕組みがございますが、山鹿市においては本年度で終了するというふうに聞いておりますので、なかなか十分ではないと思いますけれども、菊池市としては、今、近隣とも比べると、やれる最大限のことをやっているということをご理解いただければというふうに思うところです。

この新規農業就業奨励金につきましては、国の事業であります青年就農給付金と合わせまして、今後もしっかり取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。また、このお金だけではなくて、特に子育て世代の就農、定住策という意味では、空き家情報を活用しての住居の確保に努めたいと思っておりますし、農用地のあっせん、あるいは相談業務、あるいは栽培技術の習得の場の強化等々、関係部署と連携して、あるいはJAさんとも連携して総合的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

観光客を重視した事業展開を行うことだけではなく、もっと菊池市で生活していく人たち、菊池市民を大事にしていく施策について、今後検討していく必要があると強く感じております。よろしく申し上げます。

これで質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午前10時48分

開議 午前10時58分  
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、道路整備、戸城渡打4号線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、水迫地区戸城集落と水源地区渡打集落、そして伊牟田区を結ぶ重要な道路であり、また県道二重峠菊池線の災害時の迂回路としても重要



な路線であります。市としても、これまで質問要望によって、整備の必要性を十分認識され、辺地総合整備計画に追加をしていただき、現在整備が進んでおりますが、現在の進捗状況と今後の計画をお示しいただきたいと思っております。

次に、西迫間寺小野線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、これまで特に西迫間集落内については整備を行っていただき、西迫間区の皆様も大変喜んでいただいております。しかし、市野瀬区集落内については未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が生じております。また、竜門ダム流域の避難道路としての整備の必要性もありますので、市として、どのように認識しておられるか、お示しをいただきたいと思っております。

次に、立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は、植木インターへの市の主要な道路であります。道路幅員が狭く、また用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ております。これまで地元野間口区としても、整備の要望が市に提出されておりますし、私も本年3月定例会で、今後の整備計画をお尋ねいたしました。

答弁では、道路幅員が狭く、段差があり、また用水路の上に設置されている状況のため、段差解消を図るために水路の改修も必要となってくるので、水路の断面を決定するための調査測量が必要であり、また全体延長約730メートルを実施するためには複数年度の工事となるので、整備計画を検討してまいりますと示されました。

そこで、お尋ねをいたしますが、市の現在の取り組みの状況をお示してください。

次に、市道切明線についてお尋ねをいたします。

この路線については、本来であれば、市の老人福祉センター改築前に整備が完了していなければいけない路線でありますので、早急の整備が必要であります。これまでの要望で改良は進んでおりますが、今後の整備の計画をお示してください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 改めまして、おはようございます。

4路線についてのご質問です。まず1点目の、戸城渡打4号線についての進捗状況ですけれども、平成21年度より整備を進めております未整備区間350メートルにつきましては、現在、測量設計業務を行っており、平成27年度より用地買収に着手する予定でございます。

次に、西迫間寺小野線の認識ということでございますが、これについては生活用

道路として重要な道路と考えておりまして、市道市野瀬地区、岩下地区における具体的な整備計画はありませんが、寺小野地区において第1寺小野橋のかけかえと、それに伴う接続道路の改良を計画しておりまして、平成27年度から測量設計業務に着手する予定でございます。

また、西迫間地区におきましては、圃場整備事業に合わせまして歩道の整備を計画しておりまして、平成27年度に測量設計を行う予定です。

立石野間口線の取り組み状況ということでございますが、約730メートルにおける歩道部の段差解消がございます。整備計画を検討するために、平成27年度に概略の調査設計を行う予定としております。

切明線の整備計画につきましては、今年度、老人福祉センター前、約100メートルの区間について工事を終了しております。次年度において、残りの未整備区間140メートルの工事をを行い、事業を完了する予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

特に、西迫間寺小野線の市野瀬区内については、本当に現況を見ていただくと非常に幅員も狭く、離合もできないような状況でございますので、ここについては改めて今後とも質問を続けていきたいと思っておりますので、検討のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは次に、花房坂の外灯の現状と今後の整備計画についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、本年の6月の定例会で水上隆光議員より、質問、要望をされておりますが、私も同じ意見でございまして、執行部より「全体的な整備はできないが、現在、国道北側ののり面及びペットショップ横の杉、竹の伐採ができないか計画しており、所有者の皆様にご理解とご協力をお願いしている」という答弁がありました。

今回、私からは改めて外灯の件をお尋ねしたいと思っております。

現在、花房坂には赤いぼんぼりといいますが、和風の外灯が設置されております。たしか、私が市内のホテルに勤務していたころですので、約30年前ぐらいから立っているのではないのでしょうか。破損しているものもあり、大分老朽化が進んでいるように思われますが、市として、花房坂の外灯の現在の状況と今後の整備の計画があればお示しをいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

花房坂外灯の現状についてでございますが、国道387号沿いの花房坂には19基の紅灯籠外灯がございまして、設置後、議員がおっしゃいますとおり30年以上が経過しているところでございます。30年も経過しておりますために、木製部分の老朽化や塗装面の劣化が目立っている状況でございます。

市といたしましては、これまで倒壊あるいは傾斜した灯籠の立て直し、またLED電球への交換などを行ってまいったところでございます。現在のところ、外灯整備に特化した計画はございませんが、眺望をよくするため、杉等の樹木の伐採、桜の植樹については土木課と協力しながら進めているところでございます。今後、この外灯整備につきましても、老朽化した灯籠外灯の保守修理等については、検討が必要であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今現在は、特別まだ考えていないということでございますが、近々、桜の木を切られましたですね、そのおかげで非常に外灯が目立つようになりましたものですから、私も夜も昼もずっと通ったときに、やはり老朽化が非常に目立ちます。そういうことを考えて、先般、水上議員からも申されましたように、あそこは観光スポットとして非常に重要な場所でございますので、同時進行といいますか、できれば早急に対応を考えていただきたいと思います。強く要望しておきたいと思えます。

それでは次に、小川基金について、特に奨学金としての活用の時期についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成21年3月の質問以来、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。平成26年定例会において、やっとな倉原教育長より、「本年2月に上京し、故小川水寶氏の娘さん、小川恵美様と江頭市長と一緒に面談をしていただき、小川様から経済的困難者に対する就学支援、特に交通遺児のために使ってほしいと、そういう強いご意見を示されたので、そのことを受けて交通遺児に対する給付型の奨学金制度、これを中心にその他の案も付して、再度小川恵美様と今後協議を進めてまいります」との答弁をいただいております。

私としては、当初から入学準備金制度を菊池市でもぜひ導入をしていただきたいと思います。お願いをしておりましたので、その件も含め、現在の市の奨学金への対応の進捗

状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） おはようございます。

小川基金の活用に関しまして、前回答弁後の経緯と現状についてお答えします。

7月の教育長就任後、それまでご意見を賜りました結果をもとに、交通遺児を支援する奨学金等給付制度や成績優秀者への入学準備金給付制度、それ以外にも小川水寶記念文庫の創設、子どもたちが直接触れる機会が少ない音楽や舞台芸術を体験させる小川水寶記念教育事業などの基金活用案を作成しまして、市長と2人で8月に東京在住の故小川水寶氏のご遺族であります小川恵美様に面談するために上京をしたところですが、しかしながら、非常に残念なことに相手様の急用にて面会することができませんでしたので、その後、資料を小川恵美様とその顧問弁護士様に郵送にて市長の手紙を添えて送らせていただいたところですが、その後、市長が上京された際に顧問弁護士様と面会することができましたので、現在その顧問弁護士様と調整をさせていただいております。

教育委員会としましては、これまで答弁しましたとおり、入学準備金等の奨学金制度は来年度の入学者から適用させたいというふうに考えておりますので、条例等整備の準備も済ませております。ですから、相手様のご同意があり次第、教育委員会会議や議会に対しまして、関係条例等を上程したいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、小川様の弁護士の方とやりとりをしているということでございました。いずれにしても、これまでの経緯を考えますと非常に時間がかかっております。江頭市長にかわられてからも、なかなか段取りがうまくいかないで、ここまで来ている状況でございますので、今、教育長のほうから申されましたように、条例の準備はもうできているということでございますので、早急に弁護士の方を通じてでもよろしゅうございますから、遺族の小川恵美様ときちんと意思の確認をしていただいて、ぜひとも早急に入学準備金のほうも含めて、やっぱり導入ができるように頑張りたいと思います。よろしく願いしておきます。

せっかくですので、このことについて市長から一言あればいただきたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 小川基金の交渉状況でございますけども、私どもとしては、いろいろな案をご相談しながら進めてきているわけですが、ご遺族の小川恵美さんはご多忙ということもあるようでございまして、なかなかこちらの考える段取りどおりにはいかないという事情が多々ございました。現在は、顧問弁護士さんのほうで検討いただいておりますので、弁護士さんとはメール等でのやりとりができるようになっておりますので、今、ご回答をお待ちしているところでございます。これからは向こう様のご意向を尊重しながらも、スピードアップに心がけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

それでは次に、十八外城の整備の現状と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

十八外城の整備につきましては、合併後の市議会議員選挙後の初めての平成18年6月の定例会において、合併により旧七城町の町名の由来となっております七つの城跡と旧菊池市の11の城跡が一緒になり、晴れて菊池市の十八外城となりましたので、歴史的観光資源としての価値を認識していただき、整備のお願いをいたしました。その後も平成21年12月定例会、平成24年3月定例会において、質問、要望を続けてまいりましたので、これまでに説明板、標柱、案内板の設置と、それと本格的な整備としては、戸崎城の階段の整備が行われ、地元の方々はもちろん、それぞれの関係者の方々も大変喜んでおられます。市としても、引き続き未整備の城跡についても整備の必要性は十分認識されておられると思いますが、今回、市長もかわられましたので、改めて質問をさせていただきますが、十八外城の整備の現状と今後の取り組みについてお示しをしていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。

十八外城は、ただいま議員からもご紹介のあったとおりでございますが、菊池の本城を守るため築かれた中世の砦や山城でございまして、江戸時代になって、その主なものを定めて十八外城と名づけられたというふうにお聞きいたしております。合併前が旧菊池市に11のお城、それから七城町に七つのお城がありまして、

昭和40年代にそれぞれ市や町の指定史跡ということに定められております。その後合併によりまして、先ほどご紹介がありました菊池市全体で十八外城ということができたということでございます。整備の現状につきましては、各城に説明板や標柱の設置を進めてまいったところでございます。さらに合併後は訪問される方のために、それまでわかりにくかった箇所に案内板を設置しております。史跡自体の整備としましては、旧七城町時代に亀尾城が整備され、当時の堀の様子などを知ることができます。下木庭区の止林城は菊池平野を一望できることから、頂上にトイレ、そしてベンチなどを設置しておるところでございます。これもご紹介がございましたけれども、今区でございます戸崎城につきましても、平成23年度に菊池地域活性化交付金事業を利用いたしまして、既存の階段を設置し直し、登りやすいように今整備をいたしておるところでございます。このように現状といたしましては、全ての十八外城の整備というところまではいきませんが、幾つかの城を整備してきたところでございます。

さらに、文化振興の一環としまして、ウォークラリーや史跡探訪バスツアーなどを開催する場合、できるだけこの十八外城をそのコースに組み入れるなど、公開にも努めているところでございます。文化財の管理につきましては、基本的には所有者が行うということが原則ではございますけれども、今後、菊池一族に関する史跡としてどのように整備していくべきか、それぞれの状況にかんがみまして、これまで大切にしてくられました地元の方々等もご相談並びにご協力をお願いしながら、少しずつでも進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、十分整備の必要性は認識していただいているようでございますが、先般、11月6日にきくち楽習大学で、菊池十八外城めぐりというのを行いました。旧菊池市の部分で元居城、掛幕城、市成城、黄金塚城、止林城、戸崎城、菊之城、古池城、それぞれを回らせていただきました。私も十八外城は何回か全部回っておりますけれども、一緒に回った方々が、せっかくこういった歴史のきちんとした城跡であるのに、非常に整備の状況はもうすごい状態でございまして、全然整備ができていないという状況でございます。

先ほど、止林城、トイレとかそういうのが整備してあるようにおっしゃいましたけれども、実際行ってみると、やっぱりそういう状況じゃないんです。それぞれの城跡は階段もないし、今、冬場ですから草は生えていませんけど、夏場に行けばも

う草だらけで、全然入れないような状況です。

昭和19年に、「菊池千本槍」という映画ができたんですけど、その映画の記念碑が、それぞれの城跡に建っております。その記念碑がなければ、全然その場所もわからないというふうな状況が現状でございます。この十八外城を全部回った方というのはそんなにいらっしゃらないと思いますので、実際登ってみたり、現場を見てみないと、状況というのはつかめないと思いますので、その関係者の方もぜひとも登っていただきたいと思います。

それと、十八外城の所在地等は、それぞれ持ち主が個人であったり、国であったり、それぞれ所管が違いますものですから、今後ある程度きちんとした管理をしていかないと、特に葛原城なんかは完全に個人のクリ山の中にあります。そういう状況ですから、後継者の方とか遺族の方々がご理解がいただけないと、もう絶対踏み入れないような城跡になってしまう可能性があります。基本的に、この十八外城はきちんと十八外城回って、ちゃんと見ることによって、その価値観というものもあると思いますので、そういう将来的なことも踏まえて、きちんと少しずつでも整備をしていっていただきたいという思いでございます。

市長もまだ就任早々でございますので、まだ十八外城全部行っておられないと思います。前市長の福村市長も、とうとう任期中には全部行っておられませんでした。江頭市長は、歴史に基づくいろんなことも一生懸命やっただいておられますので、早急に十八外城も整備の状況も踏まえて、1回現地に行っていたきたいと思えます。そういうことも含めまして、市長にこの十八外城の整備についてお考えをお示ししていただきたいと思えます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 木下議員のご質問、十八外城の整備に関する事項でございますが、十八外城のほうは、私も休日を使ってなるべく見て回ろうと、今やってきたところですけど、なかなか私自身の週末もありませんで、それでもおよそ半分ぐらい回った勘定になろうかと思えます。先人の息遣いとか、そういったものを、ロマンを感じますと同時に、おっしゃるとおり整備状況という意味では大変寂しい場所もあるようでございます。所有者の方が個人が多かったり、ご理解の度合いによっても確かにいろんな整備状況が異なっているようでございます。

今、菊池一族の歴史に焦点を当てて、これを一つのコンテンツとして、市の活性化に使っていかうということで取り組んできておるわけでございます。こうした歴史的な資源を、なるべく多くの方に来ていただいて、この一族に対するファンをつくっていく、そのことが菊池ファンにもつながっていくだろうというふうに思っています。

おります。ただ、整備ということにつきましては、そういう所有の問題もあることに加えて、仮に大がかりな整備等になった場合は史跡の景観を壊す、あるいは史跡というものの自体を破壊するということにもつながりかねないという問題もあるようでございますので、どういう整備の仕方がよいのか、文化財の保存、保護の本質を十分に考えながら、所有者の方、地元区の方々、あるいは必要に応じて専門家の方々等の意見をお聞きしていきたいというふうには考えておるところでございます。

ただ、この整備につきましても、時間をかけながらということになろうと思えますけれども、何よりもまずやはり地元、あるいは市民に愛される場所、誇りに思ってもらえる場所にならないことには、なかなかその時だけになる可能性もあると思えますので。先般、菊池市民劇で「菊池のこころ」ということで、大変好評でございましたけれども、実は意外に子どもさんだけではなくて、結構年配の方も、いや菊池市の歴史を初めて知ったとかいう方もおられました。十八外城に及んでは、なおさらのことかという気もしますので、こういったふうな歴史教育的なものを含めて、それから整備については、市民参画の仕組みをつくっていくということが長続きのする整備という意味では重要なことかと、今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

ちょっと感覚が違うようなところもあるかと思えますけれども、いずれにしましても、足を踏み入れられるような状況にはしておかないと、どんなに市民の気持ちが悪くても、地域が非常に高齢化が進んでおりますので、ある程度のやっぱり整備は行政のほうでしてさしあげないと、なかなか状況は厳しいと思えます。いずれにしましても、十八外城の整備についてはよろしく願いしておきたいと思えます。

それでは次に、ポケットパーク足湯の継続の再検討についてお尋ねをいたします。

私は、この足湯については平成23年9月定例会の予算化のときから反対をしておりますが、現在も気持ちは変わっておりません。費用対効果の面からも、市民感覚からしても、改善の必要があります。これまで何度も質問、要望を行い、足湯については廃止を求めてまいりましたが、市が行ったアンケートでは、賛否両論あり、しかも結果が拮抗しておるので、現状は足湯を継続しているとのことであります。私としては、アンケートの方法に問題があると指摘をして、アンケートの取り直しをお願いいたしました。市長は、新たなアンケートについては、今のところ考えていない状況であると答弁をされました。



先般、菊池市企画振興課から、公共交通に関するアンケート調査が各世帯に届きました。ここにそのアンケートがございすけれども、きくちべんりカー・あいのりタクシーの概要に費用面等も詳しく現状の説明がされ、返信用封筒に入れて投函するようになっており、切手も不要であります。このようなアンケートが本当のアンケート調査だと思いますが、先般の足湯のアンケートは、費用面も示さず、足湯の場所にアンケート用紙を置けば、経費のことを考えなければ残してほしいと思うのは当たり前であります。また、市役所に行かなければアンケートができない状況でもありました。

そこでお尋ねですが、先般のポケットパーク足湯のアンケート調査を、再度市民に対して、経費面も示した上で継続の再検討を問うアンケートを実施する必要があると思われまますが、市の考えをお示しいただきたいと思ひます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） ポケットパーク足湯の継続の再検討についてというご質問でございすが、まず、維持管理費につきましては、今現在、水質検査等を実施して清掃作業の工夫など、可能な限りの経費縮減を図っております。また、軽トラ朝市時には早くから利用できるように準備したりなどして有効活用する方法も探っておりますので、現在のところ、新たなアンケートの実施をする考えはございせん。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 新たなアンケートはとるようにはなっていないということでございすけれども、私は絶対これはアンケートの取り直しをしなければいけないと思っております。費用面を考えても、年間に250万円強の費用がかかっております。来年の3月31日までで、もう750万円強の費用がかかった。その割には、やっぱり私がどう見ても、市民の目線から見ても、もう入っていらっしゃる方はいらっしゃらないんですね。だから、先般、市長から、清掃の日を2日に一遍にするとか、そういう答弁もいただきましたけれども、そういうことをやれば足湯の意味も何にもありません。ですから、荒木議員もおっしゃいましたように、今度から合併特例債の期限も来て、どんどんどんどん財源的にも厳しくなつてきますし、どこかで削減をしなければ、菊池市の将来は本当に危うきものになっていくと思ひます。ですから、やはりこういうちゃんとチェックするものはチェックしていかないと、本当に大変な状況になってくると思ひます。莫大な経費をかけなくても、来年は年が開ければ、すぐ私どもの地元でも初寄りというのがあります。211名区

長さんいらっしゃいますので、せめて区長さんのほうにでも、こういう費用がかかって、こういう状況です。今まで1億何千万円以上の経費をかけて、年間の維持管理費が250万円かかっていますということを示した上で、本当に必要であるのかないのか、それを問う。せめて区長さんにだけでもアンケートをお送りして、そして、年が明ければ初寄りというのが地元でありますから、そこで諮ってもらって、その後、お返事をいただくと。そういうことにもして、アンケートの再検討といいますか、やっていただきたいと思います。このことについて、ちょっと市長のほうからも答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 足湯に関するご質問でございました。

アンケートを費用面を含めて、もう一回やってはどうかということですが、先ほど部長のほうから答弁したとおりでございますけれども、当初のアンケートにつきましては、その前提としまして、費用以前に多くの市民の方が、あの足湯というのは何の役にも立っていないんじゃないかと。ぽつんと、特に切明のほうは孤立しておりますして、使っている人が非常に少ないということで、自分たちの生活とのかかわりが非常に感じにくいということから、無駄な構築物ではないかということで私も理解しておりましたので、前回のアンケートを出させていただいたところでございます。

それから2番目に、大体この賛否両論が拮抗していたわけですが、仮にという前提の話ですけども、仮にこれを廃止等にするといった場合にも、これは県の事業としての助成をいただいていますので、返還が伴ってくるというふうなこともございますので、結局のところ、運用を停止するといったふうな限られた選択肢しかないと思うんです。そうしたときに配管が温泉物質でおりが出て、衛生面がどうなのかとか、そういったことも出てまいります。

ですから、私どもとしては、今、足元にあるものを生かすということと、それから、極力経費を削減していくという路線が現実的だろうというふうに考えているところでございます。そのためには衛生面の問題もクリアする必要がございますので、清掃を何日停止すると大丈夫なのか、そういったふうなデータ実験を今行っておるところでございます。また、今後のまちづくり、とりわけ森まちプロジェクトの一環として、まちづくりの演出の一部として有効活用することは可能ではないかというふうに思っておりますので、そちらの前向きのほうにつなげていくことが現実的ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 市長のほうから、そのようにおっしゃいましたけれども、市民目線から見ると、非常に無駄なんですね。今度、改めてまたラブベンチというのができたみたいですが、これについても非常に市民感情としては評判が悪い。経費は、コンクリートの打ちっ放しみたいなのに58万円強かかっているそうです。それと、私が前回の質問の中で、できれば優勝賞金が20万円、最終的には30万円、副賞が5万円の方が2人いらっしゃるということでございましたので、その方々にはぜひともめぐるん券で、やっぱり地域振興を踏まえた上で賞金を差し上げていただきたいというふうに申し上げておりましたけれども、何か現金で差し上げられたと。福岡の方が賞金をいただかれたということでございますが、やはりそういう一つ一つが市民目線からすると、非常に何か地場産業育成に結びついていないというふうに感じ取られております。

合併特例債、多分国のほうの補助金を使って足湯はできていると思います。それをつくったからといって、ずっとそのままにしていこうということよりも、もう明ければ750万円ですよ、これをずっと10年、20年と続けていけば、それは返還するお金のほうがよっぽど無駄にならない、私はそういう気持ちがしてなりません。

ですから、今後また足湯については質問また指摘をしていきたいと思っておりますので、今回はアンケートをやらないということでもありますので、非常に残念でございますけれども、私ども地元の区長さん方は、特に私の地元は中山間地でございますから、田舎のほうの方々から見ると、あの町部の足湯は非常に無駄であるということをやっぴりここで認識をしていただくように申し上げて、次の質問に入りたいと思っております。

それでは次に、竜門ダムに感謝する日の制定についてお尋ねをいたします。

これまで竜門ダムについては、ダムがある地域に限って交付される国有資産等所在都市市町村交付金の地域への活用について、質問、要望をしております。特に龍門地域の龍龍館が休館となっている現状に対して、この交付金は、竜門ダム建設において協力していただいた水没者、地域の皆様のおかげであることに感謝し、認識して地域の活性化のために活用されるように要望を行っている現状であります。

今回は、竜門ダムに感謝する日の制定についての質問でございますが、ここに10月23日に菊池市伊倉地区豊潤橋で行われました第13回菊池台地用水の放水の案内のチラシがございます。「菊池台地用水感謝の日、農業用水と先人の功績に感謝を込めて」と書かれております。豊潤橋放水とは、菊池台地土地改良区が管理する竜門ダムから東部幹線水路の点検のため、年に1度橋中央部から菊池川へ一定の

時間放水するもので、放水は橋の両側から行われ、水量は1秒間に約100リットルです。放水期は、稲刈りの後であり、水への感謝の意味も込められております。竜門ダムから取水し、菊池・鹿本地域4,356ヘクタールに農業用水として排水されております。改めて、竜門ダムに感謝をしなければと思うものであります。

先ほど紹介しました菊池台地用水感謝の日と豊潤橋放水の日を制定してあります。これは、実は合志市の青木照美議員の尽力によるものでありまして、ここに青木議員の今年6月定例会での議事録がございます。一部紹介をさせていただきますと、「この竜門ダムがあったからこそ、今の合志市の農業は発展できるものと思っております。幸い、今は菊池台地の竜門ダムのおかげで、あたかも風呂の水を入れるように蛇口をひねれば、水田いっぱい水が潤ってきますから、ぜひ一番水で苦労した、この旧12カ町村の他の関係市町村に呼びかけて、水の大切さを改めて認識しておくべき。ぜひ竜門ダムの感謝の日、水に感謝する日を制定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか」ということで、定例会で一般質問をしていただいております。

このような状況で、お隣の合志市のほうから竜門ダムに感謝をしていただいておりますと、そういうことでございますので、菊池台地のほうは江頭市長も役員として入っておられますので、こういうことをご存じであったのか、また、このことに対してどういう気持ちでおられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、竜門ダムに感謝する日というご提案のようでございますが、私がどのように考えているかということですが、今おっしゃったような声が菊池市の外から上がってきたということは、私は大変うれしいことだと感じております。菊池台地用水土地改良区の理事長も兼ねているものですから、何回か九州の中のかんがい施設を見学する機会がございましたけども、大体のところは川の水を1回山の上にくみ上げて、そこから行き渡らせて落としていくというやり方ですので、大変電気料がかかって、おおむね1億円ぐらいは優にかかっているようでございますけども、菊池台地の場合は自然流下を利用していますので、桁がもう全然違うといった形で、まさに自然の恵みをそのままいただいているなということを実感しておるところでございます。こういったところを行くたびに広域連合の議員の皆さんも、改めてこの竜門ダムの恩恵ということについて深く理解をいただいております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、合志市のほうから、こういった竜門ダムに対する感謝というのを理解していただいていることに本当に敬意を表したいと思います。

先ほど質問の中で申し上げましたように、今、竜門ダムは龍龍館が休館の状況でございます。そういうのも含めて、前山瀬議長のときには、竜門ダムに対する恩恵といえますか、そういう理解をほかの町村にも一生懸命取り組んでおられました。今後は、江頭市長としても、やはり広域の議会、そして町村長等もしっかり竜門ダムのことを理解していただいて、賦課金の中にまた協力的なこともしていただけるような行動もとっていただきたいと思います。これは要望にしておきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは最後に、旧市営牧場跡地の環境整備基金での買い戻しの時期と今後の対応についてお尋ねをいたします。

この件は、平成23年第4回定例会において、土地開発基金によって、市がコスモチキンから4,580万円で取得しておりますが、法的な手続等の条件が整えば、環境整備基金で買い戻すことになっております。改めて、現在の状況と今後の対応についてお示しをいただきたいと思います。

それと次に、環境整備基金は、産廃施設の周辺地域の活性化のために活用するように用途目的が決まっております。地元水迫地区への対応の状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうからは環境整備基金の買い戻しの時期につきましてお答えいたしたいと思います。

保安林の指定を受けました後に買い戻しを行う予定でございます。保安林の指定を受けるためには、まず農振除外、あわせまして農地転用の手続を行う必要がございます。農振除外に際しましては、11月18日に開催されました菊池農業振興地域整備促進協議会におきましてご承認をいただいているところでございます。今後は、熊本県と除外に向けました実務的な協議を進めてまいります。その後、農業委員会におきまして、農地転用の手続を経まして、保安林の指定へ向けた申請となるところでございます。保安林の指定につきましては、保安林指定調書の作成後、現地調査及び県協議を経まして、国の適否審査・決定になりますが、その間、指定目的、指定区域の予定告示、確定告示など告示期間を含めました法手続が必要になってまいりますので、農地転用の手続が平成27年10月までに完了した場合、それ

から保安林の指定までおおむね1年程度かかると予測しているところでございます。  
以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） 皆さん、おはようございます。

私のほうからは、2点目の環境整備基金の水迫地区への対応ということで答弁させていただきます。

環境整備基金につきましては、9月の定例会において改正を行い、その目的を明確にしたところでございます。条例等の使途目的につきましては、三つのかんがいによって活用を考えております。一つ目は、ただいま経済部長が答弁しましたように、旧市営牧場跡地の買い戻しの財源としたいというふうにしております。二つ目は、本年7月に調停が成立しまして、九州産廃の溶融キルン式の焼却施設の閉鎖に伴う補償金、同じく九州産廃の最終処分場の操業短縮協定に伴います補償金、それぞれの補償金の財源といたします。三つ目としまして、今、議員からありましたように、地域の環境整備及び環境保全等のために活用していくというふうにしております。

ご質問の産廃施設があります地元水迫地区につきましては、住民の皆様と十分協議をしながら、その目的に合った活用をしてみたいというふうを考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

買い戻しには、やはりもう一年ほどかかるということでございます。なるだけ県、国にもしっかりお願いをして、これが少しでも短縮できるようによろしく願いしたいと思います。

何でこれを何回も質問するかといいますと、結局、このコスモチキンの分の買い戻しが、いずれにしても、その水迫地域の環境整備基金の、ある面では最初のスタートになるわけでございます。これは市営牧場跡地が水迫地区の伊野地区というところでございます。そこからの要望によって買い戻しということが推進されたわけでございます。ほかの地域も、それぞれにやはり高齢化も進んでおりますし、地域も非常に衰退をしておりますので、この環境整備基金を使うことによって地域の活性化に結びつけばなというふうに思っております。今回は、昔の水源北小学校の体育館の解体の費用も出ているようでございますので、いずれにしましても、そ

の地域の、例えばスポーツをする場所も今回それでなくなっていくということでございますので、それにかわるような、やはりあれだけ産廃の問題を含めて、非常に地域の方々には迷惑をかけ続けておりますので、そういうことも含めて、今後地域活性化のためにやはり活用していただきたいと思います。

最後に、市長に、水迫地区について活性化策も含めて何かお考えがあればお示しをいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 水迫地区への対応ということでお答えいたします。

市営牧場跡につきましては、既に地域の皆さんにお示ししておりますけれども、買い戻した後は、行く行くは皆様のご意向を踏まえて、森に戻していくということで考えているところでございます。

また、その他につきましては、住民の皆様のご意見、ご要望を十分に伺いまして、必要性、緊急性などを精査した上で地域の環境整備、それから環境保全のために活用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

○議長（森 清孝君） ここでは、昼食等のため、休憩します。午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時53分  
開議 午後 零時56分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） こんにちは。議席番号7番の松岡讓でございます。

今回質問いたしますのは、下水道事業について、きくちべんりカー及びあいのりタクシーについて、小中学校の通学路についてを通告しております。

まず初めに、今議会に上程されております菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部改正についてお聞きいたします。議案への質疑で伺おうと考えましたが、この議案につきましては、七城地区の区長さんから市長宛てに要望書が提出されてお

ます。議長のお許しを得て、あえて質問するところがございます。また、疑問点も多く、時間的にも一般質問でお聞きしたほうがよいと考えまして、一般質問での質問を通告した次第でございます。

それでは、菊池市生活排水処理施設条例等の一部改正における考え方と取り組みについて質問いたします。

このことについては、今年8月19日の議会月例会において資料配付の上で説明報告がっております。現在の基本料金を公共、特環及び農集について一律10%、小規模、個別については7%の値上げ、また現在、人槽制である浄化槽事業については人頭制へ移行する。また、個別設置の合併浄化槽については市が寄附採納により、市の施設として使用料金の徴収により、維持管理していくという内容だったと思います。8月の議会月例会において、議決を要する部分につきましては説明をされております。12月議会に条例改正の議案の上程、翌平成27年4月1日からの施行というスケジュールとお聞きしまして、12月までの3カ月間で住民説明を開催していくのは大変な作業になるなど私は感じておりました。

そこで、8月19日の議会月例会での説明から3カ月以上が経過しておりますが、住民に直接負担をお願いする使用料金の値上げについて、地域説明会を何回行ったのか、どこで行ったのか、説明責任を果たされているのかをまずお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） まず、第1点目の質問につきましては、8月19日以降何回実施したのかというご質問だったと思いますが、それにつきましては10月29日に全体区長会を開催しております。それから、その後、11月27日に旭志区長会において説明会をしております。

それから、続きまして説明責任ということでお尋ねですけども、今回の改定の理由としまして、合併後4会計で違っていた料金の格差是正と赤字是正がございましたので、その2本を諮るために12名で構成されました菊池市生活排水処理施設運営協議会を平成24年の2月1日から平成26年11月まで8回開催し、市民の意見を伺いながら、改定内容を協議検討してまいりました。議会では、平成26年の8月19日の月例会でおおむね説明しまして、その後、9月17日の経済建設常任委員会においても説明をしたところですが、一定の成果ができましたので、そのような説明となった次第でございます。そして、平成26年の10月29日にその内容を全体区長会で説明したところでございます。各区の区長様の説明につきましては、11月27日に区長会で説明をしております。この後、12月17日泗水



区長会、18日に七城地区と菊池区長会に説明をしたいと考えております。

説明の不足をどのように考えるかということにつきましては、内容的に協議会等のお話を受けて検討した結果でありまして、10%の料金改定についてはおおむね市民の方々の理解が得られるということで判断しておりまして、こういう運びになった次第でございます。

その背景としましては、合併後10年を迎えまして、交付税も5年刻みで減額されますし、下水道の特別会計につきましては赤字が続いておりますので、そういう中で判断したわけでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ただいまご答弁いただきましたが、協議会で理解されたというような形ですけど、それはあくまで協議会のことで、住民説明を行って説明責任が果たされていると私は思いません。まして説明会を開催された地域となされていない地域があると。その理由について詳しく説明をしていただきたいと思います。議決した後で説明をいたします、旭志区長会にはもう既に説明をしている、この違いは何ですか。このことについてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 内容の違いにつきましては、市民の方々への詳細な説明につきましては、まず議会のほうで審議していただきまして、その内容を説明すべきということに考えましたので、そのようなスケジュールにしております。旭志区長会での説明はおおむね全体区長会の際の説明内容となっております。

以上、説明します。

〔「いや、答えになってないですよ。答えになってない」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 今のお答えでは、議会軽視という意味での答えが含まれていたのではなかろうかと思いますが、このことにつきましてはまた後でお尋ねするところがございますので、次に進ませていただきます。

それでは、今後も直接住民に関係がある案件については、議会で議決後に住民説明に移行するとのお考えでしょうか。今回みたいに市民への説明責任を果たさずに議決によって改正していくというやり方には納得できるものではありませんので、再度お聞かせください。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） まず、詳細内容を市民の方にお示しする前に、議会に上程の後ということで考えておりました。一応内容につきましては、確かに公共料金を上げるということで、市民の方には負担をかけるという形になりますが、協議会の中でも一応、何度となく意見を聞いておまして、その基本料金の1割についてはおおむね了解していただけるものと判断しておりましたので、概要を説明し、詳細の説明を議会に申し上げた後、区長様を初め、市民の方々へは丁寧な説明をしようと考えておったところです。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 松岡議員の料金改定に係る経緯ということについてのご質問について、ちょっと私のほうから整理した上でもう一回説明をさせていただきます。ちょっと説明の中、わかりにくかった部分があったかと思います。おわび申し上げます。

今回の下水道料金につきましては、市民生活に直接かかわる非常に重要なことであるということと、それから、合併以来の地域格差の是正というのが全く今まで未着手でございまして、大変ばらつきが出ておまして、一つの市になった上での公平感というのを見たときに、これは是正が必要であろうということで、重要な問題ですから、非常に時間をかけてこれまで審議してきたということでございます。

今、話がありましたように、市民の代表の方で運営協議会の形で平成24年の2月から平成26年の11月まで8回開催をして、そこで住民の方々の大体の感触を伺いながら、内容を煮詰めてまいったということでございます。詳細なテーブルをつくってから市民の方にご説明するということになりまして、これまた議会との関係もございましょうし、そこら辺をスムーズに行うためにあらかじめ議会月例会という場を通して、それから委員会の中でもご説明を申し上げながら、この是正の必要性についての説明を行ってきたところでございます。

今般の区長会でご説明したところ、それから議会後になるところというのは、これは月例会等への説明の後のタイミングの問題でございまして、10月29日に全体区長会をやった後、個別に4地域でまず区長会でお話をして、その後、市民の方々にご説明をしようとして、こういう段取りでおったわけですが、その間に議会のほうが先に始まってしまいまして、旭志だけが実施をした状況でこの議会を迎えてしまいましたために、残り3地区については、これからということになりますので、多少そこでご心配、ご迷惑をかけることになったというふうに、大変申しわけ

なく思っております。

ただ、市民への説明となりますと、じゃ、この地域はどうなるんだという具体的なやはり両立というものが必要になるというふうに考えておまして、このテーブルが一応完成を見たところで、1月以降に市民の皆様に対して順次、かつ丁寧に時間をかけながらご説明をしないと、こういう段取りで実は考えておったところがございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 説明については、はっきり言いまして納得できませんけれども、議会月例会において、議決に必要な部分については説明してあります。詳細な部分について、住民からの質問があったとしても、目指している議決される部分についてはもう説明してありますので、当然そこで説明していくのは当たり前のことだと思います。時間が間に合わなかったというなら、もう少し早い段階で議会月例会も説明あたりもして、当然議案の上程前にはそのくらいのことは終わっておくべきだと私は思います。もう時間もありませんので、次の質問に移らせていただきます。

今回上程の議案は、菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部改正についてとなっておりますけれども、内容的には、菊池市下水道条例、菊池市農業集落排水処理施設条例、菊池市生活排水処理施設条例並びに個別の既設浄化槽の寄附採納について説明会で言及されておりますので、菊池市浄化槽市町村整備推進条例等、四つの条例に関係するものでございます。それぞれに地方財政法で定める特別会計になっていると解しておりますが、公営企業法の非適用事業となっておりますが、独立採算の原則を勘案して条例を制定し、それぞれに特別会計として会計処理している特別会計に関する条例の改正となっております。特別会計間の使用料金が、算定方法が異なり、その供用地域ごとの料金が異なるのは公営企業法の独立採算の原則では当たり前のことだと私は思いますが、今回の議案では、四つの特別会計を統合して、一つの特別会計にするものではございません。使用料金は公正妥当なものになればならず、4本ある特別会計を統合させ、収支を合わせると捉えられるような使用料金の設定は違法ではないかと考えますが、地方財政法の規定に照らして、今回の議案が適法なのかをお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 今回の改正につきましては、各条例ごとに改正するもので

ありまして、その改定する条例を一元化しているということでございます。それをしました理由としましては、均衡を図るというようなことから、わかりやすくするためにしたものでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 私がお尋ねしたのは、地方財政法の規定に照らして適法なのかというのをお聞きしております。適法であるならば議案として成立しますが、違法であるなら、議案そのものがおかしくはないかと考えておりますので、ここについては再度ご質問いたしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

[「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 暫時休憩します。

○  
休憩 午後1時17分

開議 午後1時27分  
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 説明がちょっと足りてなかったようです。会計上は独立して、それを会計間で動かすということではございませんで、おのこの独立採算は保っております。料金改定につきましては、その会計ごとに改定するということになります。したがって、財政法上は問題ないと考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ご説明では、それぞれの特別会計ごとに、その条例に基づいて算定基準から出した使用料がたまたま一緒であるというふうな説明のように聞こえますが、なかなかそういうことはないと思いますけど、それ以上のことはちょっとここでは追及しませんが、この件につきましては経済建設常任委員会のほうでご審議されると思いますが、そのときまでには行政実例あたりを調査されて、適正に判断されますようお願いしておきたいと思っております。

それでは、続きまして次の質問に移ります。

次に、今回議案の提案理由を見ますと、「供用地区ごとに料金が異なるなどの格差緩和を図るため、関係条例の整備を行う必要がある」となっております。新旧対照表を見ますと、現行条例で、私が見る限りでは既に使用料金は統一されていると思いますが、提案理由は単に使用料の値上げであり、提案理由が違うのではないかと私は思いますが、ばかな私にでも理解できるようにご説明をお願いいたします。

〔議長、済みません。暫時休憩をお願いします〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 暫時休憩します。

—————○—————  
休憩 午後 1 時 3 0 分

開議 午後 1 時 4 1 分  
—————○—————

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、私のほうが今議会に最初に条例の上程も含めまして議案の説明をしておりますので、私のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（馬場一也君） 松岡議員ご指摘の本条例は、議案第 1 2 4 号の菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部改正する条例の制定についてということで、条例をまとめて出させていただいております。提案理由が、それぞれの条例の独立採算制にこれを見る限りどうかというお話でございますけれども、上程する方法としまして、一定の目的意識といいますか、その下に二つ以上の条例を改正する必要がある場合には、三つ以上の場合にはこういった条例の提案の方法があると。その中で、こういう一定の目的意識ということで、こういう書き方をさせていただいております。そして、先ほど建設部長が申し上げましたとおり、各特別会計ごとに赤字の削減でありますとか、格差の緩和、こういった目的の中でそれぞれの特別会計の条例を上程しているというところでございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7 番（松岡 譲君） 私が尋ねているような内容とはちょっと若干違ったお答えだとは思いますが、この件に関しましては、先ほども申しますように、委員会付託されておりますので、そちらのほうで慎重審議していただければと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

私が住む七城地区では、特環、農集により事業実施されましたが、建設費にかかるものとして加入分担金を徴収し、地区の加入推進員さんのお働きによって加入率を確保し、使用料について算定してありました。

そこで、各排水処理施設ごとの加入率と使用料の滞納状況についてお尋ねしたいところですが、一応私もこれについては調べておりますので、それでは、私が感じたところを述べさせていただきます。

各処理施設の加入率は、全体的には85%を超えておりますが、使用料値上げの前に加入促進をまず図るべきだと私は思います。加入推進についてどのように対応されてきたのか。また、滞納額が多いところが見受けられますが、維持管理に支障を来すようになるわけですから、その穴埋めとなるような値上げとなっていないでしょうかなどの疑問点が残っているところがございます。

次に、使用料の算定について、算定の仕方についてお尋ねしますが、四つの条例の使用料金の算定については、菊池市下水道条例では第22条、23条において定めてありまして、水道水の使用料との関係での使用料を定めたものであります。菊池市農業集落排水処理施設条例では、第15条に「使用者は、施設の維持管理及び使用に要する経費として、別表3に定めるところにより」と定めてあります。菊池市地域生活排水処理施設条例については、別段算定基準についての定めはございません。菊池市浄化槽市町村整備推進条例では、第10条において、「市長は、浄化槽の使用について、使用者から使用料として、施設の維持管理費用等を毎月徴収するもの」というような形で定められております。

以上の条例から見ますと、使用料の算定については、維持管理費用が算定基準になっていると大体理解しますが、8月19日の議会月例会資料として提出されております資料ですが、皆さんお持ちと思います。この中では、下水道特別会計（全体）として、歳入歳出を平成17年度から平成26年まで記載されたものが提出されております。それを見ますと、平成25年度の維持管理費は、歳出が4億1,794万8,000円となっております。歳入のほうですが、使用料が6億2,398万5,000円となっております。この表を見た限りでは、使用料収入で維持管理費を賄っている状況となっております。また、先ほどから述べておりますように、特別会計は独立採算を目指して、それぞれが特別会計で決算されていると理解しておりますが、今回の資料のように下水道特別会計（全体）というような、各特別会計ごとに作成して提出すべき書類を統一して提出されております。議会に見せてもどうせわかる者はおらんからと、そのようなふざけた理由でこのような資料を提出されてあるのなら、そのほうが私は議会を軽視したものだと考えます。

それで、今回の提出された資料では、全体資料の中では使用料収入で維持管理費

を賄っている状況になっております。ここで説明についてお尋ねしますと、恐らく特別会計ごとでの説明となると思います。だったら、何でそういう資料を議会月例会のとき出していないのか、おかしな資料の提出となっている。こういうところ自体もおかしいと私は思います。この件につきましても、また委員会のほうで慎重審議されると思いますので、これについての説明は省かせていただきます。

それでは、使用料収入で賄うためには、あと幾らの値上げが必要となっているのか、そのための計画はどうなっているのか。今回の値上げは、提案理由にあるように、供用地区ごとの料金の格差緩和を図るためと言いながら、無計画な中での値上げではないのか。市民に負担を強いることになる値上げにつきましては、全体計画案を提示し、採算をとるためにはどれだけの値上げが必要であり、何年間に分けた値上げ案があつてしかるべきと私はと思いますが、どのような計画となっているのか。今回の値上げは、現時点で採算がとれるためには、使用料を幾らに設定しなければならぬのか、特別会計ごとに具体的に説明をお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 即答できないようでありますなら、この件につきましても経済建設常任委員会のほうで慎重審議いただきたいと思ひます。

続きます。次に、菊池市浄化槽市町村整備推進条例についてお伺いいたします。

現行の人槽制から人頭制への改正ということで、新旧対照表で説明資料がありますが、例えば、現行の5人槽は単価5,060円となっております。その単価の算定はどのようになっていたのか。5人槽の合併浄化槽の処理能力並びに浄化槽の容量を維持管理するために、現行単価が適正だとするならば、5人槽を設置されているが世帯員が7名おられる世帯では、今回の改正案では、5人槽の使用料の適正単価を超えてしまいます。このことについてどのようにお考えかをお尋ねしたいんですが、即答できないならばと思ひますので、この件についても委員会での審議をよろしく願ひします。

また、現行との新旧対照表では、別表3それぞれの人槽の最高員数で改正案の基本割、世帯割を当てはめると、5人槽については値下げになっております。6人槽からは、1.5%から最高4.8%の値上げとなっておりますが、このばらつきについても、どのような理由についてのばらつきなのかということについても疑問が残っております。

それから次に、月例会での説明で、個別設置の既設浄化槽を市が寄附採納して、市の施設として維持管理して、使用料を徴収するようになりたいとのことでしたが、この件は、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の第4条第6項において、「既に設置

済みの浄化槽については、当該浄化槽所有者の申し出により、市が施設確認後、市に帰属させることができる」となっており、同法施行規則の第5条で既設浄化槽の寄附基準が定められております。その中で第1点として、浄化槽の維持管理を1年以上継続して行っている者、二つ目に浄化槽に損傷等がないもの、三つ目に浄化槽を維持する機器、ブロー等が正常に機能しているものという3点が、過去の浄化槽のメンテナンスに係るものであり、あと4から7まで定めてあります。

そこで、寄附基準に当てはまらなかった浄化槽について、メンテナンスに問題があり、菊池市の水環境に著しく悪影響を及ぼすと考えられますが、その浄化槽への対応について環境課を交えた協議が必要ではないかと思いますが、どのようになっているのか、この点についてはちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 今の件につきましては、まだ環境課のほうと十分な打ち合わせが済んでおりません。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） 条例の施行から何年か経過しておる中で、寄附採納の案件が少なかったという件かもしれませんけれども、今後、条例改正に伴い、多数の案件が出てくる可能性がありますので、この辺につきましても対応を急ぐべきではなからうかと、私は考えております。

また、この条例では、浄化槽の寄附申し出について区域が設定されておりますが、下水道処理施設への加入促進が必要となっている中で、今回の条例改正では、人頭制に改正することで浄化槽使用料は実質の値下げとなります。その中で、各下水道区域に隣接し、つなぎ込みが可能な合併浄化槽は、下水道等使用料金の確保のためにも区域の変更を行う必要はないのでしょうか。今回の条例改正に、寄附採納の区域の変更を含めて上程すべきではなかったのかと思います。

既に私が知っているところでも、すぐそばに排水管が通っているのに、区域外ということで合併浄化槽という形になっております。すぐにつなぎ込みができるのに、これをそういうふうな形であれば、結局そこは値下げになるなら、誰もわざわざ下水道につなぎ込みはしませんので、そういうところは花房地域あたりでは新築の家屋あたりも大分出てきていると思いますので、もう一度区域の見直しをすべきと思うんですよ。しかし、その区域の変更、見直しをする前にこの条例を制定してしまうなら、おかしな結果になると思いますが、いかがでしょうか。このことについて



もお答えは要りません。

それでは、現時点で、合併浄化槽の設置数はどれだけあるのか、その中で寄附申し出がどれだけ出てくると推計されているのか、それにより市が負担すべき維持管理費がどれだけ増加するのかということについてお尋ねしたいと思います。また、その財源をどのように捻出されるのかをお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 予想されます寄附の浄化槽につきましては、全部で1,310基ほど確認しております。その使用料の差額としまして、2,460万円ほどの新たな財源が必要と考えておまして、これにつきましては、一般財源のほうで補填をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 浄化槽整備区域内での浄化槽全部を寄附採納して、年間で2,450万円の負担が生じるということですが、この増加分を特別会計の使用料金を値上げをして、各特別会計ごとの一般財源の繰り入れを少なくして、その分を充てるということだと思っておりますが、単にそれだけでよいのでしょうかということも、私としては疑問点でございます。

以上、この件につきましては、経済建設常任委員会でご審議されることになっておりますので、私が今回お聞きした中では、まだ全体的にほとんど練られていないという印象が強いものでございます。経済建設常任委員会でご審議されますことをお願いいたしまして、時間的にはまだ20分とありますけれども、暫時休憩等ありまして、やがて1時間たちますので、あと通告しておりました、あいのりタクシー並びに小中学校の通学路についての通告をいたしておりましたけれども、答弁書をつくっていただいております中で、大変申しわけなく思いますが、割愛させていただきます。これで、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午後1時58分

開議 午後2時06分  
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 皆さん、こんにちは。柁原です。松岡議員におかれましては、定刻前に終了いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

1点目は、大型商業施設出店報道について、2点目は図書館の建設について、質問させていただきます。

今月の12月議会は、開会日が衆議院選挙の告示日と重なり、異例の午後からの開催となりました。アベノミクス解散と言われ、この師走の忙しいさなかに総選挙が行われていますが、地方においてはアベノミクス効果が余りあらわれておらず、円安による燃料費等の高騰により、厳しい状況が続いております。選挙が終わりましたら、国においては早急に地方再生の対策をお願いするものであります。また、我が菊池市においても、地方創生に対するいろんな政策の提案を、議員、職員の皆さん一丸となってお願いしたいものであります。

では、早速質問に入ります。11月6日に熊日新聞1面に、「菊池市に複合商業施設イズミ、来年開業を目指す」との見出しで、大型商業施設出店の記事が報道されました。記事の内容については、議員の皆様には資料として、記事の切り抜きを事前に配付しておりますが、ご存じない傍聴者の方もいらっしゃると思いますので、記事を読ませさせていただきます。

「菊池市に複合商業施設イズミ、来年開業を目指す。中国地方や九州でショッピングセンターを展開するイズミ（広島市）が、菊池市中心部に大型複合商業施設を計画していることが5日、分かった。地権者と最終の調整に入っており、自社の食品スーパーを核に、衣料や飲食などのテナントをそろえ、2015年中の開業を目指す。予定地は市道大琳寺木庭橋線の南側で、同市の大琳寺、深川、北宮の3地区にまたがる農地約7万平方メートル。関係者によると、同社はすでに地権者説明会を開き、約40人との売買契約もほぼ終了。全ての合意を得られれば、年明けにも着工するとみられる。計画では、予定地を3ブロックに分け、核店舗となる食品スーパーのほか、衣料品、医薬品、スポーツ用品、車用品、本・レンタルなどを扱う専門テナントを併設する。店舗面積はテナントを含めて約1万5,000平方メートルを予定している。同社は、「ゆめタウン」の名称で、県内で「サンピアン」「はません」（いずれも熊本市）「光の森」（菊陽町）「玉名」（玉名市）などを展開。ことし6月には熊本市中央区大江にも複合商業施設をオープンさせた。菊池市には現在、地元協同組合運営の複合商業施設が2店舗ある。イズミは、同業他社に先行して出店空白地域を埋める狙いがあると見られ、地元との競争激化が予想される」、

こういう内容の記事でございました。

また、引き続き、次の日に訂正記事が出ております。6日付朝刊1面、「菊池市に複合商業施設」の記事で、「同社は、すでに地権者説明会を開き」とあるのは、「開発会社は、地権者説明会を開き」でした。こういう訂正記事が出ております。

この記事の反響は大きく、多くの市民から、菊池は大丈夫ですか。商工会は、反対運動はしないのですかとの問い合わせがっております。また、逆に若い方からは、雇用がふえ、便利になるのではないかと期待の声も出ております。地元商工会・商店街連合会としては、早速まちづくり委員会を開き、各委員より、イズミの出店となれば、地元商店にとっては死活問題であり、地元経済に与える影響は極めて大きい。また、現在、旧菊池市には、地元資本のショッピングセンターのキャニオン、夢空間の2店舗があり、その存続が危ぶまれる状況が生じ、まちが益々衰退する。大店法改正以来、地元商工会としては、出店規制の方法は土地所有者への土地売却反対の依頼しかなく、市長に先日、陳情に伺ったものであります。

そこで、まず1点目の質問として、市はこの報道をどのように把握しておられますか、お尋ねいたします。

2点目として、この出店予想地域は、昨年、都市計画法の変更により第2種住居地域への変更がなされています。市としては、現在農地の区域を宅地として、定住人口の増加を目指していくとのことで変更がなされたと思っておりますが、この地域への道路整備の計画はどうなっているのか。

以上、質問いたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

報道を受けまして、先般、市長を初め、庁内の関係各課と協議を行ったところでございます。1,000平米以上の小売店舗を出店する際には、大規模小売店立地法の規定によりまして、設置者は県に対しまして届出を行うことが義務づけられております。県の商工振興金融課に問い合わせましたところ、新聞報道当日まで届出に関する事前協議は一切行われていないということでございました。

出店に当たりましては、大店立地法に基づきます届出のほかに道路協議、土地の開発や農地転用の許可申請、埋蔵文化財の届出、環境協議など基本計画に伴います協議なども含めまして、設置者が行うべきさまざまな協議、申請事項がございます。許認可権につきましては県でございますが、現段階では事前協議もあっていない状況でございますので、市といたしましては、今後の動向につきましては、県と情報を共有しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 私のほうからは、2番目の当該地域の都市計画道路等の予定はないかということでございます。

菊池市における都市計画の面から申し上げますと、旧菊池市、旧泗水町を含め、都市計画区域を設定し、秩序ある開発を進め、豊かなまちづくりを目指しております。それぞれのまちの中心部へ人の動きを誘導し、できる限りコンパクトなまちづくりを目指しているところでございます。当該地域は、用途地域の第2種住居地域に指定されております。主に住宅の開発を促進する用途となっております。現在、この地域は用途地域に指定しておりますが、農地のままで宅地開発が進んでおりません。市では、定住促進のための宅地開発を促進する道路の計画を考えておりますが、報道でなされましたような案件がありましたので、詳しいことはわかりませんが、さしあたり詳しい情報が入るまで控えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 今回の答弁の中で、県のほうには相談が行っていないという話でございましたけれども、たしか漏れ聞きますと、市のほうには一応相談があつて4ヘクタール以上の開発は県の許可ということで、市のほうにはどうしたらいいですかという相談があつて、県のほうに紹介したというふうな話も聞いております。また、この道路の進入路の問題もあると思います。387号に隣接しておりますし、また国道325号のバイパスにも隣接しているわけでございますけれども、こちらのほうしか出る道はございませんので、もしこういうものができるのであれば、恐らくこの路線においては交通渋滞を引き起こし、非常に警察の許可も出ないんじゃないかと思うんですが、この点についての建設部長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 現在のところ、詳しい情報が入っておりませんので、静観している状況が現在の状況でございます。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） この地域の南側には、十八外城の一つでございます菊之城跡の墓所がございます。この地域においては、お隣の鞠智城とともに国指定の文化財指

定を目指しているということを聞いておりますけれども、文化財保護の観点から、教育部長にお尋ねいたしますけれども、この地域の文化財の保護という観点から、どういうふうな状況に現在はなっているのでしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいまご質問の開発地の南側といたしますか、一画に菊之城という国史跡化を目指している部分がございます。先ほどの答弁来、まだ開発の詳しい中身がわかっておりませんので、明確には答えられませんが、今のところの情報では、南側のほうからの道路もあるやというふうにも聞き及んでおりますので、そちらのほうの道路でその史跡に影響するということとなりまして、大変なこととなりますので、その辺は地元の土地の所有者の皆さんも含めて、今後協議を進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 国の文化財指定を目指しているところでございますので、これに対しての文化財としての規制というのか、そういうものはないんですか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 文化財保護からの規制というのはございませんけども、同意というのは確かにあったと思いますので、その辺で文化財の観点からは開発のほうに協議といたしますか、そういう申し入れを強力にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） この地域は、則隆公が、1番目に築かれた墓所もございますから、恐らく全体的な遺跡の調査が必要だろうと思っております。そういう面におきましても、ぜひ慎重に事を行っていただきたいというふうに思っております。

続きまして、菊池市が制定しております中小企業振興基本条例というのがございますけれども、こういう観点から、この出店の規制というのはいかないものか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 現在のところ、事前協議等も行われていないような現状で

ございますので、確定したものではありませんので、まだそのところの協議までは行っておりません。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 菊池には二つのショッピングセンターがございます。これまで20年近くやってきていただいております。また、大型店の進出もこの2店があるおかげで阻まれているというふうな状況もございます。こういう面も勘案いたしまして、ぜひ菊池市が設けております中小企業振興基本条例に基づいて、地元の企業を守っていただきたい、そういうふうに思います。

この場をかりまして、菊池市商工会・商店会連合会は、この大型店の出店に反対であるということを表明しておきます。先ほども述べましたけれども、大店法の改正前は大型店の出店は地元承認が原則でしたが、その店舗面積が1万平米以下であれば、出店規制の対処のすべがなくなっております。今回のイズミの出店は、3キロ圏内、また対象人口3万人規模のものであり、つまるところ旧菊池市内の顧客の食い合いとなります。一時的に雇用が生まれるにしても、どこかの雇用がなくなる。また、県外企業は採算がとれなければ、すぐに菊池から撤退し、まちが虫食い状態になり、かえって衰退が進み、本当に菊池にプラスになるものではないと思います。

江頭市長は、衰退したシャッターだらけの中心商店街を目にされ、菊池市に帰ってこられ、菊池市の再興のために市長になられたのだらうと思います。菊池市として、この出店は好ましくないと答弁はできないものではないでしょうか。市長にお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 大型商業施設の出店のうわさに関するところでございますが、今までのご質問というのは、先般の熊日新聞での新聞報道を前提にしたご意見かと思いますが、先ほど来申し上げましたとおり、ただいま現在では、全てが実は間接的な情報とかうわさの類いでございまして、許認可の当事者である県に対しても、まだ事前協議も行われていないということで、県のほうから、何か知っていますかと問い合わせが入るぐらいなんです。ですから、全てが不確かなものでありますから、今この場でコメントを申し上げようがないというのが実情でございます。県とともに、情報収集に努めてまいりたいと思っております。今言えることは、とにかく動向を注意深く冷静に見守るときであろうと考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 確かに、訂正記事も出ておりますように、イズミが買い上げたということではなく、開発会社が開発を行っているという段階でございますので、不確かではございますけれども、菊池市においてはこういう大型商業施設は出てこれませんよと、そういうふうな態度を明確にいただけたら、ありがたいと思います。これについての質問は、これにて終わります。

続きまして、図書館についての質問をさせていただきます。

庁舎整備計画に伴い、生涯学習センターの建設が計画され、その1階に図書館の建設が現在設計段階に入っております。9月の一般質問に続けて再度質問させていただきます。

9月の質問におきましては、市内小中学校における図書室の利用状況、図書室の司書の配置、貸出本数、図書ボランティアの人数等について質問させていただきました。小学校の貸出本数は1カ月当たり7.5冊から10.5冊、中学校の貸出本数は1カ月当たり3.1冊、司書については専任の司書が各学校に配置されており、図書ボランティアも173名の方々の協力をいただいているという報告でございました。

また、泗水図書館の運営状況についてもお尋ねしましたが、泗水では、平成19年度より指定管理により運営されており、平成18年度までは職員1人と5名の嘱託職員の6名で運営され、そのうち司書は1名ということでしたが、指定管理後、館長を含め6人全員が司書の有資格者になっているということです。泗水図書館の蔵書数は、平成19年3月現在で7万6,400冊、平成26年3月現在で8万2,400冊となっております。また、貸出数は年間11万6,700冊、図書購入費は約700万円、経費につきましては約2,600万円、直営時に比べ約900万円の削減になっているとの答弁でした。

また、新しくつくられる図書館の運営理念についてはという質問に対し、市民とともに学び育つ人づくり、まちづくりの図書館を基本理念に、市民一人一人がみずから学ぶ喜びを実感できる場であり、多くの人と知の交流により菊池らしい文化を創造していく、市民とともに育つ地域に根差した図書館を目指していく。運営については、人員体制や人件費その他の経費を含めて、庁内で調査研究していく。9月時点での質問に対し、こういう教育部長の答弁であったと思います。この結果を聞きまして、おおむね小中学校の図書室、泗水の図書館については、非常に適切な運営がなされているという実感を持ちました。

そこで、一つ目の質問として、図書館の進捗状況についてお尋ねいたします。

また、二つ目の質問として、菊池市の図書館を考える市民の会との協働作業は進

んでいるのか。市民の会が行政に提出している図書館に対する要望書を読み上げて、その質問といたします。

図書館の運営及び市民プールに関する要望事項。生涯学習センター（図書館、公民館）、文化会館及び市民プールは、今後30年以上にわたり菊池の文化的拠点としての役割を担うとともに、3者の景観を一体のもととして整備し、水と緑に囲まれた市民が集う交流の場として位置づけるべきである。そのために生涯学習センター、文化会館、市民プールの相互交流のための施設整備（出入口、散策道路、車道、駐車場、トイレ、休憩所など）を図る必要がある。公民館、図書館、文化会館、市民プールの開館時間、使用料金など、運営に関する相互の利便性を確保することにより、これらの施設の集客の相乗効果を発揮することができる。

市民プールに関しては、競技用の水泳の施設にとどめることなく、市民の健康づくりの場として整備することで、より充実した社会体育の役割を果たすことができる。隣接する生涯学習センターとの境界に緑地帯を設け、景観上も一体感を醸し出すとともに、市民プールの利用期間外の憩いの場として有効活用を図る。そのために必要な用地の確保を検討されたい。

また、図書館は、本年度内には実施設計を終わる予定で進められているが、肝心の図書館の運営に関しては依然検討中とされている。しかし、平成28年度中に開館する予定であれば2年の猶予しかなく、一般的な図書館の開館準備期間としては余裕はない。早く運営に関する準備作業に着手する必要がある。それで、以下の事項について明らかにされたい。

- 1、図書館の運営は菊池市の直営であるのか、それとも指定管理者など外部に委託するのか。
- 2、館長は、どのように選任するのか。
- 3、図書館の具体的な準備作業をする準備室をいつ立ち上げるのか。
- 4、菊池市は、図書館に関してアドバイザーと契約をしているが、誰とどのような業務内容の契約か。

図書館の理念について、教育部長は、市民とともに学び、人づくり、まちづくり図書館と述べているが、その理念にいう市民とともに図書館づくりを進めるのであれば、市民への情報公開は不可欠であり、市民団体との意見交換は大変有意義ではないか。その観点から、市教育委員会としても、アドバイザーや設計コンサルタントとの意見交換の場を設けることが必要ではないか。

以上、質問といたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]



○教育部長（松岡千利君） それでは、図書館の建設にかかわります質問で、順次項目についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず1点目の、図書館の開館後の運営ということをごさいますして、直営でやるのか、あるいは指定管理なのかということだろうと思えます。全体的な考え方としましては、今回新設をされます図書館を中央図書館という形で位置づけまして、既に今現在、各地域に図書館と図書室とがごさいますけれども、こういうとの全体的な連携を考えておるところでございます。

管理運営の方法でございます、図書館運営の根幹に当たる重要な課題でございます。先ほど、泗水の指定管理の良好な内容も、議員のほうからもご紹介いただきましたけれども、そういうことを含めまして、なるべく早い時期に方針を固めさせていただきますたいというふうに考えておるところです。

次に、館長の選任につきましても、ただいまの運営方針とあわせて考えたいというふうに思っております。

それから、3点目の準備室についてでございます、これまで独立した形での準備室はございませでしたけれども、担当部署におきまして、準備に取り組んできたところとございます。その内容としましては、先進地の視察研修であったり、あるいはアドバイザーを含めての専門的な協議、さらには菊池の図書館を考える市民の会様との意見交換会などを行わせていただきました。しかしながら、先ほど来、委員からもご指摘のように時間がかかり押し迫っておりますので、残された時間ありませんので、いよいよ本格的に図書館建設にかかわる取り組みを進めていかなければならないと思っておりますので、専門的な準備室の設置に向けまして、取り組みを加速してまいりたいというふうに考えておるところです。

4点目のアドバイザーについてお答えさせていただきます。

現在、市のほうでは図書館の事業運営、それから企画マネジメント、全国各地の図書館のコンサルティングや支援業務を手がけておられる東京のフルライトスペース株式会社さんと、本年の6月から今日まで既に7回にわたりまして図書館における運営、それから業務全般、スケジュール、開館までの作業等のアドバイスをいただきながら進めてきたところとございます。このアドバイザーの方は、東京の千代田区立図書館の事業企画、開館準備に携わり、日比谷図書館の施設改修設計・運営計画支援、さらには北海道北見市立図書館の運用業務などを手がけるなど、幅広く全国の公立図書館とのパイプを持っており、県内では熊本県立図書館、それから天草市立図書館、菊陽町図書館の業務における相談や助言などを行っておられる専門家とございます。

5点目の、いわゆる市民のための図書館をつくるための意見交換という件について

てでございますけれども、このアドバイザー等や設計士との意見交換の場を設けることが必要ではないかということでございますけど、先日、設計業者との意見交換の場は設けさせていただいたところでございます。今後、先ほどご紹介しましたアドバイザーとの意見交換についても実施するところで考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） アドバイザーについては、すばらしいアドバイザーかなというふうに思います。早急にまた市民の会のほうと打ち合わせなり、要望事項を聞いていただけるならというふうに思っております。今も出ましたけれども、先日の12月8日に、市民の会と行政設計者との初めての打ち合わせが開かれました。私もその場に出席させていただきましたけれども、設計は既に実施設計の段階に入っており、喫茶コーナーの設置など、市民の会の要望がある程度取り入れられたプランにはなっていました。もう少し早くから打ち合わせ等ができなかったのか。もし、この図書館を考える市民の会が存在せず、要望事項等もなかったとしたら、プールとの位置関係や市民と一緒にやっていく図書館の理念から大きく外れた昔ながらの箱物図書館のプランになっていたのではないかというふうに危惧するわけでございます。

市民の会は、今後、菊池市の図書館を支えていくボランティアの役割を担っていく存在であると思います。伊万里市の図書館では、オープン時100人だった図書ボランティアが現在400名に増加し、図書館の運営協力を行っているということでございます。こういうことから見ても、やっぱり市民ボランティアの存在というのは非常に大きいと思います。市民の会では、早く図書館に詳しい館長なり、アドバイザーを決めて、館長が設計前から、そのプランなり運営方針というところに関与しないと、市民に喜ばれる図書館はできませんよと提言してきました。館長はいつまでに決めるんですか、その時期について、まずお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいまのご質問の館長につきましては、図書館という性格上から非常に重要な問題でありますし、急いでやるべきということは非常に認識をいたしております。先ほど申し上げましたように、運営方針との関連もございまずので、なるべく早い時期に決められるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） なかなか決めるのが難しいということではございますけれども、できるだけ今年度中には決めるようお願いしたいと思います。これまでの協議の中で、図書館とプールの位置が近過ぎるということで、プール建設予定地の南側の土地を買収し、南側にプールを寄せたらという提案、これについてはどうなりましたでしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） この生涯学習センター、図書館も含まれますけれども、それと市営プールの建設につきましては、現在の市が持っております市有地の範囲で考えておりました。ところが、議会のほうからも、土地を取得するような形での検討はできないかというようなご意見もいただきまして、現在のプールの南側、職員駐車場として借地をいたしておりますけれども、あの土地について買い入れの申し入れを行ったところでございます。それに対しまして、つい先日3日前でございますが、12月8日に土地の所有者様のほうから、市に対して売り渡しの同意を得たところでございますので、何せまだそれをいただいたばかりでございまして、その辺も含めまして、プールの実施設計も今動いておりますので、その辺も含めまして検討したいというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 非常に無理ではないかということで答弁を期待していたんですけれども、逆に同意をいただいたということで、私たちとしても、これから非常に期待しているところでございます。

最後に、市長は癒やしの空間づくり、森まち事業に取り組んでおられますが、図書館とプールの関係についてどう考えていらっしゃるのか、これについて答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 図書館とプールを癒やしという観点から、どう見るかというご質問かと思いますが、図書館は、当然ながら知の世界に入って、穏やかに内面を模索するいい機会だろうと思いますし、それが癒やしにつながると思います。また、プールのほうも、これは特に子どもたちが青空のもと、本当に健康的に楽しく過ごす場としては、子どもにとっても、またそれをごらんになっている親御さんにとっても、これもまた一つの癒やしの場であろうと思います。恐らくご懸念なさってい

るのは、子どもさんの騒音とか、騒音と言ったら失礼ですね。子どもさんの声であるとか、そういったことをご懸念されているのじゃないかと思しますので、それについては当然静ひつ性といいたいでしょうか、静ひつ性を保つための音の遮断であるとか、そういったことを工夫するように、もうこれは設計士のほうにも申し入れているところでもありますし、それから、視覚的な部分というのは、これはむしろリゾートなんかにもロビーからプールの青い水が見えるというのは、なかなかそれはそれで悪くないものですが、ご要望がありましたので、その間には木々を植えて目隠しを兼ねながらも緑の空間をつくっていかうというふうには考えておりますし、今回、幸運にも隣接の土地が買えるようでございますけれども、これもこの機会を活用しながらも、もう一方で駐車場にも使わなきゃいけませんので、そういったところを総合的にバランスをとりながら、気持ちのいい癒やしの空間にしていきたいと思しますので、両者は両立できるものではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） どうもありがとうございました。

私たちの菊池の図書館は、一応菊池一族の歴史という歴史史料館的な役目も果たすものだと思います。そういう意味におきまして図書館をつくる会の皆さんたちと一緒に、恐らくわくわくするような図書館づくりがこれからできていくと思しますので、また皆さんのご協力のほうをよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。あすも引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

---

○

散会 午後2時48分

第 5 号

1 2 月 1 2 日

# 平成26年第4回菊池市議会定例会

## 議事日程 第5号

平成26年12月12日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第148号 土地改良事業の施行について

上程・説明・質疑・委員会付託

第3 報告第21号 専決処分の報告について（つまごめ荘介護事故）

上程・報告・質疑



### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第148号 土地改良事業の施行について

上程・説明・質疑・委員会付託

日程第3 報告第21号 専決処分の報告について（つまごめ荘介護事故）

上程・報告・質疑



### 出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君

15番	泉田栄一郎君
16番	森清孝君
17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
政策企画部長兼 市長公室長	小川秀臣君
総務部長	馬場一也君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	中原宏隆君
七城総合支所長	大山堅四郎君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田譲二君
財政課長	中村喜範君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊藤道俊君
教育長	原田和幸君
教育部長	松岡千利君
農業委員会事務局長	原和徳君
水道局長	藤本辰広君
監査事務局長	宮村公男君

---

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	徳永裕治君
議会係長	松原憲一君
議会係	安武則貴君

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） おはようございます。早速ですが、通告に従って一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、菊池市の空き家、廃屋について。

1点目、現在の状況についてですが、菊池地区、そして旭志地区、七城地区、泗水地区を問わず、また中心市街地や中山間地を問わず、多くの空き家、廃屋を目にいたします。私の見ただ目では年々その数がふえているように感じておりますが、執行部としてどのぐらい現状を把握しておられるのか、お伺いをいたします。

2点目です。市としての今後の対応はということです。放置されている空き家、廃屋、これらは放火による火事、火災、地震、風、台風による倒壊、不審者の侵入、景観の悪化や動物等害虫発生などの危険は承知をしているもののなかなか手を出せない。そんな現状下、平成22年10月1日に埼玉県所沢市で所沢市空き家等の適正管理に関する条例が日本で初めて制定をされました。現在までに全国で333を超える自治体が導入をしております。しかしながら、この条例もなかなか決め手とはなっていないのが現状ではないかと感じております。

主な原因は、思い出が詰まった大切な家をなかなか壊す決断ができない。また、遺産協議が長引いて所有者が決まらない等さまざまありますが、しかし、やはり一番大きな問題は固定資産税の評価の問題ではないかというふうに考えております。家を壊してしまうと、更地になった場合、6倍の固定資産税が課せられる。そうであれば、当面放置していたほうが楽であるというのが普通の考えではないかというふうに思います。

大変難しい問題であります。一方で先進的な取り組みをしている自治体もあり



ます。東京都の文京区の例であります。簡単に説明しますと、行政が認定した空き家、廃屋、それらに解体補助金上限200万円を交付して、その後、公園や緑化事業等に取り組み、所有者とは10年間の賃貸契約を結び、その間の固定資産税は減免をするという制度であります。契約の延長もあれば、所有者の都合で売買をする場合は、違約金として補助金の返納も規定をしてあります。また、現状利用可能な家屋は、別途、区として仲介をするシステムを構築されております。市街地の緑化や地域の寄り合い所、また情報発信基地。私の地元、隈府地区では、公民館を持たない区もあります。建設補助金よりも、使用できる家があれば、それらの家屋を条件により固定資産税を減免しながら区に貸し出すというやり方も、実際、建設補助金を出すよりは双方の負担は低いのではないかというふうにも考えられます。

また、市長が提唱する森まち事業は、菊池の街並みの風景になじんだ緑化帯をつくりたいというお話であります。そのような廃屋、空き地等を利用して、街並みの中に自然の木立をつくっていく。そういうことであれば、私は景観も非常によくなるのではないかというふうに感じております。

また、議会報告会で旭志地区の報告会のときにありました。現在空き家を利用して、若者をたくさん集めて、いろんな情報発信基地にしたいと思っているのだが、固定資産税の減免はできないか。そのようなシステムをつくれば、各地で利活用ができるのではないかというふうに考えております。確かに東京23区はその全てが不交付団体であり、お金がある意味余っているわけですから、この菊池市とは現状が違います。そう簡単にはいかないと思いますが、しかしながら、私は、もう現在の各地の空き家、廃屋を利活用する方法を構築する時期に来ているというふうに感じております。菊池市として今後条例、または規約等の整備に取り組む考えがあるかどうかをお聞きをいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） おはようございます。

では、1点目の空き家、廃屋の現在の調査状況についてお答えします。

空き家、廃屋の現在の調査につきましては、NPO法人の業務委託により、菊池の48の行政区、七城の17の行政区、旭志の22の行政区、泗水の14の行政区の調査をしております。結果としまして、平成26年3月31日現在で、空き家が287軒、廃屋が69軒となっております。

2点目の市としての対応についてですが、ご指摘のとおり、危険家屋の解体や処理を含め、空き家についての問題は全国的な問題となっております。国でも新たな特別措置法の準備に着手していると聞いておりますので、国及び県、その他の自治

体の動向を注視しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 先ほどちょっとご紹介した文京区の例なのですが、実はこれは条例じゃなくて、四つの要綱で定められています。

まずは、文京区空き家等対策事業実施要綱、1綱、2綱の綱ですね。それを構成するのが残り三つの、老朽家屋審査会設置要綱、そして老朽家屋除却跡地利用検討会設置要綱、空き家等対策補助事業補助金交付要綱であります。いずれも行政内のメンバーで構成をされております。しかし、老朽家屋審査会設置要綱だけは構成が異なっています。このメンバーには四つの警察署の生活安全課、そして二つの消防署の警防課が含まれております。

現状をどれだけ把握しているかという部分においては、完全に把握していないというのが状況だというふうに私は思っておりますが、なかなか難しいとは思われると思うんですが、私は、今言った、その警察や消防は常に巡回をして地域を網羅しながら、非常にそこら辺を心得ておられる。また、菊池方式でいけば、これに4地区の区長会長さんをプラスして、あと一つは、やっぱり地元のいろんな簡易郵便局ですよね。この郵便局の方も非常に地域に詳しい。これらの方々にメンバーに入っただけで構成をしていけば、短時間で大きな成果を見出せると思っておりますが、取り組む考えがあるかどうか、ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 再答弁する前に、ちょっと最初の答弁のほうで一部間違っておりましたので、その訂正をさせていただきたいと思っております。

NPOの業務委託によりまして調査区の数の訂正です。菊池が48と言いましたが、49の訂正をお願いします。七城が17と申しましたのを18、旭志の22を23、泗水の14を15に訂正をお願いします。申しわけありませんでした。

では、再質問にお答えいたします。

NPO法人に業務しております空き家調査が平成26年に終了しますが、市内の約半分の行政区の調査が残りますので、今後につきましては未調査の行政区の区長様の協力を得ながら、まずは現状把握に努めたいと考えております。その後の調査等につきましては、国及び県、ほかの自治体の動向を注視しながら進めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 適時ということなのですが、私は急ぐべきではないかというふうに考えています。国の動向の話が出ましたが、今、国の方針として、危険な家屋等がやっぱりふえてきているということで、家が建っていても高いほうの税率に合わせるという動きが、もう既に話し合いが行われています。選挙が終わっていつの時点で決まるかはわかりませんが、近いうちに私はそういうふうになるのではないかというふうに考えております。

市長は、時折、県議員さんや国会議員さんの会合でお会いすることがあるのですが、必ず口にされる言葉は、チーム熊本はすばらしいというお話をされます。確かに私もそのように思います。そのチーム熊本としての意味は何かと考えるときに、私は、やはりすぐれた情報収集能力と機動力をあわせ持ちながら、なおかつ実践対応能力にすぐれているというふうに感じておりますが、本当にチーム熊本の一員になるには、私は、さきに述べた実践対応能力、これこそが県や市に求められる部分ではないかというふうに思っております。

備えあれば憂いなしじゃないですが、仕事の約8割は準備、いわゆる段取りであります。私は、ぜひとも先ほど述べた国の方針が変わった時点で即対応できるような体制を今からとるべきではないかというふうに考えております。その国の方向性が変わったときに、その危険な廃屋、空き家、それらを指定をするのは地元の地方自治体の裁量に任せられます。ということは、現状をいかに早く把握をして、それらに対処しなければ間に合わないということになります。その認定に至っても、それぞれの廃屋の持ち主からいろんな問題も提起されるでしょう。隣の家は認定されていないのに何でうちだけされるか。それらの基準もちゃんとした審査会を設置してやらなければ対応ができない。そういう意味において、私は一日も早くつくるべきだと思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 老朽家屋調査に関する対応の、早急な対応についてということですが、今お聞きしております文京区の事例等も、まだ詳細のところを私どもとしても承知しておりませんので、大変よい事例を紹介していただいたと思います。早速に調査研究を進めていきたいと。なるべく早くに方向感をつくり上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 文京区の件ですけど、直接、私、電話をしまして、メールで要綱をいただいて、執行部のほうに全てお預けをしておりますので、時間があるときに1回見ていただければというふうに思います。

それでは、次に進みます。中小企業振興基本条例について。この件については、先日の平議員と若干重複する部分がありますが、私なりの観点でまずお聞きをしたいと思います。

1点目、執行部としてこの条例の趣旨をどのように捉えているのか、ご見解をお聞かせください。

2点目、条例改正の取り組みの考えはないか。平成20年3月28日施行のこの条例、本来であれば地場経済の状況を踏まえながら、私は5年をめど、程度に見直しをかけていくというのが本来あるべき姿と考えますが、執行部のご見解をお聞きいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 皆様、おはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

最初に、執行部として趣旨をどう捉えているかということでございますが、本条例の趣旨は、市内の中小企業に対しまして公共工事等の受注の機会を増大させることにより、地域経済の活性化及び発展に寄与することであると理解しているところでございます。条例制定以降、市の建設工事や物品の調達等につきましては、全庁的に市内の業者への指名発注に取り組んでまいったところでございます。公共工事等の落札業者への通知書等におきまして、市内からの工事資材の購入や従業員の雇用をお願いしてきたところでございます。しかしながら、さきの平議員への答弁にもございましたように、落札いたしました市内の業者が下請を市外の業者に発注するなどの現状もございます。

また、条例改正の取り組みの状況でございますが、社会情勢の景気の動向を踏まえまして必要に応じて判断してまいりたいと考えているところでございます。また、条例におきまして強制力のある条文を追加等、改正いたしますと独禁法にも抵触するおそれがございますので、慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 今、経済部長が述べられた本条例の趣旨を考えると、私はまだまだ地場産業育成をなお進めていくべきと考えております。

とりわけ、先日の決算特別委員長の報告の中に、来年度から始まる庁舎整備について、今後の庁舎建設についても地域の活性化につながったと言われるような対応をお願いしたいとの要望がありましたという報告がなされております。総額約46億円、多分50年から80年に一度あるかないかの巨費を投じての大事業については、私は地元企業の共同体等での対応ができないかというふうに考えております。

生涯学習センター、本庁ともに15億円を超える大きな物件であります。責任能力等において大手参入のことも考えられるかもしれませんが、仮にそうなったとしても、私は、せめて地元企業とのJVでの条件等を付することを考えていただけないかなというふうに思っておりますが。また下請に関しても地元を使う指導を強化すべきというふうに思います。この点について、執行部のご見解をお伺いします。

2点目に、この条例、多くの議員から入札時の落札率高どまり、また地元下請企業が30%程度しか入っていない。また物品購入時に地域外からの参入が目立つ。その他多くの意見がなされています。私は今こそ改正に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

例えば、今ある、この菊池市中小企業振興基本条例、これは私が議会運営委員会のメンバーにいたときに私も参加してつくった部分なんです。まず、第2条の部分で、これは一つ大きな問題になったのですが、この条例において中小企業は云々といくんですが、市内に事務所または事業所（従業員等が常駐していない事務所等を除く）を有する者をいうというふうにあります。私、いろんなどころの条例を昔調べた中で、例えばこの市内という部分でいけば、市内に本店を有するものをいう。また事業所等はこれに準ずると言えば、私は独禁法上、何ら問題はないというふうに考えています。また、この第2条に2項を追加して、ここは事業者だけなんです。これに経済団体、そして農業法人等も加えるという点であります。また第4条の第2項1、市の発注する工事、委託業務、物品の購入等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業の受注機会の増大に努めることとなっておりますが、実は埼玉県では同じような趣旨でこの続きがあります。それは、この場合において防災活動その他の地域における公益の増進に寄与した活動の実績を考慮するよう努めること。これはいかに地域になじんで、先日の防災の話も出ましたが、防災は瞬時に対応しなきゃいけないときに、やはり地元の企業が必ずバックアップをしてくれている。そんなことをやっぱり考慮していくという条項を盛り込んでもいいのではないかというふうに思います。また、この第4条の2項の部分に、中小企業に係る下請契約に資する対策に努めること。こ

れらも私は追加をするべきではないかと思ひます。これは埼玉県の事例ですから、現条例として通用しているわけですから、私はこの菊池市でもできるのではないかというふうを考えております。

また、第7条の次に第8条を追加をし、議会への報告とし、市は中小企業の振興のために講じた施策の実施状況について適宜議会に報告をすることとすれば、私はいろいろな意味で議員にも今やっていることが伝わるし、さまざまな問題等も常に話し合いができる状況になるのではないかというふうを考えております。

ほかにもいろいろな意見が多く議員さん、持っておられると思ひます。私は、この執行部の答弁になかなか切れがないのは、この条例自体が議員提出議案によって制定をされた。それが一つの要因になっているのではないかというふうに思ひます。ただ、私は、ここに多くおいでの議員の皆さんの方はやはり改正をすべきだという意見ではないかというふうに感じております。ここはぜひとも森議長や議会運営委員会、執行部を中心として改正を行うべきと考えますが、執行部のご見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） ただいま議員よりご提案いただきました条例文の改正の内容につきましては、本条例の趣旨をより効率的に運用できますよう、関係各課と協議してまいりたいと考えております。

また、議会への報告でございますが、県内では熊本市が条文で義務づけを行っているところでございます。今後、他の自治体の状況を踏まえながら、関係各課と調整を図ってまいりたいと思ひます。

また、本条例は議員がおっしゃいましたように議員提案型の条例でございますので、今後必要に応じまして協議を行わせていただき、対応させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。

私のほうから、お尋ねがありました新庁舎建設関係についてご説明をさせていただきます。議員各位ご承知のとおり、新庁舎建設事業につきましては、現在、実施設計を行っているところでございます。したがって、入札等に関しましては、現状としましては白紙の状態でございます。新庁舎建設の発注形態及び入札の方法を今後検討することとなりますが、さまざまな観点から最善の方法を考えていき

いと思っております。

また、下請工事に関しましては、先日答弁申し上げましたとおり、コンプライアンスの範囲内でできる限りお願いをしまいたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 経済部長、私はあくまでも参考意見をちょっと申し述べただけなので、議会の皆さんの意見をいろいろ聞いて、できれば森議長、ぜひともご先陣で、改正に向けて取り組んでいただければというふうに思っております。

新庁舎の件については入札制度がありますので、はっきりとこの場でお答えができないのは承知をしております。ぜひとも本条例の趣旨を踏まえながら、適正に地場産業の育成に取り組んでいただければというふうに思います。

江頭市長は東京やヨーロッパでさまざまな経済を熟知され、また木村副市長におかれましても、熊本県東京事務所の所長として中央経済の現状をよくご存じだというふうに思われます。そんな二人に私ごとときが大変失礼な発言かもしれませんが、やはり国にはそれぞれの国の、また都会には都会の循環型経済があるというふうに思っています。また一方で、地方には地方独自の循環経済があるという認識をいたしております。その中で、菊池市のような小さな自治体の中で考えるときに、この菊池市役所というのはその経済の一翼を大きく担う一つの企業であるというふうに思っております。条例改正の提案は、一方では行き過ぎた保護主義との批判を買うかもしれません。しかし、戦後の日本がそうであったように、この底冷えした地域の経済を再び立て直すためには、私はある程度の保護主義政策をとらなければ、市民は本当に凍えてしまうのではないかとこのように考えています。

市長は日ごろからTPPは反対だとおっしゃる。ただ、一方で恵まれた状況の中で暮らす都会の方は、完全撤廃による消費者の恩恵を受けてなぜ悪いという声が多数を占めている。私は地方は都会とは違うと思っております。さまざまな批判を浴びようとも、執行部、議会が一つになり、少しでも菊池の経済の立て直しに役に立っていく。そして条例改正に挑むべきと思いますが、市長のご見解をお聞きいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 市庁舎等を想定した入札に関する地元対策ということでございます。公共工事でございますので、透明性、公平性、客観性、十分に配慮しなければいけませんし、コンプライアンスを十分に踏まえる必要がある。一方で地元経済への効果ということも十分に考えて、それが両立できる範囲で最大限の努力をして

いきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） それでは、次の質問に移ります。

菊池市の祭りについてということです。

1点目、市としての取り組み、そして、その歴史について、現在、菊池市の商工観光課がかかわる祭りの数や、その歴史についてお伺いをいたしたいと思います。

2点目、菊池秋まつり、通称新宮さんと呼ばれている祭りですが、今後の取り組みに対してということですが、市長は昨年来、この祭りを10月15日に固定せず、土日、祝日に開催をしたいというふうにおっしゃっておられますが、これからの取り組みについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、まず第1点目の市としての取り組みと歴史についてのお尋ねのところをお答えいたします。

本市の祭りの現状と、その歴史についてでございますが、現在、商工観光課所管の祭りといましては、ホテルフェスタ in 旭志、菊池夏まつり、菊池秋まつり、七城ふるさとコスモスまつり、菊人形・菊まつり、泗水秋まつり、以上、六つの祭りを実施しているところでございます。菊池神社の秋の例大祭、新宮さんにつきましては、その歴史を振り返ってみますと、明治3年に菊池神社が創建されまして、その後、明治8年から始まっており、138年の歴史があります。

菊池秋まつりにつきましては、神社の秋季例大祭に合わせまして開催され、昭和29年の秋まつりの写真が菊池市商工会設立記念誌に掲載されていることから、60年以上の歴史があるものと思われまます。

また、夏まつりにつきましては、その前身と考えられます菊池温泉まつりが昭和30年代前半に開催されていますことから、約60年続いているのではないかと推測しているところでございます。

このほか、菊人形・菊まつりやホテルフェスタ、七城ふるさとコスモスまつり、泗水秋まつりにつきましては平成に入ってから始まったものであり、各地域の思いのこもった、また、地域振興的な性格を備えた祭りであると考えているところでございます。

次に、第2点目、菊池秋まつりに関してでございますが、10月15日に菊池神社の神幸行列と市のまつり実行委員会が行っております市民参加型の祭りでございます。



ますが、議員のご指摘のとおり、各地区での通し物を初めとする参加者、また沿道の見物される市民の皆さん方は、以前と比べますと大変減少しているところがございます。この問題につきましては、まつり実行委員会でも取り上げられている事項でございます。子どもから高齢者の方まで多くの市民の皆様が参加しやすい、楽しめる環境をつくるのが最も重要であると認識しているところでございます。

あわせて歴史と伝統のある祭りであり、日程変更等につきましては大変難しいところがございますが、菊池神社との協議は今後も継続して行ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、このような状況を踏まえまして、本年7月に通し物に参加されました地域を初め、教育関係や企業、団体などのご協力をお願いいたしまして、菊池秋まつりに関しますアンケート調査を実施したところでございます。アンケートの配付数が280、回答数が188、回答率は67%で、結果、詳細につきましては現在取りまとめを行っているところでございます。その結果をもとに、市まつり実行委員会では今後の資料として協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） アンケート調査もされているということで、私が住んでいるところでも住民アンケートを区長さんが先頭になってとられたこともあります。ただ、私なりの見解をまずお話をさせていただきます。

私は、基本的に祭りと言われる行事とイベントと言われる行事は根本的に意味が違っているというふうに考えています。祭りとは、さまざまな物や事柄に喜怒哀楽の感情を表現し、自然発生的に継続をされてきたものであると。例えば中山間地の田んぼの中に岩があって、その岩に豊作の祈りや、そして喜びをささげながら、集落とか近所の人たちと色々な座みたいなものをつくってやっていく。これらがある意味祭りであると、信仰に準じたものであるというふうに思っています。また一方で、イベントとは人為的に造作をされて行われている行事であると。

そのことを考えたときに、先ほどお聞きした菊池市が所管をする祭りというのは、全てがやっぱりイベントではないかというふうに思っています。とりわけ歴史もお聞きをしたのですが、泗水や七城、旭志で行われている祭りは、ほとんど平成につくられたものであります。それはやっぱり今の社会状況やいろんなニーズに合わせてつくられたイベントであるというふうに考えております。

また、近い時期に何らかの転換を図っている菊池の夏まつりは、いろんな形態があったと思います。七夕祭りと呼ばれたときもあるし、今は白龍まつりとして姿を

変えている。この白龍まつりにするときも、20年ほど前、私がまだ33か4ぐらいのときだったと思うんですが、構想に1年間をかけて、市は予算がないということですから、県の補助金を12団体から5団体とれるという提案型の補助金に手を挙げながら、資料を作成して予算を獲得して、そして今ではFRPでつくられている、あの龍の頭は、もともとは自分たちで鉄骨を溶接しながら、網をかぶせて、昔でいうトイレに使うがさがさな紙を水につけて、粘土を自分たちでつくって、張り合わせてああいう形にした。そのときに今まで市役所や商工会だけが警備等に当たっていたものを、じゃあ自分たちでつくる祭りなら自分たちで全てをとり行うということで、馬の設置や、祭りが終わった後、夜12時からの撤去も若者たちで行っている。そういう形で継続をしてきたという経緯があります。

ただ、残念ながら、この菊池の秋まつりだけはその中の転換がうまくいっていないということです。一つは、先ほどおっしゃったように菊池神社の神事に合わせてきたということがネックになっているのではないかと思います。通行どめとか、いろんな問題もあるとは思いますが。一方は、俗に言う本当の祭り、神事であり、一方はイベントである。これはやっぱりうまく組み合わせればいいんですが、なかなか、もう今の状況では、多分、私は社会のニーズや市民のニーズに合っていないのが現状じゃないかというふうに思います。

例えば土日や祝日に日にちを変更する。そしてにぎわいが戻るかといえば、私は戻らないというふうに考えています。実際、十数年前に私もみこしの団体を持っていましたので、会議にはいつも出ていたのですが、土日なら大丈夫だという意見が大半を占めた中で、土曜日にこの秋まつりが開催されたことがあります。ありましたが、結果は前年度よりも人が少なかった。そして反省会で出た言葉は、やはり土曜や日曜日は、若い人は旅行に行ったり、いろんな小学校の行事やクラブ活動の大会があるから、人が少なくなるというふうに言われました。

そのことを考えれば、私はやっぱりこの菊池の秋まつりは抜本的、根本的にあり方を考える時期に来ているというふうに思っています。せっかく続いた行事で、菊池神社の神事も行われる。その中でまちのにぎわいをいかに表現するかということ、私は再度市民の皆様方に問うて、新しい形の祭りをつくり出すべきというふうに考えておりますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 祭りについての見解ということでございますが、今の議員のほうから、白龍まつりをつくり上げていく、その取り組みの過程のお話がございまして、まさに今の話がいわゆる祭りというものの原点のあり方を示しているのではな

いかというふうに思ったところでございます。

菊池神社の例祭であろうが、市民の通し物であろうが、そういったふうに市民が自分たちのまちをどうやって盛り上げていくか、活性化させていくかというエネルギーのあらわれというのが祭りだと思います。今、特に菊池の秋まつりが非常に参加者、それから見物のお客様とも寂しい状況にあるというのはもうそのとおりでございます。私は就任以来、それを何とかしなきゃいかんでしょうということで関係者の方々と話をしてきているところでございます。

祭りというのは、今冒頭に申しましたような経緯から、市役所と議会だけで話をして何か生まれるものではないと思っております。市民の方々がこの祭りをどういうふうにお考えなのか。そこに大きな今、疑問符が突きつけられているわけですから、官民挙げて一緒に徹底的に議論すべきだと思います。昨年、その議論をやりまして、やはり力が分散するよりも一体化でいこうということで、従来型の一体化を今、少しずつ進めているところでございます。

それから、開催の曜日が多少ともやはりにぎわいに影響があるんじゃないかという考えもありましたので、その点については神社さんと今お話を引き続き進めているところでございます。しかしながら、今のご提案は、曜日とも関係ないということであるならば、じゃあ、しかし一体どうするのかという根本の問いにもう一回戻ることになりますので、市民の方を広く含めて、そのことをもう一回議論する必要があると思います。市役所としてどうするかということではなくて、まちの人たちがどうされたいか。それによって私どもがどうかかわりしてご支援していくかということが決まってくると思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 曜日に関しては、市長が言われるように土日のほうがいいということで、そういうご意見が市民の方からあるのであれば私は構わないというふうに思いますし。ただ、ここで申し述べたいことは、曜日だけを変えても、じゃあ中身が変わるかというところを再度市民の方と話をさせていただきたい。

また、もう一つは、この菊池神社の秋まつりなんですけど、菊池秋まつりですね。通称、新宮さんという言い方をしましたが、もう一つ呼び名があります。隈府の祭りです。いや、もう隈府の祭りじゃないかという話が大勢を占めるわけです。そういう意味でいけば、できれば菊池市全体の行事として、より多くの方に意見を求め、そして参加をしていただきながら、再度まちのにぎわいを掘り起こす、そんなことができたらというふうに感じています。

ぜひとも市長を初め、市役所の方々がリーダーとなって皆さん方の意見を収集して、よりよい祭りになることをお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午前10時44分

開議 午前10時52分  
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） おはようございます。議席番号13番、岡崎俊裕でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今回、2項目について通告をいたしております。

1点目が、市民広場の整備と周辺整備について。

2点目が、市政を担う職員の研修についてであります。

最初に、市民広場の整備と周辺整備についてであります。その前に、私なりにこの1年を振り返ってみますと、3月に「日本史を動かした肥後武士団の実像とは」と題して、菊池武光シンポジウムが熊本県北広域本部菊池地域振興局の主催で開催をされました。また、秋には恒例の菊池の秋まつり、菊池神社に祭られております主祭神、菊池氏12代武時、13代武重、15代武光、3公の御神体を初めとする神幸行列、また、稚児行列、千本槍隊、あるいは菊池氏24代の武者行列等があります。征西将軍懐良親王お手植えとされます將軍木の前を通り、神幸行列は深川の菊池氏初代則隆公の墓所まで道行きをされておりますし、恒例の菊池の秋まつりを盛り上げていただいたものと思っております。

先般、「菊池一族の心 今ここに集う」菊池一族歴史交流シンポジウムが開催をされております。遠く遠野市、宮崎県の西米良村、そして鹿児島県の龍郷町からも参加をいただいて、「文教菊池の再興めざして」と題し、また、市民劇、菊池一族「蘇れ菊池のころ」もまた先般開催をされたところであります。市民の皆さんが主演となって、市民手づくりの劇でありました。超満員の文化会館で上演をされ、感動したのは私ばかりじゃなく、会場におられる皆さんはもとより、市長を初めとする出演された方々、そして取り巻きをして、スタッフとして頑張っていた皆さん方、全ての皆さん方が感動されたのではないかと私は思っております。中世菊池一族の魂、団結力、文教菊池、菊池精神を改めて菊池の誇りと強く感じたところ

ろであります。

このことを踏まえまして一般質問をいたしますけれども、1点目の市民広場の整備と周辺整備についてであります。

1点目に、市民広場整備、または再整備計画はいつごろから始まったのですか。これまでに投じた費用、投資額等は幾らぐらいになりますか。

2点目に、現在進行中のふるさと創生菊池市民広場の再整備計画案の決定時期と事業終了の見込み年度はいつぐらいになりますか。総事業費はいかほどになりますか。

3点目に、周辺部を含めた、市街地を含めた整備計画を考えてみてはどうでしょうか。その考えはありますか。

以上の3点であります。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 皆様、おはようございます。

それでは、岡崎議員から質問がありました3点についてお答えさせていただきます。

まず1点目、これまでの市民広場整備の経緯と投資額についてでございます。菊池市民広場は、ふるさと創生事業として平成元年度から整備が始まり、菊池武光公騎馬像や菊池観光物産館、芝生広場等を整備し、平成4年3月に供用開始となりました。事業費は約3億7,700万円でした。平成11年3月に事業費1億円をかけまして菊池夢美術館を建設いたしております。平成13年度には菊池市民広場再整備計画の策定、平成14年度には市民広場、道の駅整備計画策定のための報告書を作成し、平成20年度には弓道場の解体工事に252万円、平成21年度にゲートボール場跡地を駐車場として利用するための整備を48万円で行っております。また、平成20年度には菊池市民広場再整備事業基本計画策定の検討が行われましたが、市民広場の駐車場整備と進入路の確保のみを計画したものであったため、再検討が必要となり、平成21年度からまちづくり懇談会が設置され、市民広場全体の整備が必要であるとの見解が示され、平成24年度に市民広場再整備基本構想・基本計画の策定に取り組んでおります。作成された基本構想・基本計画（案）をもとに平成25年度におきまして商業施設や温泉施設などの需要予測や収支予測、またPFI導入による民間事業者の参入を視野に入れた調査を行っておりますが、余り効果は得られないとの結果となっております。

2点目の、この基本計画を、今後の基本計画はいつ固まるのか。また、事業終了見込み、事業費はということですが、今定例会で上程しております市民の意

見及び提案を反映させることを目的としました市民広場再整備市民検討委員会を設置し、委員の意見を反映させながら、概略設計を作成し、平成27年度には基本計画を決定したいと考えております。

なお、今回の事業につきましては、社会資本総合整備事業の計画に含まれておりますので、計画期間を平成30年度までとし、新市建設計画におきまして事業費を約7億円と見込んでいるところでございます。

3点目の周辺と一体となった整備を行ってはどうかという点でございますけれども、市民広場の周辺にあります菊池神社や菊池公園、また指定文化財や菊池遺産に登録されている史跡等が、温泉街、市街地に多く点在しておりますので、このような本市の歴史、文化資産を生かし、市民広場の整備が周辺一帯のにぎわいづくりに寄与できるような計画にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 2回目の質問を行います。

周辺部を含めた整備計画についてということでお聞きをしましたけれども、本市の中心市街地の活性化を図る上で、市民広場再整備計画は市民広場周辺を含めた整備計画の樹立が不可欠だと私は思っております。周辺部にはたくさんの菊池の宝があるわけでございます。御所通りはご承知のように景観形成協議会を作成して街並み保存をされている場所でありまして、わいふ一番館、そして將軍木、松囃子能場、あるいは伝統ある菊池高校、そして松倉邸、高木医院というものが菊池の宝のようにあります。菊池地域振興局一帯を含めて、その上には第一鳥居があって、桜並木の参道、景観を害している勤労者体育センターがここにはありますし、青少年ホームもあります。景観上は非常に不向きな建物であると、一帯から考えればですね。そして、その上に菊池神社、菊池公園となり、下には中央グラウンド広場一帯があります。この一帯をひとくくりとして検討をすべきではないかというふうに思っております。

この菊池地域振興局、もとは私も通学をしました旧菊池中学校であります。現在は振興局になっておりますけど、ここには農業高校もありました。文教の地であります。ここが今、振興局となっているところでありますけれども、周辺整備を図る上で、にぎわいを街中にもというふうに私は思っておりますので、計画を進める中では、ハード面の整備はもちろんですけれども、ソフト面の整備も進めていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。市長も森の中のまちづくりということをやっておられますし、正観寺のところにはラブベンチができておりますけれども。街中にはたくさんの神社仏閣があるわけですね。お菓子屋さんも菊池はた

くさんあります。有名なチャンチンモドキも菊高にはありますし、やっぱりそういったところをめぐる観光ルートといますか、探検ルートといますか。これにはボランティアガイドの方々がおられますので、当然今も回っておられると思いますけれども、確定したルートづくりをしていって、人を中に呼び込むこともソフト面で大切なことではないかというふうに思っております。

残念ながら、築地井手ではグランドホテルのところではふたをかぶっておりますし、栄町通りもふたかぶり等になって、もとの井手が見えない。ただ、横井手端だけが見えている状況です。築地井手の清き流れが今戻っております。昭和29年以降の温泉湧出からしばらくは温泉水のことで大分においがするというのもありましたけれども、今は清らかな水でありますので、こういう井手の復活等も必ず菊池の将来のためには大切なことではないかというふうには思っております。

こういう周辺整備も含めて、市民広場を菊池の核として、まちづくりの核として、市民広場再整備の中で、周辺も含めた再整備、そしてソフト面のことも含めて、一帯計画をしていただければというふうに思っておりますけれども、市としての考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、ただいま質問のありました、周辺部も含めた整備計画についてでございます。

中心市街地は商店街などの商業機能に加え、居住区の機能、公共機能、文化娯楽機能のほかに歴史的建造物や公園等のさまざまな都市機能が集積し、その都市を特徴づけているものであると考えております。平成24年度から、20年度を計画としました、以前に計画されました隈府中央地区の都市再整備計画の中では、御所通り周辺や市民広場、菊池公園等も含めた中心市街地を計画区域としており、観光拠点と生活拠点が一体となったまちづくりを大目標としまして、商店街と温泉街及び市民広場など、各種拠点施設の連携と、街中の回遊を形成させるための取り組みを行うとともに、昔の街並みの特徴である築地井手等の活用についても検討してまいりましたが、結果として市民広場の整備及び築地井手の活用については進んでいないところでございます。

市民広場周辺を含めた整備計画の策定については、これまでの経緯も踏まえまして、スピード感を持って市民広場の再整備に取り組む必要があるため、中心市街地の活性化に寄与できるものと考えますので、本議会に上程させていただいております、ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会におきまして、周辺一帯を考慮しながら、先ほど議員がおっしゃいますように、ハード面、それからソフト面の整備

も含めまして、にぎわいのあるまちづくりになるよう議論していただき、市民広場再整備計画を作成していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 3回目の質問ですけれども、これは私の思いが強くこもっておりますので、市民広場と周辺部を含めた整備を進めるためには、今いろいろな取り組みがあるということでありましてけれども、私としては、一つの条件として、県の施設、県北広域本部として位置づけされております菊池地域振興局、その隣には菊池保健所の施設がありますけれども、敷地一帯と再整備を図る上では、この県の施設を、今の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業が県事業で花房台で事業を進行中でありまして。市が買収決定をしております、地権者の皆さん方のご協力をいただいで確保されています創設換地が7.3ヘクタールほどあるわけです。県の施設と県有で進めているこの花房中部の畑地帯総合事業の創設換地、できれば、この県の施設を創設換地のほうに移転してもらおうとか、交換するとかできないものだろうかと思うわけですね。なぜかといいますと、県北本部は阿蘇、山鹿、玉名をまとめる県北の県の施設であります。花房台の創設換地は、阿蘇にも近い、県庁にも近い。山鹿、玉名からも非常に便利はいいと私は思っております。

もともと創設換地は、新庁舎を建てようかという、行政機関を建てるようなことでスタートをし、市で買収決定をしたわけですがけれども、今、宙ぶらりんの状態で、なかなか市のほうでも決定しかねている状況ですので、目的を。一つの提案として、県有地、県振興局、これをあそこに持ってきてはどうだろうかというふうに私は思ったわけです。

また、聞くところによりますと、県営の藤崎台球場、老朽化が進み、また駐車場もないということで、移転計画があるようなことをちょっと聞いたことがありましたもんですから、市として同様に県北本部の事務所とあわせて花房台の創設換地に誘致を図ってはどうかと。ただ、野球場となると夜間照明がつきますので、周辺の皆さんと、あそこは第一種の農地ですので、農振地域ですので、その点の考えがかなりありますけれども、周辺の人たちの理解等があれば、誘致に向かって進むことも可能ではないかというふうに私は思うわけですがけれども、市の考えを示していただきたいというふうに思います。これが一つと。

もう一つは、周辺整備の中で、今、高野瀬区の旧の老人福祉センター内に孔子堂跡の石碑があります。21代重朝公がつくられたこの孔子堂。もともとは、聞くところによれば、県道の鯛生菊池線、道路改良によって現在の位置のほうに移転をし



ております。私の覚えでは、2回目の移転だろうと思うのですが、現在地は。老人福祉センターの片隅に寂しく碑が建っているわけですね、石碑が。この孔子堂は菊池の文教奨励のために、菊池氏の第21代重朝公が、その当時の家臣隈部忠直と相談をして文明4年（1472年）に創建をしております。

この菊池氏第21代重朝公の石像は、現在は菊池南中の敷地と隣接する市が整備したポケットパークの中にあります。重朝公の石像が。ご存じでしょうか。文教菊池と公言するのであれば、孔子堂の再建、この重朝公の石碑がある場所等も考えて、やはり市民広場再整備の中で検討すべき項目ではないかと私は思いますけれども、市の考えをお聞きしたいと思います。

また、一つの提案として、現在、市民広場の中央に武光公の銅像があります。これはふるさと創生1億円事業で現在の位置につくられたと。有名な先生につくられた銅像であります。太宰府のほうを見ているというふうに伺っておりますけれども。

菊池神社には、先ほども申し上げましたように、主祭神として12代の武時、13代武重、15代の武光の3公が祭られています。その菊池神社の東側、国道387号が城山の坂をS字に上っておりますけれども、ちょうど曲がる、一つ目の曲がり、次の曲がりのところの菊池公園が南側に突き出たところがありますね。高台があります。その突端の頂に、私とすれば、移設すれば、城山から眼下に隈府の街並み、また菊池本城を見渡すことができるわけですね。領域は、菊池本城から菊池の本領全体を見渡すことが、全体とは申しませんが、見渡すことができる場所ではないかと思えますし、私としては、この移設可能とあれば、ここが最適地ではないかというふうに思っています。

移設することになれば、これまでの経緯がございますので、また、移転費用等もかかりますし、さまざまな要件をクリアする必要があると考えますけれども、市民広場の再整備計画の中にこのことも盛り込んで考えていただけないだろうかというふうに思っております。

以上、3回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの岡崎議員のご質問でございますが。

市民広場再整備ということスタート地点として、もう少し広げた視点からのさまざまなアイデアについてということで理解をいたしました。この市民広場整備につきまして、それから、それに関する、今出ましたような孔子堂の再建、あるいは重朝公の像、それから武光公像等々、いろいろなアイデアがどんどん膨らんでくることと思えますし、それぞれにいろんなご意見があることかと思えます。また、関

係機関もふえてくることになりますと、そちらのほうの事情等もいろいろとあると思います。要すればさまざまに検討しなければいかん項目がふえてくるわけでございます。

そういった、今おっしゃったようなご意見も大変おもしろいものがあるかと思いますが、計画策定を進める中での一つのご意見として受けとめさせていただきたいというふうに思いました。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 計画というのは、大体なかなか進まないのが計画ですから、そのことはしっかり受けとめていきたいと思っておりますけれども。

一つだけ、大切に私が思っているのがあるんですけれども、この菊池氏に関する事で、菊池精神を、旧菊池市の歴代市長の中で、第11代の荒木修先生、熊日新聞の論説に書かれておりますけれども。菊池精神と、これは書いている人、筆者が論説の主幹で平野敏也さんという先生ですけれども、菊池精神と熊本スピリッツということで題して、これは平成2年なんですけどね、これは大事に私は持っておったんですけれども。

その中に荒木修先生が言われていること。菊池市で菊池精神の復活、文教菊池の再建を荒木市長が呼びかけていると。もうご承知のように、歴史的には非常に県下でも最も古い歴史を誇るまちでありますので、古代中世における菊池一族の拠点として栄えて今日まで来ているわけですけれども。荒木市長によれば、人の人たる気品を堅持して、信義に厚く、清廉なる人格者を理想として、みずからもこれに近づこうとする心を示す。さらにみずからも邪を憎み、悪に組みせず、恥を知り、ものや金によって変節せず、勇気をもって信念に生きる心の要素が多分に含まれているということを、菊池精神として荒木市長が言っておられますけれども。菊池精神には、菊池一族の家憲にあります寄合衆内談の事というのがありますけれども、この中のことも触れておられますし、人づくり、地域づくりのバックボーンとして熊本スピリッツの運動が展開されたのも、その精神の源流は菊池精神にあるということをおっしゃっています。

歴史は継承であり創造である。先人の心を我が心として正しく受け継ぎ、それを軸として現代に創造的な発展をされてこそ、あすを生きる力となる。菊池精神、熊本スピリッツの復活、再現に期待するものであるということで、論説員は結んでおられますけれども。この菊池精神を思うと、市民広場を再整備すると、周辺整備等を含めた再整備を図るということは、非常にこの菊池精神を大事にされた荒木市長

があそこに銅像をされたのがその当時だったと思うんですけども。

このことも含めて、菊池市の将来を考えて、市民広場再整備計画を周辺も含め大切に含めて計画を立てていただいて、市民の皆さん、特に今周辺部であります町部の皆さん方の生活が潤うように、そこで生活をされている人たちが本当に市民広場の再整備を図られてよかったと思えるような、周辺も含めた再整備を図っていただきたいというふうに願っております。

このことを申し上げまして次の質問に入りたいと思います。ぜひ、ご参考までに菊池精神とか熊本スピリッツの荒木元市長の故人の考えを生かしていただければというふうに私は思っております。

続きまして、2点目のことについてお伺いをいたします。

市政を担う職員研修等についてということでご通告をしております。人事管理につきまして、これまでに何度かお尋ねをいたしております。本年3月の議会では施政方針の中での組織の改編、男女共同参画の2点を質問をいたしております。昨年12月の議会において人事管理についてということで、人事評価制度の運用について、また職員の健康管理についてということで質問をいたしております。また、23年9月議会では開かれた行政、信頼される市政についてということと、市民から信頼される職員についてということの2点をお聞きをしておりますし、今回の質問も昨年12月の人事管理、職員の研修と健康管理についてということと同様の質問であります。

1点目の職員研修の状況について。

2点目は、職員の健康管理について、お尋ねをいたします。

先般、12月の菊池広報で、詳しく市職員の給与、定員管理などを公表しますということで、非常に詳しい内容で、もう既に公表されて市民の方も周知であります。通告はその前にしておりましたものですから、前後しますけれども、ちょうどこの広報が出た後の一般質問になってしまいましたけれども、ご質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、職員の研修についてでありますけれども、1点目に特に力を入れている職員研修、研修内容としたら何がありますか。

2点目に、研修後の配属、待遇等についてどうなっていますか。

3点目に、人事評価制度との関連はどうなっていますか。

2点目、職員の健康管理については、職員の健康管理で特に気がけていることはありますか。

2点目に、健康等について相談窓口はどうなっていますか。

3点目に、欠員等への対応はどうなっていますか。

4点目が、病気等を含めた休職中の人は何人、どうなっていますかということで最初の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、職員研修の状況について、それと職員の健康管理についてという2点についてお答えをいたします。

行政を取り巻く環境の変化や市民の皆様のニーズが多様化することに伴い、サービスも複雑化、多様化してきているものと考えておりまして、職員一人一人のスキルアップはこれまで以上に求められておりまして、今後、職員研修につきましても継続して、しかも充実を図っていく必要があると考えておりまして、人材育成の面から非常に重要であると認識をしております。

1点目の、特にどういう研修にというご質問だったかと思いますが、OJTによる研修が重要であるとの考えから、今年度より新たに地域経済活性化、市民の満足を得る行政を研究テーマとして、熊本大学政策創造研究教育センターに2年間にわたり職員を派遣しております。また、県大阪事務所、市長会東京事務所にそれぞれ1名派遣し、さらに県との相互派遣交流により2名の職員を県へ派遣をいたしております。

職員に対する具体的な研修内容としましては、新規採用職員、新任係長、新任課長を対象とする階層別の研修や、法制執務、税務、監査事務など専門研修を実施しているところでございます。また、そのほかに接遇、クレーム対応、人権教育、男女共同参画研修等の公務員としてのいわゆる基礎的な知識、技能の向上を目的とする研修も行っているところでございます。

研修後の配属につきましては具体的に例を申し上げますと、熊本県と相互派遣研修に派遣しています専門研修を受けることとなりますので、研修終了後におきましては、研修の効果を本市で発揮してもらうために、可能な限り研修先の業務と関連する部署へ配置することとしております。研修は職員のスキルアップ、人材育成が目的でありますので、研修後の処遇等は考慮はしておりません。人事評価との関連性についても直接の関連はございません。

2点目の職員の健康管理についてでございますけれども、これまで菊池養生園で行う健康診断や市町村共済組合を通して行います人間ドック等により、職員の健康管理に取り組んできたところでございます。最近では、業務でありますとか、人間関係、その他プライベートな事情など、さまざまな要因によりますストレスによりまして、メンタルヘルス疾患を患う職員が増加傾向にあったことなどから、メンタルヘルスに関する職員研修にも積極的に取り組んできたところでございます。昨年、

一昨年と比較しますと、メンタルヘルス疾患による休職者の数は減少傾向にありますけれども、現在まで表面化はしていないというものの、今後も懸念されることから、職場のさまざまな要因に関連して心の健康問題を抱えた職員を出さないための予防の取り組みを基本としました計画を、本年4月に策定をいたしました。また、メンタルヘルス疾患等で休職した職員の職場復帰に際しまして、支援を行うための手引書の作成もあわせて行ったところでございます。

そのほかにも、階層別に分けた、よりきめ細やかな職員研修や、臨床心理士によるストレス相談窓口を月1回開設するなど取り組んでいるところでございます。

また、休職期間が長期になる場合におきましては、臨時嘱託職員補充による代替で行っているところでございます。

今後も職員が職場の要因でメンタルヘルス疾患に陥らないような予防の取り組み等を基本に、積極的に推進してまいりたいと考えております。

最後のご質問ですけれども、現在の休職中の職員は3名で、うち2名がメンタルヘルスに関連する職員でございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 平成25年度に聞いたときに策定を計画されているのが二つあったんですけれども、もう既に計画策定をされているということでございますので、心のメンタル分については対応ができていかなというふう感じたところであります。

何分にも職員の人たちの健康がまず第一でありますし、市民の幸福度、満足度を深めるためには、職員一人一人が健康でなければやっばりできないことでありますので、今後とも健康管理等については十分に配慮をしていただきたいというふうに思っております。

市民広場再整備につきましても、ぜひ前向きに検討していただくように市長のほうにはお願いしておきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（森 清孝君） ここで、昼食等のため休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

○  
休憩 午前11時34分

開議 午後 零時54分  
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで市長より発言の申し出がっておりますので、それを許します。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 昨日の答弁の中で、坂本議員よりご質問があった中で、1点、私が勘違いだと思いますが、ご質問をいただいた事項のうちの一つについて答弁が漏れていたようでございますので、改めまして今、答弁をさせていただきます。

坂本議員、第1回目のご質問の稼げる農業についての菊池米のブランド化という中で、良質の米づくりに向けた取り組みをどう考えているかというご質問でございました。

良質の米づくりに向けた取り組みとしては、昨年度より菊池市で生産されているお米を一堂に集めまして、これを審査、評価する菊池米食味コンクールを開催しております。昨年度は64点の出品でしたが、本年度は倍以上の158点の出品がありまして、生産農家の意識も高まっているものと感じております。

平成28年度には全国の米生産農家から4,000点を超えるお米の出品がある第18回米食味分析鑑定コンクール国際大会の開催が決定しているところですが、大会での最高評価である国際総合部門の金賞獲得に向けた取り組みを行うことが菊池米のブランド化につながっていくものと考えております。

しかしながら、菊池米コンクールの当日、遠藤氏を初めとする審査員の皆様から実はいろいろコメントがございまして、菊池米は確かにおいしいけども、全国のトップクラスに比べるとまだまだであるという厳しいお声もいただいております。よりよいお米をつくっていくということが残された時間で大変重要であるというふうに思っております。

そのために、私どもとしては最大限の努力をしていこうと思っております。米づくり日本一の山形県の遠藤五一さんという方から、本年度、栽培技術指導を受けておりました、農業高校にも指導いただいたところでございます。来年度につきましては、この回数をもっとふやして、3回程度は来ていただきますし、また、コンクールに来ていただきました鈴木会長さん、ほかの鑑定士の皆様にもこちらに来ていただく機会をふやしまして、消費者の側から見たよい米ということのアドバイス等もいただきたいというふうに考えているところでございます。

この国際大会は、米どころ菊池にとっての絶好のPRの機会でございます。県、それからJA菊池さんなど、関係機関団体と市内生産農家にもご協力をいただきながら、大会の成功に結びつけていきたいと思っております。

先般、加恵地区の地区内での独自の食味コンクールがあったという話もありまし

て、大変すばらしいことであると思います。日本一の遠藤さんもおっしゃっていましたが、やはりこういったふうな切磋琢磨しながら、農家自身がこの生産技術を上げていくということが非常に大事だということもおっしゃっていたところがございます。そうしたことに加えまして、市としても今申し上げたような形で、万全の形で強化をご支援していきたいというふうに考えているところがございます。

昨日、答弁が漏れましたこと、おわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 次に、大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 皆さん、こんにちは。議席番号12番の大賀慶一でございます。ことしもいよいよ20日足らずとなりました。また、衆議院議員選挙も今度の日曜日が投票日となりまして、大変慌ただしい師走でございます。

4日間にわたりました一般質問もいよいよ私が最後でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして、4点につきまして一般質問を行いたいと思います。

まず1点目に住宅の耐震化について。

2点目に教育の施策について。

3点目に来年度予算編成について。

4点目に旭志地区の公園整備についてお伺いをいたしたいと思います。

それでは、まず初めに1点目の住宅の耐震化についてお伺いをいたしたいと思っております。

先月の22日の土曜日、午後10時過ぎに長野県北部で震度6弱という強い地震があったことはまだ記憶に新しいところでございます。平成23年3月11日のあの東日本大震災の忌まわしい大災害もまだまだ復興途中であります。先日の長野県北部の地震では、死者こそ出なかったものの多数の負傷者や多くの建物の被害が出ております。また、今後、南海トラフによる大地震も大変現実味を帯びてきて危惧されているところでございます。まさに我が国は地震列島と言われております。いつ、どこで大地震が発生するかわかりません。

先日、七城総合支所を中心に大地震を想定とした地震訓練が行われました。その中で、私は起震車、これは地震を体験する車でございますが、震度6とか7を体験いたしました。本当にあの体験をしてみますとき、震度6とか7の地震では身動きもできません。本当に体験を通して、現実には大地震が起こったときはと思うと、本当に不安が増すばかりでございます。

そこで、本市における住宅の耐震化についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、1点目でございますが、本市におきましてはこれまでも住宅の耐震化調

査については行われたのでしょうか。また、耐震に対する計画はあるのでしょうか。そのような現状はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

次、2点目に、本市の高齢化が進む中で、居住者もまた老夫婦だけの世帯や独居老人の世帯も多くなっております。そのような世帯に対しての家屋の耐震強化に対する改修などについての説明や、耐震診断の必要性の周知についてはどのような支援体制がありますでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

3点目に、高齢者や障がい者、また自宅での療養者の方々にとっては、地震やその他の災害については大変弱い立場にあります。いわゆる災害弱者の方々に対する家屋の耐震化や補強費用に対する本市独自の助成はあるのか、お尋ねをいたします。

以上3点について、1回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） まず、1点目の住宅の耐震化調査等についてお答えします。

平成19年度において、菊池市建築物耐震改修促進計画策定時に、固定資産課税台帳や建築確認申請書類の調査を行っておりまして、特に緊急輸送道路につきましては沿道建築物についての現地調査を実施しております。

2点目の耐震診断の周知につきましては、1点目でご説明しました耐震改修促進計画とあわせて地域防災マップを作成し、その一部にも耐震診断の重要性を明記しております。このマップは各行政区へ配付し、現在もご活用いただいているとともに、市のホームページにも耐震改修促進計画とあわせて掲載しております。

また個別に漏れなく指導するために、誰でもできる我が家の耐震診断のホームページを利用し、所有者個人でできる簡易な耐震診断を広く普及させ、耐震診断の重要性を認識してもらうよう努めております。

これらの啓発は全市民を対象に行っておりますが、今後は高齢者の方に、よりご理解いただけるようなチラシなどを作成の上、関係施設等に配付し、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 私からは3点目についてお答えをさせていただきます。

本市では、熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業に基づきまして、在宅の要介護高齢者、重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者がいる世帯に対しまして、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の住宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的といたしまして、菊池



市住宅改造助成事業を実施しておりますが、この事業につきましてはあくまで要介護高齢者及び障がい者が住環境の改善を行うための事業でございまして、耐震を目的とした補助についてはございません。

お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 耐震については非常に重要なことであると思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

本市においては、今現在、市が管理する市営住宅や公共施設の耐震補強についてはどの程度の未改修があるのでしょうか。また、本市が所有する市営住宅や公共施設で当然高齢者や障がい者の方も出入りするわけでございますけれども、その状況下のもとで、耐震補強ができていないことがわかっていながら、万が一地震が発生して負傷したり、あるいは死亡したりという場合があると仮定しますとき、その市の責任はどのくらいあるとお考えでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 市の責任というご質問だったと思いますが、近年の多発する地震により、建築基準法も多くの改正がなされ、建設当時は耐震基準を満たす市が所有する施設も、現行法ではその基準に適合しないものも出てきております。これらの施設は既存不適格建築物と呼ばれ、違法とはなりません。

そこで、公共施設の管理責任についてですが、個別のケースに判断されますので一概にはお答えできない状況です。ケース・バイ・ケースでいろんな条件がありますので、その辺を精査する必要があると考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ちょっと今のご答弁の中に、市が今管理する、そういう公共施設の中で、耐震に対する未改修といいますか、それはどのくらいありますかでしょうか。あつたら、わかつたらお答えを願いたいと思いますが。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 正確なデータは持っておりませんので、その辺、ちょっとまた調べまして、ご報告したいと思います。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） それでは、後ほどお願いしたいと思います。

先ほど述べましたように、この弱い立場にある高齢者や障がい者、あるいはまた在宅療養者の方々は、日々の生活の行動範囲は狭くて、いざというとき、迅速な避難行動ができません。そこで、そのような災害弱者の方が1日のほとんどを過ごす住宅の1室を補強し、いわゆるシェルターとまでは言わなくても、耐震化をして、本市独自の助成事業といいますか、そういうのは考えられないでしょうか、質問いたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 地震等の災害が発生した場合、即座の避難が困難な高齢者や障がい者にとりまして、安全な居住空間の確保は大変重要なことであると考えております。

しかしながら、高齢者や障がい者の安全確保のためには家屋そのものの耐震化が大事と思われますので、強固な耐震構造を備えるようなシェルター的な空間を設置するための補助については、実施する計画はございません。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） そのようなことは考えていないということでございますけれども、このとっさの行動といいますか、なかなか弱者の方にとっては非常に厳しい問題がございますので、そういうところをしっかりと含みをいただきまして、何らかの方策をとっていただくならと思っております。

次の質問に移りたいと思います。

教育の施策について伺いをいたしたいと思います。

グローバル化やIT化などにより、今日の子どもたちの教育環境は多様な時代を迎えております。学校教育のみならず、家庭教育も子どもたちの未来のためにしっかりと取り組むことがより増してきたと思っております。

世界に羽ばたける子ども、未来に輝ける子どもの教育はますます大切になってきたと私は思っております。市長がいつも言われるように、子どもは、本市のみならず、我が国においても未来の宝の山でございます。

その中で、市長が就任されました後の昨年9月議会で、私は、市長みずから地元小中学校に出向き、市長が体験して歩いてこられた海外での経験をもとに、子どもたちに出前講座を行っていただくよう提案をいたしました。先日の出口議員の答弁

の中で、菊池南中、北中で出前講座が行われたと伺っております。次回は、また泗水中で予定しているとのお答えがありました。早速実行に移されましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。多忙な日々でございますけれども、今後もぜひ継続して続けていただきまして、できれば市内の高校までも広げていただくならとお願いをしたいと思っております。

子どもたちはあらゆる可能性を秘めております。教育に費用対効果を私は求めてはいけないと思っております。子どもたちに先行投資をすることは、本市の未来のみならず非常に重要なことだと考えております。

そのような中で、原田新教育長が7月に就任をなされました。現在まで数カ月を経ております。原田教育長は、現職校長時代におかれましても本市教育に真剣に取り組んでこられたと伺っております。そこで、改めまして2点について教育長にお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、1点目に、教育長就任に当たり、本市教育に対する現状の認識や、教育長としての基本姿勢についてはどのようにお考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。思いのほどを語っていただきたいと思っております。

2点目に、毎年文部科学省による全国学力・学習状況調査が実施され、結果等が発表されております。これは子どもたちの学力向上を図る上において、また全国との比較において大変有効な調査だと私は思っております。そこで、この全国学力・学習状況調査について、本市における状況や、調査に対してのどのような見解をお持ちでしょうか、教育長にお尋ねをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 皆さん、こんにちは。私に教育に対する思いを話す機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

まず、本市の教育における現状認識と基本姿勢についてのご質問でございますが、ここでは学校教育に限ってお答えさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

これからの社会の担い手である子どもたちには、さまざまな課題に対して臆することなく立ち向かっていける、生きる力をより一層育むことが私たち市民に課せられた使命であり、また菊池市全体が総力を挙げて取り組むべき課題というふうに考えております。

教育の現在の状況としましては、学力面では全国学力・学習状況調査や熊本県学力調査、標準学力検査等の結果から見ますと、児童生徒の学力は確実に伸びてきているというふうに思っております。今後はさらに基礎的、基本的な知識、技能の定

着及び思考力、判断力、表現力等の育成、それから学習意欲を高めることに取り組む必要があるというふうに考えております。また、心の教育では、道徳の時間をかなめとし、教育活動全体を通した取り組みがなされ、豊かな心を持った児童生徒が育ちつつあります。

一つの例ですが、今、全ての学校で立ちどまっの挨拶運動に力を入れております。現在、成果が出てきているところです。3月まで学校現場にりましたが、横断歩道を渡った後にお礼のおじぎをしてくれる。とても気持ちがいいとか、子どもたちがよく挨拶をするようになったという声をたくさんいただきました。今後は、地域の人々の協力を得ながら、ふるさと菊池に誇りを持ち、ふるさと菊池を愛する児童生徒を育てていきたいというふうに思っております。

いじめ問題、不登校問題は全国的な課題ですけれども、本市におきましても例外ではございません。どの子もかけがえのない存在であることを意識させるとともに、自分を大切に、ほかの人も大切にしようとする心を育てていくことが大事だというふうに思います。どの子もよさを持っております。認め、褒め、励まし、伸ばす、熊本県教育行動指標を各学校に浸透させていきたいというふうに思います。

また、時には、ならぬことはならぬの厳しい指導も必要だというふうに考えております。

携帯電話やスマホのマナーの指導やルールづくりもいじめの防止、あるいは犯罪被害防止の観点から、学校、家庭が連携して取り組むべき喫緊の課題というふうに考えております。

特別支援教育につきましては、知的障がいや発達障がい等の教育上特別の支援を要する子どもたちに支援計画を立て、市の補助教員等の配置もあり、きめ細やかな指導ができております。今後、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築に取り組んでいきたいというふうに思っております。

教育環境の整備、充実においては、市内全ての小中学校で耐震化工事、空調設備工事が完了し、学ぶ環境が整いました。子どもたちも非常に恵まれた環境で学習に取り組んでおります。さらに電子黒板等のICT機器、校内LAN等のICT環境が整備でき、授業での活用が進んでいます。より効果的な活用を図るために、教職員研修を重ねていきたいというふうに思っております。

文教菊池の確立のために文武両道・廉恥礼節を教育理念とし、形も心もきちんとして、健康で教養のある子どもたちの育成のために、学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割と責任を認識、自覚して、連携して取り組んでいきたいというふうに思います。私は、学校、PTAの会合、地域の行事等に積極的に出かけ、その時々の実態やニーズの把握に努め、教育行政に生かしていきたいというふうに思います。

次に、全国学力・学習状況調査についての教育長の見解はということでございますが、本年度、小学校6年生と中学校3年生を対象に4月に実施されました。全国学力・学習状況調査の目的は、義務教育の機会均等と、その水準の維持、向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、改善を図るとともに、学校における児童生徒の教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることです。あくまでも1回の調査ですので、これが学力の全てとは思いませんが、この調査結果から見えてきた課題を明らかにし、授業改善や生活習慣の改善に生かすことが大切だというふうに考えます。

本年度の学力調査の結果としましては、全国平均正答率と比較しますと、小学校は国語A、主として知識に関する問題、国語B、主として活用に関する問題、算数A、同じように知識、算数B、活用。全てにおいて菊池市の子どもたちは上回っておりまして。しかしながら、中学校では、逆に国語A、B、数学A、B、全てやや下回っていたという状況でございます。

義務教育9年間の出口の部分で下回るのは非常に残念なことです。中学生の家庭での学習時間、読書への関心、テレビやゲーム、スマホの時間等が影響しているというふうに考えております。学力の向上のためには、学習意欲の向上と学習習慣づくりは欠かせません。家庭に対しましては、各学校からは調査結果とともに今後の取り組み等について情報提供を行い、ノーテレビ、ノーゲーム運動の推進や家庭学習の習慣化など、啓発と協力をお願いしております。

結果が出て以降、各学校でその結果を分析し、対策を立て、実践してきております。ここ数年の傾向でございますが、12月に実施する熊本県学力調査のほうがよい結果を出しておりますので、12月上旬に行われました熊本県学力調査の結果を今楽しみにしているところでございます。

学力の向上のためには、教師の授業力を高めることも必要です。学校教育課の指導主事や学校教育指導員が授業を見て指導する授業力向上推進事業や、各学校の校内研修を通しまして、授業力の向上を図りたいというふうに思います。また、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業にするための特別支援教育の視点に立った授業や、ICT教育等の推進にも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 教育長の教育についての思いは十分に理解できました。存分に本市教育の充実のために手腕を発揮されることを期待いたしております。

次の質問に移りたいと思います。

この学力・学習状況調査についてちょっと調べましたところ、今年度で全国で公立、国立、私立合わせて、小学校6年生が2万395校、児童数、約112万3,000人の児童、それから中学校3年生で1万248校、111万8,000人の学校、生徒が参加いたしております。最近の状況は、小学校、中学校においても秋田県や福井県が常に上位を占めて、1位、2位を占めております。熊本県では小学校がことしの場合25位、中学校が16位という状況でございました。本市の状況につきましては、ただいま教育長のご答弁にあったとおりでございます。

本市におきましても、子どもたちの学力向上にいろいろと取り組んでおられますことは承知をいたしております。先ほどの教育長のご答弁の中にも、年々向上しているというお話でございましたが、さらなる学力向上を目指して、県では県下の教職員を先進県へ派遣していると伺っております。その中で、本市からたまたまことしは行かれているとお聞きしましたけれども、私は、本市独自で派遣することがよりよい学力向上に効果があるのではないかと考えております。つまり、常に上位県である秋田県や福井県などへ、本市の教育委員会の職員や、あるいは、また現場の教職員の方々を派遣して研修を行い、本市の子どもたちの学力向上を図っていただきたいと思いますが、その派遣についてはいかがお考えでしょうか。研修で教職員の意識の向上が子どもたちの学力向上に大変重要なことではないかと考えております。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 失礼します。全国学力・学習状況調査結果の上位県である秋田県や福井県への教職員の派遣についてのご質問でございますけれども、現在、熊本県の事業である先進地研修としまして、菊池南中学校の教諭1名が福井県の公立中学校に1年間派遣されております。昨年度は熊本県から2名でした。本年度は1名の派遣です。なお、昨年度は隈府小学校の教諭が同じく福井県のほうに派遣されておりました。

この研修に2年間で県から3名しか派遣されていない中に、菊池市から2名派遣されたということは非常に誇らしいことだというふうに考えております。2名の教員が学んできたことは、今、熊本県全体の教育施策に生かされておりますし、来年度以降も生かされていくというふうに思います。

菊池市としましても、市の教職員を対象に研修会等を計画しまして、実際、菊池に勤めていた教員が今行っていますので、その教員から、研修会等に呼んで、お招きして、たくさんのことを学びたいというふうに思っているところです。

そのほかの研修としましては、教職員等の中央研修として、茨城県にある独立行

政法人教員研修センターでの研修に、平成24年度、校長1名、23、25年度に教諭1名ずつ参加しております。また、教科等教育国内留学生派遣として、県立教育センターに菊池北小の教諭1名が1年間派遣されておりますし、平成23、24年度にも教諭が1名ずつ派遣されております。

また、大学研修として、県立大学大学院に戸崎小学校の教諭1名が昨年度から2年間派遣されております。平成22、23年度にも教諭1名が派遣されております。

このように県の事業を活用しながら、先進地や教育の専門的機関での研修を積んでおりますので、研修内容については、それぞれ県や市での報告会や研修会等の中で報告や講話を行いながら、先進地等での取り組みや実践を広め、教職員の指導力の向上に寄与しておるところでございます。

菊池市独自の教職員派遣による研修につきましては今のところ考えておりませんが、今後も国や県の事業を活用しながら、先進的、専門的な研修への教職員の派遣等に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 本市でもいろいろ派遣事業に取り組んでおられることはよくわかりました。しかし、できるだけ多くの先生方にそういう先進地を見ていただくということ、私は非常に大事なことではないかと思っております。市の予算もございませぬけれども、先ほど申しましたように、教育に費用対効果を求めてははいけないと私は思っておりますので、ぜひ執行部のそういう予算のご配慮もお願いしたいと思っております。

それでは、次の来年度予算編成についてお伺いをいたします。来年度は江頭丸が船出してよいよ3年目を迎えるわけでございます。4年間の任期の折り返し点を迎えられる。これまでに数々の事業を新市長として展開されてきたわけでございます。多くの市民の皆さんの期待を一心に受けて新市長に就任されましたわけでございますが、残り2年間で市長としての評価も問われるところでございます。

そこで、来年度予算編成に当たりまして、3点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず1点目に、新年度の予算編成の今後の方針と重点としての取り組みはどのようにお考えでしょうか。

2点目に、本市の財政計画についてお尋ねをいたします。国の借金が1,000兆円を超える中で、地方への交付税も一段と厳しくなってきております。自主財源に乏しい本市においても財源の確保は当然厳しさを増してきているわけでございませぬ

すが、最近発表されました国の交付税の一本算定を少し緩めるとのニュースを耳にしたわけでございます。そこで、本市においてそれらのことを踏まえての財政計画はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、先月、執行部より議会全員協議会におきまして新市建設計画についての説明がございました。平成17年から26年までの10年間に取り組んできた事業についての説明と、今後5年間で優先的に実施される事業についての事業名と事業額の説明がなされております。その中で、当初計画いたしました旭志地区の事業費は10年間で全額が消化されております。計画を見る限りでは、今後5年間で旭志地区における優先的取り組み事業はゼロということではございました。これは優先的的事业ということではございますけれども、限られた事業ということではございますけれども、そこで、旭志地区においては今後5年間の事業については、執行部としてはどのようにお考えでありますでしょうか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、私のほうから1点目と2点目、予算編成の方針、2点目の財政計画等についてご説明を申し上げます。

まず1点目の予算編成につきましては、事業の効果を図りながら翌年度編成につなげていくということにしています。まず、5月から各担当部署による前年度の事業評価を実施し、事業の有効性の評価により、各事業ごとに廃止、縮小、統合、拡大等の検討を行ってまいります。その後、10月に市長が重点事業を踏まえた予算編成方針をお示しをしまして、その際、詳細事項を取り決める予算編成要領とあわせまして職員に説明会を実施しているところでございます。

予算要求内容のシステム入力終了します11月末から1月にかけて、財政担当者査定、財政課長査定、総務部長、副市長、市長査定を順次実施して予算を編成しているところでございます。平成27年度予算編成に当たりましては、消費税増税に伴う歳出増や扶助費の増大を初めとし、庁舎整備などの大規模事業、老朽化に伴う既存事業の更新費用等から、厳しい財政状況は続くものと思われるため、事業評価などに基づきます徹底的な見直しを図り、歳出の重点化、効率化により、癒しの里菊池の実現に向けた予算編成を目指しているところでございます。

2点目の財政計画についてですが、平成26年3月に見直しを実施いたしました新市建設計画の中に示しております財政計画が最新のものとございます。計画においては、人口減少、あるいは過年度の決算の状況等を踏まえながら、人件費の削減、扶助費の増大、新市建設計画における投資的的事业等により推計して定めてまいります。平成26年度、260億円の財政規模から、新市建設計画の最終年度でありま



す平成31年度では、230億円程度へ縮小する計画となっております。

不確かなところもありまして変動することも考えられますが、合併特例債の発行期限の終了や、先ほど議員からご説明がございました普通交付税の一本算定化への移行を考慮しますと、ますます予算の選択と集中は必要と考え、重点化などのめり張りのある編成が必要であると考えております。普通交付税の一本算定化につきましては、財政計画を策定しました当時より緩和をされているというところでございます。平成31年度と平成25年度を比べますと、約2億円程度は緩和されているというところで見込んでおります。ただ、先ほど議員が説明されましたように、新たな普通交付税算定の緩和の情報もありますが、ご承知のとおり、今、国会が衆議院解散されておりますので、不確かな状況でございます。

このように当初予定よりも普通交付税の減少幅が少なくなるという見込みもございますが、財政的には大きく減少するということには変わりはありません。今後、社会保障費などの義務的経費の増大、公共施設の老朽化に伴います改修時期の到来等も見込まれるため、なお一層の行財政改革によります事業費の効率化等に取り組む必要があると考えてございます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、3点目の来年度予算の中で、今後の5年間の事業についてということでお答えさせていただきます。

10月の月例会でお示いたしました新市建設計画普通建設事業につきましては、今後5年間の優先的に行う事業を位置づけ、これまで行ってきた市町村枠の平準化を行いたいという考えでございます。旭志地区につきましては、これまでも市町村枠での事業がスムーズに実施されており、他地区よりも進んでいたため、優先的に行う事業をゼロといたしております。

今回、今後5年間で優先的に行う事業をもって市町村枠は廃止するという案でございますが、それ以外の旭志地域の事業を含みます新市建設計画普通建設事業につきましては、一つの財布のもとに、社会情勢の変化や緊急性や重要性から判断し、優先順位をつけて行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） すみません、大変失礼いたしました。先ほど、私が普通交付税の算定替えのところで、31年度と25年度と説明したようでございます。正確に申し上げますと、25年度と26年度の支所経費の算定要件が追加されたこと

による2億円程度の緩和ということでございます。申しわけありませんでした。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 旭志地区においては、5年間ゼロということではなかなかいけないと思います。ぜひ、メリハリをつけた予算をお願いしたいと思っております。

それでは、市長にお伺いをいたしたいと思っております。市長としての平成27年度の予算編成についての流れといいますか、今後行っていくわけですが、その作業の流れについてはどのようになっておりますでしょうか。また、市長として来年度予算の中で重点的な政策についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたしたいと思っております。

次に、市長と語る会などでの意見の集約などから、住民参画の視点からどのような部分で予算編成に住民の意向を尊重し、反映されるお考えでしょうか、お尋ねをいたしたいと思っております。

次に、先ほども述べましたが、財政縮小の時代も迎え、増大する財政需要へどのように対応していくのか。また、市民に十分な理解を得る必要があるのではないかとと思っておりますが、市長のご所見をお伺いいたしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの大賀議員のご質問は、予算編成に関する、一つは今後の流れ。2番目がそれに対する私の思い、考え方。3番目が市民の声をどう反映していくのか。4番目が増大する財政負担にどう考えるかと、こういうことであつたかと思っております。

全体の流れという意味では、既に私の職員に示しました骨太の方針に沿って、今、予算の原案ができてきているところでございますので、これを取りまとめて、1月に細部を点検しまして、全体バランスをとって、かつ、メリハリをきかせた予算案に仕上げていきたいというふうに考えております。

2番目でございますけれども、基本的なこの方針というのは、従来の大きな二つの柱を中心に考えておりまして、経済の活性化の仕組みづくり、それからもう一つは住みやすさ日本一の菊池づくり。これを柱としまして、そこにさまざまな重点プロジェクトを展開していきたいというふうに考えております。

今申し上げましたとおり、肉づけ等はこれからでございますけれども、主なキーワードとして列挙をすれば、引き続き経済の活性化の中では、ネットショップが始まったばかりでございますので、これを本格稼働化させることを中心とした儲かる農業プロジェクト、それから足元の素材を掘り起こす形での着地型観光、これを具

体的に進めていくということで、特に集客につなげるインフラ整備を引き続き進めていきますほか、民泊の展開などにも着手をしていきたいというふうに考えておりました、いずれにしてもこうした形で地域経済の活性化につなげていくような予算編成を考えていきたいと思っております。

それから、二つ目の柱、住みやすさ日本一の菊池づくりに関しましては、キーワードとしては、やはり喫緊の課題であります人口減少対策としまして、とりわけ地域の宝であります、子育て環境の充実であるとか、それから定住促進を強化する部分でありますとか、それから自然の恵みを守りながら循環型社会をどうつくり上げていくかという、いわば環境国菊池をつくり上げるための再生エネルギーへの着手、こういったことが中心になってこようかと思っております。

また、文教菊池の再興ということで、歴史文化を活用するのみならず、現代的なICTの取り入れも積極的に考えていきたいというふうに思っております。また、これから特に必要な、明るく元気な高齢者をふやしていくための健康施策の推進というの、引き続き力を入れたいというふうに考えております。

また、まちづくりボランティアの育成等の人づくり、地域づくりということも忘れてはならないと思っております。最終的には、そうした市民力を結集するというので、魅力ある癒しの里菊池を構築すると同時に、効率的な運用につながるものと、効率的な経費運営につながるものというふうに考えております。

いずれにしましても、先ほど部長答弁もありましたとおり、これからいよいよ一本算定が始まるという大変厳しい財政状況の中でやらなければいけないことはたくさんあるということがございますから、成果をより確実なものにしていく年というふうに位置づけまして、予算の選択と集中によって事業の加速化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ありがとうございます。非常に国の財政も逼迫しておりますし、今後、本市に対します交付税も非常に厳しい局面を迎えるわけがございますけれども、なかなか江頭丸のかじ取りも難しいと思っておりますけれども、ぜひ5万何百人の乗客が乗っておりますので、どうかよろしく港に接岸できますことを期待しております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

旭志地区の公園整備についてお伺いをいたしたいと思っております。合併して丸10年を迎えるわけでございますが、本市における均衡ある社会資本の整備が行われてい

ないのではないかと、私は最近思えてなりません。昨日も坂本議員が中心部外の活性化に疑問を投げかけられておりました。特に旭志地区におきましては、間もなく幼稚園が廃止されることも検討されております。また、旧市町村の中で唯一公園の整備もなされておられません。旭志を除く各市町におきましては、それぞれに地域の特性を生かした公園が整備されており、多くの市民が活用いたしております。

私は以前、旭志の特性を生かしたホテル資料館を備えたホテル公園の設置を要望いたしましたが、考えていないとのことでございました。最近、地域の幼稚園児や、あるいは小学校の保護者の方々や年配の方から、子どもを遊ばせる公園ができないかと、よく相談を受けます。今日の時代、なかなか子どもたちが安心して伸び伸びと遊べる場所も少なくなっております。また、子どもや高齢者が一堂に会して遊んだり、触れ合うような場所も少なくなっております。

そこで、旧市町村で唯一公園が整備されていない旭志地区にぜひ公園の設置をと考えていただきたいと思っておりますけれども、執行部のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 公園整備について執行部の考えということですが、旭志地区での公園整備につきましては、平成19年度にまちづくり交付金事業として、ほたるの里ふれあい運動公園を整備しております。また、小さな公園として、四季の里や道の駅などに遊具を設置したところがあります。これらは市民に大いに活用していただいていると思っております。

公園の市民生活に与える癒しの効果は大きなものがあることは十分承知しておりますが、現在のところ、旭志地区に新たな公園を整備する計画はございません。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 公園と申しますと、我々が普通目にするのは、芝生広場、あるいは遊具を備えた公園というのが普通でございますが、今、部長の答弁の中で、これは我々も公園として認識はされないのではないかと感じておりますが。

そこで、次の質問をしたいと思います。公園の設置については考えていないということですが、各地域のこれまでの公園設置に関して、設置の例えば規定や基準というのがあるのでしょうか。旭志地域には公園らしい公園がありませんが、その根拠となるものといいますか、予算面が一番大きいんじゃないかと思っておりますけれども、そのことについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 公園についての基準ということですが、明確な基準はございません。ただ、新たな公園整備につきましては、人口減少の中、全市的に総合的な観点で進めていく必要があるかと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 人口減少ということでございます。確かに旭志地区におきましては人口減少はこれは致し方ない。しかしながら、旭志地区におきましては、農産物にしましても大変なウエートを占めておるわけでございます。また、工場出荷においても旭志地区は旧四市町村の中でも大きなウエートを占めていると思っております。

公園整備に当たってはそういうことも考慮しながら、やはり地域のニーズに応えていただきたいと思っております。今後もこのことにつきましては私も質問をしていきたいと思っておりますので、また今後ともよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 先ほど、耐震化の質問の中で、残っている市の建物ということでありましたので、数値が出ましたので、ご報告を申し上げます。

昭和56年以前に建設された市内の200平方メートル以上の市有公共施設について、現段階で把握しているものになりますが、103施設ございます。そのうち耐震性のあるものが87施設です。このうち小学校施設については耐震化が終了しております。これ以上の不適格建築物については、今後も引き続き計画的に耐震化を進めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 以上で、一般質問を終わります。

ここで市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、定住自立圏構想中心市宣言について説明をさせていただきます。

お手元に資料を配付しているところでございますが、まず最初にちょっとだけ説

明をさせていただきます。

現在、全国的に人口減少及び少子高齢化の進行が見込まれております。特に地方においては大幅な人口減少と急速な少子高齢化が見込まれ、新聞報道等によりますと、消滅する可能性がある都市が発表されたところでございます。このような状況への対策の一つとして、国において定住自立圏構想が推進され、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、都市圏の住民にも居住の選択肢を提供して、地方圏への人の流れを創出することが必要とされています。

本市においても中心地域の都市機能と近隣地域の自然環境や歴史など、それぞれの魅力を活用し、連携協力することで、安心・安全、癒しの里の実現に向け、菊池市全体で必要な機能を確保し、本市への定住を推進するものとして、定住自立圏構想に取り組むものでございます。

それでは、この取り組みの最初となります中心市宣言について、菊池市定住自立圏中心市宣言を読み上げさせていただきますので、お手元にお配りしております定住自立圏構想中心市宣言書、1ページ目をごらんください。

それでは読み上げます。

菊池市定住自立圏中心市宣言。

菊池市は、熊本県の北東部に位置し、阿蘇の外輪山を源とする菊池川、合志川や迫間川等の恵みによる緑豊かな自然とともに古い歴史、伝統、文化を誇るまちです。平成17年3月22日に旧菊池市、旧七城町、旧旭志村、旧泗水町の合併により、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」をキャッチフレーズとした現在の菊池市が誕生しました。

本圏域は、古来は九州地域の政治・文教の中心地として栄え、江戸・明治期には農業技術先進地として発展し、経済、文化、生活等のさまざまな分野で住民相互の交流が行われています。

行政面においても市町村域を超えた行政需要に対応するため、広域連合や広域行政事務組合等において広域的な住民サービスの提供に取り組んできたところです。

現在の日本社会は、時代の大きな変化に直面しており、少子高齢化による人口減少、都市圏への人口流出、耕作放棄地の増加、地域経済の衰退など多くの喫緊の課題を抱えています。

本市においても例外ではなく、国や県の平均を上回る水準で少子高齢化が進行しており、地域経済力の停滞、地域コミュニティ機能の衰退などさまざまな問題が懸念され、将来の見通しは極めて厳しくなることが予想されています。

このような状況の中、地方自治体みずからが創意工夫し、地域の個性やそれぞれ

が持っている資源を結びつけることで魅力を高め、地方圏への人の流れを創出していくことが求められています。

また、各地域がそれぞれの個性を生かし、役割分担しながら一層連携を強化し、地域全体の活性化に取り組む必要があります。

このため、都市機能の集積する地域と近隣地域を圏域とし、適切な役割分担と連携のもとで、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化など総合的マネジメントを行います。

さらに、菊池の自然の恵みを守り、自然を生かして穏やかな発展を続けていく、「安心・安全の癒しの里」の実現に向けて、一体感のあるまちづくりに全力を尽くしていくことをここに宣言します。

平成26年12月12日、菊池市長、江頭実。

以上、中心市宣言をさせていただきました。なお、お配りしております宣言書の2ページ以降は、中心地域となる菊池地域の都市機能の集積状況や連携、協力して展開しようとする取り組みなどを記載しておりますので、後ほどご一読いただきたいと思っております。

今後は、この宣言を踏まえ、きくちまち・ひと・しごと創生総合戦略本部で、菊池市定住自立圏形成方針の策定に取り組むこととしております。この方針の策定につきましては議会の議決が必要でございます。市民の皆様を初め、議員各位のご理解が得られるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご支援、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 次に進みます。



## 日程第2 議案第148号 上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、議案第148号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案第148号についてご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第148号、土地改良事業の施行についてでございます。市営による土地改良事業の施行につきまして、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご

審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、議案第148号についてご説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお開きください。

議案第148号、土地改良事業の施行についてでございます。提案理由は、土地改良法第96条の2第2項の規定により、市営による土地改良事業の施行について議会の議決をお願いするものでございます。

事業の概要でございますが、事業名は農業基盤整備促進事業、事業地区は西迫間地区、施行場所は菊池市西迫間地内、施行年度は平成27年度から平成31年度の5年間でございます。事業の概要は区画整理、概算事業費は1億1,800万円でございます。施行方法は請負でございます。

あけて、2ページから3ページが区画整理の概要及び事業の計画平面図でございます。

以上、議案第148号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの私の提案理由の中で語句の間違いがございましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

該当部分を読み上げますと、市営による土地改良事業の施行につきまして、地方自治法の規定により議会の議決をお願いすると申し上げましたが、正しくは、地方自治法ではなくて土地改良法が正答でございますので、おわびして訂正を申し上げます。

○議長（森 清孝君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第148号は、経済建設常任委員会に付託します。

○

### 日程第3 報告第21号 上程・報告・質疑

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、報告第21号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、馬場一也君。



[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 報告第21号についてご説明を申し上げます。追加議案書の5ページをお願いいたします。

報告第21号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。

専決第13号、専決処分書で記載のとおり、つまごめ荘における介護事故の損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。

事故発生日が平成26年5月25日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、介護職員が入居者98歳、女性、相手方の実母様でございますけれども、への水分補給介護中、本人がみずから吐き出したものに触れようとしたため、とっさに手の動きを制止しようとした際、上腕から異音がし、その後、痛みの訴えがあったと。そのときは外見上の異常が確認できなかったため、様子観察にとどめた。夜間になり、患部のはれと皮下出血を確認したが、患部保護と安静保持にとどめたため、病院への受診が翌日とおくれた。視察の結果、右上腕骨骨折が判明した。通院による治療を続けたが、その後、以前から見られていた食事摂取量のむらと低下が顕著となり、微熱も見られ、内科的治療が必要となり、同年6月10日、入院となった。その後、容体が悪化し、同年6月25日、死去されたというものでございます。

損害賠償の額は200万円でございます。決定事項は記載のとおりです。

以上、報告第21号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 報告第21号、専決処分の報告について質疑を行います。

つまごめ荘で行われた介護の事故ということではありますが、3点お聞きします。

1点目は、直接この議案に対する質疑になるかどうかわからないので、お答えできる範囲で結構ですが、先日、12月10日の猿渡議員の質問の中で、つまごめ荘職員が忙しいので、入所者の方を一人にするときがあったと、介護士の方がついておられないときがあったということを言われました。それを踏まえて質疑しますが、合併して10年、つまごめ荘での介護事件はこの1件だけですか。

2点目、今回の示談は介護のどの部分に市の瑕疵を認めて賠償金を支払うのか、

お尋ねいたします。

3点目です。骨折とありますが、骨折と死亡の因果関係、これがあるのならば教えてください。

これは報告事件ですので再質問をいたしません。聡明なるお答えをお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 荒木議員の質疑にお答えをいたします。

まず1点目、合併後、介護事故が起きたのはこの1件だけかということですが、介護事故が起こった場合は市の高齢支援課のほうに報告がございます。つまごめ荘につきましては、報告件数、25年度と26年度の2カ年でございますが、25年度が4件、26年度が現在のところ6件でございます。ちなみに特別養護老人ホーム、老健施設、デイサービス、いろいろサービス種類がございますが、25年度、26年度、2カ年で、事故件数は全部で43件起こっております。そのうち骨折が34件ということで、8割近くがそういうふうになっております。

続きまして、今回の示談はどの部分に瑕疵を認めているかということにつきましては、医療機関への受診が翌日になったということがございます。

続きまして、骨折と死亡との因果関係につきまして、保険会社のほうから調査内容が来ておりますので、内容を読み上げさせていただきます。

関係病院、医師への調査、検査データの精査、セカンドオピニオンとしての第三者の整形外科医師、循環器内科医師及び弁護士の見解を総合的に相談いたしますと、事故と死亡との因果関係は数%であるという見解が出ております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は12月19日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○  
散会 午後2時11分

第 6 号

1 2 月 1 9 日

# 平成26年第4回菊池市議会定例会

## 議事日程 第6号

平成26年12月19日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

### 追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 決議案第2号 菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査に関する決議

○

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 日程第3 決議案第2号 菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査に関する決議

○

### 出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君

15番	泉田栄一郎君
16番	森清孝君
17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
政策企画部長兼 市長公室長	小川秀臣君
総務部長	馬場一也君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	中原宏隆君
七城総合支所長	大山堅四郎君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田譲二君
財政課長	中村喜範君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊藤道俊君
教育長	原田和幸君
教育部長	松岡千利君
農業委員会事務局長	原和徳君
水道局長	藤本辰広君
監査事務局長	宮村公男君

---

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	徳永裕治君
議会係長	松原憲一君
議会係	遠山彩美さん

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時05分 開議

○議長（森 清孝君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 日程に従いまして、日程第1、去る12月9日及び12月12日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第117号から議案第146号まで及び議案148号並びに請願第6号、請願第7号の33案件、あわせて所管事務調査について、各常任委員長から審査の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、工藤圭一郎君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（工藤圭一郎君） おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案件6件、予算案件1件、議決案件4件、請願1件の12案件でございます。2日間にわたり慎重に審議しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第117号、菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例の制定については、菊池市ふるさと創生市民広場の整備に関し、市民の意見及び提案を反映させるための委員会を設置するとの説明があり、質疑を行いました。委員より、市民広場再整備基本計画案ができていの中で、今回設置される市民検討委員会は継続性はないのかとの質疑に対し、執行部より、これまでの協議会の委員を中心に委員を選考して内容が継続されるように検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第121号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会の設置に伴う条例の改正であるとの説明を受け、質疑はありませんでした。

次に、議案第122号、菊池市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

の制定については、市職員等の九州管内における宿泊を伴わない旅行について、日当を支給しないこととするに伴う条例の改正であるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、この条例の改正によりどれくらいの削減が見込まれるかとの質疑に対し、執行部より、年間10万円から20万円程度であるとの答弁がありました。

次に、議案第125号、菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法の施行に伴う保育料減免制度の変更及び旭志幼稚園の閉園に伴う条例の改正であるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、閉園後の用途について、また現在の職員の配置はどうなるのか。保護者会からの要望についての対応についてとの質疑に対し、執行部より、用途についてはまだ決定していないが早目に検討したい。職員の配置については総務課で配置されるが、専門職を生かせる職場にお願いしたい。保護者からの要望については要望に沿うよう努めているとの答弁がありました。

次に、議案第126号、菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定については、水迫体育館の一般利用を中止するに当たり条例を改正する必要がある。また地元住民の理解も得ているとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第128号、菊池市歴史民俗資料館条例を廃止する条例の制定については、泗水歴史民俗資料館の老朽化による解体に当たり条例を廃止する必要があるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、現在資料館にある貴重な収蔵品等はどのようにするのかとの質疑に対し、執行部より、廃校した学校に考えていたが、まず仮置きとするとの答弁がありました。また、委員より、将来的には展示を考えるべきとの質疑に対し、執行部より、現有施設に展示を考えたい。将来は方向性を検討しなければならないとの答弁がありました。

次に、議案129号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第8号）中、付託分について申し上げます。委員より、各課で時間外勤務手当が計上されているが、特に高齢支援課、福祉課は遅くまで残業しているが、人員が足りているのか。職員の健康面は大丈夫かとの質疑に、執行部より、人事については今後十分検討したい。健康管理が一番重要視しなければならないとの答弁がありました。

次に、議案第141号、公の施設の指定管理者の指定について（きくちふるさと水源交流館）、議案第143号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市立泗水図書館）、議案第144号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市市民会館）及び議案第145号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市総合体育館）は、各施設の指定管理者の指定を行うものであります。各施設は来年3月31日に指定期間満了となるため、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、指定管理者候補として選定された各団体を指定するもので、う

ち議案第144号、議案第145号については募集要項を示し、公募を行い、菊池市指定管理候補者選定委員会に諮り、指定管理者を選定したとの説明を受け、質疑を行いました。

初めに、議案第141号のきくちふるさと水源交流館について、委員より、地域が活性化していくよう水源地区がモデルとなるよう進めてほしいとの質疑に、執行部より、グリーンツーリズムの拠点として体制づくりを行いたいとの答弁がありました。また、委員より、雇用に当たっては菊池市から採用されるようお願いしたいとの要望がありました。

次に、議案第143号、菊池市立泗水図書館については特に質疑はありませんでした。

次に、議案第144号については、委員より、指定管理候補者選定委員会審査結果の提出が求められました。審査結果については、指定された団体については公表するが、その他の応募団体のものは一般に公表しないものであることから、委員会に諮り、議決を得、秘密会として審査集計表の提示を求め審査を行いました。

委員より、地域性について審査基準の項目は入っているのかとの質疑に、執行部より、地域性を重視するという項目は入っていない。広く民間のノウハウを活用し、サービスの向上、行政コストの縮減を図るという制度の趣旨に沿って公募を行っているとの答弁がありました。

また、委員より、指定の期間を5年間としている理由は何かとの質疑に、執行部より、当初は3年間、以降は5年間という指定を定めているとの答弁がありました。

委員より、中小企業振興基本条例の趣旨が生かされていない。指定の期間を短縮して、次の機会に地元チャンスを与えてほしいとの質疑に、執行部より、期間については市が定めることになっている。今委託している施設は変更できないが今後検討したいとの答弁がありました。

議案第145号の菊池市総合体育館について、委員より、地元の業者からの応募はなかったのか。今後、地元企業より応募があった場合、運営は可能かとの質疑に、執行部より、今回は地元からの応募はなかった。地元の方でもインストラクター等の資格等があれば十分可能であるとの答弁がありました。

次に、請願第6号、協力雇用主・入札参加資格審査にて優遇制度導入を求める請願書について申し上げます。

まず、紹介議員から補足説明を受けました。紹介議員より、既に熊本県も実施している入札参加資格審査については、総合評価方式に地域貢献とかの貢献項目を追加してほしい。仕事につくことで再犯防止につながる。仕事で社会に適応していくことになるかとの説明があり、質疑を行いました。委員より、市の受け入れ



体制はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、菊池市は県の基準を参考にしている。県は協力雇用主を優遇しており、その点数を市が使っているので、既に優遇している状況であるとの答弁がありました。

以上、本委員会に付託されました、議案第144号を除く、議案第117号、議案第121号、議案第122号、議案第125号、議案第126号、議案第128号、議案第129号、議案第141号、議案第143号、議案第145号については、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第6号についても、別段討論もなく、採決の結果、採択すべきものと決定しました。

また、討論のあった議案第144号について申し上げます。議案第144号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市市民会館）は、選定基準の中に地場産業の育成の観点があるとの反対討論がありました。一方、選定基準の中に地元産業の育成と地元雇用を次回選定から入れることを理由として賛成討論がありました。採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願いを申し上げて、総務文教常任委員会委員長報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、福祉厚生常任委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案4件、予算案5件、請願1件です。2日間にわたり慎重に審議をいたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第118号、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、地域子ども・子育て支援事業として、子ども・子育て支援法に位置づけられたこと及び児童福祉法改正に伴う条例制定であり、国が指導した条例の例によって定めているとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第119号、菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について及び議案第120号、菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については関連がありましたので、一括して審議をしました。

執行部より、介護保険法の一部が改正をされ、今まで全国一律に定めていた基準

を市町村の条例で定めることとなったものであり、二つの条例とも基本的には国の基準を菊池市の基準とするが、市の独自基準として、議案第119号については、指定介護予防支援事業を行うことができる者の指定において、市民の安心・安全を図る観点から暴力団排除の規定を追加すること。また、サービス提供に関する記録の保存期限については2年間から5年間に延長することとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、暴力団の線引き、見分け方をどうするのかとの質疑に対し、事業申請の際に法人認可関係の基準をもとに判断するとの答弁がありました。

次に、議案第123号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、出産育児一時金等の見直しに伴い、平成27年1月1日施行で健康保険法施行令の一部が改正され、それに伴い条例の一部を改正するものとの説明を受けて質疑を行いました。委員より、施行が27年の1月となっているが、年度がわりではないかとの質疑に対して、執行部より、産科医療保障制度が施行されたのが当初平成21年1月からで、約5年後に見直すとなっており、今回1月からの施行であるとの答弁がありました。

次に、議案第129号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第8号）中、付託分について、その主なものを申し上げます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境対策費の地下水検査委託料124万1,000円は、硝酸性窒素の基準をオーバーしている井戸、地下水箇所の調査であり、30箇所を予定しているとの説明があり、質疑を行いました。地下水調査の場所はどこかとの質疑に対し、執行部より、今までの調査で硝酸性窒素が多く含まれているところは、特に七城、泗水を重点に考えているが、まだ具体的には決めていないとの答弁がありました。

次に、款3民生費、項3児童福祉費、目1児童福祉総務費の子ども医療費359万1,000円は、助成額の増加に伴う増額をお願いするものとの説明に対し、委員より、これは無尽蔵にかかっただけ使うというスタンスなのか。ことしはこれぐらいにおさめたいという目標数値はないのかとの質疑に対し、ゼロ歳から3歳には県から2分の1の補助があること。現状としては使われただけの補助であるが、医療費の伸びを抑える策として、中学生には一部自己負担を設けているとの説明がありました。

次に、議案第130号、平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての主なものは、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金の国庫支出金返納金1億1,885万5,000円は、平成25年度国民健康保険特別健康診査及び保健指導国庫負担金の精算額88万1,000円と、平

成25年度療養費負担金の精算額1億1,797万3,352円の増額をお願いするものとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第131号、平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての主なものは、款4諸支出金、項2操出金、目1他会計操出金148万5,000円は、平成25年度決算確定による歳入歳出差し引き残額を一般会計へ繰り出すため増額をお願いするものとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第132号、平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての主なものは、介護保険制度改正に伴う電算システム改修と平成25年度決算に伴う補正であるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、五十数億円の予算がある中で基金積立金が3,500万円程度でやっていけるのかという質疑に対し、執行部より、本年度が第5期の最終年度になり積み立てをするが、平成26年度の終わりには基金そのものがゼロに近い数字になるとの答弁がありました。さらに委員より、国保のように一般会計から繰り入れることができるのかとの質疑があり、一般会計からの繰り入れは認められていないとの答弁がありました。

次に、議案第138号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について、款1総務費、項2施設管理費、目1一般管理費における非常勤職員報酬149万2,000円の減額は、介護士の募集はしているが応募がなく、4月から10月までの報酬を減額するものとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、介護職員の不足は何年度からかとの質疑に対し、執行部より、常時募集をしなくてはならない状況となったのは今年度からで、特に9月より4名欠員が出ており、顕著となっているとの答弁がありました。

次に、請願第7号、乳房撮影専門X線装置の購入、設置に関する菊池市の助成に関する請願は、まず紹介議員から説明を受け、慎重に審査しました。紹介議員より、乳がんは女性の16人に一人、罹患するという高い罹患率であること。マンモグラフィは市内においては医療法人牧念人会のみが備えていること。早期発見により医療費が削減できることなど、乳がん検診は公共性が高いため、助成については菊池市が進んで取り組むべきと思い紹介議員となったとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、機械は幾らぐらいするのかとの質疑に対し、紹介議員より、800万円ぐらいであるとの答弁がありました。

委員より、マンモグラフィを疑問視する声もあり、マンモグラフィが乳がんを促進させているという研究発表もある中、一病院が購入するものに対して市が助成をするということはどうなのかとの質疑に対し、執行部より、国の検査では有益であ

り、問題ないとして進めている。助成については国・県とも助成制度はなく、県から公共性、公益性を考えると厳しいものではないかと聞いているとの答弁がありました。

委員より、例えば5年間という期限を設けて委託料に機械使用料を上乗せできないかとの質疑に対し、執行部より、県による検診の機械も設備されているから委託するのであって、検診料金の中には使用料も含まれているとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました、請願第7号を除く議案第118号から議案第120号、議案第123号及び議案第129号から議案第132号並びに議案第138号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、討論があった請願第7号、乳房撮影専門X線装置の購入、設置に対する菊池市の助成に関する請願は、一法人として見た場合、公益性が高いというのはわかるが、一般診療にも使われており、機械購入に対し助成することは適正ではないと考えるとの反対討論がありました。また、無料クーポンを利用して検診できる医療法人として公益性は確保されている。また、一法人に助成することについては、医療法人も営利追求団体であるが、農家も突き詰めれば営利追求集団であり、平成25年度に緑の産業再生プロジェクト促進事業では、森林を守るという公益性をもって一企業に対して補助しており、公益性の高い法人についてはそれを阻害することはないとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同いただきますようお願い申し上げます。

次に、同じく福祉厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

福祉厚生常任委員会で所管事務調査を行いましたので、報告を申し上げます。

まず、今回の所管事務調査の目的ですが、今まで執行部は徴税業務においては法令を遵守して適正に行っていると言われておりました。しかし、平成26年3月定例会における出口議員の一般質問「市税の延滞金について」の答弁の中で、また平成25年度分の決算特別委員会における延滞金問題の審議の中で、徴税業務において一部不適切な事務処理があったと執行部は認められました。

そこで、税務の所管委員会である福祉厚生常任委員会において、地方自治法第109条第2項による所管事務調査として、徴税業務の事務処理について調査することといたしました。実施日は10月16日、11月10日、12月3日と3日間にわたり調査をいたしましたので、委員会における調査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、徴税業務における現在の徴収事務の流れについて、執行部に説明を求めました。執行部の説明では、納税通知書の発送を行い、通常納期限内に納めてもらうが、納付がない場合は督促、催告等により自主納付をいただくよう促す。それでも納められない場合には、納税相談の上、納税誓約をとり分納していただく。納税相談にも応じられない場合は、財産調査の上、差し押さえを行い、公売等により完結となる。財産調査をして今のところ納める能力がないと判断される場合は、執行停止を行い、一定期間見守って、最終的に納付能力がないと認められた場合には不納欠損となるとのことでした。

その一連の事務処理の中の問題点として、執行部より、納税誓約書をとらずに口頭による誓約があったこと。また、本税に付随する延滞金を一部のみ徴収していたものと徴収していなかったものがあり、この場合、延滞金取扱要綱に該当するときは減免申請書の提出により減免すべきところを、減免申請書をとっていないものがあったとの報告がありました。

委員より、この二つの問題点はいつから認識していたかという質疑に対し、執行部より、かなり前からこういう状態があったとの答弁がありました。

委員より、延滞金減免申請書が提出されていないのに徴収していなかった件数は何件かという質疑に対し、執行部より、現在6,000件の滞納があるので、1件1件調べないとわからないとの答弁がありました。

委員より、徴税業務に関する一般質問に対して法令を遵守してやっていたという答弁は今でも変わらないかという質疑に対し、執行部より、決算特別委員会において、徴税業務全体で見ると事務処理が一部不適切だったということで答えたとおり、また、今回説明したように、事務処理を含めて全ての徴税業務ということであれば不適切な部分があったと思っているとの答弁がありました。

委員より、延滞金を徴収していなかった件数はどれくらいあるのかという質疑に対し、執行部より、本税は納付が終わったけれども延滞金だけ残っているものの件数が3万1,106件で、納税義務者数にすると4,928件あるとの答弁がありました。

また、執行部より、次のとおり延滞金等の問題点として、その対処方法の説明がありました。

1点目、①システム上の問題で収納日と領収日の時差により、本来計上されるべきものでない延滞金が計上されていること。その対処方法は、台帳の訂正をして台帳からの削除処理を進める。

1点目の②として、督促状発送と納付の行き違いにより、督促手数料は発生しないが台帳では督促手数料が未納となっていること。この対処方法は速やかに発送履

歴の削除を行う。

大きな2点として、金融機関において督促状の納期限が過ぎたものは、税務課に問い合わせいただき延滞金を加算して領収すべきところを、そのまま領収したケースがあったこと。その対処方法は、本人の責ではないので、不納欠損に準じた処理を行う。金融機関に対しては、納期限を過ぎた納付書持参の場合は、必ず税務課に確認の上、延滞金を追加していただく。

3点目、複数年度の滞納がある場合は、現年度を徴収しつつ、過年度分については延滞金を生む原因となる本税を優先していたため、延滞金未納の原因となるところもある。対処方法としては、現在、現年度の分の滞納はなく、遅滞なく行われているものと、未納となっている延滞金については、その資金等を調査し、現年度分を納めながら未納の延滞金まで納めることが困難であると判断される場合は、当時から執行停止処分をしていたものとして不納欠損に準ずる措置を行う。

以上の説明を受け、質疑を行いました。

委員より、納付期限の過ぎた納付書でそのまま領収することのないように、納付書にバーコードつけることはできないかという意見に対して、執行部より、指定金融機関、または収納代理機関がバーコード対応の窓口であれば可能かと思うが、納付書の様式もあわせて金融機関と検討していく課題であるとの答弁がありました。

委員より、菊池市税にかかわる延滞金減免の取り扱い要綱はどういう目的で制定したのか。また、制定したにもかかわらずなぜ運用していなかったのかという質疑に対し、執行部より、地方税法には減免できるという規定はあるが、判断基準を明確にするために平成22年4月1日施行の要綱が制定された。これにより減免できる場合は減免申請書をとって減免するという手続になっていた。しかしながら、今まで誓約書がなくても毎月納められていた方に対して、計画どおり履行してもらったらこの先は延滞金は減免できるということを手紙で言っただけで、減免申請書の提出まで徹底できていなかったということで今日まで至っている。信頼関係を損ねて新たにまた延滞を生むんじゃないかということに心配したこともあり、徹底できなかったとの答弁がありました。

委員より、延滞金を取っていないという業務の中に市議会議員2名は含まれているかという質疑に対し、執行部より、福岡高裁の判決もあり、どなたが入っているとか入っていないとかの答えはできないとの答弁がありました。

最後に、執行部より、滞納に係る税収納事務改善計画が出されました。

改善の内容については、1点目に、納税誓約は文書による誓約で徴するように努める。

2点目に、財産調査や納税相談を行った後、延滞金減免要綱に該当する場合は、

減免申請書の提出による減免を行う。

3点目に、延滞金の減免の決裁区分において、現在の課長専決を見直し、金額による決裁区分に改める。

領収日は納税者が金融機関の窓口で実際に支払った日とし、データ作成の依頼を指定金融機関に行う。

5点目に、延滞金を債権として適正管理を行えるよう、システム改修を速やかに行う。

台帳の整備については、徴税吏員とは別に2名を配置して、2年をめどにやっていきたい。

以上の改善計画の説明を受けて質疑を行いました。

委員より、改善計画の進捗状況を3カ月ごとに報告してほしいという要望に対し、執行部より、問題を精査して実際に台帳に採用するということまでは時間がかかるかと思うが、どういうふうな手順で進めていくかということでは3カ月の期間内に示せると思うとの答弁がありました。

市長より、最後に、延滞金に関しては債権の一つであるという認識が非常に弱かったと思う。そのために仕組みがなかった。今回こうしたことが判明して、大変私どもとしてはじくじたる思いで残念だが、逆に前向きに捉えて、この際に全部点検をしてきちんと整備してまいりたいとの発言がありました。

当委員会では3回にわたって所管事務調査を行いました。執行部より改善計画まで出されて、その進捗状況も所管委員会に報告をしていただくことになりましたので、所管事務調査を終結することといたしました。執行部におかれましては要望や指摘を含めて適正な事務執行に当たっていただき、公平公正の立場で対処していただくよう申し上げ、所管事務調査の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） おはようございます。

それでは、経済建設常任委員会委員長の報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、予算案7件、議決案件4件です。現地調査も踏まえ慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第124号、菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定については、委員より四つの特別会計を統合して一つの特別会計にしているが、地方財政法上適法であるのかとの質疑に対し、執行部より、会計を統合するものではなく、別々の会計で運用しており、地方財政法上の問題はないとの答弁がありま

した。

さらに委員より、問題ないという説明だが、それぞれ独立会計であるので、より透明性を図るために特別会計ごとの料金改定としたほうがよかったのではないかとの意見に対し、執行部より、地域間格差是正というのが一番念頭にあり、そういった中で今回のこのような形となったとの答弁がありました。

また、委員より、料金の値上げは市民の生活に直接影響するので、議会の議決後ではなく、事前に住民説明会を行わなければ理解が得られないのではないかとの質疑に対し、執行部より、金額を用いた詳細な説明が必要と考えており、議会への説明後、区長への説明、市民への説明と行っていくことが順当であると考えていた。今後は予定どおり12月中に区長会への説明、1月からは住民説明会を行っていくとの答弁がありました。

また、委員より、使用料を値上げする前にまず加入促進による市民負担の軽減を行うべきではないか。加入促進並びに滞納の改善についての対応はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、加入促進としましては、3年以内に管渠工事が終わった方については、職員が戸別訪問して加入依頼を行っている。また滞納の解消としては督促状の送付、電話での納付依頼、委託業者による戸別訪問等で対応している。今後も積極的に継続していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、使用料収入で維持費は賄えている事業もあるが、公債費の償還を含めると、各単独会計は赤字になっているという現状をもっと市民に知らせていき、料金改定による値上げへの理解を得るようにしていく努力も必要ではないかとの質疑に対し、執行部より、市民からのご理解があった上で料金改定と考えているので、詳細かつ丁寧に説明をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第127号、菊池市甲森北集会場条例を廃止する条例の制定について及び議案第140号、財産の無償譲渡については、昭和63年の工業再配置促進費補助事業により、甲森北区から市が土地を借り受けて建築したものであり、本年度末をもって土地の使用貸借契約が満了するため、甲森北区へ無償譲渡するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、固定資産税等については今後どういった取り扱いになるのかとの質疑に対し、執行部より、公民館としての役割もあることから、地元から固定資産税の減免申請をしてもらう。また不動産取得税についても地元から申請してもらい、課税免除の取り扱いになると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第129号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第8号）中、付託分について、その主なものを申し上げます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の6次産業化ネットワーク活動



整備交付金 3,179 万円は、泗水地区の事業者による 6 次産業化、焼き肉レストラン及び精肉加工直売施設等の整備に対して支援を行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、法人で肥育したものをみずから解体して、店頭販売や焼き肉レストランに出していくのかとの質疑に対し、執行部より、肥育自体は個人でされるが、解体・加工については専門業者が行っており、ノウハウを教わりながらやっていく形となっているとの答弁がありました。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工業振興費の中小企業後継者育成対策補助金 65 万円は、後継者育成助成金で 2 件、結婚助成金で 1 件分の補助金であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、結婚助成金とはどういった内容なのかとの質疑に対して、執行部より、65 万円の内訳としては、新たな後継者への助成として 30 万円の助成金が 2 件あり、後継者が結婚することに伴う助成として 5 万円の助成金を 1 件支出するものであるとの答弁がありました。

また、委員より、これまでの実績はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、平成 26 年度だけで後継者育成助成金が 8 件、結婚助成金が 2 件となっているとの答弁がありました。

款 7 土木費、項 6 住宅費、目 1 住宅管理費の修繕料 1,156 万 9,000 円は公営住宅の修繕料であり、来年 3 月までの入退去が多く見込まれるため、これだけの修繕料が必要と考え、計上するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、入退去に伴う修繕とはどこか。1カ所のことか、それとも複数の箇所なのかとの質疑に対して、執行部より、全体で 30 団地で 1,200 戸あるが、その中で入退去がある部分についての修繕費用であるとの答弁がありました。

次に、議案第 133 号、平成 26 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 3 号）の主なものは、修繕料 200 万円は旭志地区の簡易水道で漏水が頻発しているため修繕料の不足分を計上するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、旭志地区の配管は特に古いと聞いているが、この先何年くらいで敷設替えが完了する予定なのかという質疑に対して、執行部より、平成 27 年度中に調査を行い、平成 28 年度から随時実施していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第 134 号、平成 26 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の主なものは、光熱水費 459 万 8,000 円は原子力発電所の停止による燃料費調整額及び再生可能エネルギー普及のための賦課金が電力使用料に上乘せられ、処理施設等の電気料金が上がったため補正するものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第135号、平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の主なものは、汚泥処理委託料196万3,000円は、当初予定していた処理量を上回り、汚泥処理費が不足したため補正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、汚泥処理委託料は九州産廃に持っていく分のことかとの質疑に対して、執行部より、670トンほど増量となっており、それを九州産廃に持ち出す分であるとの答弁がありました。

次に、議案第136号、平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）の主なものは、浄化槽清掃業務委託料の27万9,000円は、市町村設置型合併処理浄化槽が使用者の移転等による休止に伴い最終清掃費が発生したものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第137号、平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の主なものは、光熱水費の203万9,000円は原子力発電所の停止による燃料費調整額及び再生可能エネルギー普及のための賦課金上乘せにより電気料金が上がったため補正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、正常に原子力発電所が稼働していたときの料金と稼働停止後の現在の料金ではどれぐらいの差があるのか。また、来年度の予算立てはどのように見込んでいるのかとの質疑に対して、執行部より、平成24年度との比較によると、電気料は2割程度アップしている。金額としては平成24年度で1月の電気料は190万円程度だったが、現在では240万円程度まで上がっている。また、来年度の予算についても、今までの増加分を見込んで計上しているとの答弁がありました。

次に、議案第139号、平成26年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）の主なものは、職員給与費の補正予算額1,050万9,000円の減については、人事異動に伴う人件費と共済組合負担率の変更であるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第142号、公の施設の指定管理者の指定については、菊池市小原ほたる交流館の指定管理協定が平成27年3月31日で終了するため、平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間、改めて指定管理をお願いするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、耐用年数も含んで10年間指定管理するのかとの質疑に対して、執行部より、通常指定管理は10年をめぐりにすることになっており、今回10年間指定管理をお願いした後、さらに3年間延長し、その後、指定管理を外して地元地区への無償譲渡とっていく予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第146号、字の区域の変更については、県営南田島・佐野地区土地改良事業の実施に伴い熊本市から編入した区域について、また字をまたいで工事を

行った箇所について字の区域の変更が必要となったことにより、議会の議決をお願いするものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第148号、土地改良事業の施行については、市営農業基盤整備事業西迫間地区において、国・県との協議が調い、事業計画書の作成、採択申請の提出等を行う運びとなったため、議会の議決をお願いするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、事業費の負担割合はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、国が55%、県が15%、市が20%、受益者が10%となっているとの答弁がありました。

以上、本委員会に付託されました、議案第124号を除く、議案第127号、議案第129号、議案第133号から議案第137号、議案第139号から議案第140号、議案第142号から議案第146号、議案第148号について、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、討論のあった議案第124号について申し上げます。議案第124号、菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定については、もっと十分時間をかけて住民説明すべきである。滞納料金の徴収や下水道加入促進の努力をした上で、単独の原案として、それぞれ議案に上程すべきとの反対討論がありました。それに対し、中山間地あたりの現在の状況を見ると、即座に実施すべきとの賛成討論がありました。また、現在においても菊池市の下水道料金は高い状況であり、消費税増税等、市民の暮らしがこれだけ苦しい時期に値上げすることに反対であるとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長の報告を終わらせていただきます。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一朗君） すみません、訂正をお願いします。

議案第135号でございますけれども、先ほど執行部の説明で670トンほど増量となっておりますということを言いましたけれども、訂正をお願いしまして、125トンということで訂正をお願いしたいと思います。失礼しました。

○議長（森 清孝君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 総務文教常任委員長にお尋ねいたします。

議案第144号、公の施設の指定管理の指定についてですが、菊池市文化会館についてであります。報告書の3ページに、委員より、地域性について審査基準の項目は入っているのかとの質疑があつて、地域性を重視する項目は入っていないと答弁がされております。秘密会で行われているということでもありますので、お答えできる範囲で結構です。もし地域性を入れたところで、仮といいますか、仮の計算というのをされたのかと、もう1点、もし、この144号を否決した場合の市が考えられるリスク、これからどういうことがリスクとしてあるのかというのをお尋ねいたします。

以上2点です。

○議長（森 清孝君） 総務文教常任委員長、工藤圭一郎君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（工藤圭一郎君） 荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。

最初の1点目、点数についてなんですけど、仮定の話でそういう点数をつけて計算し直すことはできないという執行部のお話でありました。

2点目につきましては、今回議会のほうで否決される場合は、3月いっぱいの契約ですので、それまでに再度選考を行うことができるのか。もし、できないとすれば市民会館は一時閉鎖もやむなしというようなお答えでありました。

以上です。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はありませんか。

松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） おはようございます。福祉厚生常任委員会の所管事務調査報告について質疑をいたします。

延滞金問題につきましては大変な問題でございます。住民の間の中でもいろんな形での話を私の耳にも入ってまいります。そういう中で、市の広報等で詳細について、また説明についてする必要があると思っておりますけれども、委員会においてそのような審議はあったのかについてお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 福祉厚生常任委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） 松岡議員の御質問にお答えします。

所管事務調査の中で延滞金等は大きな問題でございましたので、慎重に審議をしました。ただ、これを市民に公開するとか報告するというのは、広報等ですというようなことについては議論はしておりませんので、ご報告します。

[「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 暫時休憩します。

○  
休憩 午前 11 時 11 分

開議 午前 11 時 12 分  
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

福祉厚生常任委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） 一部訂正をいたします。

議会の側としてはそのことについては触れませんでしたけれども、執行部のほうから、なるだけ早い時期に公表しますという執行部からの答弁がっております。以上でございます。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、委員長報告が否決であります議案第 124 号、菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定を除き討論を行います。

議案第 117 号から議案第 123 号まで、議案第 125 号から議案第 146 号まで及び議案第 148 号並びに請願第 6 号、請願第 7 号について、討論はありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 議案第 144 号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市市民会館）について、反対の討論をさせていただきます。

総務文教常任委員会の皆様方におかれましては、委員長報告にもありましたとおり、慎重な審議をしていただきましてありがとうございます。

その報告の中にもありましたが、もともと市が直営していたものを民間のノウハウを生かして効率よくやっていくというのがこの指定管理者制度の趣旨であるということは理解をしております。しかしながら、私はこの指定管理者制度の新たな時代がもう幕をあけてくるのではないかとこのように考えております。それは、この指定管理者制度というものが導入をされて、今日まで、一部では一つの業種の新たな産業としてチェーン化しているという部分も見受けられます。しかしながら、本来の指定管理者制度の意味合いは、地域になじみ、その地域とともに歩んでいく。それが私はこの指定管理者制度の本分ではないかと考えております。

さまざまな指定管理を受けた施設があります。その中で、私は今後ともいかにこの地域に対して貢献をして、地域とともに歩んでいくのか。そのことを知らしめるためにおいても、私はここで反対の意見を表明させていただきます。

○議長（森 清孝君） 議案第144号について反対討論がありましたので、議案第144号に対する討論を行います。

賛成の方。賛成討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 議案第144号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第144号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） おはようございます。

請願第6号、そして請願第7号に対する反対討論をさせていただきます。

まず、請願第6号、協力雇用主・入札参加資格審査にて優遇制度導入を求める請願書について反対討論をさせていただきます。

私はこの請願書を読ませていただき、大変複雑な気持ちになりました。確かにこの請願書のとおり、保護観察対象者には、その期間、しっかり反省、更生していただき、社会でやり直しを図るべきだと思いますが、私などには想像もできない厳しい現実があることだろうと思います。しかし、未来ある若者の背中をしっかりと押して、これからの日本を牽引してもらいたいという気持ちでもあります。そんな保護観察対象者を積極的に受け入れ、社会とのパイプ役を買って出ている協力雇用主様には本当に頭の下がる思いです。ありがとうございます。

ですが、この入札参加資格審査に優遇するかどうかというのは別ではないでしょうか。あくまでも入札参加資格審査は、保護観察対象者に対し、協力雇用主であろうと、そうでなかろうと、誰に対しても公平公正な審査でなくてはならないものと認識しています。しかも、総務文教常任委員長の報告にもありましたとおり、菊池市は県の基準を参考にしている。県は協力雇用主を優遇している折、その点数を市が使っているの、既に優遇している状況であるとあります。

本市には本当にいろいろな人がいます。いろんな生活があります。そしていろんな思いがあります。そんないろいろな人たちの立場や考えの上に立ち、市民にとって本当にうれしいこととは何だろうか考えたときに、手を差し伸べる方法はほかにあるのではないのでしょうか。背中を押してあげることと入札参加資格審査優遇とは

別の問題だと思いますので、私は反対とさせていただきます。

続きまして、請願第7号、乳房撮影専門X線装置の購入、設置に対する菊池市の助成に関する請願に対し、反対討論をさせていただきます。

平成24年から本市においても乳房撮影専門X線装置による乳がん個別検診が始まり、その際、請願書提出者の菊池郡市医師会様、医療法人牧念人会様には市民のがん早期発見、さらには健康増進に大変大きく寄与していただいております、本当に感謝申し上げます。

さて、その実績から見てみますと、本市がこの乳房撮影専門X線装置、いわゆるマンモグラフィを使った乳がん個別検診に際しましてお支払いしました額は、平成24年、208件、113万9,840円、平成25年、186件、101万9,280円、平成26年、これは11月末までですが、176件、96万4,480円、合計570件で312万3,600円でございます。大まかに言うと、年に100万円程度、市民の皆様からの税金でお支払いをしております。なお、あくまでもこの金額は検診に係る支払額のみですので、ほかに一般診療にて使用された際発生する国保等の金額が加算されるのは言うまでもありません。

このマンモグラフィの本体新品価格は約800万円だそうです。少なくとも検診費だけでも8年で回収されますし、耐用年数は10年だそうです。さらにつけ加えますと、乳がん検診は、このマンモグラフィだけではなく、超音波検診、乳房自己検診と、あと2種類ございます。ほかにも道はあります。

例えば、今回のような請願が採択され、一部助成ということになれば、その後、他の医療法人からの、それこそ多種多様な医療機器購入の際、同じようなケースが予想されるのは容易です。例えば、もしもある医療機関が市民の健康に寄与するためにMRIを導入したいので一部助成をしてほしいとなった場合はどうでしょうか。ちなみにいろいろありますでしょうが、私が調べたMRIは1台5億円でした。そして、それがさらに複数の医療法人から申し入れられたらどうなるでしょうか。

現在、本市の財政状況やお支払いしている検診費等をおかんがみした結果、私は反対という結果にたどり着きました。もしもその助成費が捻出できるのであれば、もっとほかの本当に手を差し伸べるべき部分があるのではないのでしょうか。限られた予算がなるべくたくさんの方の市民の幸せな形をなせるように考えていけたらと思います。

委員各位におかれましては、以上のことをしっかりと考えていただき、未来のことも見据え、菊池市議会としての懸命なご判断をされますようお願いをし、反対討論といたします。

○議長（森 清孝君） ただいま、請願第6号、請願第7号に対する反対討論がありました。請願第6号、請願第7号について賛成者の発言を許可します。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番(東 奈津子さん) おはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

請願第7号、乳房撮影専門X線装置の購入、設置に対する菊池市の助成に関する請願について、賛成の立場で討論を行います。

私自身も年に1回の養生園で行われます検診車でマンモグラフィによる検診を欠かさず受けています。しかし、そのときに検査担当の方から言われるのが、必ず定期的に自己触診を行うようにとのこと。つまり年に1回の市の検診だけでは不十分だということです。自己検診なので、違和感を感じたとき、すぐに検診を受けることが必要です。

乳がんは、請願の中にも述べられているように、女性にとってとても高い罹患率であり、再発をすれば治癒することなく死に直結する一大事です。早期発見は欠かせません。早期発見をするためにも、この菊池市に検診の機械がなくなるということは見逃せません。機械がきちんと備わっていることは必要不可欠の条件だと思います。他の自治体での検診となれば日常生活に忙しい女性は結果として検診のタイミングがおくれてしまい、手おくれになる可能性が大きいと思います。また、請願の中でも述べられているように、早期発見となれば医療費の抑制にもなり、公的医療費の削減にもつながると思います。

以上の点を述べて、賛成討論とします。

○議長(森 清孝君) 請願第6号、請願第7号について、ほかに討論はありませんか。猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番(猿渡美智子さん) 同じく請願第7号に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私自身も熊本市内の乳腺外科専門医のところで、もう10年以上前からマンモグラフィとエコーを併用して乳がん検診を受けておりますが、そのきっかけには一人の保護者との出会いがございました。私の教え子のお母さんでありましたが、乳がんにかかられました。彼女は自分で触診をして、何か変だぞというのは気づいたんです。気づいたから病院に行かないかと思ったけれども、地元で専門の病院がなく仕事も忙しかったところから、近所にある産婦人科医を受診しました。産婦人科医で受診をしてもらった結果、大丈夫ですよという声をいただいて、それで安心をしてしばらく放置をしましたが、その後になって、やっぱりこれはいかんということで、マンモグラフィのある専門医での検診を受けたところ、既にもう乳がんが



進行をしていたという結果でありました。

私がお会いしたときは、既に手術も済み、苦しい抗がん剤の治療の最中ではありましたが、そのお母さんが私に、泣きながら、先生、検査だけはしとってください。私も最初におかしいと思ったとき、検査ばしとれば、こぎゃんことにはなりませんでした。それを思うと歯がいかですというお話をいただきました。そのとき、そのお母さんに、私はそれまで乳がん検診を受けたことがなかったんですけど、わかりました。そういうふうに言ってくださるから、私はこれからは毎年受けますという約束をしましたので、その後、毎年受診をするようになったわけです。

もう一人、仕事仲間の女性がおりましたが、彼女は仕事柄、忙しかけん、夏休みになったら検査に行く。彼女も自分の触診でおかしいというのは思っていたんですけど、夏休みになったら。彼女の地元にも専門医がありませんでした。結果、命をなくすことになってしまいました。

○議長（森 清孝君） 猿渡さん、簡潔にお願いします。

○6番（猿渡美智子さん） すみません、つい思いが熱くなりました。

地元をやっぱりきちんとした検診を受けることができる機関があることは、女性の命にとってとても大切なことだと思いますので、ぜひ助成の範囲や方法については検討していただくとして、市内に機械が残るよう配慮していただきたいと思えます。長くなってすみません。

○議長（森 清孝君） 請願第6号、請願第7号についてほかに討論はありませんか。  
樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 請願第6号について賛成討論をさせていただきます。

先ほど平議員から言われた部分はわかりませんが、私、紹介議員として、まず委員会の中で述べたことは、あくまでも指名審査においては能力が、まず経営審査等を含めて能力が最優先をされるべきであると。しかしながら、その中に、今では国でも県も行われている総合評価型の入札制度があるように、保護司の皆様方が頑張り、その更生に努めている、その保護管下の子どもたちを預かっている企業にそれなりの加味を加えていただければというところであります。

過去において、菊池市においても総合評価方式で消防団員の数が加点をされた。そのような例も見受けられます。私はあくまでも優遇措置というその思いの中には、そこだけを優先するのではなく、菊池市そのものが、社会に対する貢献をしている企業に対してそれなりの意識を持つという意味合いにおいての請願だと考えております。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） ほかに、請願第6号、請願第7号について討論はありませんか。  
山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） おはようございます。請願第7号、乳房撮影専門X線装置の購入、設置に対する菊池市の助成に関する請願であります。

私、紹介議員であります。ただいま、女性の二人の方から力強い賛成の討論がありました。私のほうも紹介議員として賛成であります。

まず、本市の医療機関、中核にありますのが医師会であります。医師会の岩倉会長からのお話でありまして、医師会の中では、内科的な病院であって、乳がんの検診はちょっと難しいということでありました。菊池市のそれぞれの病院のほうも、この乳がんの検診の機械は持っておらないということであります。そして、菊池市の乳がんの患者さんや、検診、全て医師会のほうを経て、医師会から医療法人牧念人会のほうに委託をしてお願いをしておるとというのが現状でありますから、ぜひ、今の菊池市の医療機関の中では、ほかの病院はそのことは皆持ち合わせない。また、費用面に対しても、やっぱり採算ベースでは合わないということで、よその病院がやらないというふうな話も聞いております。

ですから、市としては、特に熊本県の14市の中で一番おくれていたところが、合志市、菊池市、阿蘇市でありました。でも、阿蘇市においては、阿蘇市民病院のほうで購入されてやっこられております。また、合志市においては、それぞれの市のほうから再春荘のほうですね、あそこに設置をお願いしたということでありました。菊池市がないということですのでございますから、これは請願の内容を読んで当然であるなというふうに思います。

特に女性の16名のうち一人が発がんをするということが言われております。女性に対しては本当に大変な問題であります。特に乳房に対しては女性のシンボルでもあります。命と一緒にあります。ですから、私は、これは早く見つけて、早く治療してという、先ほど賛成討論の中にもありましたように、医療費の軽減にもつながるといふふうに思っております。少し手おくれになれば、手術して五百数十万円程度、治療までかかるということでもありますけれども、早期発見の場合は数十万円程度で済むということでもありますから、これも菊池市にとっては大変いいことであるなというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 山瀬議員、簡潔にお願いします。

○19番（山瀬義也君） わかりました。

菊池市の発展は、女性の皆さん方がやっぱり仕事、家庭において輝いておられるというのが菊池の発展につながると思いますから、女性は健康であってほしいとい

うのが一番でございますから、そういうような趣旨からいたしましても、どうか議員各位におかれましては委員長の報告のとおりご賛同いただきますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（森 清孝君） これで、請願第6号、請願第7号に対する討論を終わります。  
ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

ただいま討論がありました議案第144号、請願第6号、請願第7号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第117号から議案第123号まで及び議案第125号から議案第143号まで並びに議案第145号、議案第146号、議案第148号、以上の29案件については各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） ご異議なしと認めます。よって、以上29案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第144号、請願第6号、請願第7号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第144号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立少数です。よって、議案第144号は否決されました。

次に、お諮りします。請願第6号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、請願第6号は原案のとおり採択することに決定しました。

次に、お諮りします。請願第7号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、請願第7号は原案のとおり採択することに決定しました。

次に、委員長報告が否決であります、議案第124号、菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） こんにちは。議席番号4番、水上隆光です。

議案第124号、菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の討論をさせていただきます。

この第124号は、値上げの部分が約2,000万円、値下げの部分が約900万円、1,100万円ほどの収入増という改正の中身となります。確かに維持費が使用料を上回るという事業処理施設もありますが、人口が集中している地域とか、人口が少なくとも事業処理場をやっていかなければならない。どうしても集落が分散しているとか、そういう条件等が違うところがあります。

どちらにしても一般会計からの繰入金があります。平成25年度の歳入合計は16億4,364万5,000円、一般会計繰入金が5億1,291万4,000円となっています。歳入の一般会計繰入金の中身といたしまして、公共下水道事業1億2,239万8,000円、特環のほうは1億6,837万4,000円、農業集落のほうは2億305万9,000円、地域生活排水処理事業のほうは1,908万3,000円ほどの一般会計からの繰入金があります。この124号で捻出するお金は、先ほど申しましたように1,100万円ほどでございます。

私の集落の人が話に来られました。15年前に合併処理、合併浄化槽を設置したと。もちろんそのころは補助事業などはなかったと。そして、今ももちろんメンテナンス料を払っていると。そして、またその人は市に対して税金も真面目に払っていると。その税金が特別会計に繰り入れられると思うと、じくじたる思いだと言われます。

私は、この124号は格差是正のための議案だと思っているところです。繰入金の5億1,000万円ほどは、みんなが知恵を出し合って何とか減らしていかなければならないところでもあります。そういう観点から、議員各位におかれましては、この議案第124号への賛成をお願いするところです。もしこの124号が否決ということになりますならば、中山間地域、旭志地区関連の特定地域生活排水処理施設の一部を改正する条例ということで、1月の臨時議会に上程してでも排水の部分の地域間格差というものをなくしていただきたいということを切にお願いし、賛成の討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（森 清孝君） 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

松岡譲君。

[登壇]

○7番(松岡 譲君) 松岡でございます。議案第124号に反対の立場で討論をいたします。

この案件につきましては、下水道事業等の使用料金の値上げと浄化槽使用料の料金の改定、値下げになりますけれども、市民への説明責任がまず果たされていない。また、私といたしまして、浄化槽使用料の改定について決して反対するものではございません。ただし、四つの条例に基づき、公正妥当なものでなければならぬ使用料金を、特別会計の設置の目的を無視したと捉えられるような提案理由での使用料金の値上げなどは、常識で考えても到底納得できるものではございません。

以上の理由から反対とさせていただきます。終わります。

○議長(森 清孝君) ほかに討論はありませんか。

坂本道博君。

[登壇]

○3番(坂本道博君) こんにちは。議席番号3番、坂本道博です。

議案第124号に対して反対討論をいたしたいと思います。

料金改定は市民の生活に直接影響するものであり、十分時間をかけて算出根拠等の資料に基づき住民説明を行い、料金の滞納徴収や下水道加入率促進などの努力を行い、市民の理解を得てから行うべきであり、市民への説明責任を果たさずに議決によって改正していくやり方には納得できるものではありません。また、合併時から七城地区でも6人、7人、8人世帯への2分の1助成についても廃止されるわけですが、該当世帯は全体の約10%であり、高齢者世代を支える就業世代の定住化並びに子育て世代への支援という意味でも、廃止ではなく、他の地区にも広げていただきたいと思います。全ての世代に適用できると考えます。

以上のような理由により、反対討論とさせていただきます。

○議長(森 清孝君) ほかに討論はありませんか。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番(東 奈津子さん) 議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

議案第124号について、反対の立場で討論をします。

反対の理由は、値上げそのものに反対ということです。もちろん委員会の説明で下水道のおおのの会計が公債費の償還払いまで含めると、赤字が続き、毎年一般会計からの繰り入れを行っている状況であることは承知をしております。しかし、4月からの消費税増税や実質賃金の低下、物価の上昇など、市民生活は今とても大

変厳しい状況です。しかも、菊池市の下水道料金は県下14市の中で2番目に高い状況です。市民の生活の状況を考えるならば引き上げるべきではないと思います。

また、議案の内容が市民生活に直結する重要な内容であるにもかかわらず、説明責任が十分果たされていません。予定では、住民への説明は、議会の承認を得てからという執行部の見解でしたが、1月からの住民の方への説明が始まり、来年4月1日から施行となっており、余りにも短過ぎる期間だと思います。

以上の利用を述べて反対討論といたします。

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

議案第124号、菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長の報告は否決であります。よって可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。議案第124号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立少数です。よって、議案第124号は否決することに決定しました。



## 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

### 総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

### 福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

### 経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

○  
休憩 午前11時50分

開議 午前11時57分

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 決議案第2号 菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査に関する決議

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第1、決議案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、決議案第2号、菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査に関する決議案の提案理由の説明をいたします。

先日、一年の世相をあらわすことしの漢字が京都の清水寺で発表され、2014年のことしの漢字には税の文字が選ばれました。まさにここ菊池市もこの税の1文字により市民から信頼を失いつつあります。なぜなら9月24日の全員協議会において、森議長が納税証明書提出の結果、2名の議員が過去に市税を滞納していたと公表されました。

この公表を受け、10月の議会報告会では、市民より市議会議員の税金滞納に対して厳しい意見が続出しました。納税証明書の提出で過年度分の市税滞納が発覚したわけですが、市は以前から滞納はなかったと答弁されています。しかし、事実としてありました。徴収業務は法令を遵守してやっていると言われていましたが、先ほどの岡崎委員長の発表の中に一部不適切な事務処理をされていました。市の根幹をなす徴収業務への信頼が大きく今揺らいでいます。

以上のことを踏まえ、平成18年度から平成23年度の菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収業務について市がどのような対応をされてきたのか、菊池市議会議員に対する市税賦課徴収業務の実態を究明すべきであります。それが市民への説明責任を果たすものであると考えます。

以上を提案理由として、別紙決議案の内容を読み上げて説明いたします。

1、調査事項。お手元の配付のとおりです。

1、調査事項。地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり菊池市議会議員に対する市税賦課徴収に関する調査を行うものとする。

2、特別委員会の設置。

本調査は、地方自治法第112条及び委員会条例第6条の規定により、委員8名で構成する「菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限。

本会議は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を「菊池市議会議員の市税の賦課徴収に関する調査特別委員会」に委任する。

4、調査期間。

「菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。

本調査に要する経費は、予算の範囲内とする。

今、議会が百条委員会を設置しなければ、この問題から目をそらしていることとなります。議員各位におかれましてはご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

平直樹君。

[登壇]



○1番（平 直樹君） 質疑をさせていただきます。

先日、一般質問の中にも答弁の中にもありましたが、福岡高裁での判決の中に、税情報は誰であろうと開示してはならないというようなお答えがあります。今言われたいわゆる百条委員会をつくったときに、その税情報というものは、高裁でもだめですよと言われているのに開示することが、情報を見ることができるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） ただいまの平議員のご質問にお答えいたします。

非常にいい質問をありがとうございます。実は、そのことについて調べてまいりました。

ここに、これは自治省税務局長が昭和49年11月19日に各都道府県知事に出しておる書類です。地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務についてというところがあります。福岡高裁では確かに出してはいけないということでした。それはちょっと区別しますと、一般の市民の方が情報公開を請求したときに、一般の市民の人はだめですよということですが、我々議員は守秘義務もありますし、この百条委員会は調査権という非常に強い調査権があります。

それで、一文読ませていただきますが、地方税の滞納者、滞納額等については、税法上秘密事項とされているが、議会が検査権の発動として当該滞納者のリストの提出を要求した場合、当局は納税の利益の観点から拒否し得ようと。要は検査権であればそれは拒否するだろうということです。それには強制権がない。しかし、百条調査権の発動による場合、可能であるものの、調査方法を議会は秘密会にするなどの配慮のもとに可能と解されていると、秘密会にすればその情報は出せるということ、実務の中でもありますし、自治省からの通達でもありますので、その調査は可能だと私は解しております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） それでは、再質疑をさせていただきます。

今のお答えでは、百条委員会をつくれれば、秘密会であれば前提として情報を出せますよということであれば、私の記憶では、私たち新人が議員になる前に、一度、百条委員会というのができたというふうに聞いております。そのときには、疑惑が出て、それを調べるために百条委員会ができた。そのときに一般市民であった私の気持ちは、疑惑が出た市議を調べる百条委員会ではなくて、それを、誰かが情報を

漏らしたんじゃないかということ調べる百条委員会ができた。それに対して、すごくバランスが悪いなというような印象を持ちました。

そもそも知らるべきは議員さんであって、誰が情報を漏らしたのかというのはその次に調べるべきじゃないかと、その順序が違うんじゃないかというふうに思ったから、そういうふうに私はバランスが悪いなというふうに感じたわけですね。今回、百条委員会をつくれれば、そういった情報を出せるということであれば、そのときに感じたものが今現在同じように考えております。調べることができるのであれば、まずは執行部のほうを調べるんじゃなくて、議員さんたちのほうを調べるべき、それを踏んでから先に進むべきじゃないかというふうに考えますが、そちらはどのように考えていらっしゃるでしょうか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 平議員のご質問にお答えいたします。

前回の百条委員会というのは、市の職員の情報漏えいに関する百条委員会であって、誰がしていたかという百条委員会ではございません。私が今回、まず議員を調べるべきだとおっしゃいましたが、2名の議員は議長に対してもう納税証明書というのを提出されておられます。そういうことで、2名の方というのは一定のことはやられたんじゃないかと思えます。

私になぜ提出するかといいますと、先ほども提案理由に言いましたように、市は以前からなかったと答えてきたわけですね。でも、実際はあった。そして徴収業務は法令を遵守してちゃんとやっていたということは1年半にもわたって言われていたにもかかわらず、徴収業務をやっていなかったということであれば、これはやはり事務的に何か不適切なことが行われていたんじゃないかということで、市民の方からも疑念を持たれますので、最高である百条委員会というのを設置して、そして調べてみないと何ができるかわかりません。その結果を皆さんにお示しすることが、この問題を終わらせる最後のチャンスじゃないかなと私は思っております。

だから、議員の方を調べるんじゃなくて、あくまでも市の職員ではなくて、その市の徴収業務を調べるということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） システムを、個人を特定していくということではなくて、目的がそのシステムをしっかりと解明していくということですので、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

決議案第2号、菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査に関する決議について、賛成討論を行います。

私は、6月議会で同じ趣旨の議案が提案されたとき、市民の議会への信頼を取り戻すために議会自身が襟を正すことは必要だが、伝家の宝刀と言われる百条の設置は慎重にすべきであり、所管の委員等で審議調査すべきだと述べて、反対の立場としました。その後、議会はみずから過去にさかのぼって納税証明書を提出、過去、2名の滞納した議員がいたことを明らかにしました。また、一部事務処理で不適切な部分があったことが判明し、徴税業務についても所管の委員会で調査が行われ、システム改善など新たに徴税業務について改善計画が開始されたと認識しています。

以上のような到達に立って考えると、また繰り返しになりますが、伝家の宝刀と言われる百条委員会の重みを考えるならば、本案件が百条設置になじむかどうか、正直なところ疑問の余地もあります。しかし、議会報告会などでの実際の市民の声は、この点での議会の対応に納得しておらず、委員会調査では明らかにすべき内容に限界があることを考えるならば、百条設置も仕方がないのではとの判断に至りました。

今回の百条委員会設置が本案件の早期解決につながり、議会への市民の信頼を取り戻すためのものにつながることを期待し、賛成討論とします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 私も賛成のほうで討論をしたいと思えますけれども。

先ほど、提案理由を荒木議員のほうからご説明いただきました。職員を調査するのではない、税業務の内容について調査をするということで、対象を絞るということでおっしゃいましたので、非常に絞られた感じで、その分についてしっかりやっただけであればと思えますけれども。

このことを調査することによっては、当然それを対応している職員にもはね返りが来るんじゃないかという部分も非常に心配する部分でありますので、そこら辺のところについては、よりよく、慎重に、この委員会の中では調査業務を進めていただければというふうに私は思っております。

以上のことを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は起立により行います。

お諮りします。決議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、決議案第2号は可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。議員の皆さんは大会議室にお集まりください。

○

休憩 午後零時14分

開議 午後零時29分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、荒木崇之君、工藤圭一郎君、城典臣君、岡崎俊裕君、大賀慶一君、出口一生君、松岡讓君、坂本道博君を指名します。

ここで正副委員長互選のため暫時休憩します。

○

休憩 午後零時29分

開議 午後零時30分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会委員長に荒木崇之君、副委員長に松岡讓君、以上です。

## 菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会名簿

◎菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会名簿

坂本 道博	出口 一生	松岡 讓	荒木 崇之
工藤 圭一郎	城 典臣	大賀 慶一	岡崎 俊裕

○議長（森 清孝君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成26年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

---

閉会 午後零時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 森 清 孝

菊池市議会議員 柁 原 賢 一

菊池市議会議員 工 藤 圭一郎

# 付 録

## 平成26年第4回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(12月2日・12月12日・12月19日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第 87号	平成25年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 88号	平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 89号	平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 90号	平成25年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 91号	平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 92号	平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 93号	平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 94号	平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 95号	平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 96号	平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 97号	平成25年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 ・認定
議案第117号	菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例の制定について	原案可決
議案第118号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第119号	菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決
議案第120号	菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第121号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第122号	菊池市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決



議案番号	件名	審議結果
議案第123号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第124号	菊池市地域生活排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について	原案否決
議案第125号	菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第126号	菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第127号	菊池市甲森北集会場条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第128号	菊池市歴史民俗資料館条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第129号	平成26年度菊池市一般会計補正予算（第8号）	原案可決
議案第130号	平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第131号	平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第132号	平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第133号	平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第134号	平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第135号	平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第136号	平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第137号	平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第138号	平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第139号	平成26年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第140号	財産の無償譲渡について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について（きくちふるさと水源交流館）	原案可決
議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市小原ほたる交流館）	原案可決
議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市立泗水図書館）	原案可決
議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市市民会館）	原案否決
議案第145号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市総合体育館）	原案可決
議案第146号	字の区域の変更について	原案可決
議案第147号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第148号	土地改良事業の施行について	原案可決
決 議 案		
決議案 2号	菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査に関する決議	原案可決
請 願		
請願第 6号	協力雇用主・入札参加資格審査にて優遇制度導入を求める請願書について	採択
請願第 7号	「乳房撮影専門X線装置の購入、設置に対する菊池市の助成」に関する請願	採択
報 告		
報告第21号	専決処分の報告について（つまごめ荘介護事故）	原案報告